LAW FOR DEVELOPMENT

International Cooperation Department RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE MINISTRY OF JUSTICE

編集後記

No.

70

2017.3

法務省法務総合研究所国際協力部報

1 法整備支援への思い 大阪高等検察庁検事長	寺脇一峰
5 バングラデシュ憲法における「国家政策の基本原則」規定 関西大学政策創造学部教授 17 カンボジアの過去・現在・未来 元在カンボジア日本大使	浅野宜之 篠原勝弘
特集 【弁護士による法整備支援】	
26 特集「弁護士による法整備支援」について 国際協力部教官 27 日弁連の法整備支援(国際司法支援)活動 日本弁護士連合会 国際交流委員会委員長 30 大阪弁護士会と国際交流と国際協力部(ICD) 大阪弁護士会国際委員会委員長 弁護士 36 弁護士と法整備支援(JICA)	伊藤 淳 外山太士 黒田 愛
法整備支援におけるJICA国際協力専門員の役割 弁護士による法整備支援事業への関わり―私的な経験を踏まえた考察― JICA国際協力専門員/弁護士 JICAから法整備支援に携わる弁護士として考える「連携と協調」 JICA国際協力専門員/弁護士 57 私にもできる法整備支援	磯井美葉 枝川充志 入江克典 志賀剛一
63 ベトナムにおける日本の法整備支援について〜ビジネスロイヤーとして期待する点〜 アンダーソン・毛利・友常法律事務所 ホーチミンオフィス代表 弁護士	三木康史
外国法制・実務	
68 [ベトナム] ベトナム 2014年企業法	田丸祐輔 辻 保彦
JICA長期派遣専門家(現丸の内綜合法律事務所 弁護士) 85 [ミャンマー] ミャンマーにおける基本的な労働者の権利と労働慣行の促進のためのイニシアティブ	棚橋玲子
(ミャンマー労働イニシアティブ)をめぐる動き 神戸大学名誉教授・大阪女学院大学教授 95 [インドネシア] インドネシアにおける法令の種類、序列および整合性に関する法的枠組み(→)	香川孝三
名古屋大学大学院・国際開発研究科教授	島田 弦 長尾貴子 白出博之
活動報告	
【国際研修・共同研究】 120 [ベトナム] 第 55回本邦研修(家庭裁判所) 125 [カンボジア] 現行プロジェクト第 9 回本邦研修(書式例(判決書)の検討等) 130 [ラオス] 現行プロジェクト第 9 回本邦研修(捜査段階Q&A集の検討等) 135 [ミャンマー] 第 8 回本邦研修(和解・調停制度) 140 [インドネシア] 第 2 回本邦研修(知的財産事件に関する裁判官の事件処理能力の強化等) 146 [インドネシア] 第 3 回本邦研修(知的財産事件に関する裁判官の事件処理能力の強化等) 151 [ネパール] 現行プロジェクト第 6 回本邦研修(司法調停等) 156 [韓国] 第 17回日韓パートナーシップ共同研究(韓国セッション) 162 [バングラデシュ] 第 1 回日本・バングラデシュ共同研究 国際協力部教官 国際協力部教官 国際協力部教官	東内伊藤尾川田田西尾 和 和 正 宏宣 中東湯田田西尾宣 ・ 本章淳幸売範桂道宏
【海外出張】 168 ワシントンDCへの海外出張 国際協力部教官	横山栄作
【 人材育成研修】 172 平成28年度国際協力人材育成研修実施報告 国際協力部教官	石田正範
【部内研修】 204 法制度整備支援活動の対象国に係る政治,社会,文化等の情勢及び 言語に係る研究会(インドネシア,ミャンマー及びベトナム)について 国際協力部教官	大西宏道
【来訪】 206 京都大学法学部生らによる国際協力部訪問 国際協力部教官	松尾宣宏
【講義·講演】 207	稲本実穂
【活動予定】 209 国際協力専門官	稲本実穂
専門官の眼 主任国際協力専門官	下岡純一
各国プロジェクトオフィスから	
213	辻 保彦 棚橋玲子 横幕孝介

国際協力専門官 稲本実穂

法整備支援への思い

1 はじめに

今回、『ICD NEWS 第70号』の巻頭言を書かせていただくという、得難く名誉な機会を頂いた。せっかく頂いた機会なので、昔話も含めて、過去から未来に向けてのお話を書かせていただきたいと思う。

2 昨年の同窓会

まずは、昨年開催された国際協力部同窓会から始めたいと思う。

昨年11月12日午後2時30分から,大阪高等検察庁・地方検察庁が入居する大阪中之 島合同庁舎にある国際会議場で,国際協力部15周年記念行事が開催され,出席する機会 を頂いた。

皆様ご案内のとおり、国際協力部(以下では、従前から使用されている略称であるICDと表示する。)は、法務省法務総合研究所の組織の一つであり、我が国の法整備支援活動の中核的役割を担っている部署である。ICDは、2001年4月1日に発足し、2016年は、満15歳ということになったということが記念行事開催の理由であった。いわば、ICDを絆の中心としての関係者の同窓会という色彩が強いものであった。

実のところ、小生は、1996年4月から2年間は法務省大臣官房人事課付検事として、また、その後の1998年4月から2年間は法務総合研究所総務企画部副部長として、ICDの立ち上げには関与したが、残念ながら、ICD発足後には、ほとんど法整備支援分野にはご縁がなかった。したがって、この記念行事の正式メンバーとなる資格はなかったのであるが、小生の後任として法務総合研究所総務企画部副部長に就任された齊藤雄彦現高松高等検察庁検事長のお口添えや、記念行事を実質上主催された山下輝年公証人(元ICD部長)のご理解もあって、出席する機会を頂いた。

お誘いのご連絡を頂き、また、席上、発言する機会も頂戴できるとのことであったので、 資料に基づいて正確なお話をしたいと考えたのだが、当然といえば当然のことながら、残 念なことに、小生の手元には全く資料が残っていなかった。どうしようかと思案していた ところ、幸いなことに、大阪高検の権瓶由佳里公安事務課長が、昔の資料を探してくださっ た。そこで、それをよすがにして、できる限り正確に思い出しながら、昔を振り返りたい と思う。

3 ICD創設まで

先ほど、小生は、人事課付検事時代から、法整備支援に関与していたと記載したが、正

直にお話しすると、それを思い出したのは、資料を見せていただいてからであった。

当時、法務省の中に、国際化対策等検討委員会という組織ができていたのであるが、会議録を見ると、その会議に小生が出席していたのである。しかし、当時は、ほとんど興味を持っていなかった分野であり、「これに関わる人は大変だろうに。」という程度の思いしか持っていなかったのだと思う。今回資料を見るまで、全く記憶になかった。

このような小生であるが、1998年4月に、西川克行総務企画部副部長(現検事総長)の後任として法務総合研究所に着任してからは、予算要求作業等に加え、法整備支援にどっぷりと浸かっていくことになる。

当時、法務省は、名古屋大学名誉教授の森嶌昭夫先生方が進められていたベトナムなどに対する法整備支援に遅ればせながら協力し始めており、また、財団法人国際民商事法センターの支援を受けて、中国などとの比較法研究なども行っていた。

先ほどお話しした同窓会でも紹介されていたが、この法務省の活動の先頭には、法務大臣や法務省特別顧問であられた三ケ月章先生、元検事総長の岡村泰孝先生、そして、財団法人国際民商事法センターの伊藤正会長が立たれ、大所高所から牽引しておられた。

そのような中で、小生の使命は、小役人的ではあったが、いくつかあった。

第一の使命は、当時、組織としては存在しなかった I C Dを設立することであった。もちろん、組織を作るには、スクラップアンドビルドが前提であるから、法務総合研究所の組織を改編する必要があった。また、新たな組織となる I C D の部長には検事を据えることから、部長ポストをいわゆる充職検事ポストとする必要があり、人事的にも組織的にも、当然のことながら、法務省内での根回しが必要となった。しかし、当時存在した研究第二部をスクラップするについて、歴代の部長を出していた矯正局と保護局の理解を得て可能となり、充職検事ポストとすることについても、当時の官房人事課小津博司課長(元検事総長)の理解と尽力があった。

第二の使命は、ICDという組織を創設しなければならないだけの実績を作ることであった。これについては、当時、総務企画部の榊原一夫部付(現最高検察庁公判部長)や野口元郎部付(現最高検検事、元ICD部長、元カンボジアクメール・ルージュ特別法廷最高裁判所判事)を始めとした総務企画部職員の大活躍に助けていただいた。榊原部付は、その円満な人柄と卓越した実務能力で、ベトナムなど支援対象国の政府高官から絶大な信頼を得ており、JICAベースの法整備支援に加え、刑事法制の整備について事実上アドバイスを求められるほどにまで仕上げてくれた。野口部付は、ネイティブ並の語学力と卓越した企画力で、JICAベース以外に、NGOから資金拠出を受けたインドネシアに対する法整備支援やADB(アジア開発銀行)から資金拠出を受けたインドネシアに対する法整備支援やADB(アジア開発銀行)から資金拠出を得て、フィリピン最高裁研修なども企画し、順次実行に移してくれた。また、民事局出身のキャリアであった亀田哲研究官(「外国会社と登記」や「話せばわかる新研修担保物権法」などの著者として有名。)は、日韓の法務局関係職員を対象とした相互研修と比較法研究を目的として、相互に相手国の研修員を自国に招いて研修・研究を実施する日韓パートナーシップ研修を立ち上げてくれた。これ以外にも、様々な職員が、それぞれの持ち場で力を発揮してくれ、実績は積み上

がっていった。

第三の使命は、このような法整備支援の法的根拠を明確にすることであった。当時、法務省は、国連との協定により、アジア極東犯罪防止研修所の国際研修を実施していたが、これは、刑事関係に限られていたため、民商事法を中心とする法整備支援についても、明確な法的根拠があることが望ましかったのである。幸い、当時、行革のさなかであったので、新たな法務省設置法や組織令に、国際協力に関することを実施できるように書き込む機会には恵まれていた。そこで、そのための作業に協力することが求められた。これについては、松井登総務課長(元名古屋高等検察庁事務局長)や楢原幹雄企画課長(元横浜地方検察庁事務局長)を始めとする本省各部局における勤務経験が豊富な職員が、大活躍をしてくださった。従来、国際関係については、特に、外交の一元化という観点から尽力してこられた外務省も、法整備支援が我が国挙げての国際協力であることなどから、法務省の考え方を理解してくださり、「法務省所管の事務に関する」ということを明らかにすることで、納得いただいた。

このような作業をしつつ,通常業務の予算要求作業を行いながら,あっという間に2年が経過した。この間,ICDを設置する予定の大阪中之島の新庁舎建設現場の進捗状況も何度か視察し,若干の遅れはあるものの,大幅な変更はないことを確認しつつ,大阪高検・地検の幹部へのご説明などを行い,組織要求などの準備も進めていった。

そして、最後の使命は、自分の後任を探すことであった。これについては、当時の直属の上司である栃木庄太郎総務企画部長(元福岡高等検察庁検事長)にも意見具申し、大阪地検の齊藤雄彦検事を推薦した。齊藤検事とは、東京地検特捜部でご一緒させていただき、人格も能力も素晴らしく、かつ、ICDが本拠とする大阪系の検事であることがその理由であった。小生は、栃木部長の密命を受け、1999年夏に大阪に出張し、理由は告げず、齊藤検事に連絡し、夕食をご一緒しながら、世間話をしつつ、法整備支援についての関心の有無を確認したところ、全く興味がない訳ではないと感じ、帰京して栃木部長に報告した。その後のことは小生の関知するところではないが、栃木部長の根回しで、齊藤検事の知らないうちに、小生の後任への線路は敷かれていったのだと思う。

2000年4月1日,小生は,齊藤総務企画部副部長に後を託し,東京地検に異動した。実は,一番大変なところを託したのである。その後の齊藤副部長の大活躍は言うまでもないである。現実に,立派な大阪中之島合同庁舎が完成し,ICDが生まれ,現在のように充実した法整備支援活動を継続しているのであるから。

4 今後のICDに期待すること

ICDは、本拠とする大阪の法曹関係者、学会関係者、そして、財界など多方面のご支援を得て、大きく成長し、法整備支援対象国も増加し、内容も充実してきた。ICD関係者は、一瞬たりとも、そのご恩を忘れることができないはずであるし、また、忘れてはいけない。拠点が昭島市に移転することとなっても、今後も、関西の皆さんのご支援を得られるようにしなければいけない。

また, ICDは, 自らが行っている法整備支援について, 積極的に広報し続けなければいけない。法務省は, 霞が関官庁の中では, 広報が不得手な方であった。最近は, かなり改善されてきているとは思うが, まだまだ, 控えめな方であろう。

大きく成長し、実績も積み上げているといいながら、なぜ、今更、このようなことを言い出すのかといえば、小生の昔の経験があるからである。またも昔話になるが、1998年4月に総務企画部副部長になった後、小生は、法務省内外に対して、法整備支援の広報をする必要があった。冒頭でお話しした資料にもあるが、小生は、1999年に、法務局職員を対象とした冊子である「みんけん」506号に、「ホウセイビシエンて何?」というテーマで雑文を寄稿した。法務省内部に対する広報である。部内に対しても広報が必要であった。また、部外に向けては、「法律のひろば」(第52巻第12号)に、「法務省の法整備支援事業について」というテーマで寄稿した。

法整備支援は、対象国にとって非常に良い支援であり、特に、我が国の法整備支援は、相手国のニーズを踏まえ、かつ、我が国の法制を押しつけることがないという意味からも、対象国から高い評価と信頼をいただいていることは言うまでもない。世界に誇り得る国際協力である。

しかしながら、良いことをしているからそれでよいということではないと思う。良いことをしているのであればあるだけ、積極的な広報を継続し、賛同してくださる方々を増やしていかなければならない。今後は、昭島に移転するのであるから、移転先での広報も必要であろうし、移転した後疎遠になりがちな大阪など関西の皆さんへの継続的なご説明も必要であろう。

振り返ってみると、結局のところ、素晴らしい上司と同僚に恵まれ、何とか2年間を乗り切ったというだけの去りゆく老兵の昔話と説教臭いお願いだけになってしまった。記載した経緯の中には、自分に都合のいいように誤解して記憶しているものもあるであろう。どうか、全てはICD愛から出ているものであると思っていただき、ご容赦願いたい。

最後に、ICDのますますの発展と法整備支援事業の拡大・充実を祈念し、筆を置きたいと思う。

寄稿

バングラデシュ憲法における「国家政策の基本原則」規定

関西大学政策創造学部教授 浅 野 宜 之

(あさの のりゆき)

1967年生まれ。名古屋大学大学院国際開発研究科修了。大阪大谷大学などを経て現在は関西大学政策創造学部教授。博士(学術)。専門は、アジア法、比較憲法。近年はインドのみならず、ブータン、バングラデシュ、ミャンマーなどの憲法・法制度にも研究対象を拡げている。共著に『インドの憲法』(関西大学出版部)共訳に『独裁者のためのハンドブック』(亜紀書房)。

バングラデシュのみならず、南アジア諸国の憲法には、そのタイトルは多少違えども、いわゆる国家政策の原則に関わる規定が盛り込まれている。たとえば、南アジアにおける大国ともいえるインドでは憲法第4編として「国家政策の指導原則(Directive Principle of State Policy)」が、パキスタン 1973 年憲法では第2編第2章に「政策の原則(Principles of Policy)」が設けられている。さらに、スリランカ 1978 年憲法では第6章として「国家政策の原則及び基本的義務(Principles of State Policy and Fundamental Duties)」が設けられており、また、最近制定された憲法を見ても、ブータン 2008 年憲法では「国家政策の原則(Principles of State Policy)」が第9条に、ネパール 2015 年憲法では「国家の指導原則、政策及び責務(Directive Principles, Policies and Obligations of the State)」が第4編にそれぞれ盛り込まれている。

いわゆる基本的権利に関わる規定についても、すべての国において規定が設けられていることは政策の原則規定と同じである。ただし、基本的権利に関する規定についてはおおむね各国の憲法で定められている内容に違いがないということができるのに対し、本稿で焦点を当てる政策の原則規定については、それぞれの国における政治状況や社会状況に応じて隣国同士ではありながらも違いがみられる点がある。逆に言えば、政策の原則規定を検討することを通じて、当該国の政治状況や社会状況をうかがい知ることができるということもできる。いずれの国の憲法の概説書や教科書を見ても、基本権規定とは異なり政策の原則規定については、詳細な記述はなされていないことが多く、検討も十分には進められていないように見える」。このことは南アジアの国々がイギリスの植民地統治を受け、その中で近代法制度を受け継いだ判例法を重視する国であり、したがって判例に載ることが少ない政策の原則規定についての記述がなされないことも致し方のないことと言わざる

 1 たとえば、バングラデシュ憲法の概説書である Islam (2012) では、基本権に関する記述が 272 頁に わたるのに対し、政策の基本原則については 9 ページに留まる。これはインドでも同様で、Singh (2013) によれば、基本権に関する記述が 341 頁になるのに対し、国家政策の指導原則に関しては 21 ページの みが割かれている。

をえない。しかし、前述のとおり政策の原則規定は、憲法と社会あるいは憲法と政治との 関係をみるための契機となりうるものと考えられることから、比較の視点を持ちつつ検討 したいと考える。そこで本稿では、今後法整備支援の対象国として、法制度面でも日本と 一層関係を深める可能性があるバングラデシュの憲法を特に取り上げ、隣国インドの憲法 との比較を視野に入れながら、その政策の基本原則規定について、概観したい。

1. 政策の原則規定

南アジア諸国の憲法における政策の原則規定は、インド 1950 年憲法における「国家政策の指導原則」規定を嚆矢とすることができる。インド憲法制定にあたり、国民の権利に関する規定については「裁判により強行できる権利」と「裁判により強行できない権利」とに分類され、前者が第3編「基本的権利」に含まれる権利とされ、後者が第4編「国家政策の指導原則」に含まれる原則規定とされた。この国家政策の指導原則規定が制定されるに際しては、アイルランド 1937 年憲法の「社会政策の原則」規定が参考にされたといわれる。このアイルランド憲法の規定は、共産主義運動の活発化を警戒したカトリック教会が、労働者の待遇を改善することでキリスト教の衰退を防ぐことを目的として発したとされる社会教書の内容を取り入れたものといわれる。したがってその規定は、主に労働者の保護を目的としたものであり、またその特質として裁判による強行がないことが明示されていたことが挙げられるものであった。

しかしインド憲法において国家政策の指導原則として導入されたとき、この編に含められた規定は労働者の保護に留まるものではなく、総則的な規定をはじめ16ヶ条にも及ぶものが列挙された。憲法改正により条項の追加がなされて19ヶ条となった、現行のインド憲法における「国家政策の指導原則」規定を大別すると、①総合的な政策の原則に関わる規定、②行政機関やこれによる個人の保護に関わる規定、③労働者の保護及びその権利に関わる規定、④社会保障や社会福祉、家族などに関わる規定、⑤環境や史跡などの保護、⑥国際的平和に関わる規定の六分野とすることができる。他の南アジア諸国における憲法の政策の原則規定もおおむねこれらの分類と類似するものが規定されているが、そのほかに国によって独特な規定が設けられるなどしており、その点で政策の原則規定が各国の政治、社会状況を反映したものということができるのである。それでは、本稿で取り上げるバングラデシュ憲法の場合はどうか、次項で概要を見ることとしたい。

2. バングラデシュ憲法の概要

1971年に当時の東パキスタンから分離独立したバングラデシュは、制憲議会での審議を経て1972年11月に憲法案を可決、同年12月16日からこれを施行した。この制憲議会は、独立前の1970年に選出された国民議会議員及び東ベンガル州議員から構成されたものであった。制定後現在(2017年1月)までに16回の改正を経ている。ちなみにその章別編成を挙げると、以下の通りとなる。

第一編:共和国

第二編:国家政策の基本原則

第三編:基本的権利

第四編:行政府

第一章:大統領, 第二章:首相及び内閣, 第二 A 章:非政党暫定政府,

第三章:地方政府,第四章:軍,第五章:法務総裁

第五編:立法府

第一章:議会,第二章:立法及び財政手続,第三章:命令制定権限,

第六編:司法府

第一章:最高裁判所,第二章:下級裁判所,第三章:行政審判所

第六 A 編 (削除)

第七編:選挙

第八編:会計検査院長

第九編:バングラデシュ公務職

第一章:公務,第二章:公務委員会,

第九 A 編:緊急事態規定

第十編:憲法改正 第十一編:雜則

このうち本稿で取り上げる基本原則規定は、第8条から第25条までの20カ条に及ぶ。 この第2編において規定されている条文は、①国家の運営方針にかかわるもの、②経済体 制にかかわるもの、③教育、公衆衛生、労働などにかかわるもの、④その他のものに分類 することができる。続いてこの分類にもとづいて条文の内容を概観する。

①国家の運営方針にかかわる規定

まず,第8条ではこの編の規定のほか,ナショナリズム,社会主義,民主主義および政教分離主義(セキュラリズム)が基本方針となることを定めている(1項)。そして,「国家政策の基本原則」規定が,国家政策の策定に当たって基本方針としなければならない経済的,社会的,政治的目標を定めたものということができ,立法や法解釈の際の基準となるとしている(2項)。また,前述したインド憲法の指導原則規定と同様,司法による強行はなされない。すなわち,この編に含まれる規定の侵害があったとしても,裁判によってその救済を求めることはできないということである。

続く第9条は、第15次改正までは、「地方政府機関の促進」に関する規定であったが、 改正により「ナショナリズム」に関する規定として、「ベンガル人の国家の統合と連帯は、 その言語および文化によるアイデンティティにもとづき、独立戦争によるバングラデシュ の主権と独立がベンガル・ナショナリズムの基礎となる」と定めている。また、同改正前 は第10条で「国民生活への女性の参加」として「国民生活のすべての場面において女性 の参加を促進する」と規定されていたものが、「社会主義および搾取からの自由」に関す る規定として、「公正で平等な社会および人による人の搾取からの自由を達成するために、 社会主義的経済システムを設ける」という規定に置き換えられている。「民主主義および 人権」と題された第11条の規定は「共和国は、すべてのレベルにおける選出された代表の効果的な参加を進めた、人間の尊厳及び価値並びに基本的人権及び自由が保障される民主政による」というものであるが、このうち「すべての・・・代表の効果的な参加を進めた」という部分は、第4次憲法改正で一度削除されたものの、1991年の第12次改正により再度追加された。また、第12条は、「政教分離主義及び信教の自由」と題して、コミュナリズム、国による何らかの宗教に対する政治的地位の付与、政治目的のための宗教の濫用、信仰にもとづく差別などをなくすことにより政教分離主義を実現することを規定している。第41条において個人における信教の自由については規定しているが、第12条は個人における信教の自由を保障するための政教分離主義について定めるものとなっている。これらの国家の運営方針にかかわる原則規定はインド憲法の「国家政策の指導原則」には第38条「国民の福祉増進のための国による社会秩序の確保」という規定のほか、第39条 c号で「経済制度の運用は、富と生産手段の集中が公共に害をもたらすことのないようにする」と定めているものが挙げられるが、インド憲法第4編ではナショナリズムや民主主義などについて直接的に言及した規定はみられない。

②経済体制にかかわる規定

前に述べたとおり第10条において社会主義経済システムについて規定しているが、第13条から第16条までの4ヶ条において経済政策や経済発展にかかわる内容が定められている。

第13条は、「所有の原則」として、国の所有、協同組合(cooperative)の所有、個人の所有のそれぞれについて原則を定めている。まず「生産及び配分の手段及び方法は以下の形態で所有または管理しなければならない」という前提を定めたうえで、国の所有に関しては「その人民を代表して経済の核となるセクターを含む、効率的及び動態的な国有化された公共セクターの創設を通じての所有」と規定し(同条 a 号)、協同組合の所有に関しては「法律の定めるかぎりにおいて、その組合員を代表しての協同組合による所有」と規定し(同条 b 号)、個人の所有に関しては「法律の定めるかぎりにおいての個人による所有」と規定し(同条 b 号)、個人の所有に関しては「法律の定めるかぎりにおいての個人による所有」と定めている(同条 c 号)。

第14条は、「農民、労働者及び後進諸階層の人々のすべての形態の搾取からの解放は、 国の根本的責務である」と規定している。インド憲法でもこれに類する規定として、第46条「指定カースト、指定部族その他の弱者層に対する教育上及び経済上の利益の促進」というものがある。インドでは保護される対象として、指定カースト、指定部族、その他の弱者層(weaker sections)が挙げられているのに対し、バングラデシュでは農民、労働者、後進諸階層(backward sections)が列挙されているところに違いがある。

第15条は「基本的必需品の提供」について規定している。まず国の責務として,市民の(生活)保障という観点から,計画的経済成長の達成にもとづき,生産力の継続的上昇及び人民の生活における物質的並びに文化的水準の改善を達成することが求められている。そのうえで,食糧,衣料,住居,教育及び医療といった基本的ニーズの提供(同条a号),労働の質と量に鑑みて適切な額による雇用を保証される権利(同条b号),適切な休憩,レ

クリエーション及び娯楽の権利(同条 c 号),社会保障,すなわち失業,疾病,障害又は寡婦,孤児若しくは老齢からくる欠乏に対する公的支援への権利(同条 d 号)が列挙されている。インド憲法ではこれと同等の規定として第41条があり、その中では「経済力及び経済発展の段階に応じて」と留保をつけながら、「労働及び教育の権利並びに失業、老齢、疾病、障害又はその他の不当な困窮状態にある者の公的扶助に対する権利」を保障しなければならないことを規定している。教育の権利をこの条項に含めている点はバングラデシュ憲法の規定と異なるが、それ以外はほとんど同じ内容である。

第16条では、「農村開発及び農業改革」というタイトルの下で、国の責務として農業改革、農村部における電化、家内工業の開発、教育や通信、公衆衛生などの改善などを通して農村部の劇的変容をもたらし、都市と農村部との格差をなくすことを挙げている。農村開発と都市部との格差解消とを関連付けて規定されている点が注目される。

③教育,公衆衛生,労働などにかかわる規定

第 17 条は「無償の義務教育」として、次に掲げる目的のための効果的手段をとらなければならない、としたうえで統一的、大規模、かつ普遍的な教育システムを設け、法律で定める年齢のすべての子どもに対して無償の義務教育を普及させること(同条 a 号)、社会の要請に応える教育を行い、その対応に関して適切に研修を受け、動機づけを持つ市民を養成すること(同条 b 号)、及び法律で定める期間に非識字者をなくすこと(同条 c 号)を挙げている。この中でも、「非識字者をなくすこと」という条項は、7歳以上の識字率が 51.8 パーセントにとどまっている状況を反映していると考えられる 2 。現在バングラデシュでは、6歳からの初等教育が義務教育とされている。なお、インド憲法では前述の第 41 条のほか、教育に関する規定は第 3 編の基本的権利の部分に置かれており、とくにその第 21A 条 3 で国は 6歳から 14歳のすべての子どもに普通教育、義務教育を行わなければならないことを規定している。

インド憲法第47条では「栄養水準及び生活水準の向上並びに公衆衛生の改善に対する国の責務」として、国はタイトルに挙げられた事項の向上について第一義的な責務を負わなければならないことを規定したうえで、医療上の目的を除いて健康に害のある酒類や麻薬類の使用を禁止しなければならない旨を定めているが、これと同じ内容の規定がバングラデシュ憲法第18条1項である。なお、同条2項は「売春及び賭博の防止のために必要な手段をとらなければならない」旨の規定である。第18条は「公衆衛生及び倫理」と題されており、二つの側面が同じ条文で規定されていることが注目される。

第20条は「労働の権利及び義務」と題した条文で、まず労働能力がある者にとっては 労働の権利及び義務、さらには尊重されるべき事項であるとしたうえで、「その能力及び 労働に応じて賃金が支払われる」という原則に基づくべきであることが定められ(同条1

² Bangladesh Bureau of Statistics, *Statistical Yearbook Bangladesh 2015*, Statistics and Information Division, Ministry of Planning, 2015.

³ インド憲法第86 次改正 (2002 年) により追加。なお,2009 年に制定された「無償の義務教育法 (The Right of Children to Free and Compulsory Education Act, 2009)」により施行されるかたちとなった。

項),また,国の努力義務として「一般原則として人々は分不相応な収入を享受すべきではなく,知的又は肉体的などいかなる形態の労働であれ,創造的な努力と人格の完全な表現とするために努めなければならない」と規定している(同条2項)。

④その他の規定

これまでの分類に当たらない条文も設けられている。たとえば、第 18A 条は「環境及び生物多様性の保護並びに改善」についての規定で、環境の保護や改善とともに、自然資源、生物多様性、湿地、森林及び野生生物を現在並びに未来の市民のために保全、保護することを国が努めなければならないこととして挙げている。この条文は第 15 次改正により追加されたものであるが、インド憲法でも第 48A 条として国の努めるべきこととして、環境の保護、改善並びに国内の森林及び野生動物の保護を挙げている。バングラデシュ憲法の規定は、インド憲法のそれに比べて保護すべき対象としてより多くのものを挙げている点が違うが、内容としてはほぼ同じであるといえる。

前述の平等権と関連する規定が、第19条である。国はすべての市民に対して機会の均等を保障しなければならない(1項)と定めたうえで、共和国全体を通じて統一的なレベルでの経済発展を達成させるために、人と人の間の社会的、経済的不平等をなくすこと、または市民間の均等な配分を保障することに努めなければならないことを定めている(2項)。そして、第15次改正により追加された3項では、国民生活のすべての場面において女性の機会及び参加の平等を保障することに努めなければならないことを規定している。これは、元来第10条で独立した規定として設けられていたものを移した規定である。

第21条は、市民および公務員の義務について定めた規定で、その1項では市民の義務として、規律を維持し、公的義務を果たし、公共財を維持するために「憲法及び法令を遵守すること」と定められ、2項では共和国の公務員はすべて人民に奉仕しなければならないことが定められている。憲法遵守義務を公務員のみならず一般市民にも課している点は注目されるべき点であり、さらに、その規定が「国家政策の基本原則」の中に設けられている点も興味深い点である。

第22条は、行政からの司法の独立を規定している。同じ内容の規定は、インド憲法第50条にある。第23条は「国民の文化」と題して、国は人民の文化的伝統及び遺跡を保護し、国語、文字、芸術の促進及び改善を図ることで、すべての部門の人々が国民文化を豊かにするために参加し、寄与する機会を得るための手段をとらなければならない、と規定している。さらに第15次改正により追加された第23A条は、国が部族、少数民族、人種的分派及びコミュニティの独自の地域的文化並びに伝統を保護し、促進するための手段をとらなければならないことを規定し、第24条では国が特に芸術的又は歴史的に重要な又は価値のある遺跡、物品又は場所を損壊、侵害又は除去から保護するための手段をとらなければならないことを定めている。第23条から第24条の規定は文化保存という観点から国の政策について規定しているものであるが、同様の規定はインド憲法でも第49条「国家的に重要である史跡、場所及び物件の保護」として設けられている。ただし、バングラデシュ憲法では文化の保護あるいは少数民族などの文化保護については国家政策の基本原則とし

て、国の政策方針の一つとされているのに対し、インド憲法では国民の義務として、「多面的要素を含んだインド文化の豊かな伝統を尊重し、維持すること」(インド憲法第51A条f号)と規定されている点に違いがみられる。この他に、バングラデシュ憲法第23A条に対応するものとしては、インド憲法では少数者の言語、文字、文化の保護やそのための教育施設の設置・運営に関する条文はあるが、これらは基本的権利の一つとして規定されている(第29条及び第30条)。

第25条は「国際平和、安全及び連帯の促進」という規定で、インド憲法の第51条と対応する規定となっている。その内容は、国は国家主権及び平等、他国の国内問題への不干渉、国際紛争の平和的解決及び国際法並びに国連憲章に定められた原理の尊重という原則に基づいて、国際関係を築かなければならないとしたうえで、国際関係における武力行使の禁止や非武装の推進(a号)、自由な選択による社会、経済、政治体制の決定(b号)、帝国主義、植民地主義、人種差別主義などへの抵抗と被差別者に対する支援(c号)などを原理として挙げている。

3. 判例に見る政策の基本原則規定

前述の通り政策の基本原則は裁判により強行されない規定と定められている。しかし, これまでこれらの規定に関連して重要な訴訟が複数提起されている。

(1) 第2編の規定の性格についての訴訟

これらの規定の性格について問われた訴訟に注目すべきものがある。アーサウッラー・ケース 4 は、地方政府法の廃止が元来第9条として設けられていた地方政府に関する規定に違反するとして訴訟が提起されたものである。本件は、いわば第2編の規定の「消極的強行性(negative enforcement)を問うものと位置付けられていたが、裁判所は法改正によって廃止された「ウポジラ・パリシャド(Upazila Parishad)」は第9条にいう地方政府に該当しないとして、訴えを退けた。さらに、判決の中でアブドゥル・ジャリル判事が「基本原則規定は拘束力のある規定ではなく、方針を定めたものにすぎない」とするなどして、基本原則規定が裁判により強行されるものではないことを明確にしている 5 。

アーサウッラー判決に対して上訴部に上訴されたのが、クダラト・エ・イラヒケース⁶である。本件判決でも政策の原則規定は(裁判により強行される)法ではなく、あくまでも法の制定において方向性を指し示し、憲法やその他の法律の解釈に当たっての指針となるにすぎず、司法により強行されるものではないという意見が示されている⁷。

⁴ Ahsaullah v. Bangladesh, 41 DLR 191.

⁵ Shohag and Asrafuzzaman, (2012). pp.102-103.

⁶ Kudarat-E-Elahi and others vs. Bangladesh, 44 DLR (AD) 319.

⁷ Ibid. p.346. (Mustafa Kamal 判事)

(2) 教育、保健衛生などに関係する規定関連の訴訟

法及び調停センター(Ain o Salish Kendra: ASK)ケース⁸ は、1965年工場法(The Factories Act、1965)。において 14歳未満の児童の雇用が禁止されているにもかかわらず、ビーディー¹⁰ 工場において、健康を害しうるような状態で多数の児童が働かされている状況を複数の新聞が報道したことが契機となった。NGOであるASKなどは、工場法にしたがいビーディー工場において健全で衛生的な状況とするように最高裁高裁部からの指令を求め、令状訴訟を提起した。

裁判所は、国連開発計画の統計などを引いてバングラデシュ国内において多種にわたる職業が児童にとって危険なものであることを確認し、また、ビーディー製造がイギリス統治期に制定された児童雇用法(The Employment of Children Act, 1938)においてさえも12歳未満の児童の就業が禁止¹¹されている業種であることなどを指摘した。さらに、1938年児童雇用法がインドでは1986年児童労働(禁止及び防止)法に置き換えられ、同法では違反者に対しては懲役を含む罰則が定められているのに対し、バングラデシュにはこれほど厳しい罰則がない中で、事業主はほとんど訴追されることがないため罰金を支払うことで済ませてしまう状況があるとしている。また、親が子どもを学校に行かせるよりも働かせることを選ぶ状況については、子どもたちを働きに行かせなくともよいだけの収入を得られるようにするなどして教育を受けさせる動機づけを与える必要があることなどを指摘している。これらのことを指摘したうえで、裁判所は12の点にわたる指令を発しているが、そのなかで憲法第17条に定める義務教育についての規定を現実化する必要があり、単なるリップサービスに終わらせてはならないとし、そのためには、就学児童のいる家庭に対する財政支援や、学用品や給食の給付などを通して実施されなければならないことを示している。

同じく第17条に関わるケースとしては、ウィニレッド・ルビーケース¹²がある。これは、私立学校のための土地収用が「公共の目的」に含まれるか否かが問われた事例である。最高裁高裁部は本件において、「公共の目的」とは憲法第17条で国が全土に統一的な教育制度を敷くように命じていることに基づき解釈すべきであると述べた。しかし最高裁上訴部は「公共の目的」をより狭く解釈し、また、「政策の基本原則規定は法により強行されない」としたうえで、高裁部の判決を棄却した。このケースは、第17条の内容自体よりも最高裁の消極主義的姿勢について議論される際に取り上げられるものとなっている。

また, Shohag and Asrafuzzaman (2012) において紹介されているルビア・ブージャンケー

⁸ Ain o Salish Kendra and another vs. Bangladesh, WP No. 1234 of 2004, 63 DLR 95.

⁹ 2006 年労働法 (The Labour Act, 2006) により廃止されたが、関連条文は引き継がれている。

¹⁰ インド,バングラデシュなどでみられる細巻きの葉巻たばこ。紙巻の物に比べて安価である。

¹¹ 本件で取り上げられたビーディー製造のほか、カーペット製作、マッチや花火の製造、染色加工、皮革のなめし、セメント製造などが挙げられており、いずれも児童の健全な発達を害するものと位置付けられうる。

¹² Bangladesh vs. Winifred Rubi and others, 34 DLR (AD) 164.

ス¹³では、ヒ素のない安全な飲料水にアクセスがえられない状況は、憲法第 15 条及び第 18 条を読み込んだうえで第 31 条及び第 32 条に違反していると判示された。タファズール・イスラム判事はその判決の中で、衛生的環境は健康的な生活に不可欠なものであって、人間的で健康な環境失くして人間が尊厳をもって生きることはできないと述べている。

(3) 25条に関連する訴訟

Karim and Theunissen (2011) に紹介されたケースとして、第25条と慣習国際法(の 一部の原則)との関係で取り上げられたサイフル・イスラム判決14がある。このケースは、 インドのアッサム独立主義運動の指導者であるアヌープ・チェティア(Anup Chetia)が ダッカで逮捕されたのち、インド当局への引渡し命令について、その差止めを求めた令 状訴訟である。原告の主張は次の通りであった。すなわち、チェティアは民族自決権の ために活動していたが、民族自決権は慣習国際法において認められた権利であり、バン グラデシュ政府はこれにもとづき彼に難民の地位を認めるべきであって、彼を引渡すの は25条に違反するとしたほか、バングラデシュはインドとの間に犯罪人引渡し条約を 締結しておらず、その状況において引渡しを行うことは憲法第 145 条(国による契約な どに関する規定)に違反するとしたのである。しかし最高裁判所は、チェティアの活動 は「帝国主義, 植民地主義および人種差別主義に対する公正な闘争」には当たらないと したうえで、そもそも民族自決権を求める戦いは帝国主義や植民地主義などに対する戦 いには入らないとして,原告の訴えを退けた。また,サリームウッラー判決¹⁵は,1994 年に国連がハイチに多国籍軍を派遣した際、バングラデシュ軍をこれに参加させた件に ついての訴訟であった。原告は、国連による多国籍軍とはいえその実情はアメリカ主導 の武力行使であり、憲法第25条1項b号に違反すると主張した。これに対し裁判所は、 同条について厳格な解釈を行い、国連憲章第7章の規定とは矛盾しないとし、訴えを退 けている。

前述のとおり政策の基本原則規定は第8条において司法により強行されないとされていることから、関連する訴訟の件数は多くなく、また、管見の限りその論点も必ずしも多くない。しかし、ルビア・ブージャン判決にみられるように、公益訴訟(Public Interest Litigation)において基本原則規定を読み込みつつ基本権の侵害について訴訟を提起するケースもみられることから、第2編の規定が関わる訴訟にも無視できないものがあると考えられる 16 。

4. 憲法改正に見る政策の原則規定の扱い

これまでバングラデシュ憲法は16回の改正がなされてきたが、そのうち第2編の規定

¹³ Rabia Bhujan v. Bangladesh, 59 DLR 176.

¹⁴ Saiful Islam v. Bangladesh, 50 DLR 318.

¹⁵ Saleemullah v. Bangladesh, 47 DLR 218.

¹⁶ バングラデシュにおける公益訴訟については,佐藤(2007)を参照。

に関連する改正は第4次,第5次,第12次及び第15次の改正である。このうち、特に第5次改正と第15次改正に焦点を当てて紹介する。

(1) 憲法第5次改正

初代大統領ムジブル・ラーマン殺害の後,政権を掌握したジアウル・ラーマンが大統領に選出された後に実施した憲法改正で,第4次改正により変更された部分の回復という側面もあったが,第2編の規定に関して注目されるべき点として,政教分離に関する規定についてのものが挙げられる。

第8条1項で、国家における政策の基本的指針として「ナショナリズム、社会主義、 民主主義及び政教分離主義」が列挙されていたのに加えて、「全能の神への完全なる信頼と信仰」という文言を記述したことや、同条1A項として「全能のアッラーへの信仰がすべての行動の基礎である」という規定が改正により追加された。

これらの改正は、自らの影響力拡大のために国内のムスリムからの支持を得ようとした、政権担当者の意思が働いたものとされている。しかし、この改正は後の第15次改正によって大きく変化させられることとなる。

(2) 憲法第 15 次改正

2009年に成立したアワミ連盟政権の下で実施された,2011年の憲法第15次改正の内容は,概ね以下の通りとされる。すなわち,非政党暫定政府制度を廃止し,政党選挙に基づいて政権運営がなされる形となったこと,憲法改正の限界を規定により明示したこと,そして政教分離原則を改めて規定したことである。このうち第2編の規定に関連するのは,とくに第三の点である。

①政教分離原則に関連する改正

具体的には、前述の第8条1項に追加された「全能の神への・・・」という文言が削除されたほか、1A項も本改正により削除されている。また、第12条は政教分離主義に関する規定であるが、前述のとおり本改正により追加されている。

また、第25条2項に定められていた「国はイスラームの連帯を基礎に置いたイスラーム国家間の友愛的関係を保護し、強化することに努めなければならない」という規定が本改正により削除された。これも、政教分離原則の徹底の影響とみることができよう。これは、南アジア諸国における立憲主義についての論文集で、編者のティケカール(Maneesha Tikekar)は、「バングラデシュはいわゆる『イスラーム的政教分離主義』の方向に落ち着こうとしているようにみえる」と表現していることのあらわれといえよう¹⁷。

②経済・政治体制に関連する改正

政治,経済体制の方針に関する規定にも改正の影響がみられる。たとえば前述の第9条(地方政府に関する規定からナショナリズムに関する規定への変更),第10条(女性の各部門における参加に関する規定から,社会主義経済体制の堅持及び経済的搾取

-

¹⁷ Tikkekar (2014) p. xxix

の防止に関する規定への変更),第19条3項の追加(女性の参加に関する規定)などはこの例である。

③その他の規定に関連する改正

前述のように、第 18A 条 (環境及び生物多様性の保護及び改善) や第 23A 条 (少数民族などの文化の保護) の追加も、本改正によってなされたものである。これらに類する規定はインド憲法など他国の憲法においても規定が設けられているものであるが、改めて追加されるにいたった背景については今後の検討課題である。

5. まとめ

本稿では、今後法整備支援の対象国として、また貿易等の取引国として重要な位置を占めると考えられるバングラデシュの憲法について、政策の基本原則規定に焦点を当てながら、隣国インドの憲法の類似規定との比較をふまえつつ概観した。ごく簡単な検討であるが、バングラデシュ憲法における政策の基本原則規定については以下の特徴を挙げることができよう。

まず、インド憲法における国家政策の指導原則規定とは、司法による強行がなされない と明示されている点、その規定に含まれている内容が概ね重複している点などを、類似点 として挙げることができよう。また、訴訟において取り上げられるとしても、基本権規定 に政策の原則規定の内容を読み込む形で行われることは、特に公益訴訟の内容などを見る 限りインド憲法の例と同じということができる。

また,バングラデシュ憲法の改正とそれに伴う政策の基本原則規定の変化から,基本原則規定が当該改正の実施された時点におけるバングラデシュの政治状況を明らかに示している部分があることが確認された。ムスリムからの支持を強化するためになされた憲法第5次改正によるいくつもの変更,あるいは再び政教分離原則を徹底させることにつながる憲法第15次改正による政教分離原則に関連する変更などは,その例である。

また、インド憲法などとの比較から興味深い点が指摘できる。政策の基本原則規定は、元来インド憲法に導入される前はアイルランド 1937 年憲法における社会政策の原則規定であった。したがって、労働者の保護を主眼に置いた規定であったということができる。しかし、インド憲法に導入されるに際しては労働者の保護に留まらず、経済的体制や保健衛生、酒類等の販売禁止、統一民法典の制定、国際的平和への取り組みなど、広い範囲での国家政策の方針に関係するものになった。バングラデシュ憲法の規定もインド憲法で規定されている内容のみならず、政教分離原則というバングラデシュにおいて重視している観念や、ベンガル・ナショナリズムについての規定など、「裁判によって強行されえない『権利』」という元来のイメージからは離れた内容の規定が多く盛り込まれるにいたっている。このように、元来の位置づけをさらに換骨奪胎し、国家政策の方針に関する規定を収まりの良い編に設けたのがバングラデシュ憲法における政策の基本原則規定の位置づけであるということができよう。

以上の検討から、バングラデシュ憲法における政策の基本原則規定を通して、バングラ

デシュの政治, 社会状況をうかがい知ることができること, そして南アジア諸国の憲法制度における規定の継受と発展の様相を把握しうることなどが提示できる。また, 本稿では紙幅の都合上検討できなかったが, 同じくイスラームを主要な宗教とするパキスタンの憲法なども比較の対象とすることなど, 政策の原則規定について今後検討されるべき課題は多いと考えられる。

参考文献

Islam, Mahmudul, *Constitutional Law of Bangladesh* (Third Edition), Mullick Brothers, 2012, Dhaka.

Karim, Bianca and Tirza Theunissen, "Bangladesh" in Dinah, Shelton (ed.) *International Law and Domestic Legal System: Incorporation, Transformation, and Persuasion*, Oxford University Press, 2011, pp. 98-115.

Singh, Mahendra P., V. N. Shukla's Constitution of India (Twelfth Edition), Eastern Book Company, 2013, Lucknow.

Shohag, Md. Reajul Hasan and A. B. M. Asrafuzzaman, "Enforcing Socio-Economic Rights Judicially: Experiments in Bangladesh India and South Africa" *Northern University Journal of Law*, Vol. III, pp.87-115, 2012, p.101.

Tikekar, Maneesha (ed.), Constitutionalism and Democracy in South Asia: Political Developments in India's Neighbourhood, Oxford University Press, 2014, New Delhi.

Yeh, Jiunn-Rong and Wen-Chen Chang (eds.), *Asian Courts in Context*, Cambridge University Press, 2015.

孝忠延夫・浅野宜之『インドの憲法―21 世紀「国民国家」の将来像』関西大学出版部, 2006 年

佐藤創「バングラデシュにおける公益訴訟の展開―インド公益訴訟との比較―」『アジア経済』48巻3号,日本貿易振興機構アジア経済研究所,2007年,pp. 2-28.

堀口松城『バングラデシュの歴史』明石書店,2009年

カンボジアの過去・現在・未来

元在カンボジア日本大使 篠 原 勝 弘

略歴	
1967年4月	外務省入省(横浜市立大学文理学部文科国際関係中退)
7 月	在カンボジア日本大使館 (カンボジア語研修生)
1969年9月	同大使館アタッシェ
1972年11月	アジア局南東アジア第一課事務官
1977年1月	在仏大使館二等書記官
1979年1月	在象牙海岸大使館二等書記官
1980年8月	在タイ大使館二等書記官
1983年10月	アジア局南東アジア第一課課長補佐
1989年2月	在米大使館一等書記官
1991年9月	在カンボジア大使館参事官
1994年11月	アジア局南東アジア第一課地域調整官
1999年3月	経済協力局民間援助室長
2001年7月	在カンボジア大使館公使参事官
2004年2月	在チェンマイ総領事
2007年7月	在カンボジア大使館特命全権大使
2009年9月	外務省退官
2009年10月	公益財団法人CIESF副理事長兼在カンボジア代表
~現在に至る	

1. 歴史的背景

カンボジアでは紀元前4000年以上前に人々がこの地域に生活していた痕跡が残されている。中国古代の地理誌は現在のベトナム南部から現在のタケオ,プレイベンにかけてのデルタ地帯を中心にクメール民族の統一国家が存在したことを伝えている。近年の考古学的な調査は扶南の外港オケオが,当時世界の文化の中心であった中国,インド,更には遠くローマ帝国とも交易を行い栄えていたことを示している。その後,7世紀に入ると扶南は国力が低下し,かつて扶南の属国でラオス南部に勢力を伸ばしてきた同じクメール族の真臘に征服された。真臘はやがてジャヤバルマン一世の時代にアンコール地域に王国の中心を移し,以後歴代王朝はアンコールの地を拠点に現在のインドシナ半島の大半を支配する強大な国家を形成し,9世紀から15世紀中葉にかけての約600年間,ヒンズー教と仏教の華麗なアンコール文明を築いた。アンコール時代の繁栄をもたらしたのは,優れた灌漑・土木技術による農産物の飛躍的な増産,優秀な武器をもたらした製鉄技術,壮麗な寺院を建設した高度な建築技術であった。13世紀アンコールを訪問した中国の使節は,優れた水利施設と乾季用の巨大な貯水池の建設により,コメの三期作が行われていたと記録している。

12世紀から13世紀にかけて隆盛を誇ったアンコール王朝も13世紀末から台頭してき た隣国シャム、チャンパ等の度重なる攻撃、国内の王位継承問題を巡る王族間の争いで国 力が弱まり、加えて、歴代国王による相次ぐ巨大寺院の建設によって財政的にも疲弊し、 遂に15世紀中葉,新興のアユタヤ王朝の攻撃によりアンコール王朝は崩壊し、同地を放 棄した。以来カンボジア王国はタイの圧力から逃れるように遷都を繰り返し,急速に衰退 の一途を辿った。17世紀に入ると,東の隣国であるベトナムが勢力を拡大し始め,カン ボジアは東西の両隣国からの頻繁な圧力と干渉に悩まされることとなった。歴代国王は両 隣国からの圧力を躱すため、時にはベトナムとの関係を強め、時にはタイとの関係緊密化 により一方を牽制する政策を選んだが、却ってこの政策が両隣国の干渉を強める結果と なった。カンボジアの独立はかろうじて維持されてきたが、メコン川を挟んで東側をベト ナムが西側をタイが事実上支配する事態にまで発展した。19世紀中葉、隣国からの執拗 な干渉に危機感を深めたアン・ドゥオン国王は密かにシンガポールに渡り、カトリックの 宣教師に接触、仏によるカンボジアの保護を求めた。英国と並んで東南アジアへの進出を 目論んでいた仏にとっても格好の進出の機会であったが、タイ政府の知るところとなり、 接触は一旦中断された。息子のノロドム王の時代に入り,仏との水面下の交渉が再開され, 1863年仏側に有利な保護条約が締結された。これにより、カンボジアは隣国からの執拗 な干渉から逃れることができたが、その代償として90年間仏の統治下に甘んじる結果と なった。1941年、対独融和のヴィシイ政権下で日本軍がインドシナに平和進駐を始め、 カンボジアに対する仏の影響力が相対的に低下、国内に左右両派のナショナリズムが勃興 した。1945年の日本軍の降伏により、仏が再びカンボジアに対する植民地支配を再開し たが、折から東南アジア各地に発生した独立運動はカンボジアに影響を与えた。独立を武 力に訴えても獲得すべしとする左右両派のナショナリズムの動きの中で、シハヌーク国王 は話し合いによる独立の達成を主張し、活発な外交攻勢を展開、1953年11月、カンボジ アは戦わずして独立を回復した。

独立後シハヌーク国王は対外政策として非同盟・中立政策を打ち出し、東西両陣営のどちらにも与しない卓越したバランス外交を展開した。隣国ベトナム及びラオスが独立後も内戦が長期化する中で独り平和を維持した。しかし、1960年代後半、仏に代わり、ベトナム戦争に介入してきた米国は、戦争の長期化と国内の反戦運動の高まりの中でベトナムからの米軍の撤収を余儀なくされた。この米国撤収の動きはベトナム戦争終結後のインドシナ地域における社会主義強国ベトナムの台頭を予見させた。特に歴史的に隣国ベトナムを脅威と認識してきたカンボジアにとり自国の安全保障上新たな課題となった。国内では左右両派の対立が先鋭化し、遂に右派政権が誕生、シハヌーク政権のバランス外交にも陰りが出てきた。70年3月ベトナム戦争終結後のカンボジアの安全保障を求めてシハヌーク殿下が仏、モスクワ及び北京訪問の途次、国会決議により追放された。このクーデターにより平和なカンボジアは一転してインドシナ紛争の渦中に巻き込まれていった。追放されたシハヌーク殿下は北京で亡命政権を樹立、国内ではこの動きに呼応したシハヌーク支持派が結集、加えて60年代からシハヌーク政権に抵抗してきた左派のクメール・ルージュ

及び1954年のジュネーブ協定後ハノイで社会主義教育を受け帰国したクメール・ベトミンが反ロン・ノルの共闘に加わった。他方、このカンボジアでの政変により親米政権が樹立され、米国にとって米軍撤収後の南ベトナムの安全確保の上で憂慮された中立国カンボジア領内秘密基地から南ベトナムに越境攻撃する北ベトナム及び南ベトナム解放戦線を叩く好機となった。70年4月末から5月にかけて、米・南越連合軍はカンボジア領内ベトナム解放勢力掃討作戦を敢行した。この掃討作戦は皮肉なことに、ベトナム解放勢力をカンボジア全土に拡散させる結果となり、各地で同勢力に支援されたカンボジア解放勢力は、実戦経験の乏しいロン・ノル政府軍を各地で圧倒し、たちまち政府軍の地方拠点を占拠した。かくしてカンボジア反政府勢力はベトナム解放勢力軍事的支援の下で政府軍の基地を次々と攻略、解放地域と称してその支配地域を拡大していった。ベトナム和平協定が締結され、米軍がこの地域からの全面的な撤退を余儀なくされた。戦局は反政府勢力に圧倒的に有利な状況となった。が、ポルポト派が戦争終結後の主導権を意識してか、共闘関係にあったカンボジアとベトナム反政府勢力の間で不協和音が生じ始めた。

1975年4月,プノンペンが陥落した時点では反政府勢力の主導権はポルポト派に握ら れていた。プノンペンに凱旋したポルポト派は首都プノンペンを始め、都市の住民をすべ て地方に強制退去させ,全国に造ったサハ・コーと呼ばれる強制労働キャンプに追いたて た。その理由として政府軍残党による抵抗を封じ,ロン・ノル政権末期の絶対的な食糧不 足の状態を乗り切るためとも言われている。キャンプでは僅かな食糧しか与えず、灌漑水 路の建設, 農作業等に従事させ, 体力を消耗させることにより, 反抗する意志と能力を奪っ た。ポルポト政権は過激な原始共産主義を採用し,土地・財産の国有化,通貨の廃止,信 教の自由の廃止など過激な政策を打ち出すとともに過去の政権の諸制度を廃止し、焚書を 断行し、過去との断絶による新たな国家体制の構築を目指した。プノンペンはゴーストタ ウン化し、市内にはポルポト派の幹部と同政権を支持する中国及び親中国の大使館のみが 存在した。それまで亡命先の北京で反ロン・ノルの戦いを指導してきたシハヌーク殿下は 帰国を許可されたものの事実上市内の王宮に幽閉され、新政権への関与は拒否された。仏 留学時代から中国の革命に惹かれ、極端な毛沢東主義者となっていたポルポトの過激な民 族主義的な政策が次第に明らかとなった。ポルポト政権は早くも 1977 年末にベトナム国 境で大規模な武力衝突を起こし、対立を深めていたが、同時に国内でも政権内の反ポルポ ト派の粛清を断行し、多くの知識人を抹殺した。文革の時代から鄧小平の実務派路線に移 行していた中国はポルポト派の過激な国内政策とベトナムとの無謀な軍事衝突に危惧を抱 き、ポルポト派に対し、対外政策の転換を働きかけた模様であるが、時すでに遅く、ベト ナムとの関係は急速に悪化していった。78年末にはベトナムの支援を得て、反ポルポト の統一戦線が東部の国境地域で結成され、79年1月、カンプチア統一戦線とベトナムの 連合軍の全面攻撃によりポルポト軍はタイとの西部国境地域に敗走した。79年1月に樹 立されたカンプチア人民共和国は、ポルポト政権時代の桎梏から人々を解放し、破壊され た国家組織の再建構築、基礎インフラの再建に取り掛かったが、これを支援したのはソ連 圏諸国で、西側諸国はベトナムの武力介入により樹立された新政権を国際社会の原則を冒

すものとして承認しなかった。このため復興に必要な十分な援助は得られなかった。その後80年代後半,主たる援助国ソ連がペレストロイカ政策により同国の対外援助は大幅削減された。ベトナムもこれと連動してドイモイ政策を打ち出し、開放経済の道を歩み始めた。ベトナムにとって負担となっていたカンボジア駐留軍の撤退も始まった。ベトナム軍の撤収により、カンボジアは新たな支援国を求め、対外政策の見直しに迫られた。

1987年11月、パリ郊外で紛争当事者間の直接対話が開始された。西側諸国が支援する 三派連合政府代表のシハヌーク殿下とプノンペン政権代表のフンセン首相との間での直接 対話はその後もパリ、ジャカルタ、パタヤ、東京と開催地を変えながら継続され、和平後 の政治体制,ポルポト派の処遇等を巡って当事者間交渉が続き,漸く4年後の1991年10 月、パリにて国連平和維持軍の派遣による紛争の終結と平和維持体制の確立、復旧・復興 のための国際協力, 国連監視下での総選挙の実施など軍事, 民事, 難民帰還及び復興支援 に亘る包括的な和平協定が締結された。国際社会の協力により、紛争から和平へのプロセ スが実現した事例は多いが、大半はその後紛争当事者間で合意事項が守られず、紛争が再 燃するケースが多い。カンボジアの和平はその後紆余曲折があったものの概ね順調に履行 された。その理由として、分和平に合意した当事者いずれもが早期解決に利益を見出して いたこと、(ロ)シハヌーク殿下という国民誰もが信頼する求心力を持った指導者が存在した こと、(ハ)大国間の対立が緩和し、国際情勢が早期解決を推し進める状況にあったことなど が挙げられる。和平協定に基づく国連の平和維持活動は翌92年2月開始された。停戦が 守られ、憲法制定のための制憲議会設立のための総選挙の準備は国連管理下で円滑に進め られた。クメール・ルージュは結局不参加であったが、大きな混乱もなく5月に実施された。 選挙の結果はフンセン政権=人民党は敗れ、王党派のフンシンペックが勝利したものの過 半数に至らず、結局、シハヌーク国王の裁定に委ねられた。選挙に負けたものの、実質的 に軍、警察、行政機関の全てを握るフンセン政権側の動向が注目されたが、この間不穏な 動きも一部存在したが、シハヌーク殿下の現実の力関係を配慮した2党同格の連合政権案 が浮上した。首相及び重要閣僚を2人制とするカンボジア独自の政府であった。これに先 立ち制憲議会による新憲法が9月に制定され、新憲法下でシハヌーク国王復活による王政 の復古、ラナリット第一首相、フンセン第2首相の連立内閣が発足した。しかし、二重の 行政機構を有する連合政府が円滑に運用されはずもなく,1997年両派の軍事衝突が発生, フンセン軍が制圧し、ラナリット第一首相は国外に退避、第二回選挙の開催が危ぶまれた が、日本の仲介努力なども功を奏し、1998年の第2回総選挙が実施された。この選挙で フンセン政権の人民党が巻き返し、第一党に躍進した。爾後5年毎の選挙で人民党は毎回 過半数を制する長期安定政権となってきたが、前回の総選挙でサムランシーが率いる野党 救国党が躍進し、2018年の次回選挙の帰趨が注視されている。過酷なポルポト政権を知 らない若い世代がすでに選挙民の過半数を占め、ポルポトからの解放を果たした政権の功 績は薄れつつあり、より現実的な国民生活のレベル向上、社会正義を求める声が強くなっ てきている。

2. 現状

(1) 政治状況

上記1.で歴史的な背景について,駆け足で辿ってみたので次にカンボジアの現在の 状況について触れてみたい。

目下、カンボジアの人の関心事の一つは今年に実施される地方選挙と明 18 年に実施 される総選挙の行方である。地方選はまず,町村議会選挙が今年行われる。次に翌18年, 市区郡評議会選挙, 更に 19 年プノンペン及び県の評議会選挙が最後に行われる。最初 の町村評議会のみが住民の直接選挙で、その上の評議会議員選挙は最初に選ばれた町村 評議会議員が選ぶ間接選挙である。郡評議会議員及び県評議会議員は市区町村議会の総 選挙に影響を与えるものとして与野党とも重視している。総選挙は比例代表制で議員個 人を選ぶのではなく支持する政党のみをチェックするものである。現在国民議会に議席 を有する政党はフンセンの率いる人民党及びサムランシー率いる救国党2党のみであ る。次回総選挙が注目されるのは前回の選挙で野党の救国党が躍進し、あわや与野党逆 転かと思わせるものがあったからである。フンセン首相はこの予想外の結果に動揺しつ つも、次回選挙を意識していくつかの内政改革に着手した。前回、野党は国民生活の向 上を謳った公約を掲げ、選挙民を引き付けたことから、野党の公約を先取りする形で低 所得者の給与引き上げを発表した。もう一つは内閣の改造である。高齢化した閣僚或い は無能視されている閣僚は更迭し、有能な若手を登用した。辞職閣僚には名誉職を用意 した上での更迭措置である。更には選挙で大敗した地域の指導者や地域住民から信頼を 受けていない地方幹部も更迭の対象となった。こうしたフンセン政権の措置がどれだけ 選挙民に好ましい影響を与えたかは一連選挙結果を見る必要があろう。

一方で野党の躍進が市民の不安を引き起こしていることも指摘しておきたい。カンボジアでは軍、警察を掌握しているのはフンセン政権であり、人民党である。政府の役人の幹部も殆ど人民党の党員である。野党が選挙で勝利を収めた途端に情勢は不安定になる恐れがある。現に前回の選挙の際は野党が開票途中で勝利宣言を出したため、市民は非常事態が発生することを恐れ、一斉に預金引き出しに走ったが、後刻中央選管の公式発表で、野党勝利は事実に反することが明らかとなり、騒動は収まった。

選挙民の意識の変化はカンボジアの人口構成上の変化と関係が深い。現在、ポルポト時代を知らない若い世代が選挙民の過半数を占め、毎年その比率を高めている。若い世代は、ポルポト世代と異なり過酷な生活を知らない。従ってフンセン政権がこれまで繰り返し主張してきた、ポルポト時代の桎梏から人々を解放したとの宣伝は若い世代には説得力がなくなってきている。加えて、若い世代は急速に最新の通信媒体に馴染んでおり、政権側のチェックを受け易い既存のラジオ、テレビ、新聞等メディアよりもフェイスブックやツイッターなど利用してお互いに情報を交換している。これらの情報は国内に留まらず海外からの見方も入手し、自国の状況についてより客観的な見方をするようになってきている。

(2) 経済状況

カンボジアの内政が比較的保守的な傾向に比べ、経済は開放的である。フンセン政権が長期の内戦とポルポト時代のアンチ・テーゼとしてカンボジアの経済復興に国際社会からの支援を全面的に受け入れ、経済開発に制度的な規制を殆ど設けず、和平後は自由・開放経済を選択したことが大きい。現在ASEANの諸国の中で外国投資の受け入れ政策で自由度の最も高い国の一つに挙げられている。世銀やIMFの統計によればカンボジアの経済成長は毎年約7%を堅持している。この成長を支えているのは縫製産業、観光業、好調な農業生産、活発な建設業などである。縫製産業は当初米国向けの特別輸入枠、特恵関税に支えられていたが、外国からの依然活発な投資活動にも支えられ、堅調で、全輸出額の7割を占めている。観光業は世界遺産アンコール遺跡観光に支えられている。昨年末で外国からの観光客が500万人に達したとも言われている。

カンボジアの国家予算では開発投資欄があるが、自前で予算を計上したことはない。100%世銀、IMF、アジア開発銀行ADB国際機関及び諸外国からの経済援助に依存している。しかし、カンボジア経済もすべてが順調という訳ではない。確かに縫製産業は依然堅調であるが、投資諸国はカンボジア労働市場の低賃金を当て込んで参入しており、現在国内の政治圧力で低賃金は急速に是正されつつある。従って今後労働者の賃金が上昇した場合一部諸国は工場をより賃金の安いところに移転させる会社も出てこよう。観光業もこれまでうなぎ登りに伸びてきたが、ここに来て少し横バイの傾向にある。建設業も建築ラッシュで市内のホテル、オフィスビル、高層住宅も飽和状態に近づきつつある。カンボジア政府もこれまで長期的な自前の経済政策の立案を立てることはせず。専ら諸外国・国際機関からの支援と外国の民間投資に任せてきたが、今後は長期的な産業政策を本格的に着手する時期に来ている。

(3) 社会状況

カンボジアは内戦とポルポト時代を通じて国家機構,行政機構,教育,文化・伝統が停滞し,すべてがゼロに近い情況で漸く紛争が終結し,復興が始まった。79年1月に成立したカンプチア人民共和国(通称ヘンサムリン政権、後のフンセン政権)はゼロから国を再建しなかればならなかったが、西側諸国、中国など国際社会の大半の諸国から政府としての承認を受けず、経済協力も得られなかったため、本格的な復興には困難が伴った。それでも、ソ連圏諸国及びベトナムからは人材養成を核とした復興援助と軍事援助により、貧しいながらも国内は安定し、自給体制もかろうじて維持した。その間、83年には西側諸国・ASEANが支持する三派連合政権(亡命政権)が樹立され、タイ領内西部国境地域で軍事拠点が設置されたため、ヘンサムリン政権は国内の復興と国境でのゲリラ攻撃に対処しなかればならなかった。80年代半ばに入ると、ソ連圏諸国からの支援もソ連経済の悪化の影響で大幅に削減され、駐留ベトナム軍もこの影響を受け、カンボジアからの撤収の動きが出始めた。こうした事情の下でフンセン政権(85年首相就任)の内外政策は困難を極めた。この多難な時期に国内を纏め、シハヌーク殿下との交渉を始め、カンボジアを和平に導いたフンセン首相の功績は大きい。和平後の下との交渉を始め、カンボジアを和平に導いたフンセン首相の功績は大きい。和平後の

カンボジアは治安情勢が比較的良好に推移し、特に国境地域で武装ゲリラとして不安定要因であったポルポト派の残党が98年に政府側に帰順して以来、全国的に治安が回復した。これを機に2000年ごろから外国からの投資が本格的に始まった。

カンボジアで問題視されるのは、第一に一握りの資産家と国民の大部分を占める低所 得層の貧富格差である。フンセン政権は89年に社会主義を放棄し、開放経済への移行 を宣言した。これにより、フンセン政権及び人民党の幹部並びに党員は国営化していた 土地と家屋を与えられた。和平協定後直ちに現地に派遣された国連平和維持軍と文民警 察及び国連の暫定行政機構の職員はその宿舎としてフンセン政権幹部及び華僑系の民間 人所有する土地・建物を争って借り受けた。現在富をなしたカンボジア人の多くは、そ の土地と家屋の賃貸、売却により莫大な利益を得た。第2に社会正義と社会規範が機能 していないことである。裁判では往々にして権力者、富裕層が有利となり、弱者が不利 な立場に置かれる。欧米諸国のメディアはフンセン政権の人権問題、社会の公正性の不 十分さを鋭く指摘し、フンセン首相が記者会見等で欧米系のメディアや記者に対し、苛 立ちを隠していない。国内のメディアはフンセン政権批判するも,個人の中傷に至るケー スも多く、政権側は名誉棄損等厳しく法的措置対抗する。カンボジアは憲法から法令に 至る法体系でこれらの問題を保証しているものの実際の法の執行に問題がある。カンボ ジアでは法的にも制度的にも十分民主的なものが既に存在するが、これを執行する司法 官や行政官のモラルに問題がある。まだ、復興の時代から経済開発の時代に入ったばか りのカンボジアに欧米諸国や日本の並みの社会水準を性急に求めることに無理があるの かもしれない。国民の総体的な教育水準が上がり、生活も安定し、社会が成熟すれば、 この種の問題は急速に改善されていくものと期待している。

(4) 教育

カンボジアの教育制度は最近までかつての仏植民地時代の仏式教育制度が踏襲されてきた。今でもその名残がある。和平後英米式の教育制度に転換してきたが、教育界の指導的な地位の人々の多くは仏式のエリート教育、暗記教育を受けてきた。現在では幅広い人材育成を目指した大衆教育システム、実証的な教育に移行しつつある。教育制度を停止したポルポト時代の終焉により、教育が徐々に復活したが、長い戦乱とポルポト時代の知識人の粛清は教育再建事業にとって多くの困難を来した。全国の至る所で校舎が老朽化し、教員の多くが粛清の対象となった。かつてシハヌーク政権時代、カンボジアは教育と軍事予算はほぼ同額であった。教員の地位と給与は極めて高く、8人家族を優に養える給与水準であった。教育の目的はエリート養成であり、仏本国並みの試験をクリアしていかないと上級学校に上がれない制度であった。原則として国民はだれでも平等な教育の機会が与えられたが、現実には都市の中産階級以上の子弟と地方の比較的余裕のある事業家または比較的余裕のある農家でないとなかなか上級学校には行けなかった。例外的に貧しい家庭から高度な教育を受け、閣僚にまでなった人もいるが、親戚や地域の有力者の支援を受けたケースであり、通常、貧しい家庭に生まれながら向学心の高いものは出家して僧侶となり、仏教系の高等教育を受ける他道はなかった。かつてカ

ンボジアでは僧侶に対する尊敬の念は極めて高く,世俗的な出世や富は得られなくても 名誉は得た。今でもその名残りはあるが,社会の意識は変わり,より,世俗的な富や地 位を求める者が多い。僧侶に対する人々の意識も変わってきている。

75年以前,カンボジアには9つの国立大学があった。法科大学,医科大学,工科大学,プノンペン文理科大学,高等師範学校(大学レベル)芸術大学等である。いずれも原則はバカロレア試験に合格すれば、どの大学でも入る資格があった。その上には幹部公務員を養成する2年制の王立行政学院があった。教育の主たる目的は国家の指導的な人物を育てることであり、元々リベラルな教育を志向する私立大学の設立は認可されなかった。当時大学まで進学する者は同年代の若者の5%以下であった。

現在カンボジアは様変わりし、大学と見なしうる高等教育機関は約70ほどあると言われている。新設の大学は殆どが私立大学でビジネス・スクールなど実務的な大学が増えている。大学の数は増え、学生のすそ野も広がったが、問題は大学によって教育内容、受講生の質に差があり、卒業生の知的レベルがまちまちであると言われている。最近日本からの投資企業の間で言われているのは基礎的知識に問題があるという。小・中学校レベルの基礎教育に問題があるようだ。実験等を取り入れた、実証的な教育を基礎教育から取り入れる必要がある。他方、最近、複数の大学に同時に通い、複数の大学で学位を取るものや、働きながら夜間や土、日に大学に通い、学位をとる者が急速に増えており、就職のためかもしれないが、若者の向学心は着実に増えている。現実に就職に有利として、ビジネス・スクール系の大学に人気が集まっている。

外国の大学への留学も盛んである。ポルポト後再開された留学は当初ソ連圏諸国だが、当初は手っ取り早く公務員を訓練するためにベトナムへの留学が優先された。ソ連圏の内、もっとも多くの留学生を受け入れたのはソ連と東独であった。フンセン政権の幹部にはソ連留学組が多く、重きをなしている。和平後は一変して欧米、日本志向となり、英語を流暢に話す留学生の数は急速に増えている。ごく最近では中国が大量の留学生受け入れを始めており、近隣のシンガポールやマレーシアも留学生の枠を増やしつつある。日本は国費留学生を中心に毎年50人近くの留学生を送っている。すでに国費留学生で帰国した者は千人を超え、すでにカンボジア政府の要職についている者が多い。一般的に留学生は社会の不公正に敏感なものが多く、利権の少ない官庁を選ぶものも多く政府の中でも評価が高まっている。一方、政府要人の子弟や富裕層に欧米、豪州に留学させるケースが多い。英語は流暢に話すもののカンボジア語の読み書き能力を欠いたり、貧しい自国民を蔑視する傾向が一部あり、将来が憂慮される。

3. 将来の展望

カンボジアは、人口約1,500万人、国土は約18万平方キロで日本の約半分であり、どちらかと言えば小規模な国である。しかし、ASEAN経済共同体が2015年末に成立して以来、カンボジアをASEANの構成国の一つであり、全体規模6億人の一部であるとの認識が現実味を帯びてきている。カンボジアはインドシナ半島の要の位置にあり、将来

の国境を越えたASEAN共同体経済が実体を伴った経済統合ないし協力機構が成立すれば、ASEAN諸国間を南部で結ぶ回廊の中間点であり、すべてASEAN諸国に空路で2時間以内、将来、同半島に高速道路網乃至は高速鉄道もできれば、鉄道で約4時間、道路で約8時間程でつながる可能性がある。日本の場合を考えても経済圏として十分域内協力ができる距離である。ASEANは加盟国に超大国を有していない点でも政治的に協力し易い要素がある。すでに、ASEANの間では、人的な交流が始まっている。今のところ賃金が低いところから高い国への労働者の移動が実際に起こっており、次の段階として製造業分野で製造コストが割高のところから割安のところへの移転が考えられる。日本や欧米諸国の一部製造業はコストの観点からすでにASEAN諸国への製造拠点移動を実施済みであり、次の段階として、ASEAN諸国内での部品産業の分散と組立て国の選定が進むことも考えられる。現にトヨタ系の部品産業は拠点のタイを中心に近隣国へ工場の分散が起こっている。逆にカンボジアでは、同国民間企業の経営管理を行える人物として、シンガポール、マレーシア、香港などの先進諸国からジェネラル・マネージャークラスを高賃金で雇う事例が増えている。英語でお互いに意思が通じることが大きい。

カンボジアは、地域内での長期的な人的交流拡大と自国内への産業誘致を視野に入れて、産業人材の育成に力を入れるとともに、教育の質の向上を図ることが必要と思われる。戦後、日本政府が主導してきた産業人材の育成は、ASEAN諸国特に、先進ASEAN諸国の経済発展に役立ってきた。現在、後発のメコン流域諸国のいずれもが日本の長期的な人材育成及び制度面の協力を必要としている。カンボジアでは日本の制度面の支援として、司法支援に対する評価が高い。この種の知的な途上国支援の余地は広い。例えば、農業面では農業産品の国際的価値を高め、競争力をつけるため優良品種の選定と普及、有機栽培の技術的指導などが求められている。今後は企業の進出と政府の技術協力を噛み合わせた支援が必要と思われる。

特集 弁護士による法整備支援

特集「弁護士による法整備支援」について

国際協力部教官 伊藤 淳

本号の特集のテーマは「弁護士による法整備支援」である。

ご承知のとおり、ICD NEWS は法務省法務総合研究所国際協力部の部報で、当部に裁 判官や検察官出身の教官はいるが,弁護士出身の教官はいない。そのため,特集にこのテー マが選ばれたことに違和感を覚える方もいるかもしれない。

しかし、当部の活動である法整備支援の担い手には、当然、当部を含む国家機関や大学 等の教育機関以外に弁護士(弁護士会)もいる。当部も,当部が行う法整備支援活動の様々 な場面で弁護士(弁護士会)と共に活動している。

当部は、これまでも ICD NEWS を含む様々な場所で、「法整備支援活動は、現在、対象と なる法律や活動などについて、大きくしかも驚くべき速度で変わってきており、この激動の 法整備支援活動を効果的に行っていくためには、個人や一つの機関だけで活動していては十 分ではなく、法整備支援の活動の担い手が互いに協力し合うことが不可欠である。」と述べ てきている。「連携と協調」であり、当部部長阪井光平が前号において言及した点でもある。

当部は、「連携と協調」の第一歩は、担い手同士がお互いの活動内容や過不足に感じて いる点等を理解し合うことから始まると考えた。このような視点で今号は、当部の身近な 隣人である弁護士(弁護士会)の活動にスポットライトを当てたものである。

弁護士の法整備支援活動については、前号巻頭言において、矢吹公敏弁護士(日弁連国際 交流委員会前委員長)がその基本理念や沿革、現状について述べられている。今号では、日 本弁護士連合会や大阪弁護士会の法整備支援に関する委員会に所属する弁護士や、JICA 専門員、国内アドバイザリーグループ委員(ラオス)、ビジネス分野で活躍する弁護士(ベ トナム)に、それぞれの立場における法整備支援活動の内容や、法整備支援活動における他 機関との連携と協調の必要性について紹介していただいた。前号と併せ読んでいただくこと により、日本の弁護士が様々な国の様々な場面・分野で法整備支援活動に関わっていること や、それぞれの弁護士が、立場や活躍する分野の違いから様々な問題点を感じつつも、今後 の法整備支援活動には担い手同士の連携と協調が不可欠であると感じることがおわかりいた だけるのではないだろうか。

当部は、当部以外の法整備支援の担い手との連携と協調が我が国における法整備支援活 動を効果的に進めるための核心であると考えており、今後も当部報をそのフォーラムとし て活用してゆく所存である。1

¹ 当部は、弁護士会との連携と協調の一環として、平成29年1月26日、日本弁護士連合会国際交流 委員会委員長の外山太士弁護士及び同副委員長の村上幸隆弁護士をお招きして、意見交換を行った。 詳細については、次号で報告する。

日弁連の法整備支援(国際司法支援)活動

日本弁護士連合会 国際交流委員会委員長 外 山 太 士

1 はじめに

日弁連が外国の司法制度に対して行う支援活動(国際司法支援活動)を始めたのは、1990年代半ばのことであったが、2007年頃まで活動の中心はカンボジア弁護士会に対するものであった。その詳細は前号に掲載された矢吹公敏弁護士の論稿に述べられているので、本稿では、その後の活動と現在の課題などを中心に記述したいと思う。

2 日弁連の支援活動の戦略?

矢吹論稿には、支援活動にも「戦略的取り組み」が必要であるとされるが、日弁連の支援活動に、自慢できるほどの戦略や長期的な計画があったわけではない。そもそも支援活動は、現地からの要請に基づいて行われるものであるから、長期的な計画を立てにくい性質のものである。日弁連のこれまでの支援活動も、相手国弁護士会からの要請のほか、JICA、海外技術者研修協会(AOTS、現一般財団法人海外産業人材育成協会)といったドナーの意向等を受けて、いわばその時点の「情勢」に応える形で行われてきたという見方もできるだろう。しかし、「日本弁護士連合会による国際司法支援活動の基本方針」(2009)にも謳われているように、理念としては人権保障、平和、そして法の支配の実現を、活動としては弁護士及び弁護士会への支援に軸足を置くという、骨組みを大切にして取り組んできたことは確かである。

3 近年の活動紹介

(1) ベトナム

JICAが 2007 年まで行っていた法整備支援プロジェクトで主として民商事法の整備が進められたが、2007 年から始まった法・司法制度改革支援プロジェクトでは、公平、透明、説得力ある裁判実務の実現を上位目標として、弁護士会の能力強化も下位目標の中に含まれることとなった。2009 年には全国組織としてのベトナム弁護士連合会(Viet Nam Bar Federation, VBF)が設立されたことを受けて、JICAからVBFのメンバーに対する本邦研修実施の依頼がなされ、以後、現在まで毎年実施されている。日弁連は、現地専門家として派遣された弁護士を通じるなどして、VBFと調整し、適切なテーマを選定し、VBF自体の管理運営能力、及びベトナム弁護士への実務支援能力の強化を

目指した研修を行ってきた¹。

(2) ラオス

ラオスについては、法務省・JICAが実施する法整備支援プロジェクトのカウンターパートに弁護士会が含まれていないこともあって、日弁連独自の資金でラオス弁護士会(Lao Bar Association, LBA)に対する支援を行っている。具体的には、2012年より公益財団法人東芝国際交流財団からの支援と日弁連自身の資金とを合計して、毎年200万円から300万円程度の予算規模で、司法アクセス、弁護士の継続教育、弁護士養成等に関する支援を行ってきた²。2015年には、現地に新司法研修所が設立されたことから、昨年は、同所の弁護教官の教授法を改善するためのプログラムを実施し、今年もこれを継続する予定である。

同国では、未だ弁護士数も 200 名弱と少なく、弁護士会の組織力も弱いことから、プロジェクトの進行に苦労することも少なくない。また、法務省・JICAの支援で民商事法の立法作業が進展しているが、これら新しい立法の運用に、弁護士及び修習生が対応できるようにすることも今後ますます重要になってくるものと思われる。

(3) カンボジア

カンボジアに対する支援は、弁護士養成校運営を中心とする 2001 年から 2010 年までの支援プロジェクトが終了した後、その規模を縮小し、近年では弁護士養成校での特別講義を行う程度であったが、2016 年 12 月に新弁護士会長と今後の支援について協議し、2017 年度は、弁護士養成校での現地講義の他、既存の弁護士に対する継続教育の支援も行うことを検討している。同国では、わが国の支援で起草された新民法・民訴法が公布・施行されており、その具体的な適用、運用についての問題意識が法曹三者全体で高まっていることから、具体的な事案を前提に、適切な解釈論を展開できる実務能力が求められているように感じられる。

(4) モンゴル

モンゴルに対する支援は、同国にJICAから派遣されていた弁護士の長期専門家を中心に始まった調停制度の支援に関連し、2011年から調停人研修のための本邦研修をJICAから受託して行ってきた(2015年まで。)。この間の活動を通じて、同国弁護

¹ これまでの本邦研修で実施したテーマは以下の通りである。2009 年度「日本弁護士連合会の組織,活動」,2010 年度「弁護士職務基本規程,弁護士会の役割およびその連合会との関係」,2011 年度「ベトナム弁護士連合会・各省弁護士会の組織強化,弁護士の能力強化及び弁護士過疎対策」,2012 年度「刑事司法における弁護人の権利の確立を目指して」,2013 年度「地方弁護士会及び地方の弁護士事務所の組織・運営・弁護士自治」,2014 年度「効果的な弁護士向け研修」,2015 年度「自己管理制度下における,弁護士に対する苦情処理の解決,弁護士の規律維持,弁護士の権利・利益保護」,2016 年度「弁護士連合会,単位弁護士会の機能・組織の強化」(当番弁護士制度)。

² これまでに実施したプログラムは以下の通りである。2012 年度「市民の司法アクセスを阻害する諸問題及び解決策」(国際会議及び法律相談会),2013 年度「法律相談スキルに関するワークショップ」(現地WS),2014 年度「ラオスの新司法修習制度に対応した弁護士養成研修準備プロジェクト」(現地セミナー及び本邦研修),2015 年度「ラオスにおける弁護士制度の法的基盤強化支援プロジェクト」(LBA側の事情により中止),2016 年度「ラオスの新司法研修制度における弁護士養成改善プロジェクト」(本邦研修及び現地セミナー)。

士会との関係が深まったことから、2013年から、旅費、宿泊費及び通訳翻訳費はモンゴル側が全額負担し、研修の講師のみ日本側で手配する形式での、自主来日型の研修が開始され、本年まで毎年実施されている³。

4 最近の変化と課題

法整備支援活動は、まずは法律の起草からスタートしなければならないことが多いが、現在では、アジアの支援対象国の多くにおいて、民商事法の基本法典については一定の法制化の作業は終了し、今後はこれを普及・運用していく局面に転換しつつあるように感じている。この局面になると、一般市民、企業から法律相談を受け、契約書その他の法律文書を作成し、そして裁判所で当事者を代理して訴訟活動する弁護士が、これら新調された法律を使いこなせることが重要になってくる。また、法律は最終的には裁判所で解釈適用されるものではあるが、裁判所における各種法律の運用につき、裁判官、検察官、弁護士の間にある程度共通の理解がなければ、安定的な司法制度は運用できない。したがって、法律の普及・運用の局面では、法曹三者すべてが参加し、一定の共通理解を基礎とする実務運用が形成されていく必要があると思われる。また、法律が実際に使われ、これに沿って社会が規律されていくようになるためには、市民が裁判所や弁護士に容易にアクセスできること(司法アクセス)が重要となる。これらの局面では、対象国の弁護士・弁護士会への支援はより重要性を増すものと思われ、日弁連が担うべき役割もより大きくなるものと考えている。

もう一つ感じることは,国際司法支援活動が内容面で深化を求められているのではない かということである。例えば本邦研修にしても、テーマは様々とはいえ、これまでは、現 在の日本の制度を見せて紹介するという面が強かったと思う。当委員会としては、各テー マに沿った適切な専門家,専門機関をアレンジするだけで事足りたことも多かった。しか し、最近では、対象国が現に抱える課題に即して、日本の知識や経験を再構成し直して提 供しなければならないケースが増えている。例えば民事、刑事の訴訟について、東南アジ ア各国で、旧社会主義体制の色彩の濃い糾問主義的な手続からより当事者主義的な手続に 移行しつつあるが,このような訴訟手続の大改革に直面したとき,実務を担う法曹にどん な研修を行ってこれに対応させたらよいかという課題がある。このような課題は、日本で も戦後直後に経験したことではないかと推測されるが、経験者の多くはすでにこの世にな く,その経験を掘り起こして対象国に伝えることは容易なことではない。しかし,このよ うな作業を経ることは,日本における訴訟実務ひとつひとつの意義を問い直し,その長所 と短所を見つめ直すきっかけにもなる。まさに,支援とは,一方が他方に与えるものでは なく、「ともに学び、ともに育つ」ものであるという、国際司法支援の基本原則の実践で ある。内容的に深化した分,支援する側の作業量も増え,しんどい面もあるが,その分や りがいも増してきていると考えたい。

³ これまでに実施された研修のテーマは以下の通りである。2013 年度「弁護士会及び法制度についての研修」,2014 年度「弁護士の責任」,2015 年度「国際契約」,2016 年度「株主代表訴訟」。

大阪弁護士会と国際交流と国際協力部(ICD)

大阪弁護士会国際委員会委員長 弁護士 黒 田 愛

私は、2016年4月に大阪弁護士会国際委員長を拝命した。生まれてこの方「長」と名のつく役に就いたのは初めてで、慣れない議事進行や行事への対応に追われつつ、何とか2016年度を終えようとしている。これも7名の優れた副委員長と熱心な委員の皆様、優秀な事務局のお陰と肝に銘じている。

大阪弁護士会では、昨今、海外からのお客様をお迎えし、また提携先弁護士会からの招待で外国を訪問することが多い。これは、長年にわたる活動が積み重なっての成果である。特に、法務総合研究所国際協力部からは、本邦研修の訪問先に大阪弁護士会を加えるなど貴重な機会を与えて頂いている。本稿では、大阪弁護士会国際委員会の2016年度の活動内容をご紹介し、今後、ますます、大阪弁護士会が国際協力部の法整備支援等の活動に活用され、また、連携を深めるきっかけとしたい。

1. 国際委員会の活動内容

2016年度の活動内容を紹介する前に、大阪弁護士会国際委員会の組織・活動を簡単にご紹介する。

大阪弁護士会の会員による弁護士会活動の中心は所属する委員会である。国際委員会には約160名の委員が所属しており、毎月1回の定例委員会が開催される。しかし、国際委員会の活動は定例委員会以外にある。委員会の中に部会、プロジェクトチームが設けられ、それぞれが必要に応じて臨機応変に活動している。

- ① ハーグ条約問題検討プロジェクトチーム:2014年に日本が加盟したハーグ子の奪取条約についての研究,研修などを目的とする。私も2011年に設置されたときからメンバーで,当初はハーグ条約とは何ぞやから始まり,日本も加盟を検討すべきではないかと意見書を作成,実施に向けての研修を行い,大阪家庭裁判所と合同で定期的な勉強会を開催した。条約加盟後は,調停や執行といったテーマ毎のセミナー,研修を実施するなどしている。
- ② 経済連携協定で検討される外国弁護士受入問題検討プロジェクトチーム: TPPが 弁護士業務のいっそうの市場開放を求めるものなのか, その影響などの研究結果を発 表するなどしている。トランプ大統領によるTPP離脱の声にめげることなく, 2016 年12月号の大阪弁護士会の月報に, 若手3名によるTPPの特集を掲載した。
- ③ 人事事件及び家事事件にかかる国際裁判管轄法制プロジェクトチーム:離婚等の人事事件,遺産分割などの家事事件にかかる国際裁判管轄法制が整備されるのに伴い,結成されたプロジェクトチームである。大阪弁護士会としてパブリックコメントに付す意見書案を作成した。意見書案においては,①国際裁判管轄に関する規定を整備す

ることに賛成する,②婚姻・離婚に関する訴えや実親子についての身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴えについて,過去の判例より広く当該訴えに係る身分関係の当事者の一方の住所が日本国内にあるとき等に管轄を認める案に賛成する等を骨子として,法曹実務家として複雑化する国際社会に対応できるように,様々な事例を想定して意見を提言した。

- ④ 英語情報整備作業部会:英語による大阪弁護士会のパンフレットを作成している。 大阪弁護士会の組織や活動内容を調べ,これを1つ1つの言葉に分解して丁寧に英語 化していくという地道な作業を,ネイティブスピーカーの外国法事務取扱弁護士の協力を得ながら繰り返し,完成間近となっている。
- ⑤ インターンシップ部会:現在7つの友好提携先弁護士会との間でインターンシップ制度を企画,実施する。まだ試験段階ではあるが,2016年8月に第1号となるインターン生を迎えた。
- ⑥ 弁護士紹介制度検討部会:友好提携先弁護士会と弁護士紹介制度の構築を企画,実現する。大阪弁護士会の中小企業支援センターと共同での企画である。
- ① 地域・国対応チーム(北米チーム,欧州チーム,中国チーム,シンガポールチーム,新規検討チーム):友好協定先と交流を深め,大阪弁護士会の会員に利益を還元すべく,相互の訪問,セミナーの開催等を企画,実施している。既に7つの弁護士会(ソウル,カリフォルニア国際部門,バルセロナ,香港,深圳,台北,シンガポール)と提携済みであるが,会長,副会長に負担をかけない形で,会員にメリットのある提携を目指して,新たな提携先の検討も行っている。

2. 2016 年度の大阪弁護士会国際委員会の活動

2016年度に大阪弁護士会国際委員会が関与して行われた主なセミナー、シンポ、懇談会等の行事は以下の通りである。

(1) 7月20日(水),大阪弁護士会館に、ドイツの国際家事専門の調停機関 MiKK からカール元裁判官をお招きし、ドイツにおけるハーグ子奪取条約の執行に関する法改正、実務をテーマに懇談会を開催した。

ご承知の通り、ハーグ条約は1980年にハーグ私法会議により制定、1983年から加盟国の間で実施されているが、日本が加盟国となったのは2014年、約30年遅れてのスタートであった。国際協力部が東南アジアの国々で法整備支援を行っているのと同じく、日本の実務家である我々は、ハーグ条約先進国(特にアメリカ、イギリス、ドイツ、オーストラリア等)から教えてもらうことが多く、またこれらの国の裁判官や弁護士、調停人らは大変熱心に自らの経験から学んだことを惜しみなく教えてくださった。他国の制度をそのまま取り入れることはできないが、導入に向けての準備や、問題に直面したとき、その打開策を考える上で大いに学ぶことが多かった。

特に,7月20日の懇談会では,カール元裁判官が,話合いによる解決の重要性, そして,決定を下した裁判官が執行まで担当することになった法改正について話をさ れたことが印象に残っている。

(2) 8月22日(月)より4週間,2つの法律事務所が受け入れ先となって,バルセロナ弁護士会から若手弁護士1名のインターンを迎えた。大阪弁護士会としては、初めての海外からのインターンであった。

国際委員会の役割は、インターンを $1\sim4$ 週間ほど受け入れてくれる事務所を募集し、当該事務所との橋渡しや、歓迎会や懇親会、その国の制度などを発表してもらう会の開催である。残念ながら、第1号のインターンは家庭の事情により当初4週間の予定を2週間で切り上げて帰国されたが、1週間でも充実した研修ができたことを祈っている。第1号インターンは、大阪弁護士会にある7つの会派の1つである春秋会による「靴みがき研修」に参加されたと聞いたので、いつかお会いすることがあれば、その感想を聞いてみたい。

なお、今回、インターンの受け入れ事務所を募集したところ、思いがけず多数の事務所からの応募があった。もとよりボランティア精神で手を挙げてくださったのだろうが、わざわざ海外に出ていかなくても、外国の法制度や弁護士に直接触れられるのも魅力なのではないだろうか。クリアーしなければならない事は種々あるものの、近い将来、国際協力部が法整備支援に取り組んでこられたベトナム、カンボジア、モンゴル、ラオス、ミャンマーといった国々の弁護士をインターンとして受け入れること、逆に大阪弁護士会の弁護士をインターンとして派遣し、これらの国の弁護士事務所で1~4週間程度研修することも可能なのではないかと思った。

(3) 8月23日(火),長年継続しているソウル地方弁護士会との交流会が実施された。 山口会長,岩井副会長,瀧副会長,森信研修センター運営委員会委員長らとソウルを 訪問した。ソウル家庭法院を見学し,裁判官から親子の面会交流やハーグ条約の実務 について話を伺った。また,ソウル地方弁護士会館で「研修」をテーマとした研究会 を実施した。

ソウル地方弁護士会は、7つの友好提携先弁護士会の中で唯一、毎年、会長、副会長らが相互を訪問しあって研修、意見交換、懇親会を行っている最も古い友好提携先である。取り上げるトピックは、その時々の関心事に合わせて、法曹養成だったり、可視化の問題だったり、ADRだったりと様々である。

- (4) 8月26日(金)大阪弁護士会館において、JETRO大阪の主催でJETROについて知ってもらう会員向けセミナーが実施された。
- (5) 9月8日(木)大阪弁護士会館において、在関西領事館等との交流会を、公益社団法人民間総合調停センター及び公益社団法人日本仲裁人協会関西支部との共催で行った。もともとは、民間総合調停センターへのハーグ子奪取条約の事案の申立て件数を増やすプロモーションとして行えないかと外務省ハーグ条約室に相談をもちかけたのが企画の始まりであった。外務省大阪分室の方々から多大なご指導、ご協力を得ながら準備が進められ、第1回となる交流会が開催された。取り上げたテーマは、民間総合調停センターにおけるハーグ子奪取条約の事案の取扱いや申立方法の説明、民間総

合調停センターの役割,日本の雇用法についての情報提供を行った後,意見交換を行った。

各国領事館からの参加者からは、日本の法制度や、紛争解決のオプションを知ることができた、弁護士との接点ができたと大変好評であった。

(6) 9月23日(金)大阪弁護士会館において、中国の全人代法工委民法室との意見交換会を開催した。これは、JICAと法務総合研究所国際協力部の企画による訪日研修の訪問先の一つに大阪弁護士会を加えて頂いたもので、民法総則の「後見」についてと、昨今の日本の債権法改正の議論に焦点をあてることになった。前者は、大阪弁護士会の高齢者・障害者総合支援センター運営委員会が、後者は、大阪弁護士会の民法改正問題特別委員会が中心となって準備を進め、当日の意見交換会も対応いただいた。

大阪の民法改正問題特別委員会は、法制度審査会に送り出した大阪弁護士会所属の委員をバックアップし、パブリックコメントに応じて意見書を提出しており、債権法改正については非常に詳しい知見を有している。また、高齢者・障害者総合支援センターは、全国の単位会に先駆けて設立され、成年後見や障碍者支援を地道に進めてきた委員会である。後見の申立件数が増加する中、その存在意義がますます高まっている。この2つの委員会が、全人代法工委民法室の研修に対応していただいたことは、国際委員会にとっても喜ばしく誇りに思うところであった。そして、大阪弁護士会所属の白出弁護士が相変わらず「熱意」ある支援活動を続けておられることに感銘を受けた。

(7) 10月18日(火)大阪弁護士会館において、シンガポール弁護士会との友好協定を締結し、記念セミナーとして、シンガポール弁護士による、①シンガポール弁護士会の組織・活動内容の紹介、②シンガポールにおける紛争解決(仲裁、調停センターの紹介)、③シンガポール家族法の基礎についてのセミナーを開催し、終了後は懇親会を開催して親交を深めた。翌日、シンガポール弁護士会のメンバーは、大阪地方検察庁を表見訪問させてもらい、上野検事正と面談の機会を得、また、国際協力部部長の阪井検事から英語で国際協力に関してご説明をいただいた。

ようやく実現したシンガポール弁護士会との友好協定。記念セミナーに参加して、シンガポールの仲裁センターや調停センターは有名であるが、一度与えられた評価に満足することなく、常に新たな方向を模索し、実行に移していることを学ぶことができた。素晴らしいという感想を超えて、シンガポールという都市国家の本質なのかとも感じた。弁護士会の組織や活動内容といった、あまり着目されていないことも学べ、とても有意義だった。

余談になるが、シンガポール弁護士会からは、この後しばらくして友好バドミントン大会をしようとの誘いがあり、今年の5月28日(日)に大阪での開催を予定している。



シンガポール弁護士会の皆様をお迎えして

(8) 10月26日(水),大阪弁護士会館において,大阪大学からの依頼により,台湾裁判官との意見交換会を実施した。テーマは「起訴状一本主義」,台湾では大陸法系の刑事訴訟制度が採用されているが,起訴状一本主義はとられておらず,いわゆる証拠同時提出主義が取られている。予断排除原則との間で実務家の意見が求められた。これも,国際委員会から刑事弁護委員会に対応を依頼し,委員長を初め4名の弁護士が,事前の準備,そして当日の説明,Q&Aへの対応を担当された。

意見交換会には、刑事弁護委員会の委員長、副委員長ら4名のほか、大阪弁護士会 国際委員会から、藤本副委員長を初め、多くのチャイニーズ・スピーキングの会員が 参加された。難しい法律用語や法律概念の話が出て通訳の方が戸惑っていると、すか さず中国語でいきいきとフォローされていたのが印象的だった。

- (9) 10月26日(水),大連弁護士会の20名弱の弁護士が大阪弁護士会を表敬訪問された。 弁護士会の組織に興味を持たれており、山口会長、瀧副会長からの説明に熱心に耳を 傾け、熱心な質問が相次いだ。
- (10) 11月3日(木)~6日(日)にかけて,友好提携先のカリフォルニア弁護士会インターナショナルセクションがロスアンゼルスで開催した,第1回 Transnational Law Summit: International Law in the 21^{st} Century に大阪弁護士会から 9名が参加した。
- (11) 11月7日(月),大阪弁護士会館において、家事法制委員会との共催で、フランスの リヨン第3大学フルシロン教授によるフランス親権法に関する講演会が開催された。
- (12) 11月17日(木),外務省領事局による,ハーグ子奪取条約の実務に関するアウトリーチセミナーが大阪弁護士会館で開催された。
- (13) 12月1日(木),大阪弁護士会が会員となり運営に携わっている公益社団法人民間総合調停センターが、ミャンマー法整備支援プロジェクト第8回本邦研修で来日した14名のミャンマーからの研修員と意見交換を行い、土地の境界などをめぐる土地の分野や労働分野の紛争を解決する手段としてADRが機能していることを紹介し、意

見交換を行った。

(14) 2017年1月9日(月),友好提携先である香港弁護士会とシンガポール弁護士会で、 それぞれ新年を祝う会が開催され、シンガポールへは山口会長、香港弁護士会へは種 村副会長を団長として複数の国際委員会の委員が参加した。

私個人は香港弁護士会の新年会に参加。午前中は、最高裁判所の見学から始まり、海外からの参加者が意見交換する「プレジデンツ・ラウンドテーブル」、そしてランチが提供され、午後は、造幣局の見学、新年を祝う記念式典、カクテルパーティーと続き、最後は海外からの参加者を囲んでのディナー・レセプションが開催された。記念式典では、最高裁、法務省、2つの弁護士会それぞれのトップがスピーチを行った、中でも、バリスターの弁護士会である Hong Kong Bar Association のウィニー・タン氏が昨年香港で問題となった宣誓事件に触れながらルール・オブ・ローについて力強く話をされたのが印象的であった。

- (15) 3月16日(木),大阪弁護士会館で,毎年恒例の関西経済連合会との共催により, 「独占禁止法における課徴金制度の見直し」についてのセミナーが開催される。
- (16) 3月24日(金),大阪弁護士会館で、これも毎年恒例となった会計士協会との共催セミナーが開催される。公認会計士協会近畿会と大阪弁護士会から選ばれた各1名の講師が、今年のテーマ「タックス・ヘイブン」について講義を行う。

3. 国際協力部による大阪弁護士会との連携・そして活用

大阪弁護士会の国際委員会には前述のように、様々な部会、PTが設置されており、幅 広いニーズにこたえることができる。長期専門家として法整備支援を経験した弁護士もい る。さらに、大阪弁護士会の60近い委員会との横の連携を活用しさらに専門性の高いニー ズにこたえることができる。

1人1人の弁護士は、日々、依頼者からの相談に応じ、法的紛争を解決し、これで収入を得ている法律の専門家である。どの法律をとっても、それがどのように適用されているか、活用されている制度、活用されていない制度、そしてその原因を一番よく知っているのは弁護士であると自負している。

弁護士のコストが安価だとは言えない。しかし弁護士会活動として行う場合は別で、必要に応じて柔軟に対応している。無償で活動することも多い。海外の弁護士会を訪問したり、IBAやIPBA、ローエイシアの大会に出かけたりすることに、逆にかなりの自腹を切って参加することもある。

このように、大阪弁護士会の委員会活動はボランティア活動に支えられている。その中で、かように多種・多様な活動ができたのは、一人一人の委員の方々が大なり小なりの犠牲を払いながらも、海外との繋がりに魅力を感じ、全会員に友好提携の恩恵を受けてもらいたいと意気に感じて推進、参加されたものと思う。

国際協力部とはこれからも、広く協力し合い、連携を強めて行きたい。

法整備支援におけるJICA国際協力専門員の役割

J I C A 国際協力専門員/弁護士

磯井美葉

1 はじめに

2016年は、1996年にベトナムに対する法整備支援がJICAのプロジェクトとしてスタートして20周年でしたが、私自身にとっても、2006年9月以降、JICAの長期専門家として合計約3年(モンゴル2年、カンボジア1年)、JICA本部で国際協力専門員として約7年を合わせ、法整備支援を専業にするようになって10年の区切りの年でした。今回、寄稿の機会を頂きましたので、JICAの国際協力専門員とはどんなものか、なったきっかけ、日ごろの業務や感じていることを書いてみたいと思います。

2 国際協力専門員

(1) 国際協力専門員制度

国際協力専門員は、1984年から旧国際協力事業団 (JICA) で始まった制度で、技術協力のプロとしてJICA職員を専門的見地からサポートする内部のアドバイザーであるとともに、長期・短期の専門家としての海外派遣が主たる業務とされており、専門家人材のプールという機能を果たしていました。

その後,専門員の種類も,常勤・非常勤,有給・無給(業務委嘱ベース)等増えたり減ったりし、また、JICAの組織改編(独立行政法人化)、国際協力銀行(JBIC)との統合、事業仕分け等を経て、少しずつ変遷しています。

法整備支援に限らず、農業や教育、医療、環境等、様々な分野の専門家がおり、海外 赴任中の人も含めると、全体では100名を超えます。

(2) 法整備支援の専門員

法整備分野では、佐藤直史さんが 2006 年から第1号の専門員となって以降、これまでに以下のとおり合計6名の専門員がいます。今のところ、全員日本の弁護士です。

佐藤 直史(48期, 2006年から2015年まで)

磯井 美葉 (52 期, 2009 年から)

原 若葉(42期,2010年から非常勤,現コートジボワール長期専門家)

小松 健太 (58期, 2012年から, 現ミャンマー長期専門家)

入江 克典 (62 期, 2015 年から)

枝川 充志 (61 期, 2016 年から)

佐藤元専門員は、2004 年 11 月から 2006 年 6 月までベトナムの長期専門家として赴任されていた頃に、J I C Aが法整備支援分野の専門員を募集していることを知って、2006 年 8 月から J I C A本部に入られました。当時、法整備支援はまだまだ新しい分野であり、J I C A側も、その特性を十分理解しないまま試行錯誤していた時期で、プ

ロジェクトの案件形成や進捗管理においては、JICA本部にも、JICAの現地事務所にも、現地のプロジェクト専門家にも、今以上の大きな苦労がありましたので、ベトナムで専門家を経験した自分がJICA内部に入ることで、日本側と現地、国際協力の専門家であるJICAと、法律の専門家の間の橋渡しができるのではないかと思われたそうです。その後、2015年秋に在外研究のために専門員を退職されるまで、多くの貢献をされました。

なお、当初のJICAの法整備支援分野の専門員募集は、明示的に弁護士(法曹資格者)を想定したものではなかったようです。当時は、法整備支援自体もあまり知られておらず、専門家として途上国に赴任する法曹人材も非常に限られていたため、JICA側にも、専門員を募集しても、誰が応募してくれるかわからない、というためらいもあったようです。

(3) 専門員になったきっかけ

私が国際協力専門員(当初は客員専門員)となったのは、モンゴルの長期専門家時代(2006年9月~2008年11月)に、弁護士専門員第1号となっていた佐藤元専門員から、「二人目の弁護士専門員を募集するが、関心はないか。」と声をかけて頂いたのがきっかけで、試験を受けました。

モンゴルに赴任するときに、事務所やクライアントにも迷惑をかけ、仕事を整理して しまっていたので、せっかくだから実務復帰はもう少し先にし、法整備支援について経 験を広げる良いチャンスだと思いました。

モンゴル赴任中は、法制度の主な比較対象はやはり日本で、ルールや約束に対する考え方、時間の感覚等、違いに驚き、戸惑うことも多かったですが、専門員となって、JICA本部から他の国々の案件にも関わることになり、日本に加えて、モンゴルと第三国を比較して見ることができるようになったことで、モンゴルの良さもあらためてわかり、また、第三国を見る場合にも、多角的な比較が多少はできるようになって、今に至るまで、貴重な経験をさせて頂いていると思います。

3 専門員の仕事

専門員の仕事は、つまりは橋渡しの仕事です。

どんな仕事も、社会に必要なものを提供することであり、つまりは人や組織同士のコミュニケーションであり、橋渡しだと思いますが、専門員の仕事は、日本と外国という前提条件の異なる国の制度の橋渡しであるということと、援助関係者と分野の専門家(法律関係者)という異なる文化と視点を持つ集団の橋渡しであるということが特徴だろうと思います。あるいは、前述のとおり、各国のプロジェクトを俯瞰できる立場にいるので、そのメリットを活かし、ある国に対する支援の学びを提供し、別の国に応用するきっかけづくりをする橋渡しもあるかもしれません。そして、これらの橋渡しによって法整備支援事業をよりスムーズで効果的、有意義なものにしていくことが存在意義だと思います。

実際にはやれること, やるべきことは幅広く, 他方で自身の時間と体力は限られるため,

私自身も、これでよいのか、もっと期待されていることはないか、もっと効果的にできないか、悩みながらここまで来ました。

4 個別案件に関する業務

(1) 担当案件

個別の案件については、複数いる専門員の間では、そのときどきで、主に国ごとに主 担当の案件を分担しています。

私はこれまでにカンボジアの法整備支援、モンゴルの法整備支援(2015年12月まで)をメインに担当してきました。加えて、ネパールの法整備支援(2014年以降)、中央アジア比較法セミナー(課題別研修、2013年度まで)、イランの法整備支援(国別研修)等があります。そのほか、他の専門員が主担当をしているベトナム、インドネシア、中国等の案件も、内容やタイミングによって関与しています。

(2) 全体の進捗管理

JICA本部の業務として、新規または後継フェーズのデザイン策定、進行中の案件の活動のサポートや評価、モニタリングがあり、主に担当職員を中心に、内外との協議や調整を進め、専門員がサポートすることになります。案件によっては、アドバイザーの先生やICDの教官にも参加して頂きます。

これらの業務は、法律家として把握した活動の意義や成果を、JICAとして、開発援助の視点に立って説明する、2種類の思考の橋渡しであると思います。内部では地域部をはじめとする関係部署、外部では大使館や外務省等の意向もふまえた意義付けや説明が必要となります。私自身もオンザジョブで学びつつ、歴代の担当職員や法・司法チームの課長の皆さんのおかげでここまで来たという感じです。

法令を起草したり、制度構築を支援したりする技術協力が、どんな成果をもたらすか、つまり、その案件によって相手国の社会がどう変わるかを考えるのは、意外に難しいことです。特に、日本が主に支援してきた基本的な法律や司法手続は、普段の生活ではそれほど意識されず、紛争が起きたとき、権利が実現されないときに発動し、社会のセーフティネットのように機能することが多いため、その整備によって短時間で社会が変わることは少なく、様々な要因と組み合わされて、長い時間をかけて人の意識に変化をもたらすものだと思います。援助の世界では、数値による成果説明が求められることも多いですが、これがまた法整備支援では悩ましいことです。数値を使うとイメージしやすく、成果が明確に見えやすいので、時と場所に応じてうまく使えばよいのですが、相手国の人材の考え方の変化や、関係機関が新しく果たせるようになった機能等をことばで述べる方が、意味のある説明になる場合も多いと感じます。

(3) 個別の活動のサポート

進行中案件の中で、現地セミナーや本邦研修等、個別の活動を実施する際には、現地に短期専門家を派遣したり、本邦研修の内容を組んだりすることになります。案件内容に応じて、日本国内で講師を探し、背景の異なる現地側のニーズを翻訳しながら先生方

に伝えて依頼する作業は、特に法律家としての経験や人的ネットワークと、相手国の現 状への理解が求められる橋渡しです。

現地に長期専門家がいたり、日本国内にもアドバイザリーグループやICD、日本弁護士連合会(日弁連)等の協力体制が設置されていたりする場合は、日本側にも現地の情報が蓄積されています。しかし、たとえばイランの研修案件等、長期専門家がいない場合は、事務所を通じて聞き取った現地カウンターパートの情報に、ときには推測も加えながらニーズを汲み取って、本邦研修をアレンジすることになります。研修参加者がいろいろな発見をされたり、日本側の講師の方が参加者との意見交換を楽しんで下さったりして、橋渡しがうまくいったと思うときは、大きなやりがいを感じます。

現地セミナーや本邦研修では、私も一部の講義をお引き受けすることがあり、そういった機会に各国の参加者と意見交換することは、法律家として法整備支援に関わる醍醐味だと思いますが、最近は諸事情で機会が少なく、少し残念に感じているところです。

講義することはなくても、現地セミナーや本邦研修にはできる限り同席させて頂くようにしています。最終的に予算を執行し、事業に責任を負っているのはJICAであり、成果のまとめ、案件の方向性決定、対外説明等しなければなりませんので、現場で何が起き、何が関心事項になっているか知っておく必要があるためです。

数年前は、JICA側のマンパワーが足りず、現地セミナーや本邦研修も、現地専門家や委託先¹にお任せしたままだったことがありましたが、最近はだいぶん改善してきていると思います。それでも、研修にごく一部しか出席できない場合や、現地出張を見送る場合もあります。

また,日本側に設置されているアドバイザリーグループ等のテレビ会議の開催準備も, 国内にいる我々の重要な業務です。

5 法整備支援全体に関する業務

(1) IICA内外からの照会対応

法整備支援全体に関する業務に関しても、様々なものがあります。

たとえば、JICA内部では、さまざまな切り口で発信するペーパーの内容、JICAの年次報告書の記載内容等、外務省からは、他省庁や国会議員等からの個別の対応に関する各種の照会等への説明資料の作成や、いわゆるODA白書の記載内容確認等、さまざまなご照会を受ける機会は意外に多いです。

特定の国の法制度にご関心のある民間企業や弁護士、公認会計士等の方々から、当該 国の法制度に関するお問い合わせを頂くこともあります。相手国の法令の普及でもある と思い、できるだけご協力するようにしています。

¹ 法整備支援の本邦研修には、JICAの直営方式と、関係機関に委託する場合があり、法整備支援分野の委託先は、ICDと財団法人国際民商事法センター、日弁連、名古屋大学等があり、それぞれJICA側の関与の度合いも少しずつ異なります。

(2) 研究, 広報

JICAでは、ときどき、テーマを設定して研究報告書を作成することがあり、そういった作業に専門員も関わります。現在は、援助分野ごとの指針文書「課題別指針」の改訂作業が進行中で、職員や専門員ももちろん関与しているほか、現在はJICAを離れている佐藤元専門員にも、コンサルタントとしてJICAと契約して頂き、改訂作業を担って頂いています。

他に、2016年には、JICAの広報誌で法整備支援が特集されました。また、法整備支援の20年を振り返って書籍にする企画も進んでいます。

国内外の会議で、法整備支援について紹介する機会もますます増えています。

法整備支援連絡会,学生向けの連続企画,日弁連の開催する国際分野のキャリアセミナー等の恒例行事で,職員や専門員が分担してお話しているのに加え,2016年には,内閣府,日弁連と大学による,女子高校生に向けて女性法律家のキャリアを紹介するセミナーでも,法整備支援の仕事について私が紹介する機会を頂きました。

海外では、世界銀行主催の法・正義と開発週間(Law, Justice and Development Week)には、2013年からJICAも毎年参加しています。

また,2016年は,米国法曹協会(ABA)国際法セクションの総会が東京で開かれ, 日本の法整備支援について紹介する機会を得ました。

2017年は、ローエイシアの14年ぶりの東京開催で、法整備支援のセッションを開催する予定です。

JICA独自でも、対外発信の強化を目標の一つにしており、2016年は、UNDP、UNODC、法務省と共催で、法遵守の文化(Culture of Lawfulness)についての小規模セミナーを開催しました。

今後は、日本が得意としてきた市場経済化に端を発する民事、経済分野の法整備支援の実績と、従来あまり法整備支援として意識されていなかった分野の支援の実績を整理して、国際的な法の支配の推進の議論によりかみ合う形で、日本の貢献としてアピールしていけたらと考えています。

(3) 人材育成

最近は、法整備支援も広く知られるようになり、アジアを中心に、日本の法曹人材の 海外進出も増えていますが、法整備支援に関心のある人材の育成は、法整備支援関係者 の長年の課題でした。人材の発掘育成は、広報とも重なりますが、重要な仕事と言えます。

JICAでは、2009年より、能力強化研修²というスキームで、法整備支援の研修を 実施しており、法・司法チームと法整備支援専門員で、非常に力を入れて取り組んでい ます。現場に赴任する長期専門家候補者(業務調整を含む)、あるいは、案件評価の調 査団メンバーの候補者の方たちに、JICA事業や法整備支援特有の留意点について考 えて頂くプログラムで、毎年8月下旬の1週間の研修に、これまで、法曹や開発コンサ

² 過去には、専門家養成研修というスキームで法整備支援やガバナンスの研修が実施されていた時期がありました。私も 2003 年の参加者です。

ルタントの方たちを中心に、様々な方に参加して頂き、また、実際に多くの長期専門家 を送り出しています。法整備支援に関心のある方たちのネットワークづくりにもなって います。

その他の人材育成では、司法修習生を毎年4名、選択修習の枠で受け入れ、JICA 本部の業務を体験してもらっています。

大学での講義も増えつつあり、最近では、ロースクールや国際開発関係の方のみでな く、ビジネス関係の学部でもゲスト講義をさせて頂いたりしています。

6 日弁連との関係

ICDニュースをご覧になっている方には、法務省とJICAの密接な関係については ご存じだと思いますが、JICAの専門員は弁護士でもあるので、弁護士専門員と日弁連 の関係についても少し触れてみたいと思います。

JICAは、法整備支援を開始した当初から、弁護士専門家を現地に派遣し、本邦研修にも関与してもらうなど、日弁連とは協力関係にありましたが、2008年に連携協力協定を結びました。これにより、日弁連から推薦される長期専門家は、日弁連とJICAが共同で選考することとされており、また、本邦研修の中には日弁連に業務委託されるものもあるなど、さまざまな形で協働しています。

日弁連にはいくつか国際マターを扱う委員会がありますが、法整備支援(日弁連では国際司法支援と呼んでいます。)は、これまでの経緯から、国際交流委員会が中心になって動かしており、JICAの法整備支援長期専門家として海外に赴任する弁護士は、慣例で委員会に参加することになっています。

国際交流委員会は、さらに、国際司法支援センター(International Legal Cooperation Center、ILCC)と、国際交流部会の2つの部会に分かれており、いわゆる法整備支援についての活動は、ILCCが担当しています。日弁連の委員会には、全国の単位会のバランスによる委員人数の割り当て等もあるため、国際交流委員会にも、希望者がすぐに参加できるわけではないのですが、ILCCでは、委員会本体とは別に定期的に事務局会合を設け、国際司法支援に関心のある弁護士にオブザーバーとして参加してもらい、国際司法支援の現場に関与してもらえるようにしています。

私自身は、弁護士になる前から、漠然と法整備支援に関わりたい気持ちがあり、2003年から同委員会に参加し、当時の日弁連とJICAの開発パートナー事業によるカンボジア弁護士会支援にも関与していましたので、私にとっては日弁連の活動が法整備支援の原点でもあります。モンゴル赴任中も、日弁連のメンバーに現地でセミナーをしてもらったり、日弁連で本邦研修をしてもらったりしており、2009年にJICA専門員になってからも、委員会には継続的に参加していました。

他方で、日弁連では、政府開発援助としての法整備支援に、慎重に検討の上で参加の是

非を判断すべき(日本弁護士連合会による国際司法支援活動の基本方針³ 2(5))という方針もあり、特に、JICAとは業務委託契約で利益相反も生じ得るため、専門員の日弁連活動への関与には慎重な意見もありました。ですが、数年間、途上国の現場と、JICA本部で各国の法整備支援を経験して、日弁連とJICAの協働関係は重要であり、両者で情報共有した方が、お互いにとっても、また法整備支援全体にとってもメリットが大きいと感じました。また、日弁連の委員会はボランティアベースで、弁護士業務と並行しながら関与しているため、国内で有給で法整備支援に専業している弁護士である専門員ができるだけ役割を果たす意義もあると思っています。そこで、委員会メンバーにお願いして、専門員の委員会活動への参加について整理し、利益相反が問題になる場面では、個別に関与を控える方針にするとともに、新しく専門員になったメンバーもオブザーバーとして委員会に参加できるようにして頂きました。

現地に赴任している弁護士専門家のみでなく、専門員が日本側からも参加することで、 最近では、ILCCの個別案件と現地のJICAプロジェクトとの情報共有や連携も、さ らに強まりつつあると思います。

7 その他の業務

専門員の業務として、JICA本来のものとは言えないかもしれませんが、様々な経緯で来日する海外の法曹の受け入れに関与することがときどきあります。

最近の例では、2013年以降、モンゴル弁護士会の有志メンバーが、毎年自分たちの費用負担で、日本の制度を学びに来てくれており、日弁連で受け入れています。日弁連も完全なボランティアで講義や見学を準備しています。2016年のテーマは会社法と株主代表訴訟でした。

モンゴルの法整備支援プロジェクト自体は2015年末でいったん終了しており、JICAの業務と直接つながるわけではないのですが、これらの関係も、モンゴルの法整備支援の一つの成果として、交流が続いているものであること、今後も現地の法制度の動きを情報収集するメリットがJICAにもあることから、お手伝いさせてもらっています。

この例のように、専門員というある意味遊軍的な存在がいて、 $2\sim4$ 年のサイクルで担当部署を異動する職員の後ろで、継続的に国や案件に関わり、JICAとして、相手国との法的な交流を含め、ある程度広く長い視点でみられるのは、専門員制度の良いところであり、そのような制度を持つJICAの良いところだと思います。

JICAに限らず、援助・支援は、いずれ必要性がなくなり終了することがその目的ですが、その後も相手国と日本の交流は続いていくので、無理なく対応できるような体制を、 日弁連や大学、法務省等、さまざまなチャンネルで用意していけると良いと思います。

^{3 2009}年3月日弁連理事会

弁護士による法整備支援事業への関わり —私的な経験を踏まえた考察—

JICA国際協力専門員/弁護士 枝川 充 志

第1 はじめに

私は2016年4月からJICA本部で国際協力専門員(以下,単に「専門員」と言います。) として法整備支援事業に従事しています。

それ以前は法科大学院を経て 2008 年 12 月に登録後、弁護士として民事・刑事事件を幅広く扱ってきました 1 。また弁護士になる前は、大卒後 J I C A^2 に就職し職員として約 8 年間勤務してきました。

このように私は、JICA職員から法科大学院・弁護士を経て、再びJICAで法整備支援の専門員という立場で仕事をしています。弁護士の法整備支援への関わりという観点からすると、もともと開発援助の仕事をしていた点は少々変わった経歴かもしれません。

そこで本稿では、JICAの職員と専門員の両方を経験している者として、①それぞれでどのような業務をしていた、或いはしているのか、②どのような経緯で弁護士になり、再びJICAで仕事をするようになったのか、③その上で、職員と専門員の違い及びその意味は何か、④最後に、法整備支援に携わるにあたってどのようなことが必要と考えられるかについて述べてみたいと思います。。

第2 JICA職員から弁護士、専門員へ

1 職員当時の業務

(1) 概略

JICA職員になったのは1994年4月のことです。最初に配属されたのは青年海外協力隊(以下,「協力隊」と言います。)事務局でした。

その後、外務省に出向し本省勤務の後、在パプアニューギニア日本大使館で勤務しました。約4年の出向を経た後JICAに復職し、アフリカ中近東欧州部アフリカ課(当時)に配属され、その後、独立行政法人化に向けた準備業務をし、2002年8月末に退職しました。

(2) 協力隊事務局勤務

最初の配属先である協力隊事務局では協力隊員の選考業務に携わりました。具体的

¹ 民事で比較的多く扱っていた事件は借地借家法をはじめとする不動産分野です。東京地判平成27年2月5日判時2254号60頁等。

 $^{^2}$ 当時の名称は「特殊法人国際協力事業団 (J I C A)」でした。「独立行政法人国際協力機構 (J I C A)」になったのは 2003 年 10 月 1 日です。

³ 本稿の内容は私個人の意見・見解であり、私が所属する組織の意見・見解でないことを申し添えます。

には,試験問題や面接の準備等を含む選考試験業務全般の運営監理,受験者との連絡 調整を行っていました。

(3) 外務省勤務

その後、外務省経済協力局政策課(当時)で勤務し、サブサハラアフリカの援助政策業務に従事しました。アフリカ駐在の在外公館からの外務公電に目を通したり、要人が来た際の対応(発言要領や会談記録の作成)、二国間援助政策協議の対処方針の作成、第2回アフリカ開発会議(TICADII)の準備、安保理非常任理事国選挙対応といったことを行っていました 4 。

(4) パプアニューギニア勤務

パプアニューギニアでは円借款と無償資金協力業務を主に担当しました。

ここでの勤務で資金協力や技術協力事業のあり方等さまざまなことを考えさせられました。当時のパプアニューギニアに対する援助規模はODA全体でみればそれほど大きくなかったため、過去に実施した案件の帰趨を含め細かく案件を見る機会がありました。現時点での私の開発援助に対する視座はここでの経験で培われました。

(5) アフリカ課勤務

JICAに戻り再びアフリカ援助、主としてタンザニアと南部アフリカ諸国を担当しました。ここではJICAの当該国に対する援助業務の企画立案・調整監理を行っていました。当時は「プロジェクト形成調査」という予算があり、案件発掘のための調査が大きな仕事だったように記憶しています⁵。

また、当時のJICAは援助スキーム別(研修員受入れ、開発調査、専門家派遣、 プロジェクト方式技術協力)に部署がわかれ⁶、アフリカ課のような「地域」を見る部 署は総括的業務を行う位置づけとなっていました⁷。

- 2 職員から弁護士へ、そして専門員へ
 - (1) このように8年あまりの短い経歴ではありますが、JICAでは開発援助につい

⁴ 当時,国際的には1994年4月に起こったルワンダ虐殺事件後の復興支援が叫ばれる時期にありました。そのため1996年11月,隣国のザイール共和国(当時,現コンゴ民主共和国)からルワンダへの帰還難民支援のために現地調査に行き支援内容の検討をしました。また1997年5月,内戦後のシエラレオネに援助再開のための政策協議で訪問したのですが,その後しばらくしてクーデターが起きドナーの支援が再びストップしたのが印象深い記憶としてあります。これらの経験から,今でいう「平和構築」のあり方について考えさせられました。

⁵ この調査は、「要請主義」の下、相手国からの要請を待っていては何も動かないという教訓を踏まえ、 日本側から積極的に案件を発掘にいくという趣旨で実施されていました。モザンビークで農業案件、 タンザニアでUSAID(米国国際開発庁)と合同でHIV/AIDS対策案件調査を行いました。

⁶ 現在は,人間開発や地球環境問題等の課題別に部署が編成されています。法整備支援は「産業開発・公共政策部」の中にあるガバナンスグループの1つである「法・司法チーム」が主管しています。

⁷ 他方で,当時(1990年代後半から2000年代初頭)のアフリカにおける援助潮流は,世銀が主導した「貧困削減戦略書(PRSP)」の策定及びこれを支援するというものでした。構造調整政策への反省に基づいたもので,貧困削減により焦点を当てていました。この関連でドナーと当該政府が調整・協議をしながら保健医療,教育,農業等の各主要セクターでセクタープログラム(SP)を策定し,各ドナーがこれをもとに援助を行う方dおり,当時のアフリカ課の業務はこれへの対応が主たるものとなっていました。

て多様な経験をさせていただきました。

このような経験を得ながら法律家になりたいと思ったのは、業務を行う中での多様な専門家とのやりとりや、アフリカ援助の経験(ルワンダやシエラレオネなどの紛争経験国とのかかわり)が大きな影響を与えています。

つまり,ある国に開発援助を行っても政情不安等でそれらが簡単に潰えてしまう 事態に,直接,専門性を持って国の制度づくりを支える仕事ができればと思ったこ とがきっかけです。当時は「法の支配」といった言葉は明確に認識していませんで したが,振り返ればこのことが当時携わりたかったテーマだと考えています。

短絡的かもしれませんが、そのルートとして「法曹」という道を選択したことになります。欧米等では法曹資格を持った人がさまざま分野で活躍し、国連やNGO等の開発援助の分野でもそのような人たちがいることを知ったこともまたきっかけとなりました。

(2) 以上のような経緯のため、JICA退職当時、法整備支援事業に携わりたいという強い動機があったわけではありません。職員当時、主にアフリカ諸国を担当していたこともあり、法整備支援は冷戦後の市場経済移行国を含むアジア諸国に対する新たな援助分野として始まりつつあった、というような認識でした。

そのため弁護士になった当初は、「在野法曹」というように、まずは身近な紛争問題等を解決できる法律実務を、という観点から民事刑事を念頭にさまざまな事件に取り組んでいました。したがって特に意識して国際的な業務などは行っていませんでした 8 。

このような中、3年ほどの実務経験を経た2012年にJICAが行う能力強化研修「法整備支援コース」 9 に参加しました。職員時代、法整備支援の内容をほとんど知らなかったため、同コースへの参加が今後を考える端緒となりました。そして実務家として身に着けた経験が活かせると考え、現地派遣専門家としての参加を考え始めました。また当時は、もともとの退職の理由であった紛争関係国への関わりについても模索し始めたところでした 10 。

(3) しかしいったん弁護士業をはじめると、新たな事件を受ける、既存事件が解決する、という仕事の連鎖から抜け出せなくなるのが実際です。

勤務弁護士ではなかったため海外に出ようとすると事件の受任を控えなければなりません。このことは収入の途が断たれることを意味していました。またJICAの法整備支援事業に限っていえば、弁護士専門家の場合、日本弁護士連合会の協力

ICD NEWS 第70号 (2017.3)

45

⁸ 国際協力という文脈でいえば、難民認定申請者への行政手続き及び訴訟支援や、外国人が依頼者となる在留資格等の案件を扱っていました。

 $^{^9}$ 「法整備支援コース」は毎年 6 月頃に公募がなされ、法律分野関係者を対象に毎年 8 月後半に行われる研修で、外部人材に対する当該分野の能力強化を目的として実施されています。 https://www.jica.go.jp/recruit/kyokakenshu/top.html 「 J I C A 能力強化研修」で検索できます。

¹⁰ 2011 年に広島平和構築人材育成センターが行う「平和構築人材育成事業」の基礎セミナーに参加しました。

を得て原則として公募により募集が行われます。しかしいつ募集がなされるかは外部の者には予め当然に開示されているわけではないので¹¹, 受任事件や身辺の整理を踏まえた計画を立てにくい側面がありました。

もともと弁護士業は"自営業"で比較的融通がきくと思っていました。しかし浅はかと言えばそれまでですが、海外に出るには以上のように諸条件が整う必要があり、種々の制約があることを認識させられました。

このような時,職員としての経歴があったこともあり, JICA関係者から専門員の募集を紹介され応募しました¹²。 JICA本部に勤務する立場であれば,法整備事業だけでなく, JICA事業全体の動向やもともと考えていた平和構築の分野の知見も得られると思ったからです。その結果,現在,法整備支援の専門員として業務を行うに至っています。

第3 専門員と職員の業務の違いとその意味

1 専門員の業務

専門員の日常の業務内容やその役割については、別稿の磯井美葉専門員¹³ や入江克典専門員の論稿¹⁴ に詳しく記載されていますので、こちらを参考にしていただければと思います。業務経験が本稿作成時点で1年に満たないので、佐藤直史元専門員及び両専門員に多くを学んでいます。

2 職員との違い

(1) 他方で、専門員になって職員の時との業務の違いは何かと問われると、もちろん 短い経験の中での私見ですが、①専門的知見からの援助案件への助言を行う、②当 該案件への長期的なかかわりが可能である、③当該専門分野での人的なつながりを 持っている、④予算管理や案件運営監理の細部に直接関与しない(間接的な関与に とどまる。)、これらが挙げられると思います。

これを裏返すと,職員の場合,①開発援助の観点から専門的助言を相対化できる,

- ②人事の関係で当該案件へのかかわりは短期になるが、他の事業経験を活かせる、
- ③さまざまな分野の専門人材とのつながりを有する, ④当該案件の予算管理等の運営全体に直接関与する, ということが言えると考えます。
- (2) まず①についてみると、専門的知見は現場での問題等を「翻訳」できたり、一定の視点で妥当性判断ができるという点で活かせます。しかし開発援助の実施機関である以上、援助の方法論については職員に一日の長があります。とはいえ専門員はJICA本部常駐の専門家ですから、実は①の点では職員と同じ立ち位置で案件を

¹¹ 日本弁護士連合会の国際交流委員会への参加や前掲注9への参加を通じ関係者間のネットワークができると、計画段階での情報提供等の機会があります。

¹² 国際協力専門員は毎年8月頃に募集をしています。年度によって募集分野が異なりますので、法整備分野が毎年募集されるわけではありません。「JICA 国際協力専門員」で検索できます。

¹³ 本ニュース 36 頁

¹⁴ 本ニュース 51 頁

みていく必要があります。

次に②についてみると、過去の経緯を含め当該案件へのかかわりを知る専門員の存在は大きいものがあります。職員は異動してしまうからです。しかし専門員は他分野の事業経験があるわけではありません。JICAの事業はどこかで似たような課題や問題を扱っていますので、どの事業も"応用編"的側面があると私は考えています。そのため②の点では職員と専門員の知見がうまく融合することの効果が期待できます。

③については、専門員がいることは当該分野での専門家の巻き込みが可能になる 点で、事業全体にとっての利点は大きいとは思います。

また、④については、私が専門員になって一番大きな違いを感じる点です。しか しこの点は職務上のデマケとしては当然のことだと思います。

- 3 専門員と職員の違いとその意味
 - (1) JICAの法整備支援事業ということでいえば、関係機関との連携や協調が不可欠であることは磯井専門員や入江専門員の論稿¹⁵からも伺えることです。

他方で上述2のとおり、JICA内でいえば、実は職員と専門員がうまく連携し事業を進めていくことが不可欠となっています。上述した互いの違いを補完し合っていくことで相乗効果が期待できるからです。

しかし私の職員時代は、携わっていた業務内容や、今と異なり当時の専門員の位置づけや規模によるのかもしれませんが、実はあまり専門員との付き合いはありませんでした。そのため上記のような関係を意識したことはありませんでした。他分野のことはよくわかりませんが、私が述べることは法整備支援事業固有の事情なのかもしれません。

(2) いまや現地事務所や専門家とTV会議ができるなど、情報通信ツールの発達で関係者間のコミュニケーションがよりしやすくなったと思います。私の経験からすると、当時はTV会議などなく、JICA本部と現地側とのコミュニケーションは組織的課題の一つだと考えていました。今やこの点は比較的改善されたのではないかと思います。その分互いに忙しさが増した印象もあります。

このような中で職員とは異なる立ち位置にいる専門員は、お家事情みたいな話で 恐縮ですが、JICA外のみならず、内部における「触媒」のような役割を果たし ているように思えます。

第4 弁護士によるJICA法整備支援事業への関わり

最後に、職員・専門員という立場を離れて、「弁護士」という立場から見た法整備支援 事業への関わりについて、弁護士ゆえのやりがい、事業自体の特性からくる難しさについ て簡単に述べてみたいと思います。

¹⁵ 前掲注 13, 14

1 弁護士ゆえのやりがい

(1) やりがいとしては、具体的には、当該相手国の法司法制度の実情を知り、これをどう改善していくか等という問題意識に自らの知見を活かせるという点です。

とりわけ弁護士は、専門分野を持ちつつも実際は民事刑事を含めさまざまな案件に携わっている場合が多いです。ですから、相手国に生起する法司法事情や課題にそれなりに関与でき、ユーザーの立場等の一定の視点でその当否を検討できます¹⁶

たとえばある国の登記制度について課題があるとします。日本ではいまやネットから第三者の登記情報にアクセスでき、その正確性に(あまり)疑いを持つことなく、第三者の資産状況や取引銀行を把握・推測し債権の回収可能性等を検討できます。

しかし法整備支援対象国においては、登記制度は存在するものの、そのような判断の基礎となる情報にアクセスできない、あるいは情報自体が不十分で存在しない、 正確性に問題があるといった事態に直面することがあります。

(2) このような場合、仮に登記制度の専門家でなくとも、実務上、ユーザーの視点からその意義を理解しつつ同じ土俵で議論し、実務家の観点から制度改善の研究・検討ができます。その際、その制度の背景経緯や比較法的視点も必要になります。

また、JICAの法整備支援は相手国の歴史や文化等の諸事情を考慮しながら、 ともに考えていく支援アプローチをとっていますから、このプロセスに自らも考え ながら関与できる立ち位置にあると言えます。

登記制度は一例にすぎませんが、本人の研鑽も必要とはいえ、以上のような点に 弁護士としてのやりがいがあると言えましょう。

2 事業自体の特性からくる難しさ

(1) 他方で、事業自体の特性から来る難しさとしては、やはり法整備支援事業はあくまで開発援助の一環としてなされるという点です。

JICAによる開発援助は一般にプロジェクト形式で進められます。プロジェクトは文字通りみれば「目的達成のための計画」ですから「終わり」があります。そのため「終わり」を見据えながらプロジェクトの建付けを行う必要があります。さもなければやり続けること自体が目的となりかねません。

法整備支援事業の「終わり」の絵姿は当然各国固有の事情やリソースの有無に よって左右されます。そのような中でプロジェクトの組み立てに際し、法が整備さ れた状態とはどんな状態か、人材が育成された状態とはどんな状態か、このような ことを考えながら目的や投入、期間等を設定し、事業を進めていかなければなりま

¹⁶ もちろん裁判官,検察官もその立場上の特性から同趣旨のことが指摘できます。ここでは弁護士という立場に絞っての論なので,その点誤解なきようお願いします。

せん17。

(2) しかし一般に弁護士として実務をしている場合,このような開発援助的思考方法で仕事をしているわけではありません。

上述した登記制度の場合、問題点を把握し制度自体の研究・検討ができたとして も、誰を相手に、どのような課題について、どのような目的で、いつまで、どのよ うな投入をするのか、その上で課題がどの程度改善され、目的がどの程度達成され たかをどう図りどう評価するか、これらを相手国とともに検討していかなければな りません。

しかしこのような思考方法は、少なくとも私の経験では弁護士実務において日常的なものではないと思います(事案によっては重なる場合もあると思います。)。この点がまさに事業の特性から来る難しさであり、同時にこれは法整備支援に限らず、JICAの中のあらゆるプロジェクトにおいて試行錯誤を重ねている点だと思います。

そしてこの点は、法整備支援事業でいえば職員と法曹専門家との協働作業¹⁸ が必要になる所以でもあります。その意味で多少上から目線になりますが、法曹専門家である弁護士は専門性を活かしかつ事業の難しさを、職員¹⁹ は"援助屋"としてのプロ意識を、それぞれ自覚する必要があると考えます。

第5 最後に

1 私の経歴からはじまって、職員と専門員の違いやその意味、弁護士という立場からみての法整備支援への関わり方・心構えのようなことを述べてきました。

法整備支援への関わりはまだまだこれからと言えるので認識不足の点はもちろんあると思います。その点はご容赦いただき,逆にご指導・ご鞭撻いただければと思います。

2 法備支援事業はJICAの中では比較的歴史が浅い援助分野だと思います²⁰。その ため感じるのは、法整備支援はまだまだ試行錯誤の過程にある援助分野ではないかと いうことです。

他方で、私が職員当時の2000年頃まではODA予算は右肩上がりの時代であったのに対し、いまは必ずしもそうではありません²¹。また日本を取り巻く内外の環境も急速に変化しています。このような傾向は今後も続いていくことが予想されます。

このような中、開発援助機関の職員及び法律実務家双方を経験してきた者として思

¹⁷ 但し、このような開発援助的思考がどの国にも常に妥当するわけではなく、相手国の発展段階や課題に応じたアプローチの検討が必要な場合もあると考えます。

¹⁸ ここでは,専門員だけでなく,法整備支援事業に携わる法曹関係者を念頭においています。

¹⁹ ここでいう職員は、本部及び現地事務所を含みます。

²⁰ 外務省によれば、日本は1954年にコロンボ・プランに加盟しアジア諸国に対し技術協力を開始したとされ、2014年にODAは60周年を迎えたとされています。http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/ODA/about/oda/page23 000407.html

²¹ 外務省によれば、ODA予算(一般会計)は1997年度の1兆1,687億円をピークに漸次減少し、20年後である2017年度は5,527億円と半分になっています。http://mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/yosan.html

うのは、大規模開発や物的支援と異なる意味で、基盤的役割を果たす制度的"インフラ"としての法・司法制度に対する援助は、一朝一夕にいかない分野とはいえ、息の長い取り組みによって効果が発現する、費用対効果の高い援助分野ではないか、このような援助分野こそ今後は高い優先度が付けられるべきではないかということです。

こうした中で法整備支援事業が多数の関係者の協力, とりわけ日本の法曹三者や碩学の先生方の関与を得て成り立っているのは特筆すべきことと思います。浅学ながら自らの取組みがその一助になればと思う次第です。

JICAから法整備支援に携わる弁護士として考える「連携と協調」

JICA国際協力専門員/弁護士 入 江 克 典

1 はじめに ~JICA国際協力専門員になった経緯

私は、2009年に弁護士登録し、5年半程度企業法務等を中心に弁護士実務を経験した後、2015年4月よりJICAの国際協力専門員となりました。この4月(2017年4月)で丸2年となります。

国際協力専門員となった直接のきっかけは、着任前年である 2014 年度の J I C A 能力 強化研修 を受講したことです。 J I C A が行う法整備支援事業については、その数年前 から知っており関心を持っていましたが、上記の研修を受講した結果、より深く関わって みたくなりました。

もっとも、国際協力専門員が具体的にどのような業務に携わるのかについて、事前に明確になっていたわけではありません。長期専門家として現地に赴任することも考えましたが、国際協力専門員の方が開発や法整備支援をより深く勉強できると考えたこと、当時受任していた業務との関係、家族との関係、その他のタイミング等の事情から、国際協力専門員という(やや役割が不明確であった)ポストに飛び込むという選択をしました。なお、国際協力専門員であり弁護士である先達の存在が最も大きかったことは述べるまでもありません。

このたび、ICD NEWS「連携と協調のフォーラム」への寄稿の機会を頂戴することとなりました。国際協力専門員とはどのような仕事をするのか、と尋ねられたとすれば(実際良く尋ねられます。)、私は、「連携」や「協調」を促進する潤滑油である、と回答します。

2 国際協力専門員の業務

上記のように、国際協力専門員は、専門家、法務省法務総合研究所国際協力部 (ICD)、 日弁連、大学、その他各関係者・関係機関、加えてJICA職員が、円滑に法整備支援に 関与し、成果を発現できるように、「連携」や「協調」を促進する潤滑油である、と考え ています。

一般に、国際協力専門員は、JICAプロジェクトに精通していない個々の専門家に対して、技術移転の方法を教授し、活動から得られた成果をJICA内部の知見として蓄積していく役割を担っているようですが²、法整備支援プロジェクトに関しては、ICDから継続的に専門家が派遣される関係で、ICD自体に技術移転ノウハウが蓄積されており、その点での役割は大きくないと感じています(他方、弁護士専門家に対してはその役割を

¹ 能力強化研修(法整備支援)についてはJICAのホームページをご参照ください。 https://www.jica.go.jp/recruit/kyokakenshu/top.html

² ある(法整備支援分野ではない)国際協力専門員が機構内向けに執筆した論文によります。

積極的に担わなければならないと考えています。)。

むしろ, 法整備支援分野における国際協力専門員は, ①現地専門家及び② J I C A 本部 (J I C A 職員) には担うことの難しい業務のスキマの部分を担うことによって, プロジェクトを潤滑油的に促進していると考えています。

より具体的には, 国際協力専門員は

- ① 現地専門家ほど現地の法律等に精通してはいないものの、1)足繁く現地に通い実際の活動を見聞し、法曹という共通項を利用して専門家の理解者となる、2)専門家と異なりJICA本部に籍を置くことで、専門家と本部との連携・調整の一端を担う、3)他のプロジェクト(他国の案件のみならず当該国の過去の案件を含む。)に関する知見を必要に応じて提供する、4)プロジェクトの形成・実施・評価の各フェーズにおいて開発、国際協力に関する多様な視点を提供する、という役割がある
- ② JICA職員ほど幅広い分野にまたがる国際協力に関する知見を有してはいないものの、法律を専門とし、法律関係者との人脈があるため、1)プロジェクトにおける法律面での適正さを担保し、2)ICDや弁護士・弁護士会等との連携・調整の一端を担う、かつ、3)職員と異なり、人事異動がなく継続して案件に関与し、かつ複数の案件に関与しているので、俯瞰的・長期的な視点でプロジェクト運営に寄与する役割がある

と考えています。

と同時に

なお、以上のほか、国際協力専門員は、弁護士として日本弁護士連合会(日弁連)国際 交流委員会の活動に関与したり(後述 4)、外務省の政策文書(援助指針等)に関しコメ ントしたり、国際会議等で情報発信し関係支援機関と意見交換を行ったり、次世代の法整 備支援の担い手を育成するため研修(前述した能力強化研修)を実施したり、司法修習生 を受け入れJICA本部で業務の一端を見学してもらったり、大学やロースクールなどで 法整備支援に関する講義をしたり(後述 5)、といった活動も行っています。これらにつ いても、JICA以外で法整備支援に関わる(関わりたい)人たちと「連携」「協調」の 関係を築くためのもの、といえると思います。

3 ICDとの連携・協調

現在、ICDとJICAは、法整備支援連絡会、定期のネットワーク会合、相互に往来 しての情報交換等、綿密な連携・協調体制を敷いています。ICDが東京・昭島市に移転 した後においては、その連携・協調はより密なものになると予想されます。

他方で、ICDは、JICAプロジェクトと直接の関連性のない独自の支援を実施していますし、JICAも同様に、法務省所管法令ではない、競争法(独占禁止法)、消費者

保護法、知的財産法等の支援を実施しています³。そのような各々独自の支援において、JICAがICDに対し現地情報やネットワーク等を提供したり、ICDがJICAに組織的な法律分野の知見を提供したりすることで、より巨視的に(いわばオールジャパンとして)法整備支援を実施すれば、日本の法整備支援におけるプレゼンスはより大きなものになると考えます。

また、ICDは法曹を中心に構成されていますから、JICA内に法曹が存在することで、連携がより円滑にいくと考えており、そこに国際協力専門員の意義があると考えています。JICA職員に担うことの難しい法律のサブスタンシャルな点について議論できる体制がJICA内部に備わっているということは、ICDにとってもJICAにとってもメリットがあると考えています。

4 日本弁護士連合会(日弁連)との連携・協調

日弁連は、国際交流委員会国際司法支援センター(ILCC)において、独自に法整備 支援(国際司法支援)を実施しています⁴。

ILCCは、各弁護士が納める弁護士会費を基本原資とするため資金面の裏付けが乏しく、また、個々の弁護士がボランティアベースで支援活動に参加しているため継続的な支援人材の確保が難しい、という点で、活動の継続に困難を伴います。他方で、市民との窓口である弁護士会の機能が各国で強化されることは、リーガルアクセスの改善に寄与し、もって市民の権利保護に直接的に結び付くものであり、極めて重要です。ILCCは、これを実現するため、外部財団等の財源を利用し、また、研修等で新たな支援人材を発掘するなどしながら前述の困難を乗り越え、各国弁護士会と連携した積極的な活動を継続しています。

そして、ILCCの支援は、JICAで実施する法整備支援と同様に、途上国における 法の支配の実現を目的として実施するものでありますから、ILCC及びJICAが相互 に情報共有しながら連携して支援を実施することは、目的達成にとって効率的・効果的で す。

そこで、JICAの国際協力専門員であり、かつ日弁連会員である弁護士が、双方の活動に関わる潤滑油として機能し、双方の活動にとってメリットがあるように、もって支援対象国にとって大きな利益が享受されるように後押しすることには、法の支配の実現に向け大きな意味があると考えています。

例えば、ILCCは、昨年(2016年)10月、ラオス弁護士会よりラオス国立司法研修 所において弁護教官を務める弁護士を中心に5名を招へいし、研修を実施しました。ラオ

³ 例えば、ベトナムにおいて「消費者保護行政強化プロジェクト」、インドネシアにおいて「公正な競争のための事業競争監視委員会能力強化プロジェクト」、モンゴルにおいて「公正競争環境改善プロジェクト」を実施しています。

⁴ 日弁連の国際司法支援活動の詳細は、日弁連のホームページをご参照ください。 http://www.nichibenren.or.jp/activity/international/shien.html

ス側の関心事に合わせ、法曹教育における教授法、演習教材の作成方法を中心に講義を組み、実質5日間という短い期間ではありましたが濃密な研修を実現することができました。 一方、JICAによるラオス法整備支援プロジェクト(プロジェクト名:法律人材育成強化プロジェクトフェーズ2)では、ラオス弁護士会をカウンターパートとはしていないものの⁵、教育研修改善サブワーキンググループを設置し、同様に国立司法研修所における演習教材の開発、教授法改善を実施しており、ILCCの活動と目的が重なっているといえます。

そこで、国際協力専門員である私は、ILCCのラオスプロジェクト会議及びILCCの招へいプログラムに参加し、JICAのラオスプロジェクトとの相乗効果が出るように、JICA内で蓄積しているラオス関連情報・知見・経験を共有しました。こういった活動は、開発、国際協力の観点から、対象国の立場にたったフレキシブルな活動が想定されている国際協力専門員であるからこそできたものであり、一見地味ではありますが、効率的・効果的な支援を継続的に行っていくためには有効だったと考えています(なお、モンゴル弁護士会との間でも同様の活動を行っています。)。

法整備支援は、これまでの中心であった起草支援から、普及・運用支援(起草した法令を普及させ、それが運用されるようにするための支援)にその焦点が徐々に移行していくと予想されますが、それに伴い、市民と法律をつなぎ、市民が法律に円滑にアクセスできるための役割として、弁護士・弁護士会の存在はより重要になっていきます。それゆえ、私は、弁護士として、また国際協力専門員として、日弁連及びJICAの法整備支援(国際司法支援)活動の双方が、今後より一層、効果的・効率的に実施されていくことをサポートしていきたいと考えています。

5 大学等との連携・協調

大学等の研究機関は、名古屋大学を中心に、法整備支援が開始した当初より、特に起草 支援において中心的な役割を担ってきましたが、法整備支援を支える人材の裾野を広げる、 という重要な役割も担っています。

例えば、大学やロースクールにおいて、開発法学や法整備支援論といった科目が増え、多くの学生が関心を持つようになっています(私が学生であった当時は、現在のような広がりはなかったと記憶しています。)。また、「アジアのための国際協力 in 法分野」など、学生が参加できる法整備支援をテーマとしたシンポジウムが実施されています。。さらに、法整備支援対象国より留学生を受け入れ、その留学生が国に帰った後に法律分野の政府職員として活躍する、ということも起きています。。

⁵ なお、JICAで実施する法学教育、法曹等育成制度の改善をテーマとした本邦研修においては、 ラオス弁護士会からの参加者も存在します(2015年度, 2016年度)。

⁶ 例えば,「アジアのための国際協力 in 法分野 2016」のうち,2016年6月に開催された「法整備支援へのいざない」についてはICD NEWS 第68号(同年9月号)をご参照ください。

なお、法律人材の育成の観点で重要な、名古屋大学法政国際協力研究センター(CALE)の取組みについては、ホームページをご参照ください。http://cale.law.nagoya-u.ac.jp/

国際協力専門員は、大学やロースクール等で法整備支援の講義を行ったり、シンポジウムの運営に関わる中で学生と交流を持ったりするなど、多くの学生に、幅広く法整備支援に関心を持ってもらうよう努めています。昨今では、弁護士のキャリアパスとして、早い段階より法整備支援を視野に入れている学生も多いように感じます。また、先日参加した法整備支援関連のシンポジウムでは、法務職ではない一般企業の方が参加していました(後述6参照)。

法整備支援に関わる(少なくとも、関心を有する)人材の裾野が広がることは、国民全体に対する法整備支援の理解の促進にも繋がります。よって、私は、国際協力専門員として、今後も、大学やロースクール等の連携・協調を、長期的・俯瞰的な視点で推し進めたいと考えています。

6 企業との連携・協調 ~企業の方との意見交換から得た気づきに基づいて

近時の国際協力では官民が連携して途上国を支援することが促進されています8。

法整備支援においても、ビジネス環境整備との文脈から、企業との連携の機会が模索されています。

先日参加したとある法整備支援関連のシンポジウムでは、新たな法整備支援の担い手は誰か、というテーマにおいて、企業からの参加者より次のような発言がありました。「一企業が法整備支援に関与するチャンネルは限られているから、もっと関与せよと言われても難しい。」。

企業が、伝統的な法整備支援に関わる場面といえば、現地商工会等を通じて、パブリックコンサルテーション等の機会に意見表明するケースがあります。例えば、企業法や投資法の手続が、条文上不明確であるから投資が制限されている、とか、あちらとこちらの条文が矛盾しているので統一してほしい、といった意見を具申することです。また、法整備支援活動の中で民間企業向けセミナーを企画・開催したり、企業が対象国向けのセミナーにオブザーバ参加したりしたケースもあります。

たしかに,以上のような場合のほか,一企業が法整備支援に積極的に関与するのは難し いとも思われます。

一方,別の場所で,あるグローバル企業が,東南アジアで児童労働を実施していたという話を聞きました。これが現地で常態化してしまえば,幼い子供でも労働力として活用すべき,という不文の社会規範が確立されてしまいます。

私は、企業は、当然ながら一国の立法機関でもないし法運用機関ではないけれども、その企業活動を通じて、その国の社会規範の形成の一端を担っている(言い換えれば、経済的組織として、いわゆる「良い統治」の実現を担っている。)という意識を持つ必要があり、適正な規範を形成することによって、より社会が豊かになるように寄与する重要な役割がある、と考えています。すなわち、一企業も、広い意味での法整備支援(社会規範の形成)

⁸ ODAに係る官民連携については外務省のホームページをご参照ください。 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/kanmin.html

に必然的に関与するものであり、その責任が存在する、と思うのです。

企業の法整備支援に対する関心を高め、対話と議論を通じて、幅広く理解を促進することは、企業に対し現地セミナー等への関与を推し進めるのみならず、対象国における企業活動を適正化するという意味でも、対象国の裨益へと繋がる重要な活動であると考えます。前述のシンポジウムをはじめ、様々な場面で企業の方と意見交換ができたことは、私にとって、以上のような気づきを得る貴重な機会となりました。

7 さいごに ~連携・協調を促進する役割を担うために

JICAは、現在、法整備支援の20年の歴史を記した書籍を作成中であり、私も、法整備支援における偉大な先人達のインタビューに同席する貴重な機会を得ています。

当初、研究者等による起草支援が中心だった法整備支援は、支援対象国の拡大、ICDの設立、裁判所の支援参加、「法制度整備支援に関する基本方針」の策定等、様々な局面を経て、様々なマイナーチェンジを繰り替えしながら、現在に至るまで多くの成果をあげてきました。そして、現在、法整備支援に対する要請は、経済法分野に関する支援から、紛争影響国・脆弱国に対する支援まで、多岐にわたっています。

ODA実施機関であるJICAは、法整備支援が日本国及び国際社会における時流に沿って最も良く機能するように、連携・協調を図る役割を有しています。今後は、ICD、日弁連、裁判所といった旧来からの連携・協調をより一層深めていくとともに、特許庁や公正取引委員会、消費者庁等の他の国内機関との連携、また、平和構築支援等に焦点を当てている国際機関との連携・協調も不可欠となっていくでしょう。

そして、私は、国際協力専門員として、弁護士として、潤滑油のごとく連携・協調を促進する役割から、時流に即した実効的な法整備支援が展開できるようサポートしていきたいと思います。そのため、法整備支援に関する知見を深め¹⁰、経験を重ねていかなければならないことを日々感じています。

※本稿中の意見に係る部分については、あくまで私見であり、筆者の属する団体の公式見解ではないことを申し添えます。

⁹ この点は,「ビジネスと人権に関する国連指導原則」の文脈や,企業の社会的責任(CSR)等としてすでに多くの議論がなされていることでありますが,私見として,法整備支援というテーマに即して記述したものです。

¹⁰ 当然ながら、法整備支援の知見・経験だけでは足りず学ぶべきことは多いですが、ここでは割愛します。

私にもできる法整備支援

志賀・飯田・岡田法律事務所 弁護士 志 賀 剛 一

はじめに

私ごときが法整備支援に携わる弁護士などと自称するのはまことに汗顔の至りであり、他に立派な先生方が多数おられるということは、単なる謙遜でもなんでもなく、冒頭に強く申し上げておきたいと思います。しかしながら、現在、ラオス法律人材育成強化プロジェクト(フェーズ2)のアドバイザリーグループ(以下、「AG」といいます。)の一員として、微力ながらラオスの法曹養成をお手伝いさせていただいているのは事実であること、また、司法研修所教官時代に同じクラスを受け持った教官であり、お世話になった阪井光平部長から直接、本稿の執筆要請を受け、気の弱い私としては到底お断りできる状況になかったことから、これを書いております。

法整備支援に携わることになった端緒

ラオスとは直接関係ありませんが、私が法整備支援(人材育成支援)メンバーの端くれ になった契機を始めにお話させてください。

私は41期の司法修習を終え、平成元(1989)年に弁護士登録いたしました。渉外業務 も取り扱う事務所に入所し,短期ながらアメリカ合衆国のサマースクールに留学するなど してはいたものの、主として国内訴訟事件を担当していたので特に海外に深く関わること なく弁護士として過ごしておりました。皆様もご経験があるかと存じますが、同じ仕事を 10年もやっておりますと、多忙な弁護士業務の中で惰性に流れ、仕事自体がやや単調に 感じてまいります。そんなある日、日弁連の機関雑誌である「自由と正義」に「国際的司 法支援の様々なかたちーカンボディアで汗を流した弁護士たちー」という寄稿を目にしま した(自由と正義1999年8月号)。そこにはアメリカのサマースクールでご一緒した矢吹 公敏弁護士(39期)が、パリ和平協定後、1998年7月に初の自主的な総選挙を行ったカ ンボジア(論稿はすべて「カンボディア」表記となっておりますが、ここでは通常の呼称 に従い、カンボジアと表記します)において、国際選挙監視団の一員として参加された経 験が語られていました。この時期のカンボジアは前年に人民党とフンシンペック党の大規 模な武力衝突が起きるなどし、さらに、地雷やマラリアの危険はもちろんのこと、依然と してクメール・ルージュが出没するという状況の中、郡部まで車で行き投票や開票を監視 する活動をされた様子が詳細に述べられていました。無事に重責を果たされた後、「その 日の夜は幾多の流れ星が流れる満天の星空であった。筆者は、この日を一生忘れないと思 う。」と書かれているのを読み,そのような満天の星空が見たくなった私は,居ても立っ ても居られなくなり、矢吹公敏弁護士に連絡しました。そのとき、矢吹弁護士から「志賀 さん,何でもいいから,やれることから始めようよ」と言われたのがきっかけで,日弁連 国際司法支援活動弁護士なるものに登録をすることになりました。

カンボジアへ

1999年3月からJICAの重要政策中枢支援としてカンボジア法整備支援プロジェクトが開始され、民法および民事訴訟法の起草に協力する専門家として日弁連からも弁護士が派遣されていました。当時、カンボジアでは法曹養成制度の再構築が進められていました。皆様ご存知のとおり、カンボジアはポルポト時代に法律家が多数殺害されたり国外へ逃亡したりしたため、法曹教育を受けた弁護士がほとんど存在していない状態でした。その後、欧米の支援により弁護士養成校がいったん設立されるのですが、資金難等の理由で頓挫し、2002年、JICAの小規模パートナーシップ事業として日弁連とカンボジア弁護士会との間で協定を締結し、日本の支援による新たな弁護士養成校(Lawyers Training Center: LTC)がプノンペン法科経済大学の一角に開校しました。結局、矢吹弁護士が選挙監視団の一員として訪れた記事を読んだ数年後、私は、このLTCの講師として同じカンボジアの地を踏むこととなったのです。

2回のセミナー

2003年の12月には民事執行法を、2005年7月には尋問技術についての講義をLTCで 行いました。そのときの通訳は、この ICD NEWS でもお馴染みのスワイ・レンさんでした。 2003年12月に行われたセミナーでは民事執行法を中心に講義を行いました。カンボジ アの民事訴訟法・民事執行法は日本の法整備支援により起草されているので、日本法の知 識がほぼそのままカンボジア法の講義として使えます。とはいえ、私自身、海外の法曹関 係者を前に講義を行うのは初めての経験であり、通訳さんとの「間」の取り方も慣れてお らず、初日はグッタリ疲れてしまったのを覚えています。聴講者は現地の弁護士、LTC の学生等でしたが、ディフェンダーと呼ばれる特別な弁護士的資格を付与された人たちを 中心に、正式な法曹養成制度による教育を経ていない既存の弁護士たちが講義の筋とは外 れた質問や意見を延々と述べ始めるなど、かなり混沌とした雰囲気の中で講義を進めまし た。LTCの学生は、女性を中心に前の方の席に陣取り、熱心に聴いてくれていました。 さて、ランチタイム。セミナー会場の中庭で皆で食べるのですが、昼休みは2時間!さら に驚いたことに、2時間経ってもほとんどが会場に戻ってこない!自宅に帰って昼寝をし ておられる方もいたと聞きます。午後は聴講者が半分ぐらいに減りました。午前中,講義 に無関係な質問を繰り返していたベテラン弁護士の大半は,午後には姿を消していました。 また、このセミナーでは、昼食が無料だったそうで、ランチを食べて帰ってしまった人も いるのことでした。翌日以降もだいたい同じ状況であり、ランチが済むと、午後の人数は ぐんと減りました。

2度目のカンボジアでの講義は、2005年7月でした。今度は尋問技術についてのセミナー講師として赴きました。壇上に上がると、セミナーの第1コマ目に最前列に陣取っている女性と目が合い、笑顔で会釈してくれました。2年前にもLTCの学生として同じ席

で講義を受けていた人たちでした。無事に弁護士になれたのかな、と思いながら講義を始めると、彼女たちは私が喋るつど、通訳が入る前に頷いていることに気付きました。休憩時間に「日本語がわかるのですか」と日本語で尋ねたところ、恥ずかしそうに「少しだけ勉強しています」と答えてくれました。もちろん、立派に弁護士資格を取得していました。私が、LTCによる教育が着実に成果を上げていることを肌で感じた瞬間でした。矢吹弁護士が見た「幾多の流れ星が流れる満天の星空」をプノンペンで見ることは叶いませんでしたが、日常業務では味わったことのない満足感を味わいながら帰国の途につきました。

その後は、本邦研修で来日されたカンボジアの弁護士を受け入れる際のお手伝いをして おりましたが、JICAの小規模パートナーシップ事業自体が期限を迎え、これにあわせ て私のささやかな法整備支援体験も終了することとなりました。

司法研修所と修習委員会

2008年4月から2011年3月まで、ご縁をいただいて司法研修所の民事弁護教官を委嘱され、3年間、弁護士業と二足の草鞋を履くことになりました。ちょうど法科大学院制度による司法修習生が誕生したばかりの新修習の黎明期であると同時に、旧試験組も併存しており、カリキュラムの設計や教材作りにもずいぶん苦労しました。体力的にも経済的にも非常にタイトな期間でしたが、日本全国に教え子という「宝」ができ、弁護士人生の中でも最も充実した3年間であったかもしれません。また、裁判教官や検察教官とも親しくさせていただき、すっかり忘れかけていた「法曹一元」なる言葉を再認識した期間でもありました。弁護士を何年もやっていると、どうしても同業同士の付き合いばかりになりますが、尊敬できる裁判官や検察官と酒を酌み交わしながらいろいろな話ができたことは、私にとってかけがえのない財産となりました。

なお、弁護教官の場合、これで終わるわけではなく、「後三年の役」などと揶揄される様々なお役目が始まります(実はまだ「前九年の役」の最中なのではないかという有力説もあり)。教官の解職辞令を受け、東日本大震災の傷も癒えぬ中で司法試験の考査委員を拝命し、その後も東京弁護士会司法修習委員会委員長、日弁連司法修習委員会副委員長などの「役」が次々と回ってまいりました。

日本・ラオス法曹人材育成強化共同研究

日弁連司法修習委員会副委員長を拝命していた 2014 年の初夏,司法研修所の元刑事弁護上席教官であった升味佐江子弁護士から電話が入りました。「ラオスに今度法曹一元式の司法研修所ができるらしい。その関係者が来日して日本の司法修習制度を研修する。私は刑事弁護担当なので、志賀さんには民事弁護に関するレクチャーをお願いしたい。」そんな趣旨の電話でした。司法修習、法曹一元、ラオス。こんな言葉を聞いたら心が動かざるを得ません。早速手帳を開き、予定を書き込みました。これが 2014 年 8 月に開催された日本・ラオス法曹人材育成強化共同研究であり、この時、日弁連によって実施されたラオス弁護士会本邦研修と一部プログラムが共同実施されていたのですが、私は法務省側の

一員として参加しました(あまり自覚はなかったのですが、実はこれがAGのメンバーとなる契機となりました)。私は教官OBというより、むしろ司法修習委員会の立場で実務修習に関する日本のやり方や実情を説明し、ラオス側にもいくつかの提案を行いました。

ラオス側からは裁判所・検察庁・弁護士会(弁護士は日弁連の招へい)・法科大学のそれぞれから幹部クラスが来日しており、極めて熱心な討議が行われました。しかしながら、ラオスが計画していた「National Judicial Training Institute」(以下「NJI」といいます。)の開所予定は2015年1月と聞いていたので、この準備状況で間に合うのかどうか、正直なところかなり不安を抱いていましたが、その後、課題を抱えながらも開所したようです。2015年夏にも本邦研修が行われ、ラオスから関係者が来日しました。「司法修習における弁護修習・弁護士研修~カリキュラム検討・教材開発を中心に」というタイトルで、講義・意見交換を行いました。このときは、法曹養成のみならず、日本では新人登録弁護士にどのような研修を行っているかという視点からの講義が盛り込まれました。

ヴィエンチャンへ

AGがどのようなものか、あまり詳細な説明を伺った記憶がないのですが、その後、どうやら私の名前がAGメンバーとして登録されたようです(何か書類も届いたような気がします…)。テレビ会議を含め、ラオス側の関係者とも何度か顔を合わせていると、親近感も湧いてきます。百聞は一見に如かず、そろそろヴィエンチャンへ行ってみたいという気持ちが密かに芽生え始めていたころ、現地駐在の須田大検事からお声掛けをいただき、2016年の3月に初めて現地へ行くことになりました。このときは、日本の司法修習で使っている教材を題材に、講義の実際を体験し、教材作りに活かしてもらうという現地セミナーの企画でした。ここで、一つ問題が生じました。司法研修所で用いられた教材は、生の事件を元に作成されているため、門外不出となっており、たとえ元教官とはいえ、簡単に用いることはできないのです。元々、日本では司法修習生が丸一日かけて行う起案をラオス側の出席者にやっていただくこと、さらに丸一日かけて行う講評を再現すること自体が困難であるので、エッセンスだけを理解していただけるような事例式教材の作成が必要でした。翻訳の関係で時間的な制約もあり、ドタバタしながらも工夫を凝らし、なんとか司法研修所っぽい事例を2問作成し終えました。

一日早く現地入りしておられた元刑事裁判教官の波床昌則弁護士と現地で合流し、2日目の講義を担当させていただきました。

部屋に入り、参加者を見ると、裁判官や検察官、大学関係者ばかりで弁護士が誰も来ていませんでした。当然のことながら、NJIは法曹三者で運営されているはずであり、まして私は元民事弁護教官の立場で赴いているのですから、弁護士の参加がないことにやや寂しさを覚えました。

また、彼らが求めているのは講義用のハンドブック(より直截に言うならば「アンチョコ」)のようなものであり、生の事例を用いた教材作りには躊躇を感じているような様子が窺えました。今は各講師が自ら用意した教材を用いてバラバラに教えているのだそうで

す。波床弁護士からも「我々も、試行錯誤を繰り返しながら何度も教材を改訂してきた。 批判を恐れず、まずは作ってみたらどうか。」とのアドバイスがありましたが、なかなか 進捗していないようです。

私の講義はワークショップ方式で行いました。すなわち、具体的な訴訟事件を題材とした訴状と聴取記録をもとに、一定時間を与えてグループごとに検討してもらい、答弁書の作成や、契約の成否、追認の有無が争点となる具体的な設例に基づく被告反論の骨子作成についての発表、意見交換をいたしました。人数もそれほど多くなかったので、双方向型のワークショップ実施が可能となりました。ときおり、方向性を違えた質問・意見があったものの(日本人と異なり、カンボジアでもラオスでも皆さん積極的に発言されます)、法制度が異なる前提でディスカッションしていただくわけですから、法的な正解を求めるわけではありません。受講者からは「考え方」や「思考過程」を教えることが重要であることに気付いたとの発言もあり、おおむね趣旨はご理解いただけたのではないかと自負しております。

皆様もご承知のとおり、司法研修所の起案ではどの科目でも、混とんとした生の事実から法的に重要な事実をいかに拾えるかが試されます。民事弁護も例外ではありません。たとえば、「信頼関係を破壊しているとはいえない特段の事情」にあたる事実は何か。ラオス側の受講者が挙げる諸事実は、我々日本の法律家が挙げるであろう諸事実と、かなりの部分が一致しました。ときおり、我々とは異なった視点からの鋭い指摘もあり、啓発されるところも大でした。法制度も文化も慣習も異なる日本とラオスの間においても、法律家が事実を見る眼は共通しているということを改めて認識しました。

帰国後、今度は日弁連の国際交流委員会から声がかかりました。2016年8月にヴィエンチャン弁護士会のメンバーが来日したのです。私は、再度同じような講義を行いました。 先方にもいろいろ事情があるとは思いますが、ぜひとも判検弁一緒に研修を受けていただくよう希望したいところです(注. 当初の原稿にはそのように書いていたのですが、本年2月の本邦研修は法曹三者すべてが揃って来日するようであり、喜ばしい限りです)。



セミナーを終えて

結び

「カンボジアへ行ってきた」「ラオスへ行ってきた」と企業に勤める友人に話すと、だいたい「どんなメリットがあるのか」という問いが返ってきます。企業としては当然の発想なのかもしれませんが、私は苦笑しながら「楽しいから行っている」と答えています。国際司法支援も、ロースクール世代の若手がどんどん参加してくれるようになってきました。法整備支援、とりわけ人材育成支援活動は即効性を期待できるものではないと思います。私のようなロートルがいつまでお役に立てるのか、甚だ心もとない限りですが、声がかかる限りにおいて、微力ながらこれからもお手伝いをさせていただく所存です。

ベトナムにおける日本の法整備支援について ~ビジネスロイヤーとして期待する点~

アンダーソン・毛利・友常法律事務所ホーチミンオフィス代表弁護士 三 木 康 史

私は、2012年よりベトナム (ホーチミン市) で駐在し、主に日系企業に対するリーガル・サービスを提供している。

メインの仕事は、日系企業によるベトナム企業への出資案件(いわゆるM&A)、日系 企業による現地法人設立案件、現地法人による労務・紛争に関する相談などである。

5年もベトナムで働いていると、日本での勤務とは異なり、仕事面、生活面で、数多くの困難に出会うことになる。

中でも、「ベトナムで弁護士業務を行うに際して、最も困ることを1つだけ挙げよ」と 問われれば、「当局の裁量が大きく、運用が恣意的である」という答えになるであろう。

私が所属するアンダーソン・毛利・友常法律事務所からも, JICA (ベトナム・ハノイ市) の法整備支援に弁護士を参加させていただき,その一端を担わせていただいている。

今回は、上記の「当局の裁量が大きく、運用が恣意的である」という点に関し、日本の 法整備支援に期待することを書かせていただきたいと思う。

1. ベトナムの法整備の現状

まずは、ベトナムの法整備の現状について簡単に触れてみたい。

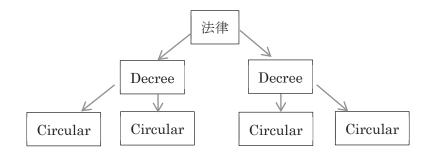
世界各国の法体系は、大きく分けて、「判例を重視する英米法」と「制定法を重視する 大陸法」に分類することができる。

東南アジアの国々を見ると、その法体系は、歴史と紐づいている。すなわち、欧米列強 のどの国の植民地だったか、が強く関係しているのである。

例えば、イギリスの植民地時代が長かったシンガポールは英米法であるし、フランスの 植民地時代が長かったベトナムは大陸法、といった感じである。

ベトナムについては、大陸法の流れをくむため、制定法が重視される。具体的には、国会が制定する法律が幹となり、政府が制定する Decree、各省庁が制定する Circular が詳細を定めるという構図である。

この構図は、図示すると以下のとおりで、ちょうど日本の法律・政令・施行規則の構図と似ている。



法律、Decree、Circular は、制定法の骨組みの部分であり、これらがベトナムの法制度の基盤となる。

日本を含む外国の法整備支援により、これらの制定法はかなりの精度で整備されつつある。

例えば、私人間の法律関係を規定する民法、ビジネスにかかる私人間の法律関係を規定する商法、会社に関する規定を定める会社法をはじめ、刑法、独占禁止法、労働法など、ぱっと思いつく法律については基本的に整備されており、かつ、その下の Decree および Circular もかなりの精度でそろっている。

我々日本の弁護士がベトナムの法令をリサーチする際,「本件に関しては,日本であればこういう法令が関係するが,同じような法令がベトナムにもあるか?」という観点から開始するケースが多い。

その際、ほぼ100%、日本の法令の規定と同様の規定がベトナムの法令にも存在する。この意味で、制定法レベルでのベトナムの法制度は整っているといって過言ではない。

2. 問題点

上記1に記載したとおり、ベトナムの法令は、かなりの精度で整備されつつあり、特に 法律、Decree、Circular レベルで見ると、日本と比べてもそこまで遜色はない(もちろん 全く問題が無いわけではなく、各法令間の矛盾等が存在するなどの不備があるケースもあ る。)。

しかし、日々リサーチを行う弁護士の立場から見ると、ベトナムの法制度と日本のそれ とでは決定的に異なる点がある。

それは、過去の案件の蓄積・整理の有無である。以下、その違いを見ていきたい。

(1) 制定法の特徴

制定法というのは、世の中の様々な事象をカバーする必要があるため、ある程度粗い網をかけざるを得ない。

全ての事象を詳細に規定することは不可能であるし、細かくしすぎると規定しきれない部分に逆に漏れが出てしまう。

一つ例を挙げて考えてみたい。

日本の刑法 199 条は「人を殺した者は、死刑または無期もしくは 5 年以上の懲役に処する。」と規定する。

「人」を「殺した」という極めて抽象的な要件が示されているだけである。

このように要件を抽象的にすることにより、処罰すべき事項すべてに網をかけることができる。

これを、例えば「ナイフで心臓を刺すことによって人の心臓を止めた者は」といった 感じで詳細に規定するとすれば、全てのケースを列挙することが不可能なことは明らか であろう。

しかし,他方で,抽象的であるということは,解釈の余地を多く残すということである。 上記の条文でいえば,「人」と「殺した」という2つの要件があるが,それぞれが抽 象的であるため,解釈の余地を残している。例えば,以下のような論点が出てくる。

- 胎児は「人」に当たるのか?
- 脳死した人は「人」に当たるのか?
- ・ 少し痛めつける目的で殴ったところ,当たりどころが悪く死んでしまった場合は, 「殺した」と言えるのか?
- ・ 壁に向かって銃を撃ったところ、たまたま壁の向こうにいた人に当たって死んで しまった場合は、「殺した」と言えるのか?

これらは、抽象的な条文からは明らかでなく、人によって結論が分かれるであろう。

(2) 日本の場合

このように、制定法の規定はある程度抽象的にならざるを得ないため、必然的に、解 釈の余地すなわち「隙間」を残してしまう。

この点につき、日本の場合は、裁判例や行政機関の指針がその隙間を埋めてくれている。

「過去の具体的な案件に対して裁判所が下した判断」である裁判例が蓄積されており、 これらは、法的な拘束力こそないものの、重要な先例として、類似事例が起きた場合の 解釈の指針となってくれる。

特に、最高裁判所の判例については、制定法にも準ずるほどの存在となっている。

さらに、新たな法令が出た際に、有識者からの質問およびそれに対する担当省庁の回答をまとめた「パブリックコメントに対する回答」や、各省庁が出す指針(例えば、独占禁止法に関して経済産業省が出す指針)なども、実務レベルで依拠できる解釈の指針となっている。

(3) ベトナムの場合

これに対し、ベトナムにおいては、裁判例の蓄積・公開が十分でなく、制定法の隙間 を埋めるまでに至っていない。

さらに、各省庁が出す指針も十分とは言えない。

一つ例を挙げて考えてみたい。

ベトナムにおいて、「A 社が、『A 社製品を購入した顧客に対し、B 社の保守サービスを受けた場合は、当該 A 社製品の純正品パーツを売却しない』という措置を取った場合、これは適法か?」という論点を調査する場合を考える。

まず、競争法および関連する Decree には、「競争相手の事業を不当に制限する行為は 競争法違反である」旨が規定されている。

上記事例の A 社の行為は、感覚的には、B 社の事業を不当に制限しているように思われるが、厳密に解釈するためには規定が抽象的すぎる。

そこで、裁判例を調査するも、公開されているものには該当するものがなく、参考に ならない。

また, 競争当局が出している年次レポートをひもといても, 参考になるような具体的な事例は載っていない。

したがって、競争法および関連する Decree の文言から判断するほかない。

この場合,B社からすると、「自社の事業が不当に制限されており、競争法違反である」と主張するであろうが、A社からすると、「純正保守でないと安全性が確保できず、あくまで顧客の安全確保のための措置であるから、競争法違反ではない」などの反論がありうる。

どちらの主張も一理あり、「競争相手の事業を不当に制限する行為は競争法違反である」という抽象的な規定のみでは判断がつかない。

こういった案件が競争当局や裁判所に持ち込まれた場合,具体的な指針が無いことに より,当局や裁判所の裁量が大きく働くことになる。

一般的に、裁量が大きいと、恣意的な運用がなされるリスクが高まり、ひいては贈収 賄の温床にもなりかねない。

3. 日本の法整備支援の役割

まず,上記1で記載したとおり,制定法レベルでの法整備支援は既に成果を上げており, 多くの重要な法令が整備されている。

しかし、上記2で記載したとおり、残念ながら、裁判例や行政機関の指針等の過去事例 およびそれに対する判断の蓄積が少ない。

われわれ弁護士の立場からすると、リサーチを行う際に、法律、Decree、Circular の調査で終わってしまい、それ以上先に進まないことが往々にしてある(これは、徹底的なリサーチを求められる日本のアソシエイト弁護士にとってはうれしいことかもしれないが。)。

この際,関連する当局に問い合わせをすることもあるが,ホーチミン市の関連当局の回答がハノイ市の関連当局の回答と正反対の結論であったり,同じ地域の関連当局であっても,昨日の担当者と今日の担当者で回答が異なるといった事態が散見され,解釈の余地が大きい分野で恣意的な運用が行われている実態を目の当たりにすることになる。

こういった点を改善し、予測可能性の高いビジネス環境を整備することが、日本の法整備支援に期待したい点である。

繰り返し述べているとおり、制定法レベルの支援に関しては既に成果を上げているため、次のステップに進むべき時期に来ていると思う。

具体的には,以下の点が挙げられる。

- ① 過去の案件を調査し、それに対して裁判所がどのような判断を行ったかを整理すること
- ② 過去の案件を調査し、それに対して行政機関がどのような判断を行ったかを整理 すること

これらの調査に関しては、裁判所や行政機関の協力がもちろん必要となるが、多くの情報が集まる各国の商工会やJETROとの協力も必要であろう。

また,各案件への関与の度合いが深い弁護士事務所(外国事務所およびローカル事務所)による協力も有用と考えられる。

最終的にこれらの事例の蓄積が進めば、解釈の道筋が示されることにより、当局の裁量 の余地が小さくなり、恣意的な運用がなされることを防止できるようになる。

そして、ビジネスにおける予測可能性が高まることにより、投資環境が改善し、より多くの投資誘致にもつながると考えられる。

是非、この観点からの日本の法整備支援に期待したい。

外国法制•実務

ベトナム 2014 年企業法

一橋大学大学院法学研究科博士後期課程

田丸祐輔

1. はじめに

2014年11月26日,ベトナム社会主義共和国(以下、「ベトナム」という)国会において企業法(Luật Doanh nghiệp)(2014年法律第68号)(以下、「2014年企業法」あるいは単に「企業法」という)が成立¹、翌年、2015年7月1日から施行された。企業法は10章213ヵ条から構成される。2005年の企業法に比べ、41ヵ条が増えたことになる。国有企業に関する第4章にある22ヵ条および公共的企業に関する第10条は新設の条文である。

ベトナム企業法の下で設立が認められる会社の種類としては、これまで通り、株式会社 (Công ty cổ phần)、有限責任会社 (Công ty trách nhiệm hữu hạn)、合名会社 (Công ty hợp danh)² の3つの形態がある。有限責任会社は社員数によってさらに一人有限責任会社と二人以上有限責任会社に分類することができる。それぞれの会社の形態ごとに社員数が定められており設立の時だけでなく会社の活動を通じて厳格な遵守が求められる。社員数の変動は会社の組織変更の理由となり、継続して要件を満たさない場合には解散の事由となる。一人有限責任会社の社員数が1人であることは当然として、二人以上有限責任会社の社員数は2人から50人と定められており、上限を超過すれば株式会社への移行が必要となる。一方、株式会社においては社員数の下限が3人とされており(上限はない)、社員数が3人を下回った場合には、有限責任会社への移行が必要となる。企業登録を受けた会社の中でその多数を占めるのは有限責任会社である³。本稿ではコーポレート・ガバナンスに関する制度を中心にベトナム企業上の株式会社と有限責任会社について紹介したい。

2. 株式会社

株式会社は3人以上の株主(Cổ đông)により設立される。ベトナムにおける主要な

¹ 68/2014/QH13. なお、同日、投資法(Luật Đầu tư)(2014 年法律第 67 号)も成立している。JICAの法・司法制度改革支援プロジェクト(当時)は同法の仮訳の作成を進め、筆者は、グエン・ドゥック・ヴィエット現ハノイ法科大学講師とともに監修として翻訳に協力した。本稿は当時の経験に基づくところが大きい。もちろん、本稿の内容は筆者個人の見解であり、プロジェクトとは無関係であって、その誤りの責任は筆者が負うものである。企業法および投資法の仮訳はJICA又は法務省のホームページから入手が可能である。

² 合名会社は、無限責任社員のみから成ることも、有限責任社員を含むこともでき、そのため、日本における合名会社と合資会社の両者を合わせた会社の類型と見ることができる。有限責任の社員を有する場合には日本における合資会社に類似する。なお、ベトナムにおいても、日本と同様、合名会社は法人とされている。

³ 統計局の資料によれば 2013 年末の時点で会社数は 324,010 社, うち株式会社が 79,494 社, 有限責任会社が 230,640 社, 合名会社が 502 社となっており, 有限責任会社が多数を占めることがわかる。なお, 国有企業が 3,199 社, 外資が 10,220 社である。

企業の多くが株式会社の形態をとる。なお、上場会社その他の公開会社は証券法(Luật Chứng khoán)の適用を受ける 4 。

株式会社は株主総会 (Đại hội đồng cổ đông), 取締役会 (Hội đồng quản trị) を機関として置かなければならない (134条1項)。また、株主が11人未満であり、かつ、株式総数の50%未満の株式を保有する組織のみが株主である場合、監査役会 (Ban kiểm soát) を置かなくてもよい (134条1項 a 号後段)。

株主総会は議決権を有する株主からなる株式会社における最高の機関である(135条1項)。株主総会の決議事項は多岐にわたり(同2項 $a \sim i$ 号),定款により権限を拡張することも認められる(同 k 号)。決議の方式として通常の決議と重要な事項に関する特別決議が存在する。株主総会の定足数は旧法の下では 65%であったところ,2014年企業法はこれを 51%に引き下げた(141条1項)。株主総会の決議要件は 65%から 51%に引き下げられた(144条2項)。重要な事項に関する決議についても,これまでの 75%から,65%に改正された(同1項)。このように,新法は,会社の機関による意思決定を効率化・迅速化するものとなっている。

株主総会は取締役会および監査役会の構成員(以下,それぞれ,「取締役」および「監査役」という)を選任する。取締役会は3名以上11名以下の取締役により構成される(151条1項)。取締役の任期は5年以内である(同2項)。取締役会は取締役会の会長(Chủ tịch)を有する(152条1項)。また、取締役会は、日常の業務を行わせるために、取締役あるいはその他の者から社長(Giám dốc)又は総社長(Tổng giám dốc)を任命する(157条1項)。社長(総社長)の任期も5年以内である(同2項後段)。取締役会の会長または社長(総社長)あるいはその両者が会社の法定代表者(13条)となる。一般には社長(総社長)が法定代表者とされることが多いようである。なお、企業法上、取締役会の会長が社長(総社長)を兼ねることが多いようである。なお、企業法上、取締役会の会長が社長(総社長)を兼ねることも原則として認められる(152条1項)。なお、株式会社の社長(総社長)が他社の社長(総社長)を兼ねることが新法の下で新たに認められた。

監査役会は3~5名の監査役で構成される(163条1項)。監査役会は互選により監査役会の長を選ぶ(同2項前段)。監査役会の長は原則として会計士等の会計の専門能力を有さなければならない(同後段)。監査役会は、取締役会、社長(総社長)による会社の管理および運営を監査する(165条1項)。企業法160条は「会社の管理者の責任」として役員の責任について法的根拠を定めている。株主が上記の責任を追及することを可能にする制度として、2005年企業法の施行について定める2010年政府議定第102号により株

ICD NEWS 第70号 (2017.3)

 $^{^4}$ ベトナム法において公開会社(Công ty đại chúng)(証券法 25 条) — 直訳すれば大衆会社は,「株式の公募を行った会社(1 項 a 号)」,「証券取引所に株式を上場している会社(b 号)」,「プロ投資家を除く 100 人以上の投資家に株式を保有され,かつ,定款資本が 100 億 VND(約 5000 万円 — 筆者注)以上の会社 (c 号)」をいう。上場会社はホーチミン証券取引所(HOSE)とハノイ証券取引所(HNX)を合わせて約 700 社が存在する。また,未上場の公開会社が 1000 社ほど(その多くは株式化された国有企業である)存在し,国家証券委員会の資料によれば 2015 年 12 月 11 日の時点で 1071 社にのぼる。

主の提訴権が認められた(同議定 25 条)⁵。この制度はいくつかの修正を施された上で現行の企業法第 161 条に引き継がれている。

2014 年企業法は、上述のように、取締役会、社長(総社長)、監査役会から成る既存の会社機関構成に加え、監査役会に代わって取締役会の下に直属の内部会計監査委員会(Ban kiểm toán nội bộ)を置く、新たな機関構成を認めている(134条1項)。内部会計監査委員会設置会社においては独立取締役が必置とされている⁶。独立取締役は2012 年財務省通達第121号(以下、単に「財務省通達」という⁷)において上場会社および一部の未上場公開会社に設置が義務付けられている⁸。もっとも、同通達上の独立取締役と本法律の独立取締役では定義がやや異なる⁹。しかし、証券法の適用を受ける場合には証券法の規定によるとされていることから¹⁰、上場会社および大規模公開会社については財務省通達において設置が義務付けられている独立取締役を有すればよいと理解される。なお、上場会社および未上場の大規模公開会社は、同通達により、取締役の少なくとも3分の1を独立取締役とし、かつ、人事委員会、報酬委員会、発展戦略委員会その他の小委員会を取締役会の下に設置すること、人事委員会および報酬委員会については独立取締役を委員長とすることが義務付けられている。

3. 有限責任会社

有限責任会社は社員数により一人有限責任会社と二人以上有限責任会社に分けられる。

⁵ もっとも,2010年の議定が施行された後,実際に株主により取締役,社長(総社長)その他役員の 責任追及の訴えが提起された事例はほとんど見られないようである。

⁶ 会社の機関構成として,監査役会を置かず,株主総会,取締役会および社長(総社長)のみとする場合,取締役の20%以上が独立取締役でなければならず,また,取締役会に直属する内部会計監査委員会を置かなければならない(134条1項b号)。独立取締役とは,企業法上,151条1項各号の条件を満たす取締役をいう。

⁷ 121/2012/TT-BTC. なお、同通達は国家証券委員会を所管する上位機関である財務省により制定されているが、現在、通達より上位にある政府議定として、同通達に代わる政府議定を制定する作業が進められている。

^{*} 財務省通達30条2項。この条は上場会社および大規模公開会社に適用がある。大規模公開会社は同通達において定義されておらず、7章に「大規模公開会社及び上場会社」の文言があるのみであるが、2012年財務省通達第52号第2条2項によれば、定款資本が1200億VND(約6億円)以上であるか、又は、証券保管振替センターの株主名簿に記録された株主が300名を超える公開会社をいう。

⁹ 財務省通達によれば、「『独立取締役』とは、次の各条件を満たす取締役をいう:

⁻非執行取締役(社長(総社長),副社長(副総社長),会計主任及び取締役会に任命されるその他の管理職ではない取締役(2条2項)――筆者注)であり、かつ、社長(総社長)、副社長(副総社長)、会計主任及び取締役会に任命されるその他の管理職の関係者ではない;

⁻子会社,関連会社,公開会社が支配権を有する会社の社長(総社長),副社長(副総社長)ではない; -大株主若しくは大株主の代理人又は会社の大株主の関係者ではない;

⁻直近2年間において会社に法律,会計コンサルティング役務を提供する組織に勤務していない;

⁻会社と年間の取引高が直近2年間における会社の総営業利益又は購入した商品、役務の総価値の30%以上を占める取引先又は取引先の関係者。」(2条3項)。

¹⁰「この法律第 134 条 1 項 b 号に規定する独立取締役は、<u>証券に関する法令に異なる規定がある場合を除き</u>(下線筆者),以下の各資格及び条件を備えなければならない」(151 条 2 項)とされることから、証券法の適用を受ける株式会社においては、証券法(財務省通達)上の独立取締役の定義が優先すると理解される。

一人有限責任会社は、社員が個人であるか、法人その他の組織であるかにより、個人により所有される一人有限責任会社と組織により所有される一人有限責任会社とに分けられる。このように有限責任会社を社員数によって分類し、さらに社員が個人であるか、法人その他の組織であるかによって区別することは比較法的にみて例外に属するといえ、ベトナム企業法の特徴をなす。

(1) 二人以上有限責任会社

二人以上有限責任会社は2人以上50人以下の社員を有する(47条1項a号)。二人以上有限責任会社は社員総会(Hội đồng thành viên),社員総会の会長,社長(総社長)を有さなければならない(55条)。また,11人以上の社員を有する有限責任会社は監査役会を設置しなければならない(同条)。しかし、「監査役会、監査役会の長の権限、任務、義務、資格、条件及び業務体制は、会社の定款の定めるところによる」(同条)とされ、企業法は二人以上有限責任会社の監査役会については本条以外に定めを置いていないため、二人以上有限責任会社の監査については非常に広範な定款自治が認められている。

社員総会は全ての社員から成る会社の最高機関である(56 条 1 項)。社員総会の決議事項は多岐にわたり(56 条 2 項 $a \sim m$ 号),定款により権限を拡張することもできる(同 n 号)。社員総会は社員の一人を社員総会の会長に選任する。社員総会の会長は社長(総 社長)を兼ねることが認められる(56 条 3 項)。決議の方式として通常の決議と重要な事項に関する特別決議が存在する。社員総会の定足数は旧法の下では 75%であったところ,2014 年企業法はこれを 65%に引き下げた(59 条 1 項)。このように,二人以上有限責任会社についても,新法は,会社の機関による意思決定を効率化・迅速化するものとなっている。社員総会の決議要件は,旧法におけると同様,65%であり,重要な事項に関する決議についてもこれまで通り 75%である(60 条 3 項)。社員総会は,日常の業務を行わせるために,社長(総社長)を任命する(56 条 2 項 d 号)。社長(総社長)は社員総会に対して責任を負う(64 条 1 項)。

社員総会の会長、社長(総社長)、法定代表者、監査役その他の管理者(企業法はこれらの者を「会社の管理者」という)は71条に規定される責任を負う。管理者の義務に違反があった場合には、社員は、72条に基づき管理者に対する訴えを提起することができる。

(2) 一人有限責任会社

一人有限責任会社は1つの組織又は1人の個人(「会社所有者」と呼ばれる)により所有される企業である(73条1項)。一人有限責任会社は1999年企業法において新たに会社の類型に加えられた。会社所有者が組織であるか個人であるかにより会社所有者の権利に違いがある(75条)ほか、会社所有者が組織である一人有限責任会社と会社所有者が個人である一人有限責任会社では管理組織について異なる規制を受ける。なお、企業法上、「国有企業」(Doanh nghiệp Nhà nước)は、「国が定款資本を100%保有する企業」

をいい (4条8項)¹¹, したがって, 現行法の下で全ての「国有企業」は組織により所有される一人有限責任会社であるが,「国有企業」は一人有限責任会社に関する規定とともに国有企業に関する第4章の適用を受ける。国有企業については, かつて, 企業法とは別に国有企業法が定めていたが, 2005年企業法により¹², 国有企業法上の国有企業は企業法上の株式会社, 有限責任会社に移行することとなった (2005年企業法 166条)¹³。

個人により所有される一人有限責任会社

個人により所有される一人有限責任会社の管理機構について企業法は極めて簡素に規定している。個人により所有される一人有限責任会社は、会社の会長、社長(総社長)を有する(85条1項)。個人により所有される一人有限責任会社については、会社関係者との取引(86条)、定款資本の変更(87条)について規制あるのみであり、したがって、個人により所有される一人有限責任会社においては会社内部の事項についての大部分を定款によって定めることができる。

組織により所有される一人有限責任会社

組織により所有される一人有限責任会社は、①会社の会長、社長(総社長)および監査役、又は、②社員総会、社長(総社長)および監査役のいずれかの管理組織を有する (78条1項)。①会社の会長又は②社員総会の会長が会社の法定代表者となる(同2項)。 ここでは、二人以上有限責任会社および個人により所有される一人有限責任会社におけるのと異なり、監査役が必置の会社機関とされている。

会社の会長は、会社所有者に任命され、会社所有者の名義で会社所有者の権利を行使 し、義務を履行し、かつ、会社の名義で(社長(総社長)の権限および義務を除く)会 社の権利を行使し、義務を履行する。会社の会長は会社所有者に対し責任を負う(80 条1項)。

(組織により所有される一人有限責任会社の)社員総会は、3~7名から成り、5年以内の任期で会社所有者により任命される(79条1項)。ここでの社員総会の構成員は組織である会社所有者の委任代表者(15条)である。しかし、会社の会長も会社所有者の委任代表者であるから、なぜ、会社所有者が、単独でその権限を行使し、義務を履

^{11「}国有企業」は、ベトナム法上、様々な意味で用いられている。最狭義において「国有企業」は、本文のように、「国が定款資本を100%保有する企業」に限定されるが、2005年企業法においては、「国が定款資本を50%保有する企業」(4条22項)とされていた。

 $^{^{12}}$ 2005 年企業法は国有、民間、外資を問わず、全ての所有セクターに適用される企業法として制定されたため(主に国外から)「統一企業法」と呼ばれることがある。2005 年の施行から 4 年が経過した 2010 年に国有企業法は廃止された。

¹³ 2014 年企業法は旧国有企業法上の国有企業の中で一人有限責任会社となった企業のみを「国有企業」と定義している。したがって、かつての国有企業であって、株式会社あるいは二人以上有限責任会社に移行した企業は、企業法上、「国有企業」ではない。しかし、現在も資本の多くを国が所有するこれらの実質的な国有企業も一般には国有企業として扱われており、また、国有資本の管理のため、企業における生産、事業に投資する国家資本の管理、使用に関する法律(2014 年法律第69号)等の法令の適用を受ける。

行する会社の会長ではなく、あえて数名の社員総会の構成員を選任して合議により権限を行使し、義務を履行させるのか、一見すると非常に奇妙に映る。しかし、この制度は、主に大規模な国有企業を想定した規定であることを理解すると制度の趣旨が明確になる。2010年に廃止された旧国有企業法においては総会社など一部の国有企業については経営委員会を有すべきとされていた¹⁴。現行の法令においても、一部の国有資本を有する会社について社員総会を置くべきことが規定されている¹⁵。総会社のように国有企業の中でもとりわけ重要であるか、あるいは、グループ会社における親会社のように他の会社を支配している会社については、とくに意思決定を慎重に行わせるため合議制を採用するというのは合理的な選択であるといえる¹⁶。

会社の会長又は社員総会は、日常の業務を行わせるために、5年以内の任期で社長(総 社長)を任命又は雇用する(81条1項)。社長(総社長)は会社の会長又は社員総会に 対して責任を負う(同項)。

監査役は5年以内の任期で会社所有者により選任され(82条1項),同2項に規定される権限および義務を有する(同 $a\sim e$ 号)。監査役は権限の行使および義務の履行について法令および会社所有者に対し責任を負う(同1項)。

このように、組織により所有される一人有限責任会社について、企業法は、他の有限 責任会社に比してガバナンスについて厳格な規定を置いている。その意図は国有企業を 想定した規制であるが、有限責任会社には中小企業を含む民間企業や外資の設立する完 全子会社である現地法人なども存在することに鑑みれば、現行の企業法のように、組織 により所有される一人有限責任会社すべてについて二人以上有限責任会社以上に厳格な 規制を行うことが妥当であるか、今後の立法の課題となることが予想される。

^{14 2003} 年国有企業法 21 条 1 項 a ~ c 号。

¹⁵ 国家経済集団及び国家総会社に関する議定(2014年政府議定第69号)は、国が所有者である一人有限責任会社が親会社である場合の管理組織として、社員総会を必置の機関としている(19条2項)。
¹⁶ もっとも、合議体(社員総会)の構成員が、なぜ、会社所有者の委任代表者でなければならないのかについては疑問がある。会社所有者が1人の委任代表者を選任し、その委任代表者の下に(株式会社における取締役に相当する)役員を置くという機関の構成もあり得るところであろう。

カンボジア民法の紹介 ~意思表示の瑕疵の規定~

JICA長期派遣専門家 辻 保 彦

1 はじめに

日本民法では、意思表示の瑕疵として心裡留保、虚偽表示、錯誤、詐欺及び強迫が規定されている。日本民法をベースとしつつ、新しい法理論なども取り入れながら起草されたカンボジア民法では、これらの規定に加えて、主として社会的弱者保護や消費者保護の観点から、いくつかの意思表示の瑕疵に関する取消事由が新たに規定されている。そこで、今回は、それらの規定を中心に紹介したい。文中の意見は、すべて私見である。

2 不実の情報

たとえば、土地の売買契約において、売主が買主に対し、「この土地の近くに、人気歌手Aの自宅があります。」と告げ、その歌手の大ファンだった買主は、当該土地に家を建てようと考えて同土地を購入したが、契約締結後、その付近にはその歌手の自宅がないことが判明した事案を考えてみよう。買主としては、その契約を取り消したいところであるが、どのような手段が考えられるであろうか。まず、詐欺による取消しが考えられるが、詐欺の場合、相手方がだます意思があったことを表意者側が立証しなければならないが、裁判でそのような相手方の主観を立証するのは容易ではない。次に、錯誤による取消しが考えられる。上記事案は、土地購入の意思形成の過程で錯誤が生じているので、いわゆる動機の錯誤の事案である。カンボジア民法は、動機の錯誤も取消しの対象となることを明記しているが、「相手方がその事項の重要性および表意者が錯誤に陥っていたことを知ることができたときは」という要件が課されている(カンボジア民法第346条2項)。この要件は、詐欺の故意よりは立証しやすいと思われるが、相手方の主観に関する立証をしなければならないという意味では詐欺と同じであり、立証は必ずしも容易ではない。このような場合に、立証の負担を軽減して表意者を保護するため、カンボジア民法では、不実の情報という取消事由が設けられている。

第348条(不実の情報)

1項 契約に際して相手方が提示した事実が真実に反していた場合に、これを真実と信じて意思表示をした当事者は、その事実が真実に反していることを知っていたならば意思表示しなかったであろうときは、意思表示の瑕疵を理由に契約を取り消すことができる。

不実の情報による取消しにおいて、表意者が立証しなければならない要件は、①契約に際して相手方がある事実を示したこと、②その事実が真実に反していたこと、③その事実が真実に反していることを、表意者が知らなかったこと、④その事実が真実に反していることを表意者が知っていたならば、意思表示をしなかったであろうこと、の4つである。

このうち、①と②は客観的な事実の立証であり、③と④は表意者自身の主観の立証であるから、詐欺や錯誤に比べると立証のハードルはそれほど高くない。不実の情報を告知したことに対する相手方の過失も要件とされていないため、詐欺よりもかなり要件が緩和されている。一方、取引の安全とのバランスを図るため、同条3項において第三者保護規定が置かれている。

日本の消費者契約法第4条にも、不実の情報と同趣旨の規定があるが(注釈¹)、これは 事業者が売主となる場合のみを対象としている。カンボジア民法の起草段階でも、不実の 情報による取消しの対象を事業者のみに限定するかどうか議論がなされたようであるが、 最終的に主体を限定しないこととなった。

3 状況の濫用

たとえば、官公庁の幹部職員が、部下の職員に対し、人事権をちらつかせながら、部下が親から相続して所有している都心部の土地を売り渡すように申し入れ、部下がしぶしぶ承諾して土地を売り渡した事案を考えてみよう。部下が土地を取り戻すためには、強迫による契約の取消しが考えられるが、このような事案では直接的な強迫文言はないことが多いから、強迫を立証するのは容易ではない。このような場合のために、カンボジア民法では状況の濫用という取消事由が規定されている。

第349条 (状況の濫用)

1項 契約の一方当事者が契約の締結に際し、その経済的または社会的に優位な地位を利用し、その他相手方の抵抗しがたい状況を不当に利用したときは、相手方はその意思表示の瑕疵を理由に契約を取り消すことができる。

状況の濫用による取消しの要件は、契約の締結に際して経済的または社会的に優位な地位を利用したこと、または、その他相手方の抵抗しがたい状況を利用したことである。このような立証は、間接事実の積み重ねにより推認する方法によることになると思われるが、上記事案のように組織内での上下関係がある場合などは、比較的容易に立証できるものと思われる。同条2項には第三者保護規定が置かれており、取引の安全とのバランスが図られている。

4 過剰利得行為

たとえば、難病の子どもを持つ親に対し、訪問販売の医薬品業者が、効能が定かでない

¹ 消費者契約法4条1項(消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し)

^{1.} 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次の各号に掲げる行為をしたことにより当該各号に定める誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

一 重要事項について事実と異なることを告げること。 当該告げられた内容が事実であるとの誤認 物品 権利 役務その他の当該消費者契約の目的となるものに関し、将来におけるその価額 **

二 物品,権利,役務その他の当該消費者契約の目的となるものに関し、将来におけるその価額,将来において当該消費者が受け取るべき金額その他の将来における変動が不確実な事項につき断定的判断を提供すること。 当該提供された断定的判断の内容が確実であるとの誤認

薬を市場価格の3倍の値段で売りつけ、親は藁にもすがる思いでこれを購入したという事案を考えてみよう。その後、その薬に効能がないことが判明した場合、親としては、詐欺や錯誤により契約を取り消すことが考えられるが、立証が容易でないことは前述のとおりである。医薬品業者が大げさなセールストークをしていた場合には、不実の情報による取消しの余地があるが、必ずしもそのような事案ばかりとは限らない。そこで、カンボジア民法には、このような場合のために過剰利得行為という取消事由が規定されている。

第351条(過剰利得行為)

契約の一方当事者が相手方の窮迫・無知・未経験に乗じて契約を締結し、これによって過大な利益を得た場合には、相手方はその意思表示の瑕疵を理由に契約を取り消すことができる。

過剰利得行為による取消しの要件は、①相手方の窮迫・無知・未経験に乗じて契約を締 結したこと、②これによって過大な利益を得たこと、の2つである。①は表意者の主観に 注目した要件であるが、②は契約内容の客観面に注目した要件であり、表意者の主観とは 関係がない。なぜこのような客観的な要件が、意思表示の瑕疵の規定の中に定められてい るのかについては、いわゆる暴利行為に関する議論と関係しているので、若干言及してお きたい。暴利行為には、商品や業界のことを熟知している業者側が、消費者の窮迫・無知・ 未経験に乗じるという主観的側面と、商品の価値と比較して不当に高い価格を支払わせる という客観的側面とがある。そのどちらか一方でも悪質性が極めて高ければ、契約の拘束 力を否定して消費者を保護すべきという結論に至るわけであるが、これに加えて、そのど ちらか一方だけでは契約の拘束力を否定するほどの悪質性はないが,両方の悪質性を合わ せると高い悪質性となり、契約の拘束力を否定して消費者を保護すべき事案もあるのでは ないか、という「合わせて一本」の考え方が提唱された。この考え方は、日本では公序良 俗違反の問題として議論され,大判昭和9年5月1日(民集 13 巻 875 頁)は,①相手方 の窮迫、軽率又は無経験に乗じて、②著しく過当の利益を獲得する行為は公序良俗に反す るとの規範を定律して、暴利行為の事案のリーディングケースとなった。カンボジア民法 の起草に当たり、このような考え方を取り入れつつ、暴利行為の主観的側面を重視して、 意思表示の瑕疵の一類型として過剰利得行為が規定されたものである。

過剰利得行為における「相手方の窮迫・無知・未経験に乗じて契約を締結したこと」という主観的要件は、状況の濫用における「契約の締結に際して経済的または社会的に優位な地位を利用したこと、または、その他相手方の抵抗しがたい状況を利用したこと」という要件と重複する部分があることから、両者の関係が問題となるところ、前述のとおり過剰利得行為は、暴利行為の主観面と客観面の「合わせて一本」の事案を対象としたものであり、主観的要件のほかに暴利性という客観的要件も課されているのに対し、状況の濫用は純然たる意思表示の瑕疵の規定であり、主観的要件のみが課されている。このことからすると、状況の濫用の方が、過剰利得行為よりも、相手方に対するより強い抑圧行為を想定しているものと考えられる(下図参照)。

過剰利得行為は, 意思表示の瑕疵の一類型として規定されているものの, 前述のとおり,

暴利性という契約内容の客観面にも着目した規定で、公序良俗違反の要素も含まれている ため、不実の情報や状況の濫用と異なり、第三者保護規定は置かれていない。

契約の拘束力を否定すべきほどの悪質性

主観的要件 (契約の締結に際して経済的または社会的に優位な地位を利用したこと,または,その他相手方の抵抗しがたい状況を利用したこと) 客観的要件 (暴利性)

主観的要件 (相手方の窮地・無知・ 未経験に乗じて契約を締 結したこと)

状況の濫用

過剰利得行為

5 おわりに

このように、カンボジア民法では、錯誤・詐欺・強迫には至らない事案や、それらに該当するものの立証が容易でない事案について、不実の情報、状況の濫用、過剰利得行為という取消事由を設けて、表意者保護、消費者保護を強化している。これらの3つの類型の要件は重複する部分が多いため、表意者は事案の内容に応じて立証が容易な取消事由を選んで主張したり、複数の取消事由を同時に主張することもできる。

民事・経済関連法サブワーキンググループの活動を振り返って

IICA長期派遣専門家(現丸の内綜合法律事務所 弁護士)

棚橋玲子

第1 はじめに

筆者は、2014年10月から2016年11月末まで、ラオス法律人材育成強化プロジェクト (フェーズ2)の長期専門家としてラオスに派遣され、現地で活動を行った。

プロジェクト全体の活動については既に報告されているため¹,本稿では,筆者が主に担当した民事・経済関連法サブワーキンググループ(以下「民事経済関連法SWG」という)の活動概要について紹介し、活動を通じて感じた点について述べたい。なお、本稿の内容は、全て筆者の個人的な見解であり、プロジェクト等の見解を示すものではないことにご留意いただきたい(民事経済関連法SWGで扱った「経済紛争解決法」の内容については、また機会があれば報告したい。)。

第2 民事経済関連法SWGの活動概要

1 グループの設立

民事経済関連法SWGは、フェーズ2より開始したサブワーキンググループ(以下「SWG」という)である。フェーズ1では、民法SWG、民事訴訟法SWG、刑事訴訟法SWGという3つのSWGが活動していたが、フェーズ2では、フェーズ1の経験を発展させるとともに、市場経済化の進展に伴い経済活動に関わるより広範な法分野を扱うべく民事・経済関連法分野へと活動の対象が広げられた。

民事経済関連法SWGに期待される活動成果は、民事・経済関連法分野の法令のうち、本プロジェクト活動の対象とすることに合意したもの(以下「対象法令」という)に関し、運用・執行の統一化その他改善を図るための執務参考資料等が作成され、普及されることである。また上記一連の活動を通じてラオスの法務・司法関係機関、法学教育機関及びその所属職員・教員の能力が養成されることが目標とされている。

2 対象法令の決定

カウンターパートである司法省,最高人民裁判所,最高人民検察院及びラオス国立大学より各 $4\sim5$ 名ずつ選ばれた合計 19名 2 のメンバーと協議を行い,対象法令を決定した。

民事・経済関連法分野に対するメンバーの関心は高く,「労働法」「経済紛争解決法」「知的財産法」「国際物品売買契約に関する国際連合条約」「民事訴訟法(上訴手続)」などが対象法令の候補にあがった。その中で,国内外の取引が活発になるにつれ経済活動

¹ 「ラオス法律人材育成強化プロジェクトフェーズ 2 が開始! ―基礎能力向上から実務能力向上へ―」 ICD NEWS 第 61 号 2014 年 12 月

² 現在は、労働社会福祉省、ラオス労働組合連盟の職員2名が加わり合計21名で活動している。

から生じる紛争を迅速に解決するため裁判外の紛争解決手続の重要性が高まっていること,フェーズ1で取り組んだ民事訴訟法と併せて紛争解決手続に関する理論をさらに深められることから,司法省の一部門である経済紛争解決センター及び司法局の一部門である経済紛争解決事務所³(以下「経済紛争解決センター等」という)が実施する調停及び仲裁手続について定めた「経済紛争解決法」を当面の対象法令にすることに決めた。そして「経済紛争解決法」に関する執務参考資料の作成が一段落した後に,ラオスにおいて社会的関心が高まっている「労働法」の執務参考資料の作成に取り組むことになった。このようにフェーズ2では,フェーズ中に複数の法令を扱うことになったが,これは法令のハンドブックが未だ少ないため,より多くの種類の法令のハンドブックを作成したいとのメンバーの強い希望による。また一部メンバーはフェーズ1の活動にも参加していたため,プロジェクトの活動理念や基本的な活動の進め方等の理解も進んでおり,フェーズ2ではより効率的な活動の実施も見込まれた。

- 3 対象法令決定後の具体的な活動
 - (1) 活動の中心は、ヴィエンチャン市内での定期会合及びヴィエンチャン郊外での宿泊を伴うリトリート会議である。2016年11月末時点までの主な活動経過は以下のとおり。
 - ①経済紛争解決法執務参考資料の種類や形式, コンセプト等の決定
 - ・実務家,法律学習者及び手続の利用が予定される事業者を対象にした手続フローチャート(手続を概観できる全体的なチャートとステップ毎の詳細なチャートの2種類)及び法律の内容や実務の取扱について網羅的に説明したハンドブックを作成することを決める。
 - ②手続フローチャートの作成
 - ・全体での検討と修正を繰り返しながら各チャート案を固める。
 - ③上記チャート案につき J C C, M C 及び経済紛争解決センターから意見を聴取
 - ④上記意見を踏まえながら再度修正
 - ⑤経済紛争解決法ハンドブックの目次及び本編の作成
 - ・目次⁴を作成した後、各章毎に小グループに分かれて初稿を執筆する。
 - ・全体での検討と修正を繰り返しながら原稿を作成する。
 - ⑥上記本編の原稿案につきJCC、MC及び経済紛争解決センターから意見を聴取
 - ⑦上記意見を踏まえながら再度修正
 - ⑧実務で用いられている書式や統計資料等の割付け, 誤字脱字や表記の統一等編集 作業を実施

³ ヴィエンチャン首都には司法省の1部門として経済紛争解決センターが置かれ、その他地方には司法局の1部門として経済紛争解決事務所が置かれている。

⁴ 現在のハンドブックの構成は、第1章「経済紛争解決の歴史」、第2章「経済紛争解決に関する一般知識」、第3章「経済紛争解決における費用」、第4章「申立、検討及び方式の選択」、第5章「調停による紛争解決」、第6章「仲裁による紛争解決」、第7章「経済紛争解決の結果の履行」。これに加え、第1章の前に、訴訟や裁判外紛争解決など紛争解決システムについて全体的に説明した章を設けた。

⑨ J C C, M C 及び経済紛争解決センターと合同会議を開催,内容について確認 (2016年11月末時点)

また、上記⑥以降は、労働法執務参考資料の作成作業も並行して進めることとし、 労働法執務参考資料の種類や形式、コンセプトの検討、目次の作成、各章の大まか な内容の検討なども行った。必然的に活動量は増したが、メンバーの意欲は高く、 精力的に活動が進められた。

- (2) 上記活動以外には、地方6県(アッタプー県、チャンパサック県、セコン県、サワンナケート県、ボリカムサイ県、カムムアン県)及びヴィエンチャン首都の実施機関及び関係機関を訪問し、各地の実務の状況について調査を行った。また本邦研修や現地セミナーを実施し、その中では経済紛争解決法のチャートとハンドブックについて仁木恒夫大阪大学教授、名津井吉裕大阪大学教授、増田卓司弁護士から、労働法のハンドブックについて中山慈夫弁護士、小嶌典明大阪大学教授、竹林竜太郎弁護士、地神亮佑滋賀大学特任講師、柴田洋二郎中京大学准教授から内容、形式両面において多数の有益な助言をいただいた5。
- (3) 活動のうち当然ながら多くの時間を要したのは、手続フローチャート及びハンドブックの原稿の作成である。この点、民事経済関連法SWGをさらに小グループに分け、小グループでの執筆・改正作業とSWG全体での検討作業を繰り返しながら、紛争解決の制度枠組みや経済紛争解決センター等で実施される調停及び仲裁手続について理解を深め、原稿の中身をブラッシュアップさせていった。また、この段階では経済紛争解決センターの職員も積極的に活動に招待し、SWGと経済紛争解決センターの間で情報や意見交換を頻繁に行いながら活動を進めた。
- (4) 2016年11月末時点で、経済紛争解決法については、4つのフローチャート(手続全体のチャートと申立、調停、仲裁の各部分の詳細チャート)及びハンドブック(本文95ページ、書式等の資料56ページ)が概ね出来上がっている。労働法についても、ハンドブックの小目次が完成している。

第3 これまでの活動の振り返り

筆者は、上記一連の過程に関与し、執務参考資料の内容や活動全般について助言や情報 提供を行う等してきた。約2年1ヶ月という限られた期間ではあるが、共に活動を行う中 で気付いたラオスの法理論の発展における課題及び活動全般に関し感じた点を述べたい。

- 1 法理論の発展における課題
 - (1) 大局的な視点からの検討

今回、経済紛争解決法ハンドブックを作成するにあたり、経済紛争解決センター等

⁵ 本邦研修について「ラオス法律人材育成強化プロジェクト(フェーズ2)『経済紛争解決法』本邦研修」ICD NEWS 第66号 2016年3月,「第8回ラオス法整備支援本邦研修」ICD NEWS 第69号 2016年12月。執務参考資料に関するセッションのみならず、見学や講義も行われ、メンバーからは幅広い知見を得ることができた等の声が聞かれた。

が実施する調停・仲裁手続の各流れを検討した他,同手続が紛争解決制度という枠組 みの中で,どう位置づけられるかという大局的な見地からも検討を行った。

筆者が紛争の解決手段として何があるか全体像を示してあげることも読者にとって 有用ではないかと提案したところ、メンバーもその方向性に関心を持ったことによる。 しかし、紛争解決システムの全体像を捉え、また各手続を比較して特徴について理解 を深めるという作業は、予想外に大変で多くの時間を要した。

ラオスにおいて、経済活動に伴う紛争を解決する手段としては、訴訟手続、村落調停、そして今回取り上げた経済紛争解決センター等が実施する調停及び仲裁手続がある。各手続実施機関の中では、法律に基づき統一的運用を行おうとの意識は高まっているようで、例えば経済紛争解決センターにおいては、経済紛争解決法の条文を手続の時系列に沿って整理した実務マニュアルが作成されていた。しかし、あくまでも当該実施機関が主宰する手続の範囲に限ったもので、それを超えて紛争解決制度全体を概観したり、各紛争解決手続を比較して特徴や手続を整理することは、ほとんど行われてきていない。そのため各手続同士がどのような関係にあるのか、各手続がどのような特徴を持つのかという観点から追求していくと、誰も十分な答えが出せないということがあった。

今後、ラオスの法理論が発展するためには、俯瞰的な視点を持って紛争解決システムや法体系を分析できる人材が必要だろう。もっとも、一方で、現段階のラオスにおいて抽象的・大局的な議論を最初から展開していくことは難しく、各論の理解を経て総論的理解を図るという帰納的アプローチが有用と考える。本プロジェクトにおいても、フェーズ1で民事訴訟法、フェーズ2で経済紛争解決センター等の調停・仲裁手続と知識を積み重ねたことが、紛争解決手続の全体像に対する理解に結びついたように感じる。今後、例えば、執行や保全手続等の研究を進めていくことは、紛争解決手続をより包括的・立体的に理解することに繋がっていくように思う。

また、今回のSWG活動のように、各手続実施機関の担当者が集まり、互いの知見を交換することは、上記のような俯瞰的研究を進める上でも必要かつ有益なものとなるだろう⁷。

(2) 条文の趣旨や背景に対する関心と理解

経済紛争解決センター等が行う調停・仲裁手続の流れを検討する中では、各手続が どの条文に基づき行われているかという点に対するメンバーの意識は高い一方、条文 の趣旨や背景等に対する関心は全体的に低いように感じた。

⁶ 紛争解決システムという視点で全体的整理が行われていないため、ADR (裁判外紛争解決手続) という概念はラオスに存在しておらず、その理解にも時間がかかった。また法令の体系的整理が行われていないという点においては、一般法(民法)や特別法(労働法)という区別も十分意識されていない。

⁷ この点,法学研究者が手続の比較検討や枠組みの整理等を担うように思えるが,ラオスにおける大学教員は教育者としての色合いが強く,一部教員は外国で研究を行う等しているものの一般的に研究者としての活動は盛んではない。

例えば、経済紛争解決センター等における調停・仲裁手続の利用にあたっては当事者の同意が要件となるが、なぜ訴訟手続と異なり同意が必要になるか等、条文の背景に関心を向ければ議論が深化しそうな問題も、「法律で規定されているから必要である」として議論が発展しないことが度々あった。

法学教育を含めこれまでのラオスの教育スタイルが、考えさせることに重点を置く ものではなく、専ら知識を詰め込む方法にて行われてきたことも一因だろう。こうし た中で専門家の1つの仕事は、メンバーが素通りしそうな点につき「なぜ、こうなる のか」と都度疑問を提起し、考えるきっかけを与えることだったように思う。

今後、例えば、逐条解説やコンメンタール等の書籍作りに取り組むことは、条文の趣旨や背景に対する実務家や法学研究者の関心を呼び起こし、議論を深める1つの契機になると考える⁸。

2 活動全般に関する気付きや課題

(1) 長期的な視点に立った活動の重要性

現在、当初の計画から若干遅れはあるものの、民事経済関連法SWGの活動は着実に進んできている。何よりSWG全体の雰囲気が良くなった。活動開始当初は、会議を開いても一部の中心的メンバーに発言が偏りがちだったが、今では各メンバーが積極的に自分の意見を出す等、活発な意見交換が行われている。

このような雰囲気が形成されるに至ったのもSWGのリーダーであるソムサック・タイブンラック中部高等人民裁判所所長の働きかけが大きい。ソムサック氏はフェーズ1開始当初から参加しているメンバーであり、同氏がプロジェクトの目標が人材育成にあること、だからこそ積極的に活動に取り組まなければ意味がないことを事あるごとにメンバーに説き、メンバーの活動に対する意欲や意識を高めてくれている。

ソムサック氏のプロジェクトに対する現在の姿勢をみていると、プロジェクト立ち上げ段階及びフェーズ1を通じて、単に成果物の作成に取り組むだけでなく、時間をかけて、ラオス側と対話しながら、ラオスの司法が抱える課題やプロジェクトの理念の共有を図っていったことが今に繋がっているように感じる。目にみえない部分ではあるが、このような活動の基礎が形成されたからこそ、フェーズ2では、ラオス側のオーナーシップがより強まり、活動もより広がりを見せることができたように思う。

短期的に成果物を多く作成することも、その時点で与えるインパクトの大きさという点からは意味があるかもしれないが、やはり息の長い活動を続けるには、長期的な視点を持って1つ1つの活動を進めていくことが必要であろう。このような地道な活動が、結果として大きな成果を生むことにも繋がると考える。

82

⁸ 現在,民法典SWGでは,民法典の起草と同時に立法経緯や立法趣旨を記載したリサーチペーパー作りに取り組んでいる。ラオスでは,法律の趣旨を検討しても,そもそも起草時の資料が残っていないため,誰も分からないことがよくある。その中で,今回の取組みは今後の執務参考資料等の作成に役立ち,かつ法律学の発展に寄与するものになるだろう。

(2) 対象法令の設定

フェーズ2では、フェーズ1に比べより応用的な法分野を扱っているところ、ラオス政府において重要課題とされていたものもあり⁹、対象法令に対するラオス側の関心は総じて高いと感じる。

しかし一方で、応用的な法分野を扱うほど、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、ラオス国立大学の4機関という枠組みでは、円滑な活動の実施が難しいと思うこともあった。すなわち、経済・社会法分野の法令は司法省以外の省が所管している事が多く司法省には十分な情報がなかったり、訴訟になる案件がまだ少ないため裁判所における実務の蓄積がない等である。これに対処するため、労働法については、ハンドブックの作成を開始する段階で、労働法の所管官庁である労働社会福祉省やラオス労働組合連盟の職員をSWGのメンバーに加え、彼らから実務の情報を得ながら活動を進めている。

加えて,労働法や対象法令の候補としてあがった知的財産法等は,民法の理解がベースになるところ,基本法の理解自体がまだ不十分という状況も見られた¹⁰。

もちろんラオス側の関心が高い応用的な法分野について、今後の案件の増加を見越して研究を進めていくことは、ラオス側のニーズにも合致し、意義ある取り組みだと思う。ただ、それを効果的なものにするには、必要に応じてカウンターパートの枠を超えて積極的に様々な機関を活動に巻き込むことや、法理論の発展の程度等を考慮しながら対象法令の選択や活動の進め方を工夫していくこと¹¹ が必要になると考える。

(3) ナショナルスタッフの役割

民事経済関連法SWGの活動は、常にプロジェクトのナショナルスタッフであるケオハヴォン・パイパディット氏とペアを組んで取り組んできた。メンバーとの関係の構築や円滑な活動の実施において同氏の果たしてくれた役割は非常に大きいものだった。

パイパディット氏は、通訳やコーディネーターとしての仕事を的確に進めてくれた他、日本側とラオス側の間に時に生じる気持ちのずれも上手く埋めてくたように思う。例えば、ラオス側が論点に対する関心を失いかけているにもかかわらず、さらに筆者が議論を広げようとすると「今、その話をしても効果はないと思います」等、機微を察した的確な助言をくれ、それにより軌道修正を図ること等も多々あった。また、活動の進め方についても、日ラ双方の仕事への取り組み方を知る同氏から多くの助言を得た。筆者が持てる力を発揮できたとするなら、パイパディット氏のプロジェクトに

⁹ 経済紛争解決センター等の機能強化及び関係法令整備は、ブンクート・サンソムサック前司法大臣が 2015 年夏の大臣招聘で来日された際に掲げた7つの支援要請項目の1つである。

¹⁰ 例えば、労働契約の解除について、そもそも解除の法的性質は何かという点で議論が紛糾し、労働契約にかかる特別な事情を検討するまで議論が進まない等。

¹¹ 今回の労働法ハンドブックでは、労働法全部を網羅的に記述することは時間的にもキャパシティ的にも難しいと感じたため、メンバー全員で協議し、労使間で紛争が生じやすい項目を選択して取り上げることにした。

対する理解と真摯なコミットメントがあったからに他ならない。

このようにプロジェクトにとって優秀なナショナルスタッフの存在は欠かせないが、一方で優れたスタッフは他機関等からも引く手あまたであり、人材の確保は悩ましい問題である。プロジェクトでも様々な工夫を行い、新しいナショナルスタッフの人材育成等も進めているところであるが、このような点についてもプロジェクトを超えて情報交換等できる場があるとよいと思う。

第4 最後に

筆者にとっての法整備支援は、思い返すとチームワークという言葉に尽きるように思う。 プレイヤーであるメンバー自身がいかに気付き考えるか、それをチームの一員としてサポートしていくのが筆者の役目であった気がする(もっとも、メンバーとの議論の中で筆者自身興味深い知見を得ることも多かった)。最初は収拾がつかなかった議論も、時間をかけて意見を交わす中で、段々と道筋が見えてきたときは嬉しく、この経験は自分のペースで仕事を進めてきた弁護士の頃には味わえないものだった。ラオスの国の発展にとって役立つハンドブックを作りあげようという意欲に溢れ、それでいておおらかな面も持ち合わせた魅力的なメンバーと一緒に仕事ができたことは筆者にとって喜びである。

また、プロジェクトの他の専門家やナショナルスタッフからも多くのサポートを受けた。いつでも相談でき、助言を得たり悩みを共有できる環境があったからこそ、安心して業務に取り組むことができた。そして、日本においても多くの方々が民事経済関連法SWGの活動のため快く貴重な時間と労力を割いてくださった。

このように大勢の人の思いと力が集まったからこそ、民事経済関連法SWGの活動が充実したものになったと心から実感している。この場を借りてお世話になった関係者の方々には深く感謝申し上げる。

ミャンマーにおける基本的な労働者の権利と労働慣行の促進のための イニシアティブ(ミャンマー労働イニシアティブ)をめぐる動き

神戸大学名誉教授・大阪女学院大学教授

香川孝三

1 本稿の目的

本稿は、2014年11月13日、アメリカの提案で、ILO、日本、デンマーク、ミャンマーが参加して締結された「ミャンマーにおける基本的な労働者の権利と労働慣行の促進のためのイニシアティブ」(略称ではミャンマー労働イニシアティブ)について紹介することを目的としている。2015年5月には、EUがこれに参加した。従って、現在は4つの国と2つの国際組織が参加している。このイニシアティブの締結の狙いや、具体的な活動について述べ、最後に日本の役割にふれる。その中で、本誌編集部からの要望である法務省の役割について述べることとする。

2 イニシアティブの狙い

このイニシアティブはアメリカの主導で締結された。2012年11月19日、現職のアメリカ大統領として初めてオバマ大統領がミャンマーを訪問したが、それより1か月前に、アメリカ労働省、アメリカ労働組合総同盟・産業別組合会議(AFL・CIO)、ソリダリティ・センター(AFL・CIOと協力関係にある1997年設立の非営利団体)の担当者がミャンマーを訪問して、ミャンマーの当時の労働・雇用・社会保障省(現在は2016年の行政改革により労働・入国管理・人口省、以下労働省と略称する)、ILOヤンゴン事務所、ミャンマー労働組合連合(FTUM)、ミャンマー商工会議所連盟、ITUC(国際労働組合総連盟・本部ベルギー)ヤンゴン事務所などを訪問して、ミャンマーの社会労働事情を調査した。この調査をもとにミャンマーでの労働諸立法の改正や労使関係の改善についての提言をおこなった。それを受けて2014年8月28日、アメリカの通商代表とミャンマー政府が共同で労働者の権利や保護のためにパートナーシップを構築する意図があることを発表した。アメリカ側はミャンマーの民主化を進め、アメリカからミャンマーへの投資環境を整備したいという意図があった。

ミャンマーでは2011年3月から軍政から民政に移行され、民主化の方向に向かい始めた。それをより確かな動きにしようという意図をアメリカ側は持っていた。1988年当時のビルマにおいて反政府運動が各地に広がったが、これに対して国軍が9月18日にクーデターをおこして軍事政権を樹立して以来、アメリカはミャンマーに対してさまざまな経済制裁を行ってきたが、民主化が進み、その経済制裁を徐々に解除していけば、アメリカ企業がミャンマーに進出しやすくなる環境が整備される。それによってミャンマーの経済

¹ The White House, Office of the Press Secretary, "Joint Statement on Burma", http://www.humanrights.gov/dyn/joint-statement-on-burma.html

発展を期待することができる。アメリカはこのような政策のもとにイニシアティブを立ち上げたと思われる。

このイニシアティブには2つの目的が掲げられた。1つは、労働改革の実行を支援することである。この労働改革はミャンマーの民主化の促進に不可欠な課題であるととらえられている。そのために労働省がおこなう労働法の改革を支援すること、そのために国際労働基準に合致した労働法を制定すること、その労働法を施行するに必要な人材を育成することが目標とされている。労働法が施行されても、それが遵守されないという事態を招かないように人材育成を図ろうというものである。

もう1つは、国内や国外の利害関係者が労働改革にどうかかわっていくかを模索して、 労使関係の強化・安定のために、社会的対話を向上させていこうとしている。利害関係者 とは労働者、労働組合、使用者団体、ミャンマーの企業、海外からミャンマーに投資する 企業らが想定されている²。

このイニシアティブをどうとらえればいいのか。民主化という側面から見ると,第二次世界大戦後,連合国最高司令官総司令部(GHQ)の主導によって実施された日本の民主化を促進するための政策との類似性が見られる。GHQによって5大改革指令が出され,財閥解体,政治犯の釈放・治安維持法の撤廃,学校教育の自由,婦人参政権の付与,農地解放と並んで,労働組合の結成促進と労働関係の近代化が含まれていた。ミャンマーでのこのイニシアティブは,日本の占領政策の中で実施された労働改革と比較することができるのではないかと思われる。

戦前の日本の軍国主義とミャンマーの軍政との比較が可能であるし、戦前の日本では 1912 年友愛会の結成以来労働組合運動がおこなわれてきたが、労働組合の強制的な解散 が総動員体制を維持するために採用された。ミャンマーでは 1930 年代から労働組合運動 の歴史を持っていたが、1962 年ネウィンがクーデターによって政権を把握して以降、約50 年間にわたって労働組合の結成は禁止された。日本ではすべての労働組合が解散されていた期間は短いが、戦前には労働組合法が制定されることなく、治安警察法や治安維持法によって、治安対策のために労働組合は弾圧の対象とされてきた。

第二次世界大戦後、日本経済は壊滅状況にあり、国民は貧しい生活を余儀なくされてい

² イニシアティブに参加している国や国際組織が実施している内容は以下のようになっている。デンマークがこのイニシアティブにかかわって実施しようとしていることは、労働安全衛生の改善と社会的対話を向上させるために、人材育成に支援をおこなっている。しかし、ミャンマー側は、社会的対話を向上させるために「オランダ方式」の活用には懐疑的な態度を持っている。

http://www.mizzima.com/news-opinion/denmark-works-myanmar-government-promote-labour-reform

アメリカはこのイニシアティブのために、基金を提供し、ILOを通じての技術協力を実施している。 EUは縫製業での持続可能な生産のための人材育成を支援し、ILOの技術支援のための基金を提供 している。ILOは、ミャンマー政府の労働法改革に技術協力を提供し、全国三者対話フォーラムを 強化すること、結社の自由を高めるために使用者団体や労働組合の人材育成に技術協力することを掲 げている。

FACT SHEET: Initiative to Promote Fundamental Labor Rights and Practices in Myanmar,

http://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---asia/---ro-bangkok/---ilo-yangon/documents/publication/wcms 319813.pdf

たが、ミャンマーも最貧国として貧しい層が多く存在し、経済発展のための社会的インフラが必要であったことも、日本とミャンマーの間に類似点があったと思われる。時期は70年ぐらいずれてはいても、日本もミャンマーも同じ状況が見られた。アメリカからの提案でこのイニシアティブが締結されたが、アメリカは日本の占領期の労働政策との類似性に気がついていたかもしれない。

日本の占領期の労働政策は、アメリカでニューディール政策を担った人たちによって立案された。1946年11月には憲法が公布され、労働基本権の保障が定められ、その基本原則に沿って労働組合法(昭和20法51)、労働関係調整法(昭和21法25)、労働基準法(昭和22法49)、職業安定法(昭和22法141)等が制定された。労働組合の結成が促進されたが、赤色労働組合主義が拡大したことに対抗して、GHQの主導で労働組合法の改正がなされ、労働組合の自主性と民主性を確保するための規定がおかれ、日本の安定的な労使関係を築く基盤となった。

ミャンマーの現在は、日本の第二次世界大戦後の占領期に相当する時期と共通する問題を抱えており、アメリカの主導のもとで締結されたイニシアティブは、そのうち、労働分野の問題を解決する意図を示していると理解することができる。70年前の日本と現在のミャンマーの労働分野の状況がオーバーラップして見えるということである。日本からの支援もそのことを考慮しておく必要があると思われる。

3 具体的な活動

イニシアティブが締結された後、どのような活動がなされたか。

(1) 第一回フォーラム

第一回のフォーラムが 2015 年 5 月 18 - 19 日にヤンゴンのチャトリウムホテルで開催された。日本側の主催で、「労働法改革と制度的能力向上に関するステークホルダー・フォーラム」という名称で開かれた。このときは 200 名以上の政労使、市民団体、国際的な投資家やバイヤー、研究者、外国政府や国際機関の職員らが参加した。

開会式では厚生労働省総括審議官(当時)伊澤章氏,ILO本部事務次長のクレッグ・ヴィン氏,ミャンマー労働大臣ミント氏があいさつをした。労働法改革,そのために利害関係者が考える優先的事項,人材育成制度の構築,労働争議,児童労働のテーマが討議された³。

労働法改革では、ミャンマー労働省が計画している労働立法の改正案や法案を理解し、どれを優先的におこなうのかの戦略について議論した。さらに国際労働基準をどのように国内法に取り込むのか議論がなされた。ここで労働法改革のロードマップが提示された。それによると、まずできるかぎり早期に労働立法の改正草案作りをおこなう必要がある。というのはイギリスの植民地時代に制定され改正されないまま残っている法

³ Stakeholders Forum on Labour Law Reform, Yangon 18-19, May 2015 http://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---asia/---ro-bangkok/---ilo-yangon/documents/meetingdocument/wcms 403560.pdf

律の現代化を早急に実施する必要がある 4 。次に労働基準法ともいうべき労働基準の統一法を作る。これは個々の労働条件ごとに法律が制定されており,煩雑な状況になっているからである。次に包括的な労働法典を作るという3段階の提案がなされた。個別的労働関係法と集団的労働関係法をまとめて,最終的に労働法典にまとめあげることが示された 5 。

これを進めるためには、関係者の意見を聴取する必要があるので、三者制の会議体が必要となる。すでに政労使の代表が参加する国家三者対話フォーラム(National Tripartite Dialogue Forum)が設置されているし、2014年10月に労働法改革集団(Labour Law Reform Cluster)が設置されていた。これは効率的な開発協力のために作られたネピドー協定のもとで作られた。15の作業部会の中の1つである雇用機会作業部会のもとに設置された集団である。ただこれには労働者側代表が参加していないが、これらを活用して、市民団体や使用者、外資の経営者、マスコミ等々と、法案を議会に提出する前に、労働法改正案の情報入手や意見交換をおこなうことができる。

次に、人材育成制度の構築が議論された。これは団体交渉の理解が不足していること、 労働争議処理制度が有効に活用できず、争議の解決につながらないこと、労働監督の役割への理解が不足していることから、労働立法の施行にかかわる労働監督官だけでなく、 労使関係の行為者・アクターへの教育が不可欠であることが指摘されていた。つまり、 企業レベルでの対話が必要であり、職場問題への相互理解を促進するための人材育成が 指摘されていた。

労働争議についての議論では、2012年労働争議解決法(2014年9月一部改正)の実効性が問題となった。団体交渉、争議の調停、仲裁という概念の理解が不十分であり、せっかく仲裁がなされても、それが履行されないという問題があり、それが法の支配を尊重しない状況を作りだしているという指摘がなされた。そこで違反者には効果的に罰則を科すべきとする提案がなされた。さらに、調停や仲裁を担当する者の能力向上の必要性が指摘された。

児童労働については最低就労年齢を 13 歳から 14 歳に引き上げることが提案された。これは I LO 138 号条約に合わせる必要があるからである。 I LO条約では,最低就労年齢は,先進国では 15 歳,発展途上国では 14 歳になっている。そこで 14 歳を最低就

^{*} ミャンマーの労働立法を以下に掲げておこう。

¹⁹²³ 年労働者災害補償法,1933 年児童(労働の誓約)法,1948 年雇用統計法,1948 年雇用統計法,1951 年工場法,1951 年休暇および休日法,1951 年油田(労働および福利厚生)法,1959 年雇用制限法が1962 年ネ・ウィンのクーデター以前の労働立法である。軍事政権時代の労働立法としては1999年海外雇用に関する法がある。民政に移行してからの労働立法として2001 年労働組織法,2012 年労働紛争解決法,2012 年社会保障法,2013 年最低賃金法,2013 年雇用および技能向上法,2016 年賃金支払法(1936年賃金支払法を全面改正),2016年店舗および商業施設法(1951年店舗および商業施設法を全面改正)がある。

⁵ Aaron Halegua, "Executive Summary-Roadmap for Myanmar's Labour Law Reform Process", http://static1. squarespace.com/static/53960c86e4b010f46523d1fc/t/56399638e4b08dfc78142705/1446614584159/Halegua++Executive+Summary+-+FINAL+(2015.5.18).pdf

労年齢とする案が出された。 I LOミャンマー事務所は 2014 年から児童労働撲滅計画 を実施しており、13 歳から就労できる規定は修正する必要があることを指摘してきた。 このフォーラムのあと、1951 年工場法を 2016 年に改正して、最低就労年齢を 14 歳とし、14 歳以上 16 歳未満の者の労働時間を 1 日 4 時間までに制限された。

イギリスのメープルクロフト(企業のリスク分析を調査する会社)が発表している「児童労働指数 2014」によると、ミャンマーはエリトリア、ソマリア、コンゴについで 4番目に深刻な国となっており、アジア諸国の中では最悪の国となっている。国軍によって児童が兵士として働かせたり、兵士でなくても強制的に労働させていたことが最悪の国とされる要因の1つであった。14歳未満の児童を雇用する使用者には500万から1000万チャットの罰金、6か月以下の禁固刑、またはその両方が科せられるが、使用者には児童労働禁止の効果がなかった。労働監督官への賄賂の提供によって刑罰の適用を逃れることができるし、もし罰金を科せられてもその額は大きな負担にはならない。ミャンマーの「腐敗度指数 2014年」(トランスペアレンシー・インターナショナル発表)によると174か国中、156位と腐敗度が高い。その中で、政府の政策によって、児童を労働から教育の場にいかに移動させることができるかが問われている。このフォーラムで児童労働がテーマに選ばれたのはそのためである。

第一回のフォーラムが開催されたのは、最低賃金額が決定される前であったために、 それを決定するための準備作業の内容が報告された⁶。

以上が第一回フォーラムの概要である。プログラムをみる限りでは、日本側の貢献としてあいさつを担当した伊澤章氏の名前しか見当たらなかった。ただ在ミャンマー日本国大使館に初代の労働担当官(レーバー・アタッシェ)が厚生労働省から出向したばかりであったので、彼は参加していた可能性はある。

(2) 第二回フォーラム

第二回のフォーラムが 2016 年 9 月 29 - 30 日にヤンゴンのセドナホテルで開催された。ここでは,ミャンマー労働省での最新の労働立法の法案や改正案の進行状況,国際労働条約の批准のための準備作業が報告され,将来の方向性として労働立法の中心として労働基準法の作成を目指し,さらに包括的に労働法典の制定に向かうことが再確認された。そのための技術また人材の確保の必要性が確認された。そのために,労使間のよりバランスの取れたアプローチが強調された 7 。

各論として労働争議,2013年雇用および技術向上法上の労働契約についての規定, 労働安全衛生の分野を取り上げられた。労働争議の分科会では,争議の発生要因を分析 して紛争処理メカニズムの良い点と弱い点について議論し,労使関係改善のための方向 を探った。そこで企業レベルでの団体交渉の定着のために,団体交渉の仕方を制度化す

⁶ 香川孝三「ミャンマーの最低賃金制度」季刊労働法 251 号,130 -139 頁,2014 年

⁷ Joint Statement, The Second Stakeholders Forum on Labour Law Reform and Institutional Capacity Building, Yangon, 30 September 2016.

http://ec.europa.eu/social/BlobServlet?docId=16248&langId=en

ることが議論された。労働契約の分科会では、労働省が定めているモデル労働契約の内容をどう改正していくかが議論された。労働安全衛生の分科会では、現在緊急の課題となっている法案を作成中であり、その法案の中で、労働安全衛生の責任者の任務や職場での安全衛生委員会の役割について議論された。

第二回のフォーラムでは、政労使の三者が、人材育成や労使関係を強化するために情報を共有するだけでなく、海外の企業投資家にも情報を提供して、議論に参加してミャンマーの状況を理解してもらう機会を提供していた。

プログラムを見ると、日本側の貢献としては、2016年4月ミャンマー労働省の労働 行政や労働政策の顧問として赴任した原田浩一氏(JICAの長期専門家)が司会をし ていたし、ILOヤンゴン事務所で働いている野上菜都氏が上級法律担当官として労働 法改革と人材育成についての包括的な報告を担当していた。

4 日本の役割、特に法務省の役割

日本がこれらの改革に貢献できることはなにか。日本がすでに実施している活動を整理 して、さらに、できることはないかを考察してみよう。

(1) 連合・国際労働財団の活動

連合は 2001 年「ビルマ日本事務所」を連合会館内に設置し、そこにミャンマー難民である人を 1 名配置した。これは当時のビルマの民主化運動を支援するためであった。さらにミャンマーから日本に働きにやって来た人たちが結成していた労働組合を支援していた 8 。この事務所は 2013 年 3 月に閉鎖された。それは以下の事情による。

国際労働組合総連合(ITUC)がミャンマーでの労働組合支援のために、ヤンゴンに事務所を設置することになった。3年間のプロジェクトとして正式に設置されたのは2012年末であった。ITUCがミャンマーにかかわっているのは、前身である国際自由労連(IFTUC)時代からビルマ労働組合連盟(FTUB)を準会員として加入を認めて、支援していたからである。1988年の反政府運動・民主化運動の中で活動していたマウン・マウン氏は命を失う危険性があるとして、タイに脱出した。そこで彼が中心となってビルマ労働組合連盟を組織して、国外でミャンマーの民主化と労働組合運動を実践してきた。アメリカ、オーストラリア、日本等々の労働組合の支援を受けながら活動を進めていた。マウン・マウン氏は軍事政権時代はテロリストとして指名手配されていたが、2012年9月ミャンマーへの帰国を果たし、それから組合の組織化にのりだした。軍事政権時代には労働組合が組織されていたとしても地下活動として行うほかなかった。したがって、労働組合の組織化は0からのスタートであった。そこでITUCがヤンゴンに事務所を設置して支援することを決定した。事務所長にだれを送り込むかが問題となったが、ITUCは北欧の組合活動家を想定していたらしいが、ミャンマー

⁸ 香川孝三「ミャンマー労働組合への支援」労働法律旬報 1791 号,4-5頁,2013 年

政府側から日本人を希望する要望がだされ、連合から中嶋滋氏が事務所長になった⁹。彼は自治労出身であるが、連合の総合国際局長や I L O 労働者側の理事を担当していた。 3年間にわたる中嶋氏の献身的な活動がなされ、2011年労働組織法が施行されて 3年間で、ミャンマーのナショナル・センターとして C T U M (F T U B が F T U M と名称変更後、さらに C T U M と変更された。) の登録が 2015年7月に認められ、基礎労働組合としての登録も増加した。しかし、まだ組織率としては 1%も達していない。

ITUCのプロジェクトは3年間と決まっていたので2015年末に終了した¹⁰。中嶋氏はその後も支援を継続しており、連合は予算を組んでそれを支えている。日本の組合役員がミャンマーで組織化についてのセミナーを実施したり、解雇された労働者の生活を支えるために、彼らが作ったバッグを日本で販売している。

連合傘下の産業別組織が設置した国際労働財団は労働組合の国際協力事業の実践組織であるが、CTUMと共催で「労使関係・労働政策セミナー」を2014年11月28・29日に開催した¹¹。「グローバル化における労働組合の役割」をテーマとして、経済成長の中で、いかに建設的な労使関係を構築して、無用な労使紛争を未然に防止するにはどうすればいいかを議論した。組合だけでなく、政府関係者や使用者側、日本大使館からも出席者があった。労使間の対話、団体交渉の重要性、労使紛争のための労働法の整備、三者協議による労働法整備の必要性が議論された。

東京都清掃組合はヤンゴンの清掃組合の組織化研修に協力して、日本側の清掃時の安全確保のノウハウを伝達している。このほかにUAゼンセンが縫製業労働者を対象として組織化のセミナーを開催している。JAM(機械・金属関係の産業別組合)も講師を派遣して、労働組合の基本知識、労働組合の運営方法、団体交渉や労働協約の締結の仕方等々を教えている。もっとも多く組織されている農民組合にもアジア社会文化交流センターの支援で農業技術の向上や組織化の強化について研修がなされている¹²。

(2) 日本の厚生労働省の支援

厚生労働省は2014年4月から、レーバー・アタッシェを在ミャンマー日本国大使館に送り出している。彼はミャンマーの労働情報を日本側に伝えるとともに、厚生労働省が実施する支援事業(ODA)の実務を主に担当している。

2016年4月からJICA長期専門家としてミャンマー労働省に、労働行政や労働政策の顧問(Labour Administration and Policy Adviser)として1名を送り出している。緊急に必要とされている労働立法の法案作りや労働行政一般にわたっての助言や提言に貢献

⁹ 中嶋氏はミャンマーで活躍中,その記録を「ミャンマー通信」として発信していた。

http://www.alter-magazine.jp/index.php. ミャンマー通信(1)ー(34)

¹⁰ 香川孝三・西澤信善・北澤謙・堤雄史著『ミャンマーの労働・雇用・社会―日系企業の投資環境』 労働政策研究・研修機構, 2017 年 2 月

¹¹ 国際労働財団「ミャンマー労使関係・労働政策セミナー」

http://www.jilaf.or.jp/report admin/basics/view/1029

¹² 中嶋滋「ミャンマー民主化促進の現状と課題」

http://gendainoriron.jp/vol.08/feature/f06.php, デジタル現代の労働8号

しているものと思われる。これは先に述べたイニシアティブに基づく協力の一環でもある。

(3) 日本の法務省の支援

法務省はミャンマーへの法整備支援を 2013 年度から実施している。JICAの長期専門家 2名と調整員 1 名が現在ネピドーに常駐している。カウンターパートは連邦法務長官府と最高裁判所である。労働法にかかわる仕事としては,議会に法案を提出する前に法案を検討する仕事がある。日本では内閣法制局が担当する仕事であるが,連邦法務長官府の仕事になっている。しかし,形式的なチェックだけであって,内容にまで立ち入った検討はなされていないのが実情のようである。他の法律との整合性をチェックできるためには,実質的な検討ができるように日本側が提案することはあり得よう。

これまで法務省がおこなってきた法整備支援は民事法関係が中心であり、民法や民事訴訟法の制定にかかわってきた。最近は会社法や知的財産法にもかかわっている。この延長で支援をおこなうとすると、労使紛争のうち、個別紛争(解雇や懲戒処分の効力、残業手当の支払請求等々)は、まず調停にかけられ、そこで解決しなければ、最終的に裁判所で処理されるシステムになっている。そこで、その裁判所での個別紛争処理の仕方についての支援はありえよう。ミャンマーでは労働裁判所は設置されておらず、通常の裁判所で労働事件が処理されている。

ほとんどの裁判官が軍事政権の下で任命されており、労働問題についてどの程度の理解をしているのか、こころもとないのでないかと思われる。軍事政権のもとでは、司法部は弱体化させられ、軍事政権の指示のもとで裁判がなされた。しかし、それでも抵抗する動きは国民の中に存在した。たとえば、村落法にもとづき、国軍が武器や物資の輸送、道路建設のために村民に勤労動員をかけて、無償の労働を強制することに対して、村民が抵抗した場合がある。国軍はそれらの村民に発砲して殺害したり、監獄送りにした13。この問題はILO29号条約(ミャンマーは1955年に批准)に禁止している強制労働に該当するとしてILOは禁止するようミャンマー政府に勧告したが、ミャンマー政府は内政干渉として勧告を拒否した14。さらに国有企業でも低賃金での労働に抗議してストライキが発生した。そのストライキの首謀者を逮捕して監獄送りがなされた。これらが国家体制を揺るがす行為に該当するとして、政治犯として監獄に送られた。その手続に裁判官は当然かかわっていた。この点は、日本の戦前の裁判官のおかれていた状況と類似している。裁判官は民主化への対応をスムーズにおこなうことができるのであろうか。

Nick Cheesman, Monique Skidmore and Trevor Wilson ed., *Ruling Myanmar- From Cyclone Nargis to National Elections*, Institute of Southeast Asian Studies, Singapore, 2010, pp.151-152

¹⁴ Richard Horsey, *Ending Forced Labour in Myanmar-Engaging a Pariah Regime*, Routledge, London, 2011, ILO 駐日事務所編「ミャンマーと ILO」

http://webdev.ilo.org/public/japanese/region/asro/tokyo/feature/2012-07.html

さらに,深刻な問題として,裁判官の腐敗問題も無視できない問題となっている¹⁵。 お金を多く提供する側に有利な判決を下すという行為がなされると、金のない労働者は 勝ち目がないことになってしまう。腐敗は裁判官だけでなく、警察や税務官その他の公 務員にもみられるが、グッド・ガバナンスを目指して、腐敗防止策の提案も貢献できる 分野であろう。2013年腐敗防止法を公布し、2014年腐敗防止委員会を設立した。国民 民主連盟が政権を握ってから公務員の贈答品受取のガイドライン(2016年)を公表し ている。これは、日本企業がミャンマーに進出する際に、公務員に贈り物をする際にも 適用になる。腐敗防止への支援は日本企業にとっても役に立つ支援となろう。

民主化が進む中で、裁判官が労働事件への関与にどうすればいいのかを学ぶ必要性が あると思われる。そこで労働事件の特殊性に合わせて個別紛争処理の在り方を日本側が 提案することはあり得るであろう。たとえば、日本では労働審判制度が導入されている が、これを本邦研修として取り上げることは可能であろう。

さらに判例集を発行して、その中に労働裁判例を収録することによって、労働事件の 処理基準の明確化に貢献できるであろう。

裁判所で争うにしても、時間と費用がかかる。貧しい労働者が裁判所で争うことには 困難が伴う。その労働者が組合に加入していても、その組合の財政は豊かではなく、訴 訟を支援することは困難である。そこで法律扶助制度を充実させて法律相談や訴訟費用 への支援が考えられる。

裁判所の判決や命令がきちんと執行されることが不可欠であるが、執行状況はどう なっているのであろうか。たとえば解雇事件で解雇が違法であると判断され、その救済 方法として原職復帰を命じられた場合、原職復帰を使用者が実施することをどう強制し ているのであろうか。裁判で敗訴した使用者としては、原職復帰を嫌がる傾向にあるこ とを考慮すると,原職復帰を妨害して実施されないままになっている場合も想定される。 判決や命令の執行を確実とすることにも日本側の役割はありえよう。

労働立法自体の制定に法務省がかかわることは難しいと思われる。日本では厚生労働 省が労働立法を担当しており、そこに法務省が関与することは難しいからである。労働 立法を遵守するよう監視する労働監督制度も厚生労働省の管轄であり、これも法務省が かかわることは難しいであろう。

ミャンマーでは労働立法だけでなく他の法律も含めて、その制定過程が不透明であ る。法案が国会に提出されるまで、その内容はわからない場合が多い。それは国家機密 として扱われてきたからであろう。しかし、法律の適用を受けるのはミャンマー国民や 企業、それにミャンマーに進出している企業である。それらが意見を表明できる機会を 設定することが必要ではないか。パブリック・コメントを求める場合には、コメントを

¹⁵ Nick Cheesman, Opposing Rule of Law-How Myanmar's Courts Make Law and Order, Cambridge University Press, 2015, pp.161-176, Nick Cheesman, "Myanmar's Courts and the Sound Money Makes" in Nick Cheesman, Monque Skidmore and Trevor Wilson ed., Myanmar Transition-Openings, Obstacles and Opportunities, Institute of Southeast Asian Studies, Singapore, 2012, pp. 231-248

求める法案の内容を事前に明らかにしておかなければならないのは言うまでもない。それがミャンマーの民主化の進展具合を測るメルクマールの1つになるのではないか 16 。このような仕組みの導入を支援することも日本側の役割として考えられよう。

¹⁶ 民主化促進のための法改革の在り方を考察した本として、Melissa Crouch and Tim Lindsey ed., *Law, Society and Transition in Myanmar*, Hart Publishing, Oxford and Portland, Oregon, 2014, この本はメルボルン大学ロースクールにあるアジア法センターがシンガポール国立大学アジア法研究センターと共催でおこなった学際的なワークショップ「2011 年民主化を目指すミャンマーの法制度改革」の成果をまとめたものである。

インドネシアにおける法令の種類, 序列および整合性 に関する法的枠組み(一)

名古屋大学大学院 • 国際開発研究科教授

島 田 弦

1. はじめに

(1) 本稿の目的と構成

1998年のスハルト大統領辞任から現在に至るまでのいわゆる改革期において、法令秩序の明確化、法的安定性の実現は政治・経済の両面から今までにない重要性をもっている。

本稿は、インドネシアにおける法令秩序、すなわち法令の種類とその序列、そして異なる法令間の整合性の保障について、以下のような構成で検討する¹:

- 1. はじめに:目的および問題の歴史的背景
- 2. 法令の種類および序列に関する法的根拠
 - (1) 憲法上の規定
 - (2) 法令の種類・序列について定める法律(以上,本号)
 - (3) インドネシアの法令制度の問題点(以下,次号)
- 3. 法令の序列および整合性を担保するための制度
 - (1) 立法準備段階
 - (2) 立法後の司法審査
- 4. おわりに

(2) 問題の背景

現在、インドネシア司法人権省は法令の構造・種類・序列に関する明確化および法令同士の整合性確保に関する取り組みを進めている。日本の法務省・JICAも協力するこの試みはインドネシアにどのような意味を持つのであろうか。

インドネシアの「法の支配」や「法的安定性」の脆弱さ、法令の不明確さは深刻な政治的経済的リスクである。独立以来、根拠の明らかでない「法令」がインドネシア政治・社会に重要な影響を与えてきた。1959年7月5日にスカルノ大統領(当時)は、制憲議会²の解散と1945年憲法³(インドネシア共和国憲法)の再公布を命じる「大統領布告

¹ 本論文は、紙面編集の都合により、本号と次号の2回に分割して掲載する。

² 当時のインドネシアの憲法 (1950 年に制定されたインドネシア共和国暫定憲法) は暫定憲法であり、制憲議会 *Konstituante* が正式な憲法を制定することを定めていた。1955 年 12 月に制憲議会議員選挙が行われた (同年9月に国会にあたる人民代表議会議員の第1回総選挙も実施されている)。

³ インドネシアは独立後、インドネシア共和国憲法 *Undang-undang Dasar Republik Indonesia* (1945 年憲法)、インドネシア連邦共和国憲法 *Konstitusi Republik Indonesia Serikat* (1949 年憲法)、インドネシア共和国暫定憲法 *Undang-undang Republik Indonesia Sementara* (1950 年憲法) を制定し、1959 年にインドネシア共和国憲法を再公布した。また、1998 年にスハルト体制が終わると、1999 年から 2002 年まで四次にわたる憲法改正が行われた。

Dekret」を公布した。「布告」を法源とする法的根拠は何ら存在しないにも関わらず、これ以降、1945年憲法は有効となりスカルノ体制とそれに続くスハルト体制の権威主義を支える法的基盤となった。1959年以降、スカルノ大統領は法的根拠がないまま後述するような大統領決議 Penetapan Presiden や大統領規則 Peraturan Presiden を数多く制定し、権威主義的体制を維持する手段とした。また、1965年に9月30日事件が発生し、スカルノ大統領が事実上失脚した翌年、スハルト陸軍少将(当時)は、スカルノが作成したとする「命令書 surat perintah」(命令書の日付から3月11日命令書と呼ばれる)を根拠に、大統領権限を掌握し、翌1967年には大統領代行、そして1968年には正式な大統領となり1998年までの長期政権を実現した。

根拠のはっきりしない法令は権威主義体制に限ったことではなく,例えば,独立宣言から間もない 1945 年 10 月 16 日に公布された第X 号副大統領布告は,当時の憲法が定めていない議院内閣制の実施を事実上認めるものであり,1950 年代後半までのインドネシアにおける大統領に対する議会の優位を決定づけた 4 。「副大統領布告」という形式が法的根拠のないことはもちろん,「第X 号」という名称自体,布告番号が未定だったため暫定的に「X」をあて,そのままとなっていたものである。

このように、法的根拠のはっきりしない法源が現実的な効力を有し、インドネシア政治・社会を統治してきた事実を見ると、インドネシアにおける法令が、「規範」と言うよりも政治的な「事実」あるいは「実力」の表明であるとも言える。

他方で、インドネシアにおいて大きな体制の変動が起きたとき、新しい体制は、過去の体制における恣意的な法の利用を批判し、「法の支配」の回復を権力掌握の名分として持ち出すのが常である。これは、法令が政治的であることの結果として、「法の支配」は過去の政治を批判する為のイデオロギーとなっていることを示している。したがって、体制が安定すればふたたび、法は政治的事実以上のものではなくなってしまう。

独立宣言の翌日 1945 年 8 月 18 日に公布された 1945 年憲法は、経過規定第 II 条において「既存のすべての国家機関及び規則は、本憲法に基づき新たに定めるまで、引き続き有効とする。」と規定し、オランダ植民地法令の効力を認めることで、独立後の法的真空状態を避けようとした。しかし、1959 年の大統領布告で権力を奪回したスカルノ大統領は、オランダ支配期に由来する法制度を「植民地主義的」であると批判し、制約か

⁴ この副大統領布告は「国民協議会と国会の成立を見るまでの間、立法権および国策大綱決定に参与する権限は、これを中央国民委員会に委ねるとともに、情勢の緊迫化に鑑み、中央国民委員会の日常業務は、同委員会中より選出され、同委員会に責任を負う常務会が執行することを承認する」と定めた。それまで憲法の経過規定にもとづき大統領が行政権および立法権を掌握していた。しかし、事実上の議会にあたる中央国民委員会が立法権および立法計画を含む基本的統治指針を定める国策大綱決定権を有し、さらにその執行を内閣にあたる中央国民委員会常務会が行うと定めることは、実質的な権力を議会と内閣に移し、大統領権限を象徴的なものにとどめることを意味した。

⁵ インドネシアは独立後、オランダ植民地法を継承することとなったため、植民地法 hukum kolonial の廃止と法体系の統一による「国民法 hukum nasional」制定は、独立後において重要課題となった。しかし、主要法典のうち 1981 年に刑事訴訟法が全面的に改正されたことを除けば、刑法典、民商事法典もオランダ語を正文とする植民地の法典が現在も有効であるなど、植民地法はなお実定法の重要部分を占めている。

ら自由な「革命法」を主張した6。

1965年,9月30日事件によりスカルノが失脚し、スハルトが権力を掌握した直後に行われた1966年人民協議会特別会は、スカルノ体制が恣意的に法令を制定して、その結果、憲法の精神を侵害していたと批判し、法令秩序の回復が必要であるとした。

このことに関連する 1966 年人民協議会決議は、「1945 年憲法に合致しない暫定人民協議会以外の法令の再検討」(第 19 号)と「インドネシア共和国の法秩序の淵源およびインドネシア共和国法令の序列に関するゴトンロョン人民代表議会覚え書きの承認」(第 20 号)である⁷。

1966年決議第19号は、「1945年憲法の純粋な実施」のために、スカルノ大統領が制憲議会の解散と1945年憲法の再公布を決定した1959年7月5日布告以降に出された大統領決議および大統領規則について「革命⁸」の精神に合致しているかどうか、ならびにそれ以外の法律および法律代行政令について1945年憲法と合致しているかの再検討が必要であると定める。そして、政府および人民代表議会に対して、大統領決議および大統領規則については法律として制定しなおすか、無効とするか、また法律および法律代行政令については廃止するかどうかの再検討を2年以内に行うように命じている。

第 20 号決議は、1966 年に人民代表議会が採択した文書「インドネシア共和国の法秩序の淵源およびインドネシア共和国法令の序列に関する覚え書き」を「憲法の純粋かつ一貫した実施のために有効である。」として承認する決議である。この覚え書きは、(a) 1945 年憲法体制の危機に際しての権力移行の経緯、(b)インドネシア法秩序の淵源となる文書、そして(c)インドネシアにおいて認められる法令形式およびその序列、という三つの部分から構成されている。体制移行の経緯については、憲法体制維持のために3月11日命令書が正当であることを説明している。また、インドネシアにおける法令の淵源となる文書として、パンチャシラ(建国5原則)、1945 年8月17日独立宣言、1959年7月5日布告、1945 年憲法そして1966年3月11日命令書を挙げる。そして、インドネシアにおいて認められる法形式として以下を列挙し、この順序が法令の序列であるとする:

- 1. 1945 年インドネシア共和国憲法
- 2. 人民協議会決議 Penetapan Majelis Permusyawaratan Rakyat

ICD NEWS 第70号 (2017.3)

97

⁶ このようなスカルノの法に対する考え方は、1961年の弁護士協会大会における演説での「法律家とともに革命を行うことはできない。…我々は理論に基づき革命を行うことはできない。…革命は予想不可能であり、革命は明日を拒否する。」という発言に端的に現れている。

Daniel S. Lev, "Judicial Institutions and Legal Culture in Indonesia," in *Culture and Politics in Indonesia*, ed. Clair Holt (Ithaca: Cornell University Press, 1972), 261.

⁷ 暫定人民協議会とゴトンロヨン人民代表議会とは、スカルノ体制下で選挙によらず、全議席を大統領の任命で召集した人民協議会および人民代表議会の名称である。

⁸ スカルノ大統領は,インドネシア独立を「革命」とよび,独立後も革命の防衛を主張した。政治の 実権はすでにスハルトに移っていたが,この時期の文書はスカルノ体制のイデオロギー用語を引き続 き用いて,体制の円滑な移行の体裁をとっている。

- 3. 法律/法律代行政令⁹ Undang-undang/Peraturan Pemerintah Pengganti Undang-undang
- 4. 政令 Peraturan Pemerintah
- 5. 大統領決定 *keputusan presiden*
- 6. そのほかの実施規則

大臣規則 Peraturan Menteri

大臣指令 Instruksi Menteri

そのほかの実施規則 Peraturan Pelaksana lain-lain

同様の「法の支配」イデオロギーと体制転換の正当化は、スハルト体制が終わったときにも起きている。1998年にスハルト大統領(当時)が辞任したが、その後に召集された人民協議会も同様の決議を行った。2000年人民協議会決議第3号は「法の淵源および法令の序列」についてであり、その前文は「a. 民族の歴史の経験から、また課題に満ちた将来に直面して、インドネシア国民は、国民および国家を管理していく上で、法の優越を真に実施しなければならないという結論に達した。」とその目的を述べ、過去の体制において「法の支配」がないがしろにされていたことを示唆している。その上で、同決議は法令の形式および序列を次のように定めている:

- 1. 1945 年憲法
- 2. インドネシア共和国人民協議会決議
- 3. 法律
- 4. 法律代行政令
- 5. 政令
- 6. 大統領決定
- 7. 地方規則 Peraturan Daerah

また,2000年人民代表議会決議第3号は,法令の序列を担保する制度についても定めている。第5条によると,法律については「(1)人民協議会は,1945年憲法および人民協議会決議に照らして,法律を審査する権限を有する」としている。そして,法律より下位の法令については「(2)最高裁判所は,法律より下位の法令を審査する権限を有する」と定め,またこの最高裁判所による法令審査は,破棄審手続に付随せず最高裁判所の職権で開始することができ(第3項),その決定は拘束力を有するものとしている(第4項)。ただし,その後の憲法改正で,憲法裁判所が設置されたため,法律の審査は人民協議会ではなく,憲法裁判所の権限となった。

法令が規範ではなく「政治的事実」であるというインドネシア法文化が、現在、どのように変化し、あるいは変化していないのかを判断することは本稿の範囲を超えている。

⁹ 法律代行政令は,法律と同等の効力を有する政令であり,1945年憲法第22条1項は「緊急の特別な事情があるときは,大統領は,法律に代行する政令を制定する権限を有する」と定めている。法律代行政令制定は大統領の専権であるが,公布直後の人民代表議会会期において当該法律代行政令を法律とする同意を得なければならず(第22条2項),同意を得られない場合,法律代行政令は失効する(第22条3項)。

しかし、1966年の状況と比較して1998年の状況が大きく異なるのは、政変後の体制が権威主義ではなく、インドネシアにおいてもっとも長い期間にわたることとなった民主主義体制であり、政府の説明責任が1966年の時とは比べものにならないほど大きいこと、そして、法的安定性が経済パフォーマンス、とりわけ外国直接投資の獲得に決定的な役割を演じていることである。そのため、現在のインドネシアにおいては、法令秩序の明確化と法令間の一貫性の実現、そして、それを担保するための諸制度の整備が政治的にも経済的にももっとも重要な政策課題となっている。

2. 法令の種類および序列に関する法的根拠

(1) 憲法上の規定

1945 年憲法は「インドネシアは法治国家である」(第1条3項)と定めている。この規定は、2001 年の1945 年憲法第三次改正で追加されたものである。1945 年憲法の実質的な起草者であるスポモ Supomo が作成し、1945 年憲法の一部として取り扱われている「注釈 penjelasan」は「インドネシアは法に基づく国家(Rechtsstaat)である」と定めており、2001 年の憲法改正は、「法治」の概念をより強く憲法で規定するために、注釈の文言を憲法本文で改めて定めたものである。また、インドネシア憲法は、人民代表議会が法律を制定すること(第 20 条 1 項) 10 、大統領が法律を適切に執行するために政令を定めること(第 5 条 2 項)、緊急かつ特別な事情があるときに大統領が法律に代行する政令を定めること(第 22 条 1 項)、地方政府が自治および補助任務を遂行するために地方規則またはその他の規則を定めること(第 18 条 6 項、2000 年第二次改正で追加)を規定している。

したがって、1945年憲法の中には、法令の形式として人民代表議会の制定する「法律」、 大統領の制定する「政令」と「法律代行政令」、地方政府の制定する「地方規則または その他の規則」が挙げられている。しかし、インドネシアでは独立後、憲法に根拠のな いさまざまな法令形式が用いられて来たことはすでに述べたとおりである。

(2) 法令の種類・序列について定める法律

現在,インドネシアの法令の形式および序列について定める法律は2011年法律12号である。これまでに法令の形式および序列について定めた法律としては、独立初期に1950年法律第1号が定められているが、上述のような1966年と2000年の人民協議会

¹⁰ 改正前の憲法では「大統領は人民代表議会の同意をえて法律を制定する権利を有する」(旧第5条1項),「すべての法律は人民代表議会の同意を必要とする。」(旧第20条1項)という規定であった。これに対し、スハルト体制後の憲法改正では「人民代表議会は法律を制定する権限を有する。」(第20条1項。1999年第一次改正で変更),「大統領は人民代表議会に法案を提出する権利を有する。」(第5条1項,1999年第一次改正で変更)という規定に変更され、人民代表議会が一義的に立法権を有することが憲法上明確となった。また、人民代表議会の可決した法律を施行するためには、国家元首として大統領の裁可が必要であったが、人民代表議会の立法権が明確になった結果として、「大統領が、すでに共同で合意された法案に関し、その合意後30日以内に裁可しない場合においても、同法案は法律となり、かつ施行されなければならない。」(第20条5項。1999年第一次改正で追加)とする規定となり、大統領による法律の裁可は必須のものではなくなった。

決定があったにも関わらず、その後に同種の法律は2004年法律10号まで制定されなかった。

①中央政府の定める規則の種類および形式に関する1950年法律1号(連邦構成国としてのインドネシア共和国法律)

インドネシアはオランダとの独立戦争を経て、1949年に締結されたハーグ条約に基づき「インドネシア連邦共和国」としてオランダから主権委譲を受け、国際的な独立承認を得た。その後、連邦構成諸国・諸地域が、同じく連邦構成国の一つである「インドネシア共和国」に合併することで、1950年8月17日にインドネシアは連邦制を廃止し、単一国家であるインドネシア共和国となった。ここでいう1950年法律第1号(以下、1950年法令法)は連邦の法律ではなく、連邦構成国の一つとしてのインドネシア共和国の法律である11。

同法は、中央政府の定める法令の種類を以下の3つとし(第1条)、また法令の序列はこの順序にしたがうものとする(第2条):

- 1. 法律および法律代行政令
- 2. 政令
- 3. 大臣規則

1950年法令法の第3条以降は、議会または大統領からの法案提出、審議、大統領による法律の裁可、公示の各手続について定めている。

②法令の制定に関する 2004 年法律第 10 号

2004年法律第10号(以下,2004年法令法)の前文は、その立法目的を「a. 法令の制定は、国民法を構築する一つの条件であり、それは法令を制定する権限を有するすべての機関を拘束する確実で、基本的な、そして標準化された手順および方法によって支えられた場合にのみ達成できる。b. 法令制定プロセスの調整および円滑さをより改善するために、法に基づく国家であるインドネシア共和国は法令制定に関する規則を定める必要がある。c. いくつかの法令に定められている法令制定に関する既存の規則は、インドネシア共和国の国家制度の法にもはや合致していない。」としている。

2004年法令法は、全体としては①法令の種類およびその序列、各法令に制定すべき事項(第5条~第14条)、②立法計画、草案策定、審議、公布などを含む法令制定の方法(第15条~第53条)、③法令のひな形(付表)、からなっている。

法令の種類:

同法はまず第2条で「パンチャシラはすべての法源の淵源である。」と定めた上で、 第3条1項で1945年憲法を「すべての法令の根拠法である。」としている。この規定

¹¹ 連邦全体について 1950 年法令法と同じく法令の種類,序列について定めるのは 1950 年緊急法律第2号である。緊急法律は,差し迫った利益に対応するために大統領が定める法律であり,直後の連邦議会で承認を受けなくてはならない。同緊急法律は 1950 年法律2号 (連邦法) で正式な法律となっている。ただし,1950 年法律1号 (インドネシア共和国) と異なり,法案の審議手続に関する規定はおかず,法律の官報および公報への公示のみについて定めている。

によると、パンチャシラは法令ではなく、法令秩序の最上位に位置づけられるのは 1945年憲法となる。パンチャシラは、憲法前文に謳われる五つの原則であるが、そ れ自体は憲法とは独立した概念であるという位置づけである。

そして法令の種類および序列について第7条1項は「法令の種類および序列は以下 の通りとする。」と定める:

- 1. 1945 年インドネシア共和国憲法
- 2. 法律および法律代行政令
- 3. 政令
- 4. 大統領規則
- 5. 地方規則

地方規則には州 (province) 規則,県 (kabupaten) および市 (kota) 規則,村 (desa) 規則を含み (第2項), それぞれの地方規則の制定手続については各地方の規則で定める (第3項)。

法令の階層性:

各法令は、上位法の委任がある限り、下位法はその存在が承認され、法的拘束力を有し(第7条4項)、また各法令の順位は第1項に定める順序による(第7条5項)。ただし、第7条4項注釈は、ここに列挙されていない種類の法令として「人民協議会および人民代表議会、地方代表議会、最高裁判所、憲法裁判所、会計検査院、インドネシア銀行、大臣、法律によりまたは法律の委任にもとづき政府により設置される同等の庁、機関および委員会の長、州人民代表議会、知事、県/市人民代表議会、県長/市長、村長またはそれと同等のものが定める規則」があることも認めている。しかし、これらの法令が第7条1項に定める法令の序列において、どのような位置づけであるかは明らかでない。

各法令に定めるべき内容:

2004年法令法は、それぞれの形式の法律において定めるべき内容についても規定している。

「法律」は、次のように国民の権利義務、国家の統治機構・領域・予算を定める法令である(第8条a号):

- 1. 基本的人権
- 2. 国民の権利および義務
- 3. 国家主権の遂行および執行、ならびに国家権力の分配
- 4. 国家領域および地方の分割
- 5. 国籍および住民の資格
- 6. 国家財政

また、別法律から委任のある場合、その内容を法律に定めることができる(第8条b号)。

政令および大統領規則は法律の実施規則であり、政令は法律をその規定にしたがっ

て実施するための規則を定め(第10条),大統領規則は、法律による委任事項および 政令を実施するための事項を規定する(第11条)。

地方規則は、地方(州、県/市、村)自治の遂行および補助業務にかかるすべての 事項、ならびに上位法令の詳細について定める(第11条および第12条)。

刑罰規定をおくことができるのは、法律および地方規則だけである(第14条)。

③法令の制定に関する 2011 年法律 12 号

2011年法律12号(以下,2011年法令法)は2004年法令法と同じく法令の制定について定める法律であるが、その立法目的として前文において「a. 法治国としてのインドネシアを実現するため、国は1945年インドネシア共和国憲法に基づきインドネシア人民すべての権利義務を保障する国民法システムにおいて計画的、統合的かつ持続的に行われる国民法の発展を遂行する義務を負う。b. 適切な法令への社会的需要に応えるため、法令を制定する権限を有するすべての機関を拘束する確実で、基本的な、そして標準化された手順および方法で行われる法令制定に関する規則を定める必要がある。c. 法令の制定に関する2004年法律10号はまだ不十分な点があり、適切な法令制定に関する社会的需要の発展に対応できていないため、改正する必要がある。」とする。このため、法律の目的・全体の構成は2004年法令法とほとんど同じであるが、特に法令の種類および序列、内容についての規定を大幅に変更している。

法令の種類:

2011 年法令法は「法令の種類および序列」については,次のように定めている(第7条1項):

- a. 1945 年インドネシア共和国憲法
- b. 人民協議会決議
- c. 法律/法律代行政令
- d. 政令
- e. 大統領規則
- f. 州地方規則
- g. 県/市地方規則

法令の序列:

また、法律の序列はここに掲げた順序となる(第7条2項)。2011年法令法は2004年法令法とは異なり人民協議会決議を法令として分類している¹²。また、2004年法令法ではひとまとめであった地方規則について、州地方規則と県/市地方規則に分類し、州地方規則が上位であることを明確に定めている。ただし、後述のように、インドネシアの地方統治法は、州と県/市との間に、特に地方条例の制定に関して上下関係があるとは定めていない。したがって、本条項が地方分権の趣旨を反映しているかどうかが問題となる。

¹² ただし、人民協議会決議は立法または行政の大綱を人民代表議会および大統領に示し、立法・行政においてその遂行を命じるものであるから、法令としての性格を有するのかは問題である。

第7条1項に示す法令以外に2011年法令法第8条1項は「人民協議会および人民代表議会、地方代表議会、最高裁判所、憲法裁判所、会計検査院、司法委員会、インドネシア銀行、大臣、法律によりまたは法律の委任にもとづき政府により設置される同等の庁、機関および委員会の長、州人民代表議会、知事、県/市人民代表議会、県長/市長、村長またはそれと同等のものが定める規則」もあるとする。この規定は、2004年法令法では、注釈におかれていたが2011年法令法では法律本文に移された。ところで2011年法令法第8条2項は、同条1項に定める法令は、「上位の法令の委任がある限りにおいて、または権限にもとづき制定される限りにおいてその存在が承認され、また法的拘束力を有する。」と定める。これは2004年法令法にはなかった規定ではあるが、第8条1項に示された諸法令が、第7条1項に示された法令序列のどこにあたるのかは明らかではない。特に、中央機関(省庁)が制定する法令と地方政府が制定する地方規則との関係は問題となるように思われる。

各法令に定めるべき事項

2011年法令法第10条1項は、法律に定める事項として次のものを挙げている:

- a. 1945 年インドネシア共和国憲法の規定を詳細に定めること
- b. 法律で定めることについての別の法律の委任
- c. 一定の国際条約の批准
- d. 憲法裁判所判決に対する対応
- e. 社会の法的需要への対応

2004年法令法が、法律に定めるべき内容として国民の権利義務、国家の統治機構・領域・予算に関する事項と言った実質的な内容に関する規定であったのと比較して、2011年法令法では形式的な要件を定めている。他方で、「社会への法的需要への対応」と言った包括的な項目を含んでいるのも特徴である。

その他の法令について、法律代行政令において定める事項は法律と同じである(第11条)。政令に定める事項は、法律をその規定にしたがって実施するための規則を定めることであり(12条)で2004年法令法から変更がない。他方、大統領規則については、2004年法令法にあった「法律の委任による事項、政令を実施するための事項」の他に「統治権限を遂行するための事項」(第13条)が追加されている。地方条例に定める事項については2004年法令法から変更はない。

(以下, 次号)

新たな民法の制定に向けて ~ネパール法整備支援の現場から(3)~

J I C A 長期派遣専門家 長 尾 貴 子

1. はじめに

「ネパール法整備支援の現場から」も第3回となった今回、いよいよネパール民法案の内容に入ろうと思う。「民法案」と書いたとおり、2017年1月12日時点ではネパール民法はまだ成立しておらず、2014年12月に立法議会に提出された法案がなおも立法議会内の立法委員会で検討されている段階である。筆者は、2016年1月以降、民法制定に向けた立法委員会による一連の活動に参加し、通常であればネパール政府関係者しか見聞きできないことの一部を見聞きしてきた。このまま順調に民法が成立すれば、民法成立前夜の現場を最も間近で経験した日本人となるだろう。そこで、本稿では、民法案に関する学術的議論ではなく、筆者が立法委員会の活動に参加する中で実際に見聞きした事項をもとに、法案及びいずれ成立する法律の条文を読むだけでは見えてこない事項を中心にご紹介したいと思う。

2. ネパール民法案:基本情報

(1) ネパール民法案のリソース1

まずはごく簡単にネパール民法案の基本情報をご紹介しておく。ネパール民法案は、各種現行法(Mulki Ain, Contract Act(2000)等)や最高裁判所の判例を主な基礎とし、ネパールのこれまでの実務、伝統や文化を踏まえつつも、市場化の要請、科学技術の発展、国際標準の達成といった時代の要請に応えるための新しい諸制度を導入することによって起草された。本民法によってネパールに新たに(あるいは事実上新たに)導入される制度としては、例えば Will(遺言)、Usufruct(用役権)、Servitude(地役権)、Unjust Enrichment(不当利得)、Tort(不法行為)等がある。また、International Adoption(国際養子)に関する規定を起草する際にはハーグ国際養子縁組条約との整合性も考慮するなど、国際条約にも配慮がされている。ネパールの法制度は、特に20世紀後半以降、英国及び英国の影響を受けたインドの法制度の影響を強く受けているとされているが3、成文法である民法典を起草するにあったっては、フランス、ドイツ、日本、フィリピン、カナダのケベック州等、大陸法系の国々の民法典が参考にされた4。

¹ ネパール民法案(2014)の起草の経緯、ネパール民法案の前身の一つである Muluki Ain (General Code) の特徴等については、ICD NEWS 第 68 号掲載の拙稿でごく簡単にご紹介している。

² The Civil Law Reform and Improvement Task Force, The Report (2010) 6項

³ Bishal Khanal "A Brief Review of the Structural Development of Nepalese Laws" Annual Survey of Nepalese Law Vol.1 (2000) 91 頁

⁴ 註2に同じ:6.2項

(2) 編別

ネパール民法案は下記記載の6編,全743条からなる。目次のみ末尾に参考として掲載したので適宜こちらもご参照頂きたい。

- 1. Part-1 Preliminary (1条 \sim 29条)
- 2. Part-2 Law Relating to Persons (30 条~ 66 条)
- 3. Part-3 Family Law (67 条~ 271 条)
- 4. Part-4 Law Relating to Property (272 条 \sim 513 条)
- 5. Part-5 Provisions Relating to Contracts and Other Liabilities (514 条 ~712 条)
- 6 . Part-6 Provisions Relating to Private International Law (713 条~ 743 条)

「家族法が物権法と債権法より先に位置づけられているのか、変わっているな」というのが、上記目次を見た時の最初の感想であった。だが、調べてみれば、初の近代的民法典であるフランス民法典も、物権と債権の規定の前に家族に関する規定が置かれているようである。日頃日本の法律しか見ていないとそれが"普通"のように思ってしまうが、決してそうではないといういい教訓であった。

3. ネパール民法案:検討の現場

19世紀後半に日本で民法典が制定される過程でいわゆる「民法典論争」が起き、特に 親族編及び相続編については論争が大きかったため、総則編、物権編及び債権編に遅れて 議会を通過したこと⁵は日本の法制史に残る事実であろう。では、ネパールではどうであ ろうか。

(1) パブリックコンサルテーション (2016年3月~11月)

2016年3月から同年11月までの間,立法委員会は,民法,民事訴訟法,刑法,刑事訴訟法及び量刑法の5法の成立に向けて,首都カトマンズ外での15回を含め,ネパール全国で合計20回以上のパブリックコンサルテーションを実施した。主な参加者は裁判官,検察官,弁護士,法学者,司法省の職員,人権団体関係者(女性,少数民族,LGBTI等),ジャーナリストであった。民法案全体については,白紙撤回すべきだという全面的な反対意見も時折聞かれたものの,時代の要請に合った法律であるとして歓迎する声が多数派であった。にもかかわらず,参加者から一度ならず提示された批判,懸念,疑問には,例えば以下のようなものがある⁶(条文番号は2014年12月議会提出時の法案に基づいている。)。

i. 新たに成立する民法の名称は、単に Civil Code とするのではなく、長い歴史を持つ Mulki Ain の Mulki を残し、Mulki Civil Code とするべきである。(1条1項)(なお、Mulki とは「国」、Ain は「法」という意味であり、Mulki Ain を訳すと「国法」である。)

⁵ 我妻・有泉『第3版 コンメンタール民法(総則・物権・債権)』日本評論社(2013)33 頁

⁶ なお、i ないしviiは、参加者の声を可能な限りそのまま記録したものであり、特に註を付したiiに限らず、必ずしも民法案やネパールの法制度に対する正しい理解に基づいた当を得た意見とは限らない。

- ii. Moral turpitude にあたる罪を犯した者は結婚できないと定められているが、このような定めは削除すべきである 7 。(71条2項(g))(このコメントはおそらく10回近く提示されたが、脚註7のとおり、法案を正しく読んでいない。)
- iii. 離婚請求原因に男女間で差があり、不公平である。(94 条及び 95 条)
- iv. 離婚時,妻は夫に対して Partition (ネパール語では "anshabanda" と発音する。 Mulki Ain 下で定められているネパール独自の財産分与制度である。夫婦の離婚 時の他,家族構成員の間で法律の定めに従い請求できる。) を請求できるとされているが,回数が制限されていないので,女性は結婚と離婚を繰り返すことにより何度でも Partition を請求できることになり,不公平である。(99条)
- v. 息子及び娘は、その economic and social capacity に応じて必要な care, maintenance and medical treatment を父と母に与えなければならないと規定されているが、違反時にどうやって執行するのか、違反した場合の罰則を定めるべきである。(122条)
- vi. 新たに Will (遺言) を導入し、Partition を廃止するとしているが、反対である。 なぜなら、現行の Partition 制度の下では、遺族各人が法令の定めに従って一定の 財産を承継できることになっているが、Will が導入されれば、例えば「遺産はす べて長男に相続させる」という遺言が多く書かれ、遺産を承継できなかった遺族 が経済的に困窮することになるからである。(242条以下)
- vii. House Rent (建物賃貸借) の賃貸借期間が最長5年とされているが、これでは建物賃貸借ビジネスに不都合を生じる。(短過ぎて不都合という趣旨なのか,長過ぎて不都合という趣旨なのかは不明。)(406条)
- vii. Tort (不法行為) に関する規定は民法に含めるべきものではない。不法行為法は成文化できるものではない。(693条以下)

上記一覧は筆者の印象と記憶に基づいているが、家族法に関する点が大半を占めている。立法委員会関係者の一部からも、全体としては刑事3法案に関する意見が多かった

71. Marriage not to be concluded:

- (1) (省略)
- (2) No one shall conclude marriage or cause to be concluded marriage with a man or a woman in any of the following conditions, by way of misrepresentation:
- (a)-(f)(省略)
- (g) Having been convicted of a criminal offense involving moral turpitude by a court and sentenced for the same.

73. Voidable Marriage:

- (1) If a marriage is concluded in any of the following circumstances and a person who concludes such marriage does not accept it, the person may get such marriage voided:
- (a) (省略)
- (b) If the marriage has been concluded or caused to be concluded by way of misrepresentation pursuant to sub-section (2) of Section 71.

⁷ 民法案 71 条 2 項及び 73 条 1 項(b)の定めは下記のとおりである。すなわち,moral turpitude にあたる罪を犯したかどうかについて虚偽の陳述することにより婚姻をした場合は,当該婚姻は取消可能とされているのみであり,moral turpitude にあたる罪を犯した者の婚姻が禁じられているわけではない。

が、民法案についていえば家族法に関する意見が多かったというコメントを聞いているので、家族法に関する意見提示が多かったという捉え方で概ね良いのではないかと思う。個々の具体例は上記のとおりであるが、総論としては、離婚、結婚、親子関係等家族に関する規定がネパールの伝統的な価値観や実情に合っていないという懸念と、ネパールでは今でもなお土地が何よりも重要な財産であり、土地の相続が保障されなければ経済的に困窮する者が多く出るという懸念が根幹にあるようである。いずれにしても、家族法の分野が関心の的となった点は日本民法制定時と同じであり、何となく得心がいく思いであった。

そうは言っても、20回以上のパブリックコンサルテーションを実施する中で、主な参加者が法律家であったにもかかわらず、物権法と債権法に関する見るべき意見が予想外に少なかった点は物足りなく思った。産業界を対象としたパブリックコンサルテーションが開かればまた違ったかもしれないが、立法委員会の中で、各業界の代表者を対象としたパブリックコンサルテーションの機会を設けようという動きは最後まで見られなかった。「2008年に制憲議会選挙が行われるまでは、主に高位カーストの力のある一部の勢力だけがものを言える時代であった」⁸というネパールの歴史の下、政治家の配慮が女性やマイノリティの声の尊重に傾いていることの表れとも、あるいは単に産業界の影響力の弱さの表れともいえようか。(もちろん、筆者が知らないだけで、各業界から立法委員会に対して意見が提出されていた可能性はある)。とはいえ、立法委員会としても、現法案の物権法と債権法が完璧であると考えているわけではない。民法の成立及び施行後、実際に運用される中で不都合や問題点が発見され、利害関係者の間で議論が始まることが期待されている。

(2) 立法委員会による内部検討(2016年5月以降)

上記(1)のパブリックコンサルテーションとは別に、これと並行して、2016年5月以降、立法委員会の内部でも、民法案を最終化するための検討が実施されている。立法委員会が主催する内部検討会であり一般公開されていないため、残念ながら具体的なことは書けないが、若干述べておく。知る限りでは、内部検討会では、まずは1条から743条まで全ての条文を一通り検討し、その中で、パブリックコンサルテーションで提起された事項を含む外部からのフィードバックも議論し、それほど多くはないが一部は適宜法案に反映されたようである。なお、1条から743条まで順に検討する過程では、やはり、家族法のために費やした時間が長かった様子であった。他方で、パブリックコンサルテーションではまったく話題にならなかったいくつかの事項が、立法委員会の活動を聞き及んだ立法委員会外の議員や利害関係団体から投げ込まれたために議論が紛糾し、一時は立法委員会が各方面との調整に奔走したと聞いた。たとえば、「XXについては民法案には含めないが、追って特別法を立法して対処する」というような妥結がされるなどしたようである。政治家が群雄割拠し、多種多様な有力利害関係団体が活動している首都

⁸ JICA ネパール事務所大豆本由紀企画調査員の言である(拙稿「新たな民法の制定に向けて~ネパール法整備支援の現場から(2)~」ICD NEWS 69 号)。

カトマンズの関心事は、全国的な、すなわち地方の関心事とは必ずしも一致しないことがはっきりと分かり、興味深く思った。また、首都と地方は実情が異なるので、良い法整備支援をするためには拠点となる首都でだけでなく地方にも足を運ばなければならないという、良く言われる一般論を実感した一場面でもあった(本件ではまずは地方へ行き、最後に首都に戻るという順序であったが)。

4. 終わりに

ネパール民法がこのまま順調に成立するかどうかについてはまだ予断を許さないが、現在の立法委員会の活動が実るかたちで近く成立すれば、その内容は、2014年12月に議会に提出された当初の法案とそれほど大きな差のないものとなるだろう。また、法文一般がそうである例に漏れず、ネパール民法も文面自体は無味乾燥なものであり、読むだけで胸が熱くなるような条文はおそらくない。中途半端と思える条文もあるかもしれない。しかし、そのような法文が正式に法文として成るまでには、上記のとおり、その舞台裏で、結局は法文に反映されずに終わったものも含め、多くの知恵、問題提起、議論、法案の議会通過という大局的な観点の下でのやむない妥協が積み重ねられている。拙く、また限られた範囲ではあるが、本稿がネパール民法成立過程のこの舞台裏の具体的な一記録として少しでも参考になれば幸いである。民法案が民法として表舞台に出る日、成立した民法を読みながら「この条文についてはあの時あんな風に揉めてたな。あの人が…と話していた。」と思い返す日がそう遠くなく来ることを祈っている。

Civil Code (Proposed Bill)

Table of Contents

1.	Part-1	Preliminary
----	--------	--------------------

- 1.1 Preliminary Statements
- 1.2 General Principles of Civil Law
- 1.3 Provisions Relating to Civil Rights

2. Part-2 Law Relating to Persons

- 2.1 Provisions Relating to Natural Persons
- 2.2 Provisions Relating to Legal Persons
- 2.3 Provisions Relating to Bankruptcy of Natural Persons

3. Part-3 Family Law

- 3.1 Provisions Relating to Marriage
- 3.2 Provisions Relating to Consequences of Marriage
- 3.3 Provisions Relating to Divorce
- 3.4 Provisions Relating to Relationship of Parents and Children
- 3.5 Provisions Relating to Maternal and Paternal Authority
- 3.6 Provisions Relating to Guardianship
- 3.7 Provisions Relating to Curatorship
- 3.8 Provisions Relating to Adoption
- 3.9 Provisions Relating to Inter-country Adoption
- 3.10 Provisions Relating to Partition
- 3.11 Provisions Relating to Will
- 3.12 Provisions Relating to Succession

4. Part-4 Law Relating to Property

- 4.1 General Provisions Relating to Property
- 4.2 Provisions Relating to Ownership and Possession
- 4.3 Provisions Relating to Use of Property
- 4.4 Provisions Relating to Cultivation, Possession and Registration of Land
- 4.5 Provisions Relating to Government, Public and Community Property
- 4.6 Provisions Relating to Trusts
- 4.7 Provisions Relating to Usufruct
- 4.8 Provisions Relating to Servitudes
- 4.9 Provisions Relating to House Rent
- 4.10 Provisions Relating to Gift and Donation
- 4.11 Provisions Relating to Transfer and Acquisition of Property

- 4.12 Provisions Relating to Mortgage of Immovable Property
- 4.13 Provisions Relating to Pre-emption of Immovable Property
- 4.14 Provisions Relating to Registration of Deeds
- 4.15 Provisions Relating to Transactions

5. Part-5 Provisions Relating to Contracts and Other Liabilities

- 5.1 Provisions Relating to Liabilities
- 5.2 Provisions Relating to Formation of Contracts
- 5.3 Validity of Contracts
- 5.4 Provisions Relating to Performance of Contracts
- 5.5 Provisions Relating to Breach of Contracts and Remedies
- 5.6 Provisions Relating to Contracts of Sales of Goods
- 5.7 Provisions Relating to Contracts of Guarantee
- 5.8 Provisions Relating to Contracts of Bailment
- 5.9 Provisions Relating to Contracts of Pledge or Deposit
- 5.10 Provisions Relating to Contracts of Agency
- 5.11 Provisions Relating to Contracts of Carriage of Goods
- 5.12 Provisions Relating to Contracts of Lease
- 5.13 Provisions Relating to Hire-purchase Contracts
- 5.14 Provisions Relating to Wages
- 5.15 Provisions Relating to Indirect or Quasi-Contracts
- 5.16 Provisions Relating to Unjust Enrichment
- 5.17 Provisions Relating to Torts
- 5.18 Provisions Relating to Liability for Defective Products

6. Part-6 Provisions Relating to Private International Law.

中国行政訴訟法の改正条文等について(3)

JICA長期派遣専門家 弁護士 白 出 博 之

- 第2章 新行政訴訟法の主要な改正点
 - 第5 訴訟手続の改善(その2)
 - 4 簡易手続を行政訴訟に追加(82~84条)

【簡易手続の適用場面】

- 第82条 人民法院は、次に掲げる第一審行政事件について、事実が明らかで、 権利義務関係が明確で、争いの大きくないと認める場合、簡易手続を適用する ことができる。
- (一) 提訴された行政行為が法によりその場でなされたとき
- (二) 係争金額が2000元以下であるとき
- (三) 政府情報公開に属する事件のとき
- 2 前号規定の場合以外の第一審行政事件において当事者双方が簡易手続の適用 に同意した場合, 簡易手続を適用することができる。
- 3 原審差戻し、裁判監督手続により再審する事件には簡易手続を適用しない。

本条は簡易手続の適用範囲に関する規定である (新設)。事実が明らかで、法律関係が明確であり、争いが大きくない事件について通常訴訟手続を適用すれば、当事者の訴訟コストを増し、司法資源を浪費することとなる。これに対して簡易手続は、事実が明らかで、権利義務関係が明確であり、争いの大きくない行政事件と人民法院が認める場合に、人民法院が適用する一種の簡易な訴訟手続である。簡易手続は、通常手続と相対する手続であり、訴え提起手続、当事者の呼出し方式、審理手続及び審理期限等の面において簡易化されている。簡易手続によって手続を簡便に行うことは、審理方式を活発にし、通常手続関連規定による拘束を受けない特徴を有し、速やかに事件を結審すること、及び当事者の訴訟コストを少なくし、その合法的権益を保護することに有利である。人民法院について言えば、簡易手続を通じた事件の解決は、司法資源配置の効率を高め、行政訴訟の効率を高めることに資する。

1 簡易手続の適用主体

行政事件における簡易手続の適用主体は、基層人民法院及び中級人民法院である。 この点、民事訴訟における簡易手続が基層人民法院及びその他の派出法廷にしか適 用されないのとは異なり(中国民訴法 157 条対照)、中級人民法院が第一審行政事 件審理を行う場合も簡易手続を適用することができる。この理由は、主に行政事件 の事物管轄の特殊性にある。また行政事件の受理及び裁判に対する行政機関による 干渉を減らし、行政事件の公正な審理を保障するために、行政事件の事物管轄は往々 にして行政行為を行った行政機関の等級と関係しており、例えば新 15 条では「国務院部門又は県級以上の地方人民政府が行った行政行為に対して提訴された第一審行政事件は、中級人民法院が管轄する。」と規定しており、中級人民法院が管轄する一部の第一審行政事件(例えば県級人民政府が行った不動産登記関連事件、国務院各部門、県級以上人民政府による情報開示に関する事件)も、事実が明らかで、権利義務関係が明確で、紛争が大きくない可能性の高い事件であれば、簡易手続を適用できる。他方、新 16 条、17 条ではそれぞれ高級人民法院及び最高人民法院は自身が管轄する区域内又は全国範囲における重大で複雑な第一審行政事件を管轄すると規定されていることから、高級人民法院及び最高人民法院は簡易手続を適用できない。

2 簡易手続適用事件の基準

簡易手続を適用する行政事件は、①事実が明らかで、②権利義務関係が明確で、 ③紛争が大きくないという三基準(条件)を満たさなければならない(本条1項)。 ①事実が明らかとは、当事者が提出した証拠が紛争事実に関する真相を比較的明確 に証明することが可能で、人民法院が当事者の証拠の全面審査を行った後に事件事 実を明らかにすることが可能で、かつ大量の調査及び証拠収集を必要としないこと を指す。②権利義務関係が明確とは、当事者間の権利義務関係が簡単、明確であり、 双方の紛争における矛盾が比較的明確で、行政紛争の発生と発展過程もそれほど複 雑でないことを指す。③紛争が大きくないとは、当事者間で発生した行政紛争の事 実、事件の発生原因、権利義務に関する帰属等の問題において紛争がさほど大きく ないことを指す。事実が明らかで、権利義務関係が明確で、紛争が大きくないとい う各条件は相互に関連しており、上記三条件が同時に存在した場合にのみ事件が簡 単であるといえ、簡易手続を適用できる。

3 簡易手続適用事件の種類

上述の三条件を具える次の三種類の事件には、簡易手続が適用される。

- 1)提訴された行政行為が、法に基づきその場で実施された場合(本条1項1号)。 その場で行う行政行為は往々にして事実が比較的明らかで、権利義務関係が比較的 明確で、あまり大きな紛争にはならず、簡易手続を適用できる¹。
- 2) 事件に関わる金額が 2000 元以下の場合 (同項 2 号)。例えば、紛争に関係する過料の金額、補償金、最低生活保障金、社会保険金の金額が 2000 元以下の事件、

112

¹ 例えば行政処罰法 33 条「違法の事実が確実であり、かつ法定の根拠があり、公民に対し 50 元以下、法人又はその他の組織に対して 1000 元以下の過料又は警告の行政処罰を科す場合、その場で行政処罰の決定を行うことができる。」、治安管理処罰法 100 条「治安管理に対する違反行為について、事実が明らかで、証拠が確実であり、警告又は 200 元以下の過料を科す場合、その場で治安管理処罰の決定を行うことができる。」、出国入国管理法 86 条「出入国管理に対する違反行為について、500 元以下の過料を科す場合、出入国辺境防衛検査機関はその場で処罰の決定を行うことができる。」、行政許可法34 条「申請者が提出した申請資料が完全で、法定の形式要件を満たし、行政機関がその場で決定を行うことができる場合、その場で書面での行政許可の決定を行わなければならない。」と定める。

封印, 差押, 凍結された財物又は紛争に関係する自然資源の価値が 2000 元以下の事件等である。かかる事件は往々にして行政名宛人の権益に対する影響が比較的小さく, 簡易手続を適用することができる。この点, 草案ではこの種の事件が関わる金額は 1000 元以下とされていたが, 審議過程で一部常務委員会委員より 1000 元の基準は低すぎるため, 引き上げるべしとの意見があり, 金額が 1000 元以下から2000 元以下に修正されたものである。

3) 政府による情報開示に関する事件の場合(同項3号)。国務院情報公開条例の施行後、政府による情報開示を不服として提起される行政訴訟事件は年々増加し、特にここ数年は事件の増加スピードが急速で、濫用される傾向もある。審議過程では、一部常務委員会委員より、簡易手続の範囲を拡大して政府による情報開示に関する事件を簡易手続の適用範囲に加え、司法資源を節約すべきとの意見があり、これを受けて簡易手続の適用範囲に、政府による情報開示に関する事件が追加されたものである。

人民法院が職権に基づいて簡易手続を適用することができるほかに、各当事者が 簡易手続適用に同意した場合、簡易手続を適用することができる(本条2項)。当 事者が簡易手続の適用を選択する場合は、各当事者の合意を前提としなければなら ない。ここでの各当事者には原告、被告及び第三者が含まれ、原告、被告及び第三 者のすべてが簡易手続の適用に同意した場合にのみ適用が可能となる。各当事者は 第一審行政事件に限り、簡易手続の適用を合意できるが、上訴事件、裁判監督手続 に基づいて再審となった事件では、当事者が簡易手続の適用を合意することは許さ れない。

4 簡易手続を適用できない状況に関する規定

簡易手続が適用される事件は第一審行政事件であり、上訴事件は簡易手続を適用することはできない。新85条によると、当事者は人民法院による一審判決に不服の場合、上級人民法院に上訴する権利を有するところ、当事者が一審判決を不服とするのは、往々にして一審判決の事実認定が不明確、又は法律適用に誤りありと判断した場合である。上訴事件は一般的に事実が明らかで、権利義務関係が明確で、紛争が大きくないという三基準を満たさないため、簡易手続を適用できない。さらに、新86条によると、人民法院は上訴事件について合議体を構成して開廷審理を行わなければならず、裁判官1名の単独審を行うことができないことからも、上訴事件には簡易手続を適用できない。

差戻審事件には簡易手続は適用されない。すなわち,差戻審となった上訴事件は,第一審手続に基づいて審理を行うが,簡易手続を適用することはできない。新89条によると,原判決において認定した基本的事実が明らかではなく,証拠が十分でない場合,又は原判決において当事者の脱落又は違法な欠席判決等の重大な法定手続違反があった場合,原判決を取り消す裁定をし,原法院による差戻審理とする。ここからわかるのは,差戻審事件は往々にして事実が明らかでなく,権利義務関係

が不明確で、紛争が比較的大きいため、簡易手続は適用できないことである。

裁判監督手続に基づく再審事件は簡易手続が適用されない。裁判監督手続は確かな誤りがある法的効力が生じた判決,裁定又は調解書に対し,法に基づいて審理をやり直す手続である (新90~93条)。裁判監督手続は是正手続に属し,監督性・救済性という特徴を有し,再審事件審理はより慎重に,手続,実体等の各方面から事件の正確な裁定・判決を保障しなければならないため,簡易手続を適用するのは相応しくない。裁判実務において証明されるように,再審事件は往々にして事実が明らかでなく,権利義務関係が不明確で,紛争が比較的大きく,簡易手続を適用する事件の基準を満たさないことから,簡易手続を適用できない。裁判監督手続に基づく再審事件では,別途合議体を構成して審理しなければならず,客観的に簡易手続を適用できない。ここで強調すべきは,法的効力を生じた判決・裁定が第一審法院によりなされても,原法院が第一審手続に基づき審理を行う再審事件では,簡易手続を適用できないという点である。

※参考文献²)前掲① p209 ~ 213, ② p218 ~ 222, ③ p126 ~ 128, ④ p175 ~ 178 参照。

【簡易手続の裁判組織形式と審理期限】

第83条 <u>簡易手続を適用して審理した行政事件は、裁判官1名による単独審理</u> とし、立案日から45日以内に結審しなければならない。

本条は、簡易手続の裁判組織形式と審理期限に関する規定である(新設)。

1 審理方式

簡易手続の主な特徴の1つは、単独制で審理を行う点である。人民法院が行政事件を審理する場合の組織形態は、合議制と単独制に分けられる。行訴法制定時において、簡易手続は規定されておらず、通常手続のみが規定されたため、通常手続に基づく行政事件の審理は、合議制による審理方式を採用しなければならない。よって、旧46条は人民法院が行政事件を審理する場合、裁判官による合議体を構成する、又は裁判官、陪審員による合議体を構成すると規定されており、合議体構成員は3名以上の奇数でなければならないと定める。しかし、簡易手続を適用する行政事件の審理は事実が明らかで、権利義務関係が明確で、紛争が大きくなく、合議制を採用する必要が乏しく、裁判官1名による単独審で事件の裁判の質を保証することが可能であり、司法資源の浪費を回避できる。

2 審理期限

本改正では通常手続を適用する第一審事件の審理期限が3か月から6か月に延長

² 参考文献として①全人代法工委編・信春鷹主編「中華人民共和国行政訴訟法・釈義」(法律出版社・2014年12月),文献②全人代法工委編・袁傑主編「中華人民共和国行政訴訟法・解読」(中国法制出版社・2014年12月)及び文献③全人代法工委行政法室・黄薇主編「最新中華人民共和国行政訴訟法条文釈義及び配套法律法規と司法解釈実用全書」上(中国民主法制出版社・2014年11月),文献④全人代法工委行政法室編「中華人民共和国行政訴訟法・解釈と適用」(法律出版社・2015年1月)を引用する。

され、人民法院は立案日から6か月以内に第一審判決を下さなければならない(新81条前段)。また特殊な状況により延長が必要な場合、高級人民法院が承認し、高級人民法院による第一審事件の審理において延長が必要な場合は、最高人民法院がこれを承認する(同条後段)。これに対して簡易手続を適用して審理を行う行政事件は、事実が明らかで、権利義務関係が明確で、紛争が大きくなく、かつ通常手続の関連規定による制約を受けなくともよく、比較的短期間で裁判活動を完了できる。こうして、本条では簡易手続を適用して審理を行う行政事件について、立案日から45日以内に結審しなければならないと規定されたものである。

この点,改正過程では,一部の法院及び地方から,45日の審理期間は過度に短 く、事件を結審させることが困難であり、通常手続が適用される第一審行政事件の 審理期間が3か月から6か月に延長されて民事訴訟と一致している以上,簡易手続 が適用される行政事件の審理期間についても民事訴訟と一致させ,3か月にすべし との意見も提出された。しかし、行政訴訟では行政の効率を体現しなければならな いという特徴を考慮すると、行政行為の効力を常に待機状態に置くことはできず、 また調査によると多くの法院が、簡易手続を適用して審理を行う行政事件を45日 以内に結審させることに対して問題は大きくないと考えており、さらに比較的短い 審理期間が規定されることにより当事者の訴訟コストをさらに軽減でき、速やかに 公民, 法人及びその他の組織の合法的権益を保護することが可能となり, 2010年「行 政訴訟における簡易手続試行業務の実施に関する最高人民法院の通知」でも、簡易 手続を適用して審理を行う行政事件につき, 立案日から 45 日以内に結審しなけれ ばならないとしており,モデル法院では既に当該規定に基づいて処理を行っている。 よって、簡易手続のメリット・デメリットの均衡を図り、現行の方法を総括して、 最終的には簡易手続適用事件の審理期間を立案日から45日と規定したものである。 ここで強調すべきは、通常手続を適用して審理を行う行政事件は、特殊な状況によ り承認を経た場合,その審理期間は延長することができるが,簡易手続を適用して 審理を行う行政事件ではその審理期間が固定されており延長できないという点であ る。よって、審理過程において特殊な状況により確実に45日以内に結審できない ことが判明した場合は、通常手続に変更する裁定を下さなければならない。

審理方式及び審理期間が通常手続と異なる以外に、簡易手続を適用して審理を行う事件では、その他の幾つかの面でも柔軟簡便な利用が可能である。例えば、当事者双方が同時に人民法院に対して紛争解決を請求することができ、人民法院は即時審理を行うことも、別途日時を定めて審理することもできる。人民法院は簡便な方式を使用して当事者・証人の呼び出し、訴訟文書の送達、事件審理を行うことができる。人民法院が簡易手続を適用して公開審理を行う事件は、公告を行う必要がなく、法廷における調査、弁論に関する順序の制限に従う必要もなく、実際の状況に基づき審理手続等を臨機応変に進行できる。もっとも、簡易手続を適用して審理を行う行政事件においても、例えば、回避、公開裁判及び二審終審制度等の行政訴訟

の基本原則及び制度に違反してはならない。また、例えば当事者の弁論権、民族言語・文字を使用して訴訟を行う権利の剥奪等、当事者の訴訟上の権利を制限・侵害することも許されない。

※参考文献)前掲① p213 ~ 215, ② p223 ~ 225, ③ p128 ~ 129, ④ p179 ~ 180 参照。

【簡易手続の通常手続への変更】

第84条 人民法院の審理過程において,事件が簡易手続適用に相応しくないことが判明した場合,通常手続への変更を裁定する。

本条は簡易手続の通常手続への変更に関する規定である(新設)。人民法院が簡易手続を適用する行政事件の審理過程において、事件に対する簡易手続の適用が相応しくないことが判明した場合、通常手続に変更する旨の裁定を下さなければならない。この点、改正草案では特定状況下において簡易手続を通常手続に変更する規定はなかったが、審議過程では一部常務委員会委員より、簡易手続が適用される行政事件の審理過程において、状況の変化等により事件に関する状況が複雑になる、又は人民法院が審理過程において当初は事実が明らかで、権利義務関係が明確で、紛争が大きくないと判断していた事件が実際には事件に関する状況が複雑であったことが後に判明する可能性もあり、このような客観的状況の変化又は主観的認識の変化により、簡易手続の適用が相応しくない事件については、通常手続に変更すべきであり、簡易手続を通常手続に変更する規定を追加すべきとの意見があり(中国民訴法 163 条対照)、これに従って本条が追加されたものである。

人民法院が第一審行政事件に対して簡易手続の適用を確定した後、その審理過程に おいて、該事件に当初知り得なかった簡易手続適用が相応しくない事情の存在するこ とが判明した場合、又は簡易手続適用が相応しくない状況が発生した場合、通常手続 に変更する旨の裁定をしなければならず、かつ当事者に対して書面で通知しなければ ならない。

どのような状況下において、簡易手続適用が相応しくなく通常手続への変更が必要かという点につき、立法に関する調査研究及び試行実務の状況から見ると、次の内容が考えられる。1)当事者が簡易手続適用に対して異議を申し立て、人民法院が異議成立と判断した場合。2)当事者が訴訟請求を変更又は追加したことにより、事件に関する状況が複雑化した場合。3)当事者が人民法院に対して証拠の調査・収集を法に基づき申請する,証人出廷を申請する等の原因により45日以内の結審が困難となった場合。4)事件が比較的簡単で、事実が明らかで、権利義務関係が明確で、紛争が大きくないが、ある種の事件を代表するものであり、同じ事件又は類似事件の審理に影響を及ぼす可能性がある場合。5)事件が比較的簡単で、事実が明らかで、権利義務関係が明確で、紛争が大きくないが、原告の基本的生産・生活に関わり、集団事件を誘発するおそれがある場合である。

※参考文献)前掲① p215 ~ 216, ② p225 ~ 226, ③ p129 ~ 130, ④ p180 ~ 181 参照。

5-1 上訴事件における開廷審理原則(86条)

【第二審の審理方式】

第86条 人民法院が上訴事件を審理する場合、合議体を構成し、開廷審理を行わなければならない。事件関係書類の閲覧審査、調査、当事者への尋問により、新しい事実、証拠又は理由が提出されておらず、合議体が開廷審理を不要と認める場合には、非開廷で審理することができる。

本条は上訴事件について開廷審理すべき場合及び非開廷審理が許される場合に関する規定である(一部改正)。この点、旧 59 条は、人民法院は上訴事件の事実が明確だと認める場合、書面審理を行うことができる旨を規定していたが、改正過程では一部の常務委員会委員、代表、地方と学者から、上訴事件について書面審理を行うことは、司法公開原則に反し、当事者の合法的権益保護に不利であるとして、人民法院の上訴事件審理は原則全て開廷審理とすべきであり、特殊な状況下においてのみ非開廷審理とする提案がなされた。当事者の訴訟上の権利をより有効に保護し、司法公開原則をよりよく体現し、裁判活動の透明度を高め、司法の公正さを保障するため、本改正では開廷審理原則、非開廷審理を例外とする制度を確立し、第二審人民法院は、上訴事件について合議体を構成し、開廷審理を行い、特殊な状況下では開廷審理を不要と規定したものである。

1 開廷審理について(本条前段)

第二審人民法院は上訴状及び事件資料を受領した後,合議体を構成して,事件を審査しなければならない。第二審人民法院による上訴事件審理については,開廷審理を行うか否かにかかわらず,合議体を構成しなければならず,裁判官1名による単独審理を行うことはできない。また,第一審手続と異なり,第二審手続の合議体は,裁判官で構成しなければならず,裁判官及び陪審員により構成することはできず,合議体構成員は,3名以上の奇数でなければならない。

公開裁判は人民法院による行政事件審理の原則であり、第二審人民法院による上訴事件審理も公開裁判としなければならない。開廷審理は公開裁判における重要な内容であることから、事実問題に及ぶ上訴事件につき、第二審人民法院は開廷審理を行わなければならない。開廷審理を通じて、当事者が十分に証拠調べ、弁論を行えるようにすることは、事実を明らかにし、是非を明確に区別することにより、司法の公平・正義を体現し、行政事件裁判の質を確保し、当事者の合法的権益を保障する上でより有利に作用する。

2 開廷審理を行わない場合(本条後段)

人民法院は事件記録の審査,調査,当事者尋問を経て,新たな事実,証拠又は理由の提出がない上訴事件につき,事実を確認して明らかになった後に,事件事実が明らかで,上訴人による請求及び理由が明確で,上訴人と被上訴人双方が提出した事実及び証拠が基本的に一致し,紛争が比較的明らかであると合議体が認める場合,

開廷審理を行わずに直接判決を下すことができる。このように規定することにより, 事件裁判の質を確保するという前提で,当事者が何度も出廷する手間を省き,事件 処理に要する時間を節約でき,速やかに上訴人の合法的権益を保護し,行政効率及 び事件の処理効率を向上させる上で有益である。

ただし、当事者が上訴時に新たな事実、証拠又は理由を提出した場合、第二審人 民法院は開廷審理を行わなければならない。

また,民事訴訟法の関連規定によれば,第二審人民法院による上訴事件の審理は,第二審人民法院で行うことも事件発生地又は原審人民法院の所在地で行うこともできるとされており(中国民訴法 169 条 2 項) 3 ,行政訴訟にも当該規定が適用される。 ※参考文献)前掲① $p220\sim221$,② $p229\sim231$,③ $p132\sim133$,④ $p184\sim185$ 参照。

5-2 上訴事件における全面的審査(87条)

【第二審の審査範囲】

第87条 人民法院は、上訴事件を審理する場合、原審人民法院の判決、裁定及 び提訴された行政行為について全面的に審査しなければならない。

本条は上訴事件に対する全面的審査に関する規定である(新設)。行政訴訟の上訴事件について全面的審査を実行することは、第一審裁判の合法性を審査するだけでなく、提訴された行政行為の合法性審査をも必要とし、証拠が十分かどうかの審査だけでなく、法律・行政法規の適用が正確かどうか、法定手続に違反がないか等についての審査を必要とする。

行政訴訟上訴事件における全面的審査は、2つの角度から理解できる。第1に、中国の行政訴訟、民事訴訟において、上訴はいずれも事実審査のみならず、法律適用の審査も行うものであり、一部の国家における上訴審を法律審とする方法とは異なる。これは主に当事者の合法的権益をより適正に保護し、少なくとも2回の訴訟による救済の機会を提供するためである。第2に、全面的審査は行政訴訟と民事訴訟との間の重要な差異である。民事訴訟では上訴内容に対して審理を行うという原則を実行しており、法院に対しては上訴の請求範囲内で判決・裁定をすることが要求されている(中国民訴法168条)⁴。

行政訴訟の上訴事件において全面的審査を行うことは、法院の不告不理原則に違反することにはならない。この点、行政訴訟の上訴事件において全面審査を行うことは、法院の不告不理原則に反するとの見解もあるが、法院による不告不理原則の実行は、司法権の中立性、受動性、判断の終局性という特性によるものであり、主に訴訟の入

³ 中国民訴法 169 条 2 項は、上訴事件における事案解明及び合理的かつ適法な裁判の保障を前提に、訴訟当事者の便宜を図り、法院の審理を行い易くし、事件の処理効率を高める趣旨の規定である(全人代法工委民法室編「中華人民共和国民事訴訟法」(北京大学出版社・2012 年) 282 頁参照)。

⁴ 中国民訴法 168 条「第二審人民法院は上訴請求に関する事実及び法律の適用について審査を行わなければならない。」

口で体現されるものである。すなわち、法院が主体的に社会に存在する紛争を審査することはできず、当事者が訴えを提起して初めて裁判権を用いることができるのであり、この点において行政訴訟は完全に法院の不告不理原則に従っている。また同原則は訴訟におけるその他の段階で体現することもでき、これらの手続における不告不理は、当事者の処分権に対する尊重という基盤の上に成り立っているが、不告不理は絶対的原則ではなく、具体的な各訴訟制度の固有の特徴も考慮しなければならない。このように、行政訴訟の上訴事件において全面的審査を行うことは、法院の不告不理原則に違反するものではない。

行政訴訟において上訴事件に対する全面的審査が必要である。行政訴訟は民事訴訟から派生したものではあるが、民事訴訟から分離した理由は、行政訴訟が立法の目的、制度枠組みの面で民事訴訟とは異なるからである。中国の行政訴訟は、その本質上は客観訴訟にあり、民事訴訟のような主観訴訟ではなく、当事者の合法的権益の保護のほか、行政機関による法に基づく行政に対する監督も行わなければならず、私益を考慮するだけでなく、公共利益も考慮しなければならず、この点において刑事訴訟と民事訴訟の間に位置づけられる。よって、行政訴訟は一旦開始されると、行政行為に対する適法性審査に重点が置かれ、当事者の権益保護については行政行為が取り消されるか否かにより間接的に実現される。行政行為の適法性審査については、第一審、第二審において法院により全面的に審査が行われるが、それは公民の請求範囲及び請求事項に限定されず、公民は行政行為に手続上の違法があると判断したが法院は行政行為に法的根拠がないと認定すること、或いは公民が行政行為の変更判決を求めたが法院は行政行為の取消判決を下すこと等も何ら不思議なことではない。

※参考文献)前掲① p221 ~ 223, ② p231 ~ 232, ③ p133 ~ 134, ④ p185 ~ 186 参照。

活動報告

【国際研修・共同研究】

第55回ベトナム法整備支援研修

国際協力部教官 東 尾 和 幸

第1 はじめに

1 法務省法務総合研究所国際協力部は,2016 年 11 月 6 日 (日) から同月 19 日 (土) まで (移動日を含む。),グエン・チ・トゥエ (Nguyen Tri Tue) 最高人民裁判所判事を団長とする研 修員 10 名¹ を対象に,第 55 回ベトナム法整 備支援研修を実施した。

本研修は、2015年4月開始の「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」の一環として、カウンターパートの一つである最高人民裁判所を対象として実施されたものである。

2 ベトナムでは、2014年改正人民裁判所組織法(2015年6月1日施行)により、各高級人民裁判所及び各省級人民裁判所に家庭・未成年者法廷を設置することとされた。家庭・未成年者法廷は、未成年者(18歳未満)の関与する刑事事件、家事事件等を取り扱うものとされ、審理の際には、未成年者に配慮した手続によることとされている。これを受け、2016年4月、ホーチミン市人民裁判所(省級人民裁判所)に、ベトナムで初となる家庭・未成年者法廷が設置された。今後拡大する方針ではあるものの、現時点では、同裁判所におけるものがベトナム唯一の家庭・未成年者法廷である。

なお、家庭・未成年者法廷において扱われる事件は、飽くまでも訴訟事件という位置付けであって、日本でいう少年審判手続、家事審判手続といった特別の手続が設けられているわけではない。

ベトナム最高人民裁判所は、日本の家庭裁判所制度にかねて関心を有しており、本研修は、新たな制度である家庭・未成年者法廷における実務の参考とすべく、日本の家庭裁判所制度、家庭裁判所における実務等について知見を提供することを目的として実施された。

第2 研修内容²

1 講義等

- (1) 村上敬一元東京高等裁判所部総括判事より、「訴訟的アプローチと非訟的アプローチ」と題し、講義をしていただいた。日本には、訴訟事件とは別に非訟事件という類型があること、家事事件(調停、審判)及び少年事件は、訴訟事件としてではなく、非訟事件として処理されていることについて紹介を受けた。
- (2) 遠藤賢治名古屋学院大学教授(元京都家庭裁判所長)より、「家事事件処理の現状」、「少年事件処理の現状」との講義をしていただいた。これらの講義では、日本の家事事件及び少年事件の手続、家事事件・少年事件の関係者や関係機関等について説明を受けた。これらを踏まえて、家事事件、少年事件について、研修員との間で意見交換を実施した。

遠藤講師は、家庭裁判所調査官研修所(現裁判所職員総合研修所)の所長を務めた御経験があり、以上の講義に加えて、「家庭裁判所調査官について」との講義をしてい

¹ 研修員は、別紙1 (名簿) のとおり。

² 研修日程は、別紙2 (日程表) のとおり。



村上講師による講義の様子

ただいた。この講義では、裁判所職員総合 研修所及びさいたま家庭裁判所の訪問に先 立ち、家庭裁判所調査官の役割、職務の内 容のほか、採用や育成について御説明いた だいた。

(3) 当部遠藤裕貴専門官が,東京少年鑑別所 の訪問に先立ち,「少年鑑別所について」 と題して,少年鑑別所の機能,法務教官及 び法務技官の役割,鑑別手続の概要,家庭 裁判所との連携等について講義した。

2 発表・意見交換

研修冒頭に、研修員より、ベトナムにおいて家庭・未成年者法廷が設置されるに至った 経緯、今後の課題について発表があった。

研修の最後には、講義や見学の結果を踏ま えた意見交換を実施した。研修員は、日本の 家庭裁判所制度, 家庭裁判所調査官制度に関 する理解を深め、強い関心を示していた。特 に, 手続に心理学等の専門家が関与する必要 性について認識を深めたとのことであり、べ トナムにおいて、専門家の関与に向けて取り 得る方策を今後検討すべきであるとの意見が 述べられた。また,訴訟事件とは別に非訟事 件という類型を設け,多数の事件を処理する という日本の制度にも興味が寄せられた。現 状では全て訴訟事件として処理しているベト ナムにおいて, 訴訟事件としての枠組み自体 は維持しながらも、日本の手続で参考となる ものには導入を検討すべきであるとの意見が 述べられた。



遠藤賢治講師による講義の様子

3 訪問

(1) 東京都児童相談センター

児童相談所の概要,虐待対応を始めとする相談手続の流れ,一時保護制度や里親制度等について御説明いただいた上で,相談室等を見学した。

(2) 多摩少年院

少年院の概要,少年の処遇の在り方,関係機関との連携について御説明いただき, 院内を見学した。

(3) 最高裁判所

最高裁判所判事及び事務総局家庭局長を 表敬し、家事事件、少年事件等について意 見交換をした。その上で、所内を見学した。

(4) 東京少年鑑別所

少年鑑別所の概要,鑑別の在り方,家庭 裁判所等の関係機関との連携等について御 説明いただいた上で,所内を見学した。

(5) さいたま家庭裁判所

少年部及び家事部の裁判官,書記官,家 庭裁判所調査官から,家事事件及び少年事件について,手続の概要,家庭裁判所調査 官による調査の在り方,実務の運用等について御説明いただいた。さらに,審判廷, 調停室,調査室等を見学した。

(6) 司法研修所

裁判官の研修一般に加え、家事事件、少 年事件に関する研修について御説明いただ いた。その上で、研修に用いる研究室や演 習室等を見学した。

(7) 裁判所職員総合研修所

家庭裁判所調査官研修部の教官に、家庭 裁判所調査官養成課程の概要,任官後の研 修等について御説明いただいた。さらに、 教官による模擬面接,養成課程研修生に対 する実際の講義の様子や,模擬審判廷等の 施設を見学した。

第3 おわりに

最後に、本研修が充実したものとなったのは、 関係者の皆様の御協力と御尽力のおかげであることはいうまでもないが、改めて、講師の先生方、 訪問先の皆様、研修監理員大貫錦氏及び綱川秋子 氏、JICA長期派遣専門家、公益財団法人国際 民商事法センターの皆様、その他多くの関係者の 方々に、心から御礼を申し上げたい。

		グエン・チ・トゥエ
1	Mr.	Nguyen Tri Tue
'		
	取 局人氏	裁判所判事
		ダオ・ティ・スアン・ラン
2	Ms.	Dao Thi Xuan Lan
	最高人民	裁判所判事
		ファム・ティ・ザン
3	Ms.	Pham Thi Dan
	最高人民裁判	l所労働, 家庭・未成年者監督検査局局長
		ダオ・マイ・フオン
4	Ms.	Dao Mai Huong
	トゥア・ティ	アエン=フエ省人民裁判所長官
		ファム・ヴァン・ティン
5	Mr.	Pham Van Thinh
	タイビン省	6人民裁判所長官
		チャン・タイン・ミン
6	Mr.	Tran Thanh Minh
	ホーチミン市	人民裁判所家庭・未成年者法廷裁判長
		ダオ・リェット・チン
7	Mr.	Dao Liet Trinh
	カント一市人	民裁判所業務·判決執行検査課課長
		フイン・ドゥック・キー
8	Mr.	Huynh Duc Ky
	ダナン市。	人民裁判所刑事法廷副裁判長
		グエン・ティ・フエン
9	Ms.	Nguyen Thi Huyen
	ハノイ市。	人民裁判所労働法廷判事
		ヴ・トゥイ・ハン
10	Ms.	Vu Thuy Hang
	最高人民裁	判所国際協力局行政総務課副課長

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 東尾 和幸(HIGASHIO Kazuyuki), Professor 湯川 亮(YUKAWA Ryo)

国際協力専門官 /Administrative Officer 千同 舞(SENDO Mai)

別紙2

第55回ベトナム法整備支援研修 日程表 [教官:東尾教官: 湯川教官 専門官:千同専門官]

月日		10:00	12:00	14:00		17:00
11	-		12.00			17.00
l''						
		入国				
6						
11		JICAオリエンテーション		ICDオリエン		15:00 ベトナム側発表・意見交換「ベトナムにおける家庭・未成年者法廷設置の経緯、問題点」
	月	JICAN ウエンテーション		100カウエン	テーション	元東京高等裁判所部総括判事 村上敬一
7		JICA東京国際センター(TIC)	法務総合研究所赤	れんが棟共用会議室	名古屋学院大学教授(元京都家庭裁判所長)遠藤賢治 法務総合研究所赤れんが棟共用会議室
11				講義·意見る		15:00
	火	講義「訴訟的アプローチと非訟的アプローチ」		敬一	i部総括判事 村上	講義「家事事件・少年事件における未成年者の処遇概要」
/		元東京高等裁判所部総括判事 村上敬一 名古屋学院大学教授(元京都家庭裁判所長)遠藤賢治		名古屋学院大学教 判所長)遠藤賢治		国際協力部教官 東尾和幸·湯川 亮 名古屋学院大学教授(元京都家庭裁判所長)遠藤賢治
8		法務総合研究所赤れんが棟共用会	議室	法務総合研究所赤	れんが様共用会議室	法務総合研究所赤れんが棟共用会議室
11		講義「家事事件処理の現状」		講義(続き)		
/	水	名古屋学院大学教授(元京都家庭裁判所長) 遠藤賢治			大学教授(元京	京都家庭裁判所長) 遠藤賢治
9		法務総合研究所赤れんが棟共用会	議室			法務総合研究所赤れんが棟共用会議室
11						
	木	家事事件に関する意見交換			4件処理の現状	
/		名古屋学院大学教授(元京都家庭裁判所長) 遠藤賢治	=**	名古屋学院	大学教授(元京	京都家庭裁判所長) 遠藤賢治 法務総合研究所赤れんが棟共用会議室
10	_	法務総合研究所赤れんが棟共用会	議至		14:30	法 が
l		少年事件に関する意見交換				監別所について」
/	金	名古屋学院大学教授(元京都家庭裁判所長) 遠藤賢治	長主作	並意見交換会	国際協力専	門官 遠藤裕貴
11	_	法務総合研究所赤れんが棟共用会議室				法務総合研究所赤れんが棟共用会議室
11						
/	±					
12	_					
11						
	日					
13						
11						
١.	月	【訪問】東京都児童相談センター		【訪問】多摩	少年院	
14		東京都新	宿区			東京都八王子市
11	+	スポログ				未が聞いて」申
	火	【訪問】最高裁判所(表敬)		【訪問】東京	少年鑑別所	
/						
15	_	東京都千代	田区			東京都練馬区
11		講義「家庭裁判所調査官について」		14:30 【訪問】さいた	こま家庭裁判所	f
	水	名古屋学院大学教授(元京都家庭裁判所長)遠藤賢治		EBJINJ2C0-7	CO-35/3E3X 11/7	1
16		国際協力部教官 東尾和幸 法務総合研究所赤れんが棟共用会	達安			埼玉県さいたま市
11	_	WANGE BASHING ON BOATHER	<u>.</u>			-9±/KC /2011
		【訪問】司法研修所		【訪問】裁判	所職員総合研	修所
/	木					
17	_	埼玉県和	光市	40.00 :		埼玉県和光市
11		総括質疑·意見交換		12:30-13:00 評価会·修了	? ☆	
	金	名古屋学院大学教授(元京都家庭裁判所長) 遠藤賢治		1 四四五 沙儿		
18		法務総合研究所赤れんが棟共用会	議室			
11						
/	±	帰国				
10						
. 0						

第9回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援本邦研修

国際協力部教官 内 山 淳

第1 はじめに

2016年10月10日(月)から同月21日(金)まで(移動日を含む。),ティット・ルッティー(Tith Rithy)司法省検察官を団長とする研修員16名¹を対象に,第9回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援本邦研修(以下「本研修」という。)を実施した。

本研修は、2012年4月からスタートした「カンボジア民法・民事訴訟法普及支援プロジェクト」 (以下「本プロジェクト」²という。)の一環である。

本プロジェクトでは、従来から、主として、カンボジア民法に関する要件事実の理解と実践的な運用を中心に本邦研修を実施してきた。特に、直近4回(第5回から第8回)の本邦研修³では、8つの紛争類型(金銭消費貸借、賃貸借、交通事故、離婚、所有権移転登記請求、所有権移転登記抹消登記請求、離婚に伴う財産分割、相続に伴う遺産分割)を取り上げ、研修員による訴状、答弁書、準備書面及び仮差押え申立書等の起案を行った。

本研修での判決書の起案を含めると、保全申立 書から判決書までの各種書面について、一貫性あ る記載例が完成したことになる。

本研修では,「交通事故(不法行為に基づく損害賠償)」事案を取り上げ,判決書の起案を行い,

判決書全般の基礎知識については、当部教官が説明した。また、各起案については、南敏文弁護士(元東京高等裁判所総括判事)に講評していただいた。

第2 研修内容4

1 訪問

(1) 栃木県弁護士会,宇都宮地方裁判所,弁護士事務所訪問

栃木県弁護士会では、久保田智也弁護士による講義「栃木県弁護士会の概要」、小菅拓郎弁護士による講義「日本における交通事故の損害賠償算定基準の概要」を聴講した後、宇都宮市内の弁護士事務所を訪問した。

宇都宮地方裁判所では,所長表敬後,民事 裁判を傍聴した。

本プロジェクトでは、民法及び民事訴訟法 の普及を目的としているため、日本における 裁判所や弁護士の実務を直接に見聞すること で、研修員は、母国での実務の改善に役立つ 運用等を知ることができたようであった。

(2) 最高裁判所,東京地方裁判所民事執行センター

最高裁判所では、判事表敬後、小法廷及び 大法廷を見学した。

本プロジェクトでは、カンボジアの最高裁判所を始めとする裁判官らによるワーキンググループを毎週開催しているが、これまで日本の最高裁判所を訪問する機会がなかったことから、貴重な経験となった。

民事執行センターでは、裁判官及び書記官 との質疑応答後、施設内を見学した。

¹ 研修員は、別紙1(研修員名簿)のとおり。司法省(MOJ: Ministry of Justice), 王立司法学院 (RAJP: Royal Academy for Judicial Professions), 弁護士会 (BAKC: Bar Association of the Kingdom of Cambodia), 王立法律経済大学 (RULE: Royal University of Law and Economics) の 4 機関から選出。

² カンボジアにおける法整備支援プロジェクトの詳細は, 既刊の ICD NEWS 各号及び国際協力部ホームページ内 の「カンボジア」(http://www.moj.go.jp/housouken/houso_ houkoku_cambo.html), J I C Aホームページ内の「プロ ジェクト概要」(http://www.jica.go.jp/project/cambodia/014/ outline/index.html) 等を参照されたい。

³ 直近4回の本邦研修の概要については、ICD NEWS 第62号から第67号の「カンボジア民法・民事訴訟法普及支援本邦研修」を参照されたい。

⁴ 研修日程は、別紙2 (日程表) のとおり。







研修員同士での書式検討風景

カンボジアにおいて民事執行手続⁵を適切 に運用するためには、まだ様々な困難がある ため、今回の訪問は、研修員にとって、民事 執行の理解を深め、実務上の諸問題を解決す るために、非常に有益であった。

2 書式検討

「過失割合」「損害」などの法律概念について の理解を深めたが、日本とカンボジアとの交通 事情等の違いに基づく興味深い議論もあった。

例えば、逸失利益の算定等で問題となる賃金額について、カンボジアでは、経済発展に伴い、賃金の増加幅も大きく、職種による違いも大きい。そのため、日本のように、賃金センサス等の既存の基準を使うと、変化が大きい実態との乖離が著しくなるおそれがある。

さらに、カンボジアでは、日本に比べ、バイクの割合が圧倒的に多く、かつ、バイク運転手は、かなり無理な運転をすることが多い。そのため、日本の過失割合の基準を活用するとしても、日本と同様に、車とバイクの交通事故の場合、車の方の過失割合を大きくしてよいのかという点も問題となる。

このように、日本の実務の運用を参考にする 場合であっても、必ずカンボジアの実情に整合 的かどうかを考えなければならないという極め て基本的なことを改めて痛感した。

3 共同研究(起案の講評)

南弁護士には、直近4回の本邦研修を通じ、 一貫して起案の講評を御担当いただいており、 実務経験に基づくとともに、研修員の能力に応 じた的確なコメントにより、研修員から好評を

また、カンボジアでは、運送業等の一定の車 両以外には、強制加入保険(いわゆる自賠責保 険)制度はないため、仮に損害賠償請求が認め られたとしても、その支払をどう確保するかと いう問題が残る。

⁵ カンボジアでは、強制執行について民事訴訟法で規定 している (カンボジア民事訴訟法 334 条以下)。

執行官法は未整備。現在、執行官は、王立司法学院(RAJP)傘下の執行官養成校において育成されているが、執行官の人数が不足しているため、「執行官事務取扱者に関する司法省令」により、暫定的に、検察官も執行官業務を行うことができるようになっている。





南先生による講評

得ている。

今回は,裁判官当時の御経験を踏まえ,交通 事故事案の損害賠償請求においてよく問題とな る過失相殺や損害等についても併せて御講義い ただいた。

カンボジアでは、過失相殺に関する基準をま とめた本はなく、また、損害についても、どの ような費目が含まれるのかを体系的に学ぶ機会 が乏しいことから、研修員としては、新たな知 識を得られただけでなく、分析的な視点で不法 行為を検討することの有用性に気づいたものと 思われる。

第3 おわりに

最後に, 本研修が充実したものとなったのは,

関係者の皆様の御協力及び御尽力のおかげであり、改めて、南弁護士、栃木県弁護士会の皆様、裁判所の皆様、通訳人スワイ・レン氏及び天川芳恵氏、JICA長期派遣専門家及び現地スタッフの皆様、公益財団法人国際民商事法センターの皆様、その他多くの関係者の方々に、心から御礼を申し上げたい。

また、本プロジェクト下での本邦研修は今回で 最後になるが、これまで長年にわたり御協力いた だいた関係者各位にも、この場を借りて、改めて 感謝申し上げたい。

今後も、カンボジアに対する法整備支援は、形 を変えて継続する予定であるので、引き続き、御 支援いただければ幸いである。

第9回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援研修

	ティット・ルッティー
1	Mr. TITH Rithy
	検察官
	マオ・ピロン
2	Ms. MAO Phiron
	民事部副部長
	ホク・チャンソパナラ
3	Mr. HOK Chansovannara
	民事局職員
	ニル・フィリップ
4	Ms. NIL Philippe
	民事普及研修局 局長
	タイ・スンライ
5	Mr. TAING Sunlay
	プノンペン始審裁判所 所長
	プラン・サムナン
6	H.E. PLANG Samnang
	控訴裁判所 副所長
	ングオン・ラタナ
7	Mr. NGUON Ratana
	控訴裁判所 判事
	ケット・ソチェット
8	Mr. KET Socheat
	プルサット始審裁判所 判事
	イブ・ポリー
9	Mr. IV Poly
	弁護士
	イアン・ソピィアック
10	Mr. EANG Sopheak
	弁護士
	スオン・ソピィアッタラ
11	Mr. SOURNG Sopheaktra
	弁護士
	セッ・チャナパ
12	Ms. SEK Channapha
	弁護士
	ブォイ・ティダ
13	Ms. BUOY Thida
	大学教授
	チュエン・シニアン
14	H.E. CHHOEUNG Sineang
	大学教授
	ヒエン・キムレン
15	Mr. HING Kimleng
	大学教授
	テップ ソック
16	Mr. TEP Sok
	大学教授
_	

教官 / Professor 内山 淳 (UCHIYAMA Jun), 東尾 和幸 (HIGASHIO Kazuyuki), 湯川 亮 (YUKAWA Ryo) 国際協力専門官 / Administrative Staff 稲本 実穂 (INAMOTO Miho)

第9回 カンボジア民法・民事訴訟法普及支援研修日程表

[教官: 東尾教官, 湯川教官, 内山教官 専門官: 稲本専門官]

10	月日	曜日	10:00			12:30	14:00		17:00	備考
大	/	•				移動日				
TIC SR400 TI	10							講義「判決書の書き方」		
1	/	火								
本	11				TIC SR403		TIC SR403		TIC SR403	
TC SR403 TC SR405 TC SR40	10		講義「判決書の書き方」				講義「判決書の言	き き方」		
1	/	水		r						
大	12		果	<u>E</u>		TIC SR403	果尾和辛•伤川。	元•內山存	TIC SR403	
TIC SR405 TI	10		書式検討				書式検討			
古代 古代 古代 古代 古代 古代 古代 古代	/	木	国際協力部教官 東尾和幸・湯川亮・内山湾	E			国際協力部教官 東尾和幸·湯川。	· 亮·内山淳		
対	13					TIC SR403			TIC SR403	
国際能力部数官 東尾和幸・湯川奈・内山淳 東尼和幸・湯川奈・内山淳 東尼和幸・湯川奈・内山淳 東尼和幸・湯川奈・内山淳 東尼和幸・湯川奈・内山淳 東尼和幸・湯川奈・内山淳 東西幸・湯川奈・内山淳 東西幸・湯川奈・内山淳 東西幸・湯川奈・内山淳 東西幸・湯川奈・内山淳 東西幸・湯川奈・内山淳 東西幸・湯川奈・内山淳 東西幸・湯川奈・内山淳 東西寺・湯川奈・内山淳 東西寺・湯川奈・内山淳 東西寺・湯川奈・内山淳 東西寺・湯川奈・内山淳 東西寺・湯川奈・内山淳 東西寺・高川奈・内山淳 東西寺・高川奈・内護士 高田寺・高川奈・内護士 高田寺・日本寺・高川奈・中護士 高田寺・日本寺・高川奈・中護士 高田寺・日本寺・日本 東西寺・日本寺・日本 東西寺・日本寺・日本 東西寺・高川奈・内護士 高田寺・日本寺・日本 東西寺・高川奈・内護士 高田寺・日本寺・日本 東西寺・高川奈・日本 東西寺・日本寺・高川奈・日本 東西寺・高川奈・日本 東西寺・高川奈・日本 東西寺・日本寺・高川奈・日本 東西寺・高川奈・日本 東西寺・高川奈・日本 東西寺・日本 東西寺・日本 東西寺・田本寺・日本 東京 東西寺・田本寺・田本寺・田本 東京 東京 東京 東西寺・田本寺・田本寺・田本 東京	10		書式検討			正 E - /W A	日本格人	書式検討		
10	/	金		£			兄父撰云			
15 16 17 18 18 18 18 18 18 18	14				赤れんが共用会議室		法曹会館		赤れんが共用会議室	
10	10									
10	/	土								
日 日 日										
16 講義「栃木県弁護士会の 概要」 講義「日本における交通事故の損害賠償算定 基準の概要」 / 月 弁護士 久保田智也 学都宮地方裁判所訪問 弁護士事務所訪問 弁護士 小菅拓郎 栃木県弁護士会館 「栃木県弁護士会館」 栃木県弁護士会館 「・	10									
講義「栃木県弁護士会の 概要」	/	日								
「	16									
Ti	10							ける交通事故の損害賠償算定		
東京地方裁判所民事執行センター訪問	/	月	弁護士 久保田智也	宇都宮地方裁判所訪問	弁護士事務所訪問		弁護士 小菅拓	郎	栃木県弁護士会訪問	
/ 大 大 18 最高裁判所 10 共同研究[判決書の書式] / 木 南敏文 19 TIC SR403 10 共同研究[判決書の書式] / 木 南敏文 10 共同研究[判決書の書式] / 木 南敏文 評価会・修了式 京東京高等裁判所部総括判事・弁護士 南敏文	17		栃木県弁護士会館	宇都宮地方裁判所	宇都宮総合法律	事務所ほか		栃木県弁護士会館	栃木県弁護士会館	
18 よ同研究「判決書の書式」 共同研究「判決書の書式」 プ 水 内蔵文 大同研究「判決書の書式」 元東京高等裁判所部総括判事・弁護士 南厳文 19 TIC SR403 TIC SR403 10 大同研究「判決書の書式」 評価会・修了式 イ 本 内蔵文 下東京高等裁判所部総括判事・弁護士 南厳文	10		最高裁判所訪問				東京地方裁判所	民事執行センター訪問		
10 共同研究「判決書の書式」 共同研究「判決書の書式」 / 水 売取京高等裁判所部総括判事・弁護士 南敏文 元取京高等裁判所部総括判事・弁護士 南敏文 19 共同研究「判決書の書式」 / 木 南敏文 評価会・修了式	/	火								
/ 水 市東京高等裁判所部総括判事・弁護士 南敏文 元東京高等裁判所部総括判事・弁護士 南敏文 TIC SR403 TIC SR403 10 共同研究「判決書の書式」 木 市東京高等裁判所部総括判事・弁護士 南敏文 評価会・修了式	18				:	最高裁判所			民事執行センター	
「	10									
10 共同研究「判決書の書式」 評価会・修了式	/			□刊争•开護士				川が部総括刊事・弁護士		
大 元東京高等裁判所部総括判事·弁護士 南敏文			_			TIC SR403			TIC SR403	
/ 南敏文	10						評価会·修了式			
20 TIC SR403 TIC SR403	/	木	南敏文	179ず 不唆上						
						TIC SR403			TIC SR403	
	10					74 T. 1				
グ 金 移動日 21 (21)	91	金				移動日				

※TIC:JICA東京国際センター

第9回ラオス法律人材育成強化プロジェクト(フェーズ2) 「刑事関連法」本邦研修

国際協力部教官 伊藤 淳

第1 はじめに

1 法務省法務総合研究所国際協力部は,2016 年10月30日(日)から同年11月12日(土)まで(移動日を含む。)の間,スパシット・ローワンサイ(Souphasith Lovanxay)最高人民検察院刑事事件監査局副局長を団長とする研修員19名¹を対象に,第9回ラオス法律人材育成強化プロジェクト(フェーズ2)「刑事関連法」本邦研修(以下「本研修」という。)を実施した。²

本研修は,2014年7月から開始した「ラオス法律人材育成強化プロジェクト(フェーズ2)」³(以下「フェーズ2」という。)の一環である。

2 ラオスでは、現在、2012年7月から2014年7月の4年間にわたり実施されてきた独立 行政法人国際協力機構(JICA)のプロジェクトである「法律人材育成強化プロジェクト(フェーズ1)」(以下「フェーズ1」という。)に引き続き、2014年7月から、「フェーズ2」が4年間の計画で実施されている。フェーズ2では、フェーズ1の成果を土台にして、引き続き、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院及びラオス国立大学をラオス側の実施機関とし、法令起草能力や法令運用・執行能力の向上、法学教育・法曹養成研修・継続的実務研修の改善及び法令の普及・理解促進能力の向上を図ることを目的としている。ラオスの刑事司法においては警察等捜査機関にお ける法遵守が課題となっていることから、上記目的を達成するための活動の一つとして、フェーズ2において設置されたサブワーキンググループ(SWG)の一つである刑事関連法SWGが、刑事関連法分野の法令に関する執務参考資料として刑事訴訟法(捜査段階)のQ&A集を作成しているところである。

本研修は、刑事関連法SWGのメンバー(裁判官、検察官、司法省職員、国立大学教員に加えて治安維持省職員及び弁護士も)を研修員として日本に招き、警察等捜査機関の捜査に関して法遵守を徹底し、ラオスにおける適正な刑事司法を実現するために、講義、意見交換等を通じて、捜査段階における関係機関相互の協力及び監視の重要性、日本の刑事手続において弁護人が果たす役割の重要性、日本の刑事訴訟法の最新動向、日本の少年手続、更生保護等について知見を提供するとともに、上記Q&A集に関する発表・集中討論を行い、今後同Q&A集の作成作業が効果的・効率的に行われ、その内容が充実したものとなることを目的として実施したものである。

第2 研修内容

1 講義

(1) 小職は、「日本の刑事裁判制度〜捜査の 適正確保〜」と題して、日本の刑事司法制 度の概要及び日本における捜査の適正確保 について、主に令状主義及び証拠法の観点 から講義した。

ラオス刑事訴訟法は大陸法的な職権主義 的な色彩の強いものであるところ,研修員 は,同講義を通じて,日本の刑事訴訟法に おける令状主義や証拠法則などの考え方,

¹ 研修員は、別紙1 (研修員名簿) のとおり。

² 研修日程は、別紙2 (日程表) のとおり。

³ ラオスにおける法整備支援プロジェクトの詳細は、既刊のICD NEWS 各号(当部ホームページにも掲載)及び当部ホームページ内の「ラオス」、JICAホームページ内の「プロジェクト概要」等を参照されたい。

捜査機関とは別機関である裁判所によるコントロールが日本における捜査の適正確保 に重要な役割を果たしていることを理解した様子であった。

- (2) 法務省刑事局刑事法制管理官吉田雅之参事官からは、「日本の刑事司法制度の最新動向」と題して、我が国における近時の刑事訴訟法改正について⁴、我が国の刑事手続法の成り立ちまでさかのぼった上で、改正に至る経緯や概要について講義をいただいた。研修員は、我が国の刑事手続法の歴史及び近時の改正に至る経緯について説明を受けた上で、今回の法改正について説明を受けることで、日本の刑事訴訟法の特色や、本改正が近時の問題点を踏まえてより適正な刑事司法を実現するために行われたものであることについて理解を深めることができた様子だった。
- (3) 島田・西村法律事務所の西村健弁護士に は、「日本の弁護人について―国選弁護人 を中心として」と題して、我が国における 弁護人制度について, 刑事手続において果 たす役割や国選弁護人制度の沿革や現状 等の講義をいただいた。ラオスにおいて は我が国の国選弁護人制度と同様の制度が 法律上認められているが、ラオスにおける 弁護人の数や能力の問題から, 現状ほとん ど機能していない。そのため、我が国の刑 事手続において弁護人が果たしている役割 や我が国の国選弁護制度の沿革や現状を理 解することは、今後ラオスにおいていわゆ る国選弁護人を適切に運用していく上で重 要であり、研修員にとっても有意義なもの となった様子だった。
- (4) 当部湯川亮教官には,「日本の少年司法制度」と題して, 我が国における少年審判



西村弁護士による講義

制度及び同制度における家庭裁判所並びに 関係各機関の果たす役割等の講義をいただいた。ラオスにおいても少年審判制度に近い制度は存在するところ,これを運用する 裁判所や検察庁や治安維持省(警察)の人 員や能力不足により,適切に運用されているとはいいがたい状況である。研修員は, 日本の少年審判制度や同制度にかかわる関係機関の役割の説明を受けることで,ラオスにおける少年手続の問題点や改善点を理解することができた様子であり,研修員にとって有意義なものとなったようだった。

2 発表・意見交換

本研修では、名城大学法学部・大学院法学研究科加藤克佳教授、同志社大学大学院司法研究科洲見光男教授、宮家俊治二弁護士を交えて、研修員がラオス国内において収集した捜査段階の問題点に関する発表や、研修員が作成中のラオス刑事手続(捜査段階)における執務参考資料(Q&A集)のドラフトについての意見交換も行った。

発表・意見交換では、ラオスの刑事手続制 度の内容及び実務の運用状況を確認するとと もに、Q&A集を作成するにあたって考慮す べき点について、形式面及び内容面の両方の 観点から検討した。これらの発表・意見交換 を通して、研修員は、Q&A集を作成するに 当たって更に考慮しなければならない事項に ついて、形式面及び内容面のいずれの点から 理解することができた様子であった。実際、

⁴ 合意制度等が導入された 2016 年の刑事訴訟法改正であ る。

⁵ いわゆる当番弁護士制度から法テラスまでの沿革についてご講義いただいた。



講師3名との意見交換

研修員からも本研修で指摘を受けた事項について、ラオスに帰国した後に再度検討し、議論の過程を含めてQ&A集に反映したいという意見が出されており、非常に充実した発表・意見交換となった。

3 施設訪問・見学

大阪保護観察所では、大阪保護観察所次長 への表敬、保護観察所職員による講義、保護 司の方達との意見交換を行った。

ラオスには我が国のような公的機関が直接 関与した更生保護制度は存在しないところ、 研修員は、湯川教官及び保護観察所職員から 日本の更生保護に関する説明を受け、実際に その実務の一部を担う保護司の方と意見交換 することで、日本の更生保護制度や実務に関



保護司との意見交換

する具体的なイメージができ、前記講義と合わせることで、日本の更生保護制度や実務の 理解がより深まった様子であった。

第3 おわりに

最後に、本研修が充実したものとなったのは、 関係者の皆様の御協力と御尽力のおかげであることは言うまでもないが、改めて、講師の先生方、 大阪保護観察所の皆様、研修管理員チャンタソン・ インタヴォン氏、通訳人チッタコン・センタヴォン氏及びマノデート・チュンタヴォン氏、JIC A長期派遣専門家、公益財団法人アジア刑政財団 及び公益財団法人国際民商事法センターの皆様、 その他多くの関係者の方々に、心から御礼を申し上げたい。

ラオス法律人材育成強化プロジェクト(フェーズ2)「刑事関連法」本邦研修

	スパシット・ローワンサイ
1	Mr. Souphasith LOVANXAY
	最高人民検察院刑事事件監査局副局長
	トンワン・ケオビライ
2	Mr. Thongvanh KEOVILAY
	最高人民検察院民事監査局商事·家系·少年事件監査部部長(1級検察)
	ブンティー・スリサック
3	Mr. Bounty SOULISAK
	ビエンチャン首都検察刑事監査課課長
	センタヴィ・インタヴォン
4	Mr. Sengthavy INTHAVONG
	ラオス国立大学法政治学部刑事学科学科長
	クンカム・シハラート
5	Mr. Khuengkham SYHALATH
	ラオス国立大学法政治学部刑事学科副学科長
	ポーンサイ・パパッサラン
6	Mr. Phonexay PAPHATSALANG
	ラオス国立大学法政治学部人事総務部部長代理
	ケオサーイチョン・サイスワンナヴォン
7	Mr. Keosaychong SAYSOUVANNAVONG
'	カオス国立大学法政治学部国際関係学科副学科長
	シーワン・ブッタラー
8	Mr. Syvanh BOUNTHALA
	中部高等裁判所刑事部部長
	センスリヤー・プンペット
9	Mr. Sengsouliya PHOUANGPHET
	ヴィエンチャン首都第一地区人民裁判所労働部裁判官補
	スリデート・ソインサイ
10	Mr. Soulideth SOINXAY
	最高人民裁判所刑事部裁判官補
	クアンケア・テムソンパット
11	Ms. Khouankhea TEMSOMBATH
	最高人民裁判所刑事部専門員
	ミットラコーン・ソンカムチャン
12	Mr. Mitlakhone SONGKHAMCHAN
	司法省法務局部長
	シンタヴォン・ピムチャンタポーン
13	Mr. Sinthavong PHIMCHANTHAPHONE
	司法省経済紛争解決センター部長
	ウドム・サイピアヴォン
14	Mr. Oudomh SAIPHIAVONG
	司法省法務局専門員
	カムパン・チャンタヴィスック
15	Mr. Khamphan CHANTHAVISOUK
	治安維持省警察大局捜査警察局副局長
	インポン・チャンタヴォンサー
16	Mr. Inpong CHANTHAVONGSA
	治安維持省警察大局薬物防止及び阻止局副局長
	ブンコン・ワンナヴォン
17	Mr. Bounkong VANNAVONG
	治安維持省警察大局人身売買防止部副部長
	ヴォーラッサミー・スリパパン
18	Mr. Voratsamy SOULIPAPHANH
	弁護士会副会長
	ニワン・ソムセンディー
19	Mr. Nivanh SOMSENGDY
	弁護士会執行委員

【研修担当/Officials in charge】 教官 / Professor 伊藤 淳(ITO Atsushi),廣田 桂(HIROTA Kei) 国際協力専門官 / Administrative Staff 若生 耕介 (WAKAO Kosuke),連藤 裕貴(ENDO Yuki)

別紙1

ラオス法律人材育成強化プロジェクト(フェーズ2)「刑事関連法」本邦研修日程表 別紙2

[担当教官:伊藤教官 事務担当:若生専門官]

月	曜	9:30		14:00	備考
日10		12:30		17:00	
/	B				
30 10				国際協力部	
/	月	10:00 JICAオリエンテーション		オリエンテー ション (14:00~14:45)	
31		国際会議室		国際会議室 伊藤教官 国際会議室	
11	火	講義「日本の刑事司法制度の最新動向」		意見交換	
1		刑事局刑事法制管理官 吉田雅之参事官 国際会議室		吉田参事官 ICD教官	
11	水	講義「日本の弁護人について―国選弁護人を中心として」 部長主催	13:30	意見交換	
2		島田·西村法律事務所 西村健弁護士 国際会議室		西村弁護士 ICD教官	
11	木	ラオス側発表(地方データ収集の結果報告)		①捜査段階Q&A集の検討	
3		名城大学法学部·大学院法学研究科教授 加藤克佳 同志社大学大学院司法研究科教授 洲見光男		名城大学法学部·大学院法学研究科教授 加藤克佳 同志社大学大学院司法研究科教授 洲見光男	
11	金	②捜査段階Q&A集の検討		③捜査段階Q&A集の検討	
4	並	名城大学法学部·大学院法学研究科教授 加藤克佳 同志社大学大学院司法研究科教授 洲見光男 弁護士 宮家後治		名城大学法学部·大学院法学研究科教授 加藤克佳 同志社大学大学院司法研究科教授 洲見光男 弁護士 宮家俊治	
11					
5	±				
11					
6	B				
11		講義「日本の少年手続」		大阪保護観察所見学・意見交換	
/	月	四級: ロ外ソグサナ級」		八版 (K BE BENT) 九十·思九义揆	
7		湯川教官 国際会議場		大阪保護観察所	
11	火	④捜査段階Q&A集の検討		⑤捜査段階Q&A集の検討	
8		同志社大学大学院司法研究科教授 洲見光男 弁護士 宮家俊治		同志社大学大学院司法研究科教授 洲見光男 弁護士 宮家俊治 国際会議室	
11	水	⑥捜査段階Q&A集の検討		⑦捜査段階Q&A集の検討	
9		名城大学法学部·大学院法学研究科教授 加藤克佳 同志社大学大学院司法研究科教授 洲見光男 弁護士 宮家後治		名城大学法学部·大学院法学研究科教授 加藤克佳 弁護士 宮家俊治 国際会議室	
11		⑧捜査段階Q&A集の検討		⑨捜査段階Q&A集の検討	
10		名城大学法学部·大学院法学研究科教授 加藤克佳 同志社大学大学院司法研究科教授 洲見光男 弁護士 宮家俊治		名城大学法学部·大学院法学研究科教授 加藤克佳 同志社大学大学院司法研究科教授 洲見光男 弁護士 宮家俊治	
11	金	総括質疑		評価会,修了式	
11		名城大学法学部·大学院法学研究科教授 加藤克佳 弁護士 宮家俊治		国際会議室	
11					
12	±	帰国			

ミャンマー法整備支援プロジェクト・第8回本邦研修

国際協力部教官 横山 栄作 東尾 和幸

第1 本邦研修の日程・背景・目的等

1 研修の目程

平成 28 (2016) 年 11 月 21 日から同年 12 月 2日まで(移動日を含まない。),ミャンマー 法整備支援プロジェクト・第8回本邦研修が 行われた。

2 背景・目的等

(1) 背景

まヤンマーにおいて、民事訴訟には多額の 費用と多くの時間が割かれてしまうのが現状 であり、訴訟の遅延という問題も存在してい る。こうした現状を改善するため、ミャンマー 連邦最高裁判所(以下「連邦最高裁」という。) は、司法アクセスを容易にし、費用と時間を 抑えることができる和解・調停制度の導入を 検討している。このことは、連邦最高裁が定 める司法戦略計画にも行動計画の一つとして 定められているところであり、本プロジェク トにおいて、和解・調停制度の導入に向け、 平成28年7月、ミャンマー現地に講師を派 遣し、和解・調停制度の基礎について講義を 実施するなどの支援を実施していた。

(2) 目的等

今次研修においては、以上のような現地での支援活動を背景として、和解・調停制度一般に関する知識の更なる拡充を目指して講義を行うなどし、さらに、ミャンマーにおいていかなる和解・調停制度を導入すべきかを含め、制度導入に向けた議論に参加できる人材を育成すべく実施することとした。

(3) 研修参加者

今次研修に参加したミャンマー側のメン バーは別添研修員名簿のとおりであり,連邦 最高裁のメンバーを中心に,弁護士出身の国 会議員も2名参加した。

第2 研修の概要

今次研修では、以下のとおり講義及び訪問を 行った。以下、概要について簡潔に記載すること としたい。なお、日程については別添の日程表を 参照されたい。

1 「民事裁判基礎/ADR基礎」

民事調停・和解について研修を受けるため に前提として必要な知識として、当職(東尾) から、日本における民事裁判とADRの基本 的な考え方、制度などについて紹介した。

2 大阪労働局訪問

大阪労働局を訪問して, 苧谷秀信 (おたに・ひでのぶ) 局長を表敬するとともに, 雇用環境・均等部の職員から, 労働法制の基礎及び個別労働紛争解決制度について御講義いただいた。特に, 個別労働紛争解決制度の中には, 紛争調整委員会によるあっせんという ADR があり, あっせんに使われる部屋や待合室などを見学した際には, 研修員が盛んに実務の運用について確認していたのが印象的であった。

3 「日本における民事訴訟・調停制度の推移 (成功と失敗)」

元大阪地方裁判所所長の吉野孝義大阪大学 法科大学院客員教授から、日本の民事訴訟制 度、調停制度の歴史及び現在の運用等につい て御講義いただいた。特に、「訴訟遅延の問 題により国民の司法離れが懸念された結果、 争点整理をしっかりと行って訴訟の迅速化を 図るなど、国民が使いやすい司法を目指す改 革が行われた」との説明には、多くの研修員 が頷いていた。 4 大阪地方裁判所第 14 民事部(民事執行センター) 訪問

民事執行センターを訪問し、執行事件に関する事務を行っている各部署を見学するとともに、各部署において、職員から担当事務の概要について説明していただいた。また、小池明善部総括判事を始めとする大阪地方裁判所第14民事部の裁判官、職員らとの間で、質疑応答・意見交換を行う時間を割いていただいた。ミャンマーの研修員は、馴染みのない債権執行に関する質問や、不法占拠者に対する対応、不落の場合の対応など、熱心に質問を重ねていた。

5 「特定調停について」

元東京簡易裁判所判事の正木常博氏から, 特定調停制度の概要について御講義いただい た。特定調停制度により解決を目指す事件は, まだミャンマーでは顕在化していない法律問 題に関するものであるものの,研修員は,将 来を見据えてか,熱心に講義に耳を傾けてい た。

6 「調停人の資質」,「英米法における和解・ 調停制度」

大阪大学大学院法学研究科の仁木恒夫教授より、米国における和解・調停制度の概要を説明しつつ、調停人の資質に関する議論や調停人養成の制度について紹介していただくという形で御講義をいただいた。仁木教授は、御自身が、米国ニューヨーク州において調停人養成プログラムを受講した経験を踏まえ、具体的かつ詳細に御紹介された。研修員も調停人養成プログラム等について数多く質問していた。

7 「モンゴル調停法の概要と立法過程における問題」、「アジアにおける和解・調停制度」 JICA長期派遣専門家としてモンゴルに 赴任し、調停法の成立、普及等に携わった岡 英男弁護士から、モンゴル調停法の概要を説 明していただくとともに、その普及や調停人 の育成等についても御講義いただいた。研修 員も,モンゴルでの調停法の成功に強く興味 を持ったようで熱心に聴講していた。

8 「裁判上の和解・調停」

吉野教授から、裁判上の和解・調停の概要 について御講義いただいた。

さらに、岡弁護士を交えて、ミャンマーに おける裁判上の和解・調停制度の導入につい て意見交換を行った。ミャンマーの研修員は、 これまでに受けた講義で疑問に感じたことな どについて両講師に質問し、また、調停法の 導入に関してどのような点に留意するかにつ いて、モンゴルの実情を再確認するなどして いた。

- 9 「国際仲裁制度・国際調停制度のトレンド」 公益社団法人日本仲裁人協会理事で、関西 大学、同志社大学、京都産業大学で講師を務 めておられる大貫雅晴先生から、国際仲裁制 度に関する概要や現状などについて御講義い ただいた。
- 10 大阪地方裁判所第 10 民事部(建築·調停部) 訪問

大阪地方裁判所第10民事部を訪問し,広 報ビデオを視聴させていただくなどして調停 手続の流れを御説明いただくとともに,調停 の受付や調停室,電話会議システムの設置状 況等について,施設を見学させていただいた。 また,杉浦徳宏部総括判事を始めとする大阪 地方裁判所第10民事部の裁判官,大阪簡易 裁判所において調停を担当する裁判官との間 で意見交換を実施した。研修員からは,調停 手続に関して,裁判所が取るべき手続等実務 の運用に関する質問がなされていた。

11 公益社団法人民間総合調停センター訪問 公益社団法人民間総合調停センターを訪問 させていただいた。同センターは、いわゆる ADR促進法に基づいて法務大臣の認証を受 けた認証紛争解決機関であり、大阪弁護士会 だけでなく、大阪土地家屋調査士会、大阪府 不動産鑑定士協会、大阪府社会保険労務士会 など多数の専門家団体が横断的に紛争の解決



研修員による発表風景

に向けて尽力している組織である。

同センターにおいては、受付の状況や待合 室、調停室の状況などの施設見学に加え、比 嘉廉丈理事長を始めとする各専門家団体に所 属する先生方から、分野毎にあっせん・調停 の状況を説明していただいた。非常に充実し た内容であり、研修員からは非常に参考に なったという意見があった。

12 発表

ミャンマーの研修員を2つのグループに分け、本研修を踏まえて、ミャンマーにおいて どのような形で調停制度を構築していくかに ついて検討し、発表してもらった。

各グループから,既存の法律を利用するのではなく,新たな法律を作成して調停制度を

作り上げていくこと,パイロットコートを設置して試験的に調停類似の手続を実施し,その反省などを法案作成に生かすことなど,具体的な意見が出された。

今後の取組に期待が持てる充実した内容であった。

第3 おわりに

本研修が充実したものとなったのは、関係者の皆様の御協力及び御尽力のおかげであり、改めて、吉野教授、正木先生、仁木教授、岡先生、大貫先生、小池部総括、杉浦部総括を始めとする大阪地方裁判所の皆様、比嘉理事長を始めとする公益社団法人民間総合調停センターの先生方、苧谷局長を始めとする大阪労働局の職員の皆様、その他多くの関係者の方々に、心から御礼を申し上げたい。和解・調停制度は、民事訴訟制度との両輪でこれがよるようである。

和解・調停制度は、民事訴訟制度との両輪でこ そ成功するものであり、民事訴訟の代替手段とな るものではない。和解・調停制度の構築や、制度 の定着、成功のためには、今後、民事訴訟制度そ のものの改善も必要になるものと思われる。当部 としては、関係者の皆様の協力を得ながら、ミャ ンマーに寄り添って、和解・調停制度の成功に向 けたプロジェクト活動をバックアップしていきた いと考えている。

ミャンマー法整備支援プロジェクト第8回本邦研修 研修員

	マント 公主加入版ノロノエント第0回本が明修 明修良
	アウン セイン
1	Mr. Aung Sein
l '	Representative of Dawei Constituency, Member of Bill Committee, Pyithu Hluttaw
	連邦議会(下院)議員 (ダウェイ選挙区代表,法案委員会委員)
	ウィン カイン
2	Mr. Win Kyaing
	Representative of Bago Constituency No.10, Member of Fundamental Rights of the Citizens, Democracy and Human Rights Committee, Amyotha Hluttaw
	連邦議会(上院)議員(バゴー第10選挙区代表,基本市民権・民主主義・人権委員会委員)
	ラ ミン
_	Ms. Hla Myint
3	Deputy Director, Civil Justice Department, Supreme Court of the Union
	連邦最高裁判所 民事局 副部長
	チー ミン ソー
	Mr. Kyi Min Soe
4	Assistant Director, Writs Department, Supreme Court of the Union
	連邦最高裁判所 令状局 部長補佐
	カイン カイン レイ
_	Ms. Khaing Khaing Lay
5	Assistant Director, Civil Justice Department, High Court of Yangon Region
	ヤンゴン高等裁判所 民事局 部長補佐
	テイン テイン テイ
	Ms. Thein Htay
6	Assistant Director, Civil Justice Department, Supreme Court of the Union
	連邦最高裁判所 民事局 部長補佐
	テイン テイン トウェ
	Ms. Theint Htwe
7	Assistant Director, International Relation and Research Department, Supreme Court of the Union
	連邦最高裁判所 国際関係 · 研究局 部長補佐
	ソークンピュ
8	Mr. Soe Khun Phyu Township Judge, Pyinmanar Township Court
	ピンマナー郡裁判所 裁判官
	ティ ティ ミン
9	Ms. Thi Thi Myint
	Deputy Permanent Secretary, Union Attorney General's Office
-	連邦法務長官府 事務局次長
	ソー オウン マー ヘイン
10	Ms. Saw Ohn Mar Hein
	Deputy Director, Legal Advice Department, Union Attorney General's Office
	連邦法務長官府 法案審査助言局 副部長
	タイン リン チョー
11	Mr. Htain Lin Kyaw
	Deputy Director, Prosecution Department, Union Attorney General's Office
	連邦法務長官府 検察局 副部長
	ナー イン セイン
12	Ms. Naw Yin Sein
	Deputy Regional Law Officer, Advocate General Office of the Yangon Region
	ヤンゴン法務官府 次席法務官
	チー チー ウィン
13	Ms. Kyi Kyi Win
'	Deputy Director, Labour Department, Ministry of Labour, Immigration and Population
	労働・移民・人口省 労働局 副部長
	リン エイ ミョー ウー
14	Ms. Hlyine Ei Myo Oo
	Assistant Director, Labour Relations Department, Ministry of Labour, Immigration and Population
	労働・移民・人口省 労働関係局 部長補佐
_	

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 野瀬 憲範(NOSE Kazunori)

教官 / Professor 横山 栄作(YOKOYAMA, Eisaku)

教官 / Professor 東尾 和幸(HIGASHIO, Kazuyuki)

国際協力専門官 / Staff Officer 井倉 美那子(INOKURA Minako)

第8回 ミャンマー法整備支援研修日程表 [教官:野瀬教官,横山教官 専門官:井倉専門官]

月	曜	10:00	14:00	備考
日	PE	12:30	17:00	畑つ
11				
/	日	入国		
20				
11			15:30 17:30 17:30 ミャンマー側発表 (民事紛争処理における課題	
/	月	JICAオリエンテーション	ICDオリエンテーション 等) 最高裁、労働省等	
21			取向奴, 万剛省寺 国際会議室	
11				
	火	講義「民事裁判基礎/ADR基礎」 国際協力部教官 東尾和幸	【訪問】大阪労働局	
22		高検24階会議室		
11		13:00	14:15 17:30	
١.	水	講義「日本における民事訴訟・調停制度の推移(成功と失敗)」		祝日
23		大阪大学法科大学院客員教授(元大阪地方裁判所長) 吉野孝義 国際会議室	大阪大学法科大学院客員教授(元大阪地方裁判所長) 吉野孝義 国際会議室	
11			三 27 人名	
	木	【訪問】大阪地方裁判所第14民事部(民事執行センター)	講義「特定調停について」	
24			元東京簡易裁判所判事 正木常博 国際会議室	
11			当你五碗土	
	金	講義「調停人の資質・育成」	講義「英米法における和解・調停制度」	
7		大阪大学大学院法学研究科教授 仁木恒夫 国際会議室	大阪大学大学院法学研究科教授 仁木恒夫 国際会議室	
25 11		当际 工 裁主	△ 灰 	
	±			
26				
11				
	日			
27				
11				
	月	講義「モンゴル調停法の概要と立法過程における問題」	講義「アジアにおける和解・調停制度」	
28		弁護士 岡 英男 国際会議室	弁護士 岡 英男 国際会議室	
11		12:00		
	火	講義「裁判上の和解・調停」 部長主作 大阪大学法科大学院客員教授(元大阪地方裁判所長) 吉野孝義	推意見交換会 講義・意見交換「裁判上の和解・調停の導入」 大阪大学法科大学院客員教授(元大阪地方裁判所長) 吉野孝義	
29		大阪大学法科大学院各員教授(元大阪地方裁判所長) 古野孝義 国際会議室	人	
11		12:45	16:00	
	水	講義「国際仲裁制度・国際調停制度のトレンド」	【訪問】大阪地方裁判所第10民事部(建築・調停部)	
30		公益社団法人日本仲裁人協会理事 大貫雅晴 国際会議室		
12		13:30		
	木	【訪問】公益社団法人民間総合調停センター	ミャンマー発表準備	
1		民間総合調停センター(大阪弁護士会館)	高検24階会議室	
12			13:00	
	金	ミャンマー発表・意見交換	評価会・修了式	
2		高検24階会議室	高検24階会議室	
12		四八二十四五晚王	Ind IV = 1. LE WINGTO	
/	±	帰国		
3				

第2回インドネシア法整備支援本邦研修

国際協力部教官 湯 川 亮

第1 はじめに

独立行政法人国際協力機構(JICA)は、インドネシア最高裁判所ほか 2機関¹を実施機関として、知的財産保護制度の強化及び知的財産法令を中心とした法的整合性を確保するための手続整備を目的とする「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」を平成 27 年 12 月から開始した²。

本プロジェクト中、インドネシア最高裁判所を 実施機関とする活動としては、知的財産事件の処理の予見性の向上が成果目標とされるところ、主 に同事件に関し、裁判官の研修カリキュラム・教 材の作成、判決公開・判例集の作成、侵害行為に 対する仮の処分に関する手続(侵害品の水際取締 りを含む。)の検討・改善等を予定している。プロジェクトが開始して間もない現段階では、これ らの事項等に関し、インドネシアの実情について 更なる情報収集をするとともに、日本の司法制度 を前提とした知見を提供する必要がある。

そこで、研修員からの発表等の機会を通じて上記事項に関するインドネシアの実情を日本側が把握するとともに、講義や訪問先における概要説明や意見交換等を通じて日本の実情をインドネシア側に伝え、それらの成果を今後の活動に反映させることなどを目的として、インドネシアにおいて知的財産事件を担当する裁判官ら14名に対し、約2週間の日程で、第2回インドネシア法整備支援本邦研修を実施した3。

第2 本研修の概要

本研修では、①知的財産に関する事件処理、②

判決公開,③仮の処分に関する手続の3つのテーマを設定し、これらについてそれぞれ、インドネシア側からの発表、日本側からのインプット講義及び関係機関への訪問等を行った。さらに、問題意識を深める目的で、より実践的な内容として、商標権侵害等に関する事例研究を行った。

- 1 インドネシア側発表及び日本側インプット 講義
 - (1) 研修員数名から,司法制度の概要,知的 財産事件を担当するために必要となる裁判 官研修(資格付与研修),事件処理の一連 の流れ,裁判例の公開等について,インド ネシアの実情を御紹介いただいた。引き続き,中村恭知的財産高等裁判所判事及び間



インドネシア側発表風景



インドネシア側発表者のリリン裁判官(左)

¹ インドネシア法務人権省法規総局(日本の内閣法制局に相当)及び同省知的財産総局(日本の特許庁に相当)。

² 法務省からは、裁判官出身者1名を含む検事2名を平成28年2月からインドネシアに長期派遣中。

³ 本研修の研修員は別添1,日程は別添2参照。

朝宏充 J I C A 長期派遣専門家(知的財産 高等裁判所出身)から、質疑を行った上で コメントをいただいた。

(2) 訪問等に先立って、議論や意見交換の前提知識をインプットするために、インドネシア側から発表された各テーマに関して、 日本の実情を紹介する講義を行った。

間明専門家から日本の司法制度(主に知的財産事件についての管轄,審級等)について、当部東尾和幸教官(裁判官出身)から裁判官の事件処理能力を向上させるための研さん等(OJT,司法研修所の研修,執務資料・執務環境,裁判所調査官や専門委員などの専門家関与等)について、当職から判決公開の意義とアクセス方法,民事保全制度の概要について説明した。

2 関係機関の訪問・実務関係者による講義

上記①から③までの各テーマに応じ、関係機関の訪問又は実務関係者による講義を行った。 いずれの訪問先や講義でも、非常に活発な質疑が行われた。

(1) 知的財産に関する事件処理について(上記①関係)

司法研修所を訪問し、主に日本における裁判官の研さんについて説明をいただいた。また、知的財産高等裁判所、東京地方裁判所知的財産権部(民事第29部)を訪問し、審決取消訴訟及び侵害訴訟の各審理手続の流れについてそれぞれ説明をいただき、実際に事件を担当する裁判官との意見交換を行った。

(2) 判決公開について (上記②関係)

最高裁判所を訪問し、最高裁判所調査官らから、最高裁判所の組織構成や各部局の役割、判例集の編さん事務、最高裁判所調査官制度やその職務の概略、判例集に掲載する判例の選択方法や基準等について説明をいただいた。

また、判例時報社を訪問し、同社の山下由 里子編集次長から、同社の業務概要、同社発 刊の「判例時報」に関し、発刊の経緯や誌面



間明専門家の講義風景



東尾教官の講義風景



判例時報社山下由里子編集次長(右)の 講義風景①



講義風景②

構成、一連の編集工程(判例の選定方法等) について説明をいただいた。

さらに、末吉亙弁護士、山口裕司弁護士、 木村耕太郎弁護士、高橋淳弁護士から、知的 財産事件に関する日本弁護士連合会の研修及 び代理人からみた判決公開の重要性等につい て説明をいただいた。

- (3) 仮の処分に関する手続について(③関係) 東京税関業務部知的財産調査官から、日本 の税関における知的財産侵害物品の水際取締 りについて説明をいただいた。
- 3 事例研究(講義,インドネシア側発表,意 見交換)

中村判事から,商標の類否判断,周知性認定, 公序良俗違反の商標について説明をいただき, これらの論点が盛り込まれた事例について検討 した。検討の際,研修員間でインドネシアの法 令を前提とした議論を行った後,中村判事,林 いづみ弁護士からコメントや日本の法令に依拠 した解説をいただき,意見交換を行った。

4 その他

当部主催の意見交換会兼昼食会を実施し、また、公益財団法人国際民商事法センター (ICCLC) 主催の懇談会が開催された⁴。

第3 所感

本研修は、インドネシア最高裁判所のみを対象としたものとしては本プロジェクト開始後初めての本邦研修であった⁵ため、手探りの中、間明専門家と綿密に打ち合わせて企画し、本プロジェクトのアドバイザリーグループ委員を務めていただいている中村判事や林弁護士にも御助言いただき、実施に至ったものである。

インドネシアの実情については今後の更なる調 査が必要であるように感じた一方,訪問等に先



事例検討風景①



休憩時



左からナニ裁判官, 林弁護士, 間明専門家, 中村判事



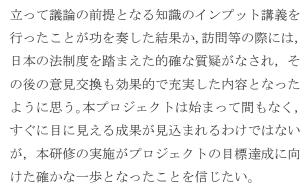
事例検討風景②

⁴ いずれも、ほぼ同じ日程で実施された第3回インドネシア法整備支援研修(インドネシア法務人権省法規総局を対象)と共通。

⁵ 第1回インドネシア法整備支援研修は、平成28年7月に、本プロジェクトが対象とする3つの実施機関を対象として合同で実施した。



ICCLC主催の懇談会風景



本研修では、裁判所、弁護士会、法務省の法曹 関係者のみならず、経済産業省、さらには、民間 企業の判例時報社にも御協力を賜り、まさに「オー



研修員と講師

ルジャパン」での研修内容を提供することができたと考えている。御多用のところ、講義当日だけでなく資料作成等で入念な御準備をしていただいた講師の方々、訪問受入れに関わっていただいた 方々、連日長時間の通訳に御対応いただいた呼子紀子さん、研修員の生活全般に常に気を配っていただいた菊池民恵さん、その他本研修に御尽力いただいた全ての方々に対し、この場を借りて改めて深く御礼を申し上げたい。今後とも、本プロジェクトへの更なるお力添えをいただけると大変幸いである。

インドネシア法整備支援第2回本邦研修

	L - 10-0-
	ナニ・インドラワティ
1	Ms. Nani Indrawati
	スマラン地方裁判所長
	ジャニコ・マルトュア・ギルサン
2	Dr. Djaniko Martuah Girsang
	メダン地方裁判所副所長
	エコ・スギアント・マシュリ
3	Mr. Eko Sugianto Mashuri
	中央ジャカルタ地方裁判所判事
	スタジ・パルト・セントノ
4	Mr. Sutaji Parto Sentono
	パル地方裁判所長
	エディ・プラモノ・スワンディ
5	Mr. Edy Pramono Suwandi
	チバダック地方裁判所長
	ドュウィ・プルワディ
6	Mr. Dwi Purwadi
	リンボト地方裁判所長
	クロスビン・ルンパン・ガオル
7	Mr. Krosbin Lumban Gaol
	ポンティアナック地方裁判所副所長
	ロバート
8	Mr. Robert
	アタンブア地方裁判所長
	アブドゥル・アジス・スルヘン・セバヤン
9	Mr. Abudul Azis Suruhen Sebayang
	メダン地方裁判所判事
	ジャマルディン・イスマイル
10	Mr. Djamaludin Ismail
	クラテン地方裁判所長
	イブラヒム・パリノ
11	Mr. Ibrahim Palino
	マカッサル地方裁判所判事
	スミノ・パルト・スペノ
12	Mr. Sumino Parto Supeno
	スラバヤ地方裁判所副所長
	ムハンマド・ダミス
13	Mr. Muhammad Damis
	スングミナサ地方裁判所副所長
	リリン・ヘルリナ・ビンティ・シャムスアール
14	Ms. Lilin Herlina Binti Syamsuar
	中央ジャカルタ地方裁判所判事
	中央ンヤカルダ地方裁判所判事

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 湯川 亮(Yukawa Ryo), 東尾和幸(Higashio Kazuyuki) 国際協力専門官 / Administrative Staff 伊地知康弘(Jjichi Yasuhiro), 岸田俊輔(Kishida Shunsuke)

月	曜	10:00		14:00			備考	
日			12:00			17:00		
10	日	入国						
22	Р	Λ.Θ.						
23 10		10:00~12:00		13:30~14	3:30~14:15			
10	月	JICAオリエンテーション		ICDオリエン		インドネシア側発表及び意見交換		
/	71							
10		JICA東京国際センター 10:00~12:10	(TIC)	法務総合研究E 14:00~17		国際協力部教官 湯川亮 法務総合研究所赤れんが棟共用会議室		
		インドネシア側発表(続き)及び意見交換		講義「知財哥	事件に関する日本の	司法制度」		
/	火							
25		知的財産高等裁判所判事 中村恭 国際協力部教官 湯川亮 法務総合研究所赤れんが棟共	用会議室	JICA長期専門	門家 間明宏充	法務総合研究所赤れんが棟共用会議室		
10		10:00~11:30 講義「日本の裁判所における研さんのあり方」		13:30~16				
/	水	時後「日本の教刊がにおける別でんりのサガ」		司法研修所訂	77 [R]			
26		国際協力部教官 東尾和幸 法務総合研究所赤れんが棟共			•	司法研修所		
10		10:00~12:00 講義「日本における判決公開」	12:15~	13:45	14:00~17:00			
/	4 .				講義・意見交換「弁証	養士会における知財研修・当事者からみた知財判決の意義」		
	木			筆意見交換会 記念撮影	潮見坂綜合法律事務			
27		国際協力部教官 湯川亮 法務総合研究所赤れんが棟共用会議室			大野総合法律事務所 牛鳴坂法律事務所弁 TH弁護士法人・弁護	・ 第十 木村耕太郎		
10		10:00~11:30		14:30~16		★ 19.1回17 佐物総合研先所弥社心が保欠相互機器		
	金	講義「日本における知財侵害物品の水際取締制度について」		知的財産高等	等裁判所訪問			
28		速速器 III 光	四人從中			知的財産高等裁判所		
10		東京税閥業務部知的財産調査官 山口隆久 法務総合研究所赤れんが棟共	用云概主			邓 •四年被刊团		
/	土							
29								
10								
/	H							
30				10 15 10	15			
10		10:00~11:30 講義「日本における民事保全制度」		13:15~16 東京地方裁料	: 15 判所知的財産権部訪	問		
/	月	EER BRIT het de ven tel een e						
31 11		国際協力部教官 湯川亮 <u>法務総合研究所赤れんが棟共</u> 10:00~11:45	用会議室	14:00~15	: 45	東京地方裁判所		
	火	判例時報社訪問・講義「判例時報社の業務概要等」		最高裁判所記	坊問			
1		判例時報社判例時報編集部 山下由里子 判例	削時報社	<u></u>		最高裁判所		
11		10:00~12:00		14:00~15		15:40~17:00		
	水	講義「日本における商標権侵害事件に関する論点」		質疑応答・ 減 知的財産高等	意見交換 裁判所判事 中村恭	インドネシア側発表(事前課題)		
2						知的財産高等裁判所判事 中村恭		
11	-	知的財産高等裁判所判事 中村恭 法務総合研究所赤れんが棟共 10:00~12:10	用会議室	法務総合研究 14:00~17	所赤れんが棟共用会議室 : 00	知町的生向等数刊別刊等 サイカ 3a 法務総合研究所赤れんが棟共用会議室 国際協力部教官 海川売		
	,	インドネシア側発表 (事前課題)		日本側講評	・意見交換			
/	木	4W MEN 24 4th 1967 CT 4A 286 1		1V1012 4-4	Faciant III.	÷ -1.		
3		桜坂法律事務所弁護士 林いづみ 知的財産高等裁判所判事 中村恭 <u>法務総合研究所赤れんが棟共</u>	用会議室	知的財産高等	務所弁護士 林いづ 等裁判所判事 中村	み - 恭 - 注務総合研究所赤れんが棟共用会議室		
11		10:00~12:00 総括質疑・意見交換		12:30~13 評価会・修				
/	金			H I 脚 ム 「炒 .	4			
4		知的財産高等裁判所判事 中村恭						
11		国際協力部教官 湯川亮 法務総合研究所赤れんが棟共	用会議室			法務総合研究所赤れんが棟共用会議室		
/	+	帰国						
5								
0								

第3回インドネシア法整備支援本邦研修

国際協力部教官 石田正範

第1 はじめに

法務省は、インドネシアにおける法整備支援活動として、平成27年12月に独立行政法人国際協力機構(JICA)が開始した、同国最高裁判所、同国法務人権省法規総局¹(以下「法規総局」という。)及び同省知的財産総局²(以下「知財総局」という。)を実施機関とする「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」(以下「本プロジェクト」という。)³に全面的に協力しており、当省から本プロジェクトのために、検事2名(うち1名は知的財産高等裁判所での勤務経験のある裁判官出身)をインドネシアへ長期派遣するなどしている。

本プロジェクトにおいては、平成 28 年 7 月 21 日から同月 28 日までの間(移動日を除く。)、インドネシア最高裁判所、法規総局及び知財総局の関係者合計 21 名を対象として、第 1 回本邦研修を東京において実施し 4 、その後、同年 10 月 24 日から同年 11 月 4 日までの間(移動日を除く。)、インドネシア最高裁判所関係者 13 名を対象として、第 2 回本邦研修を東京において実施した 5 ところであるが、それらに引き続き、同年 10 月 25 日から同年 11 月 3 日までの間 6 (移動日を除く。)、

法規総局関係者9名⁷を対象として,第3回本邦研修(以下「本研修」という。)を東京において 実施した。

現在、インドネシアでは、大統領の指揮の下、 法令間の整合性を高めるための諸施策が進められ ており、その一環として、法規総局は、インドネ シアの立法手続、法体系等を規定した 2011 年第 12 号法律の改正(以下「12 号法律改正」という。) に向けた作業を進めている。

12 号法律改正においては、立法過程における 法規総局の役割の見直し、地方条例の制定過程に おける同局の関与の強化等が目指されていること から、本研修においては、本研修前の法規総局側 との打合せに基づき、12 号法律改正作業への助 けとなるよう、日本における立法過程や地方条例 の制定過程等をカリキュラムの中心に据え、それ らに関する知見を提供することとした。

第2 本研修の概要

1 訪問・講義

(1) 当部講義

本研修の冒頭に、当職において、本研修に おける訪問、講義に先立ち、それらの前提知 識を得てもらうとともに、日本の立法過程の 全体像を把握してもらうために、日本の立法 過程、法令体系、地方条例に対する司法審査 等の概要について、講義を実施した。

(2) 総務省

法規総局は,法令間の整合性を高める一方 策として,将来的には効率的な法令データ

本プロジェクトの詳細については、ICD NEWS 第 67 号 (2016 年 6 月) 51 ページ「[インドネシア] インドネシア 新プロジェクトがスタート〜ビジネス環境改善のための 知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト〜」を参照されたい。

¹ 我が国の内閣法制局等に相当する組織である。

² 我が国の特許庁等に相当する組織である。

³ プロジェクト期間は、平成28年12月から平成32年12月までの5年間を予定している。

⁴ 第1回本邦研修の詳細については, ICD NEWS 第69号 (2016年12月号) 153ページ「第1回インドネシア法整備支援本邦研修」を参照されたい。

⁵ 第2回本邦研修の詳細については、本号140ページ「第2回インドネシア法整備支援本邦研修」を参照されたい。 6 日程は、別添1「日程表」のとおり。

⁷ 研修員は、法務人権省の特別職であるファジャール・ボス・サルモン・ラセ法務人権大臣アドバイザー、法規総局のナンバー2であるプリヤント法規総局事務局長ら9名(別添2「研修員名簿」のとおり)。



当部講義の様子

ベースの構築を望んでおり⁸, それが将来的に は本プロジェクトの活動の一つとなる可能性 もある。

そのため、日本の法案作成過程で重要な役割を果たしている「法制執務業務支援システム (e-LAWS)」を所管する総務省を訪問し、同省行政管理局管理官室副管理官らから、同システムについて説明を受けたり、そのデモンストレーションを見たりしたほか、日本の行政不服審判法及び行政手続法について講義を受けた。

(3) 東京都庁

東京都総務局総務部文書課統括課長代理らから、同都における条例案審査過程、国と地方公共団体との役割分担等について講義を受けた。

(4) 衆議院法制局

衆議院法制局を訪問し、同局法制企画調整 部調査課員らから、日本の立法過程と立法評 価、衆議院法制局の組織、役割等について講 義を受けたほか、国会議事堂等の施設見学を 実施した。

(5) 法務省刑事局

法務省刑事局参事官から、同局における法 律案の作成過程等について、講義を受けた。

(6) 文化庁

本プロジェクトは、ビジネス環境改善のた



総務省訪問の様子

めの知的財産権保護・法的整合性向上を一義 的な目標として掲げていることから、それに 関連する情報の提供として、文化庁を訪問し、同 庁長官官房国際課海賊版対策専門官から、日 本の著作権法の概要等について講義を受けた。

(7) 法務省民事局

法務省民事局参事官から、民事基本法例の 立案事務について講義を受けた。

2 インドネシア側発表

ファジャール・ボス・サルモン・ラセ法務 人権大臣アドバイザーから、12号法律改正 について、改正の必要性、予定している改正 点、克服すべき課題、日本側から協力を受け たい点、今後の作業スケジュール等について 発表を受けた。

3 意見交換

意見交換においては、12号法律改正に関し、インドネシア側が具体的にどのような点について日本側の協力を求めたいのか、改正にあたり克服すべき課題の背後にある問題点等について、率直かつ深いレベルで意見交換をした。

また、インドネシア法令の問題点(①法改正時に附則に「改正後第…条と矛盾しない既存の条項は改正後もなお有効とする。」などという記載の仕方をするため、改正により失効する条項と有効な条項が不明確、②法律の公布日と施行日が同一、等)について、日本側から率直に指摘し、改善の余地等について議論するなどした。

⁸ インドネシアでは現時点でも法令データベースは存在 するものの、収録法令が十分でない上、法令の検索がで きないなど、未だ十分なものではないとのことである。



意見交換の様子

4 その他

(1) 部長主催意見交換会

当部阪井光平部長主催の意見交換会兼昼食会を実施し、阪井部長ら当部職員と研修員との間で率直な意見交換をするとともに、親睦を深めることができた。

(2) 懇談会

公益財団法人国際民商事法センター主催の 懇談会が開催され、研修員と日本側関係者と の間で一層の懇親が図られた。

第3 所感

前記のとおり,第1回本邦研修はインドネシア 最高裁判所,法規総局及び知財総局の3機関を対 象としたもの,第2回本邦研修は同最高裁判所を 対象としたものであったのに対し,本研修は,法 規総局のみを対象とした最初の本邦研修であり,

法規総局の関心事項に絞ったカリキュラムとしたことから、研修員にとってより効率的な研修となったものと思料する。

また、当省と法規総局とでは本プロジェクト開始前には交流がほぼなかった上、本プロジェクトも開始から間もないこともあり、当省側関係者と法規総局関係者の間には若干の距離があったことは否めないが、本研修時の意見交換においても、インドネシアの法律の法技術的な問題点等、法規総局側にとっても耳が痛い



民事局参事官による講義の様子

内容も率直に議論できたことからも、本プロジェクトを通じてその距離は徐々に近づいてきていると言えるものと思われる。

なお、本研修後のアンケートでは、日本で印象に残った点として、犬を散歩する人が犬の糞を持ち帰っていたり、他の車等がいない状況でも車が信号を守っていたりしたことに非常に驚いた旨が述べられていたが、本邦研修において、日本社会を実際に見てもらうことは、本プロジェクトにおいてインドネシア側、日本側が共通理解を深めながら種々の作業を共同で進めていく上で、意味があることだと感じた。

最後に、大変御多忙の中、本研修に多大なご協力をしていただいた関係機関の皆様、インドネシアから研修員に帯同していただいた通訳のジョコ氏らに対し、この場を借りて改めて深く感謝申し上げたい。



集合写真

インドネシア法整備支援第3回本邦研修日程表 [教官: 石田教官, 廣田教官 事務担当: 岸田専門官]

別添 1

月日	曜	10:00		12:00	14:00			17:00	備考
10	月	移動日							
10		9:15~9:45	11:00~11:45		14:00~16:1	5		16:30~17:00	
/	火	JICAオリエンテーション	ICDオリエンテーション		日本の立法追	程等		法務総合研究所長表敬訪問	
25		法務省小会議室	法務省	小会議室		文官 石田正範	法務省小会議室	法務総合研究所長室	
10		10:00~12:00 総務省訪問・講義			14:00~16:3 インドネシア				
26		総務省行政管理局管理官室副管理官 高	口架土	総務省			IICA東京	国際センター(TIC)SR301	
10		総務省11以官理局官理目至副官理目 尚 9:30~12:00	四貝大	12:15~	13:45	15:00~17:00	Jichan	国所 C フ / (110) SK301	
/	木	意見交換		部長主作 及び	崔意見交換会 『記念撮影	東京都庁講義			
27		中央会同庁全	○ 6 号館 A 棟 1 階集団処遇室			東京都総務局総務部文書課 同課主任 葛西信二	統括課長代理 南友和, 奥田将史	JICA東京国際センター (TIC) SR404	
10		11:00~12:00	· m		13:30~16:0				
/	金	衆議院法制局訪問・施設見学			衆議院法制局	訪問・講義			
28		衆議院法制局担当者	衆議	院法制局	衆議院法制局	引法制企画調整部調:	査課 吉澤紀子	衆議院法制局	
10	土								
10	日								
10		10:00~12:00			14:00~16:0)			
/	月	刑事局講義「法務省における法律案の作	成の流れ」		文化庁訪問・	講義			
31		刑事局参事官 隄良行	法務省	小会議室	文化庁長官官	[房国際課海賊版対	策専門官 野田昭彦	文化庁	
11		10:00~12:15			14:15~16:4			Z16/11	
/	火	民事局講義「民事基本法令の立案事務に	ついて」		意見交換				
1		POT NO F LI POT INDE	務総合研究所赤れんが棟共	用会議室			法務総合研	究所赤れんが棟共用会議室	
11		10:00~12:00			13:30~15:3	0			
/	水	意見交換			意見交換				
2			ICA東京国際センター(TIC	C) SR409	12:00~12:3	n	JICA東京	国際センター (TIC) SR409	
11		10:00~11:45 総括質疑・意見交換			12.00~12.3 評価会・修丁				
3		国際协力如料点	TCA東京団際よいり (****	a) cpoc-	TTO STATE OF THE S	have the control on the			
11	金	国際協力部教官	ICA東京国際センター(TIC	SR301	I JICA東京国際	センター (TIC) SR301			
4									

インドネシア法整備支援第3回本邦研修

	ファジャール・ボス・サルモン・ラセ
1	Mr. Fajar Bos Salmon Lase
	法務人権大臣特別アドバイザー
	プリヤント
2	Mr. Priyanto
	法務人権省法規総局事務局長
	ヌルヤンティ・ウィディヤスティ
3	Ms. Nuryanti Widyastuti
	法務人権省法規総局条例支援·起草指導局長
	カンティ・ムルヤニ
4	Ms. Kanti Mulyani
	法務人権省法規総局起草局法案·法律代替政令案作成課長
	ヌール・ロフマ・ムリヤナ
5	Ms. Nur Rokhma Muliana
	法務人権省法規総局法整合性第一局法務・基本人権整合化第一課長
	ラフマトッラー・ズルキフリ
6	Mr. Rahmatullah Zulkifli
	法務人権省法規総局事務局法令起草担当者
	イルマ・ワユフニ
7	Ms. Irma Wahyuni
	法務人権省南スラウェシ地方局法令起草担当者
	ヌルル・ヒダヤー
8	Ms. Nurul Hidayah
	法務人権省東カリマンタン地方局法令起草担当者
	ミルサワール
9	Mr. Mirsahwal
	法務人権省リアウ地方局法令起草担当者

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 石田正範(Ishida Masanori), 廣田 桂(Hirota Kei) 国際協力専門官 / Administrative Staff 岸田俊輔(Kishida Shunsuke)

第6回ネパール裁判所能力強化プロジェクト本邦研修

第1 はじめに

2016年11月27日(日)から同年12月10日(土)まで(移動日を含む。),デベンドラ・ゴパール・シュレスタ (Devendra Gopal Shrestha) 最高裁判所判事を団長とする研修員13名¹を対象に,第6回ネパール裁判所能力強化プロジェクト本邦研修(以下「本研修」という。)を実施した。

ネパールでは、訴訟遅延及び犯罪者が適正に処罰されずに野放しになっている「不処罰」の問題が国民の司法に対する信頼を損ねる原因で、事件管理の改善が大きな課題となっており、また、裁判所の紛争解決能力の向上のため、司法調停の活用にも期待が高まっているものの、制度の理解不足や調停人の能力不足が、その活用促進の障害となっている。

このような事情を踏まえ、ネパール政府から我が国に対し、事件処理・管理能力の強化や司法調停の活用促進を通じた裁判所の紛争解決能力向上のための支援要請が出され、これを受けて、2013年9月から3年7か月間の予定で、独立行政法人国際協力機構(JICA)において、ネパール最高裁判所を主なカウンターパートとして「迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクト」(以下「本プロジェクト」という。)を開始した。

本研修は、本プロジェクトの一環であり、本研修では、ネパールでの問題解決に役立つようにするため、日本における刑事及び民事事件管理の講義や、裁判所訪問等により日本の実務に関する知見を提供するとともに、実務家との意見交換により、ネパールの実務における問題点の洗い出しや、日本の制度の特色を伝えることにした。

第2 研修内容2

1 講義等

(1) 家庭裁判所・調停制度

当部の湯川亮教官が、日本の家庭裁判所・ 調停制度について概要説明の講義を行った。 ネパールでは家庭裁判所に相当する裁判所は 無く、本研修において大阪家庭裁判所を訪問 することになっているため、この訪問の前提 知識を提供する目的で行ったものである。研 修員は、調停制度についてネパールの制度と 対比して積極的に質問するなどし、これらの 点についての知識を深めた様子であった。

(2) 日本の調停制度の歴史,調停人トレーニングについて

中京大学法科大学院法務研究科稲葉一人教授から,「日本の調停制度の歴史や調停人トレーニング」と題して,日本の調停制度の歴史や概要,日本とネパールの司法調停制度の比較,ネパールの司法調停における問題点,調停人のトレーニングの重要性や方法等についてご講義をいただいた。稲葉教授は,長年にわたり,インドネシアやモンゴル,ネパール等に対する調停制度等に関する法整備支援に関与されており,この豊かなご経験に基づく講義は,司法調停が機能していないことが問題となっているネパールの研修員にとって,非常に有意義な様子であった。

(3) 比較法的に見た日本の裁判制度の特徴

大阪大学を訪問し、同大学大学院法学研究 科福井康太教授から、日本の裁判制度の成り 立ち、日本の裁判制度と他国の制度との比較 等についてご講義をいただいた。ネパールで は訴訟の遅延が問題となっているところ、日

¹ 研修員は、別紙1 (研修員名簿) のとおり。

² 研修日程は、別紙2 (日程表) のとおり。



国際会議室での全体集合写真

本を含む多数国の法制度を比較法的観点から 知ることは、同問題の解決・改善のための情 報として有意義なものになったものと思われ る。

(4) 講義「民事事件管理 争点及び証拠の整 理手続!

当部の東尾和幸教官が、争点及び証拠の整理手続等を中心として日本における民事事件管理について講義を行った。ネパールにおいては、争点及び証拠の整理手続が存在せず、これが訴訟遅延の大きな要因の一つとなっているものと考えられるところ、本講義はネパールの研修員にとって非常に有益なものとなった様子であった。

(5) 講義「刑事事件管理」

当部の伊藤淳教官が、日本における、捜査 段階における検察官の役割、公判前整理手続 等、日本における刑事事件管理の工夫につい て講義を行った。ネパールにおいては、民事 手続同様に刑事手続においても争点整理手続 が存在しないため、公判前整理手続等の制度 や概念は、研修員にとって有益な情報であっ た。

(6) 講義「検務事務の流れ」

大阪地方検察庁総務部の藤川浩司副部長か

ら、検察庁における事件の受理や証拠品の受理・保管方法などの検務事務全般に関する講義をいただき、その後、同庁における証拠品倉庫、記録倉庫等の見学を行った。ネパールにおいては、証拠品や記録の保管の杜撰さが問題となっており、我が国における証拠品に関する講義や施設見学で、非常に刺激を受けた様子であった。

(7) ネパール側発表

ネパールの代表者から,現在作成中の事件 管理ガイドラインやネパールにおける調停制 度,特別裁判所について発表があり,これら について意見交換を行った。事件管理ガイド ラインについては,本プロジェクトの成果の 一つであり,これについて大阪大学法科大学 院吉野孝義客員教授と共に意見交換ができた ことは本プロジェクトにとって極めて大きな 意味があった。

2 訪問

(1) 大阪家庭裁判所訪問

大阪家庭裁判所を訪問し、裁判官、書記官、 調査官から、家庭裁判所の業務の概要、調査 官の役割等について、講義をいただいた。ネ パールでは家庭裁判所に相当する裁判所は存 在しないが、研修員は、家事事件等に特化し た家庭裁判所の有用性について認識したようで,現在作成中の事件管理ガイドラインにも 盛り込みたいとの意見が出された。

(2) 大阪地方裁判所訪問

大阪地方裁判所を訪問し、民事事件の法廷 傍聴や、裁判官との意見交換を行った。ネパー ルにおいては、民事事件において、弁護士が 長々と弁論をすることが多く、これが訴訟遅 延の一因となっているところ、本邦における 法廷傍聴において、多くの事件が短期間のう ちに迅速に処理されている様子を見られたこ とは非常に有意義だったと考えられる。

(3) 東京簡易裁判所訪問

東京簡易裁判所を訪問し、略式命令手続に 関する講義、裁判官等との意見交換を行った。 ネパールの実務においては、刑事事件におい て、不起訴処分は極めて限定的にしか認めら れておらず、大半の事件が公判請求され、こ れが訴訟遅延の一因となっていると考えられ るところ、我が国における略式命令手続につ いての知見を得たことは、今後のネパールに おける制度の改善等を考える上で、有用で あったと考えられる。

(4) 最高裁判所訪問

最高裁判所を訪問し, 法廷見学等を行い,

あわせて、最高裁判所における業務の概要、 上告受理件数等についてのご説明をいただい た。

(5) 日本弁護士連合会訪問

日本弁護士連合会を訪問し、同会国際交流 委員会委員の矢吹公敏先生から、日本の法曹 の沿革、法曹三者の実務上の連携の取組につ いてご講義いただいた。

ネパールにおいては、裁判官、検察官、弁護士の連携は限定的にしか見られないとのことであり、日本における法曹三者の連携の取組について知見を得られたことは、今後のネパールの制度等の改善に有益なものになったと思料される。

第3 おわりに

最後に、本研修が充実したものとなったのは、 関係者の皆様のご協力とご尽力のおかげであることは言うまでもなく、改めて、講師の先生方、裁 判所、日本弁護士連合会の皆様、通訳人野津治仁 氏及び湊・シャルマ・ジャヤンティ氏、冨田さと こJICA長期派遣専門家、JICA及び公益財 団法人国際民商事法センターの皆様、その他多く の関係者の方々に、心から御礼を申し上げたい。

ネパール裁判所能力強化プロジェクト第6回本邦研修員名簿

	デベンドラ ゴパール シュレスタ
1	Mr. Devendra Gopal Shrestha
	最高裁判所判事
	アニル クマール シナ
2	Mr. Anil Kumar Sinha
	最高裁判所判事
	プラバ バスネット
3	Ms. Prabha Basnet
3	特別裁判所判事
	カドガ バハドゥル シュレスタ
4	Mr. Khadga Bahadur Shrestha
4	Wir. Kriauga Bariauur Sirresura ジャナクプル高等裁判所ビルガンジ支部事務局長
	カドガラージュ アディカリ
_ ا	
5	Mr. Khadgaraj Adhikari
	トゥルシプル高等裁判所ネパルガンジ支部事務局長 ダルマ ラージュ ポウデル
6	Mr. Dharma Raj Paudel
	カトマンズ地方裁判所判事
_	ジャガト ナラヤン プラダーン
7	Mr. Jagat Narayan Pradhan
	ラスワ地方裁判所判事
	ラジェンドラ クマール アーチャールヤ
8	Mr. Rajendra Kumar Acharya
	ダヌシャ地方裁判所判事
	コマル プラサッド アーチャールヤ
9	Mr. Komal Prasad Acharya
-	ダン地方裁判所判事
	サイレンドラ クマール ダハール
10	Mr. Shailendra Kumar Dahal
	最高裁判所弁護士会長
	ラジェッソル アルヤール
11	Ms. Rajeshwar Aryal
	ダン地方検察庁検察官
	シャクンタラ カルキ
12	Ms. Shakuntala Karki
	最高裁判所書記官
	クリシュナ プラサッド アディカリ
13	Mr. Krishana Prasad Adhikari
	カブレパランチョーク地方裁判所事務局長

【研修担当/Officials in charge】

教官(Professor) /廣田 桂(HIROTA Kei), 東尾 和幸(HIGASHIO Kazuyuki), 湯川 亮(YUKAWA Ryo) 国際協力専門官(Administrative Staff) /岸田 俊輔(KISHIDA Shunsuke) [教官: 廣田教官, 東尾教官, 湯川教官 専門官:岸田専門官]

月	曜	10:00	14:00			
日	日	12:30		備考		
11						
/	日	日 移動日				
27						
11		10:30~12:00				
/	月	510A7 9±27 — 7=2	国際協力専門官 岸田俊輔 国際協力部教官 湯川 亮			
28		A 244-4-5	A 5 W ch			
11		<u>会議室</u> 10:00∼12:30 講義「日本の調停制度の歴史、調停人トレーニングについて」	13:45~16:00			
/		中京大学法科大学院法務研究科教授 稲葉一人	講義「比較法的に見た日本の裁判制度の特徴」/大阪大学見学 大阪大学大学院法学研究科 教授 福井康太			
29		A 244-4-5	+15-4-25			
11		会議室 10:00~12:00	14:00~15:30 15:45~16:45			
/	水	大阪家庭裁判所訪問	講義「日本の司法行政」 ネパール側発表 「特別裁判所の役割・機能」 国際協力部教官 廣田 桂			
30						
12		大阪家庭裁判所 10:00~12:00 12:15~13:4	14:00~17:00			
_	木	ネパール側発表「事件管理ガイドライン」 部長主催意	10 パラム トー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
1	-	ポパール研修員代表				
12		大阪大学法科大学院客員教授 吉野孝義 会議室 10:00~12:30	大阪大学法科大学院客員教授 吉野孝義 会議室			
/		講義「民事事件管理 争点及び証拠の整理手続」 国際協力部教官 東尾 和幸	講義「刑事事件管理」 国際協力部教官 伊藤 淳			
2	<u>w</u>					
12		会議室	会議室			
/	+					
3	±					
12						
/	日					
4	Ц					
12		10:00~12:00	14:00~17:00			
/		大阪地方裁判所訪問	講義「検務事務の流れ」/大阪地方検察庁見学			
5	,,					
12		10:00~12:15	大阪地方検察庁総務部副部長 藤川浩司 会議室 13:30~15:45			
/	,1,	ネパール側発表「調停制度について」	意見交換			
6		ネパール研修員代表 大阪大学法科大学院客員教授 吉野孝義	大阪大学法科大学院客員教授 吉野孝義			
12	_	中京大学法科大学院法務研究科教授 稲葉一人 国際会議室				
/	-JL	移動(大阪-東京)	東京簡易裁判所(略式)			
,	ハ	IZ MA VENIMA APANA				
7		11:45~12:15	東京簡易裁判所 14:05~15:05 訪問			
12		11:45~12:15 最高裁判所訪問	15:15~17:00 講義 日本弁護士連合会訪問·講義			
_	^					
8		最高裁判所 10:00~12:30	失吹公敏弁護士 日本弁護士連合会 12:45~13:15			
12		総括質疑	評価会・修了式			
	金					
9		国際協力部教官 廣田 桂 JICA東京国際センター(TIC)	JICA東京国際センター(TIC)			
12						
/	±	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	多動日			
10		※会議室:大阪中之島合同庁舎911号室(司法修習生研修室)				

※会議室:大阪中之島合同庁舎911号室(司法修習生研修室)

第17回日韓パートナーシップ共同研究(韓国セッション)

国際協力部教官 大西宏道

第1 はじめに

法務省法務総合研究所国際協力部では、公益財団法人国際民商事法センター及び大韓民国(以下「韓国」という。)大法院法院公務員教育院(以下「教育院」という。)との共催により、平成28年(2016年)10月17日から同月27日までの間、第17回日韓パートナーシップ共同研究(韓国セッション)を実施したので、その概要を報告したい。

なお、法院とは、我が国の裁判所に相当し、大 法院とは、我が国の最高裁判所に相当する韓国の 機関である。また、教育院とは、韓国の法院の職 員の研修を実施する、我が国の裁判所職員総合研 修所に相当する機関である。

第2 日韓パートナーシップ共同研究について

1 概要

日韓パートナーシップ共同研究は、日韓の研究員が両国の民事法制の制度上及び実務上の問題点の検討及び比較研究を共同で行うことを通じて、相互に知識を深め、各制度の発展及び実務の改善に役立てるとともに、両国間のパートナーシップを醸成することを目的として、平成11年(1999年)から実施しているものである。

研究員は、韓国の法院職員から選ばれた韓国側研究員と我が国の法務省、法務局及び裁判所職員から選ばれた日本側研究員により構成され、毎回、我が国で開催する日本セッションと韓国で開催する韓国セッションの2つのセッションにおいて、両国の研究員が互いに相手国を訪問して、不動産登記制度、商業登記制度、戸籍(家族関係登録)制度及び民事執行制度(戸籍(家族関係登録)制度及び供託制度は隔年で実施。)をめぐる制度上及び実務上の諸問題について、講義、訪問・見学、実務研究等を通じて調査研究を行う。研究の成果は、

「資料集」として冊子にまとめられる。

なお,我が国においては,登記,戸籍及び供託は,法務省が,民事執行は,裁判所が事務を担当しているところ,韓国においては,登記,家族関係登録(戸籍),供託及び民事執行は,いずれも法院が事務を担当している。

2 経緯

ところで、我が国及び韓国にとって、司法の 分野における協力関係は、両国の発展及び関係 強化のため重要であることから、両国の司法関 係機関が、17回もの多数回にわたり、日韓パー トナーシップ共同研究を実施していることは、 有意義なものであると考える。

そこで、本稿においては、まず、その意義を 再確認するため、これまでの日韓パートナー シップ共同研究(日韓パートナーシップ研修) の発展の経緯について概観したい。

韓国は、古くから我が国との交流があり、我が国と類似した法制度を有しているため、相互に両国の法制度の比較研究等を行うことにより、各制度の発展及び実務の改善を図ることができると言える。また、我が国の法務省において、昭和57年度から、法務総合研究所が実施する法務局専攻科研修に、韓国人研修員を受け入れていた経緯があった。

そこで、平成11年(1999年)に、我が国の 法務省と韓国の法院との協議により、日韓パートナーシップ研修が開始された。なお、平成 24年(2012年)の第13回までは、「日韓パートナーシップ研修」との名称であったが、日韓 両国が対等な立場で共同研究する趣旨を明確に するため、翌年の第14回から「日韓パートナーシップ共同研究」との名称に変更した。当初 は、法務総合研究所研修第三部が担当していた が、平成13年(2001年)、法務総合研究所に 国際協力部が新設されると同部が担当することとなった。

韓国においては、「韓日登記官等相互研修」 との名称であり、本事業は、主に登記官のため の研修と位置付けている。我が国においても、 本事業は、法務省民事局及び法務局並びに裁判 所の職員の能力の向上に寄与している。我が国 の裁判所職員からの研究員は、平成14年(2002 年)の第4回から参加した。

第1回は,不動産登記制度を,第2回は,会 社登記制度を,第3回は,再び不動産登記制度 を題材として実施したが,その後,次のとおり, 研究分野は拡大している。

まず,両国において,民事執行の一層の迅速 化及び効率化が課題となっているところ、民事 執行手続に係る法の制定及び改正が進められて おり、民事執行制度について、比較研究を行う ことは有益であると考えられたことから, 平成 14年(2002年)の第4回は、不動産登記制度 及び不動産執行制度を題材とし, 我が国の裁判 所職員からの研究員が参加することとなった。 平成15年(2003年)の第5回及び平成16年 (2004年) の第6回は、不動産登記制度、商業 登記制度及び不動産執行制度を研究分野とし, その後,債権執行も含む民事執行制度は,毎回, 研究分野の一つとされることになった。なお、 日本側研究員の多くは法務局職員であるが、民 事執行手続は、登記及び供託の制度にも関係し ており、その知見を深めることは有益である。

また、戸籍については、日韓両国は数少ない整備された戸籍制度を有している国であり、相互に渉外戸籍事務における問題が増加しており、また、供託については、民事紛争の円滑な解決等において重要な役割を果たしているにもかかわらず、これまで供託制度についての比較研究はほとんど実施されておらず、両国の法制度を比較研究することは、双方にとって有益であると考えられたことから、平成17年(2005年)の第7回から戸籍制度が、平成18年(2006年)の第8回から供託制度が、研究分野として加え

られた。

このように、日韓パートナーシップ共同研究 (日韓パートナーシップ研修)は、東日本大震 災の影響により協議の上で中止した平成23年 (2011年)を除き、毎年、日韓両国の司法関係 機関の協力の下、内容を発展させながら実施し ているものであり、両国の司法の分野における 協力関係の維持及び発展において、一翼を担っ ていると言える。

第3 第17回日韓パートナーシップ共同研究について

第17回目の開催となった本年においては、6月に法務総合研究所において日本セッション、10月に教育院において韓国セッションが実施されたところ、両国の研究員により、不動産登記制度、商業登記制度、戸籍(家族関係登録)制度及び民事執行制度をめぐる制度上及び実務上の諸問題について、活発な研究活動及び意見交換が行われた。

第4 韓国セッションの概要

1 講義

(1) 「在外国民家族関係登録事務所の現況と 展望」

大法院在外国民家族関係登録事務所の初代 所長のイ・チャンウ氏から,在外国民の家族 関係登録申告を専門的に処理するために法院 行政処内に 2015 年に設置された在外国民家 族関係登録事務所の概観,設置背景,必要性, 成果及び発展課題について,在外国民家族関 係登録における迅速性,正確性及び専門性の 重要性の観点から,講義がなされた。

(2) 「韓国の住民登録制度」

弁護士で行政自治部住民課行政事務官の チョ・アリ氏から、韓国において不動産及び 商業登記制度並びに家族関係登録制度と密接 な関係のある住民登録制度に関し、その沿革、 住民登録番号の変遷過程、住民登録票、家族 関係登録制度との関係、個人情報の保護及び 住民登録の活用について、我が国の制度との 比較を踏まえながら、講義がなされた。

2 訪問・見学

法院の情報処理の中心部である中央盆唐電算情報センターを訪問し、大法院 I Tセンターの概要、情報システムの歴史、運営、構成、機能及び一般向けサービス並びに E-Court の概要について、イ・サンヨップ情報化審議官から説明を受けるとともに、通信会議システム室、管制室、サーバー室及び体験室を見学した。

また,大法院を訪問し,韓国の大法院の組織, 歴史,業務等について職員から説明を受けると ともに,大法廷,小法廷,資料館等を見学した。

さらに、ソウル中央地方法院を訪問し、執行 及び登記の事務の概要等について職員から説明 を受け、事務局民事執行課、登記局を見学する とともに、意見交換を実施した。

加えて,大法院在外国民家族関係登録事務所 を訪問し,在外国民家族関係登録事務の概要等 について説明を受けた。

3 実務研究及び総合発表

韓国セッションでは、5名の日本側研究員が 次の題材について韓国側パートナー研究員との 協議、質疑応答等を通じて、それぞれ研究を行 い、最終日の総合発表会において発表を行った。

(1) 「国民に信頼される不動産登記制度とするための一考察~所有者不明の解消と情報の充実~」

我が国において登記情報に記載されている 所有者の情報で不動産の真の所有者が確認で きない状況が問題となっていることを踏ま え,日韓の不動産登記の効力,権利に関する 登記の申請義務,登録免許税及び登記手続費 用,登記情報の検索並びに不動産に関する情 報の整備の比較検討を通じて,我が国におい て信頼性の高い不動産登記制度の構築を目指 して,登記申請義務の拡大及び登記名義人の 表示の変更の登記に係る職権登記,登録免許 税の軽減並びに名寄せ検索及び不動産情報の 一元化の推進を提言したもの。

(2) 「所有者の所在の把握が難しい土地につ

いて~相続登記未了の土地の現状と相続登 記の促進施策を中心に~」

我が国において社会問題となっている相続 登記未了のまま所有者の所在の把握が難しい 土地の現状及び相続登記制度の課題等につい て,韓国においてそのような問題が生じてい ないことに着目し,日韓における相続登記未 了の土地の現状の分析,相続登記制度等及び 相続登記を促進する必要性の有無の比較検討 を通じて,相続登記未了の土地の所有者の所 在の把握を容易にするため及び速やかに相続 登記を行うための施策を提言したもの。

(3) 「戸籍記載における真実性を確保するための方策について〜創設的届出時の本人確認及び実質的審査を中心に」

当事者が知らない間に勝手に届出がされる 事案及び当事者が通謀して虚偽の養子縁組届 出を行う事案の対応に関し、日韓の本人確認 制度及び実質的審査の比較検討を通じ、戸籍 (家族関係登録)に係る真実性の確保に対す る両国の考え方の違いを踏まえ、我が国にお ける本人確認制度の改善及び当事者が通謀し て行う虚偽の届出に対する取組を検証したも の。

(4) 「商業登記の真実性の確保及び簡易・迅速化に関する考察」

商業登記に係る真実性の確保及び簡易・迅速化の要請に関し、真実性の確保の制度として、日韓の印鑑証明制度及び設立の登記及び役員変更の登記の申請の際の添付書面等並びに韓国の公証制度を、また、簡易・迅速化の制度として、日韓のオンライン登記申請等の制度を比較検討したもの。

(5) 「債務者財産の開示制度の実効性の向上」 債務者財産の開示制度に関し、韓国における財産開示制度としての財産明示命令、財産 照会及び債務不履行者名簿登載の手続の実務 上の評価を検討することを通じて、現在、我 が国において行われている債務者財産の実効 性を向上させるための制度の見直しにおける 検討課題を問題提起したもの。

第5 おわりに

第17回の韓国セッションも,日韓両国の研究 員が,制度上及び実務上の諸問題について,相手 国の法制度,運用,社会情勢等の相違の観点から 意見を交わしつつ,検討及び比較研究を行った。

本共同研究において,両国の民事法制について, 長所短所の発見,問題の提起等につながるよう, 制度,実務等の比較にとどまらず,それらの相違 から考えられる社会的,経済的,政治的,文化的 及び歴史的背景や,実体法的,慣習法的及び理念 的な考え方の相違等について,可能な限り,追究 するとともに,それらを踏まえ提言又は問題提起 をすることができた。

法制度の基本が類似する日韓両国において,互いの制度及び実務等を比較することは,改めて自らの業務の根本を考えることにつながり,制度の発展及び実務の改善に資すると思われ,また,研究員同士で熱心に議論を交わすことは,互いに刺激を受け,交流を深めることにつながり,両国間のパートナーシップを醸成することに資すると思われる。

今後も引き続き,本共同研究を実施することが, 両国にとって重要であると考えられる。

最後に、本共同研究の円滑な実施に協力いただいた日韓両国の関係者に感謝申し上げたい。

第17回日韓パートナーシップ共同研究員名簿

		氏名	所属	性別	備考	
		すみだ ゆうこ	東京法務局			
	1	 住田 優子	城南出張所	女	不動産登記	
			登記官			
		はまおか ゆきお	横浜地方法務局		— ***	
	2	濱岡 夕希雄	法人登記部門	男	戸籍	
日本		もり まさひろ	登記相談官			
側	3	し もり まさいつ	千葉地方法務局 市川支局	男	不動産登記	
研究	3	森 正裕	中川文局 登記官	5	个别准立記	
究員		おおた ゆうすけ				
	4		商事課	男	商業登記	
	•	太田 裕介	商業法人登記第三係長		四木並出	
		かみやま つよし	最高裁判所			
	5		事務総局民事局第三課	男	民事執行	
		神山 剛	調査員			
		パク ソクホ	ソウル家庭法院			
	1	朴奭滸		男	不動産登記	
		们多点	法院事務官			
		イ ジョンリョル	チョンジュ地方法院			
大	2	李宗烈		男	不動産登記	
韓民			法院主事			
民国		チョン ヨンホ	プサン家庭法院			
側	3	鄭容昊		男	戸籍	
研 究		4 - > -	法院主事補			
員	4	イ ユンホ	インチョン地方法院		兄事執 仁	
	4	李潤鎬	法院主事補 法院主事補	男	民事執行	
		チョン ジュシク	ソウル中央地方法院			
	5		> 776 X-6717A 96	男	商業登記	
	Ĭ	鄭柱植	法院主事 法院主事		PJATH	
		l	(本の)上で			

法務総合研究所

国際協力部教官 大西宏道 主任国際協力専門官 下岡純一 国際協力専門官 遠藤裕貴

大韓民国法院公務員教育院

法院書記官 李性民(イ ソンミン) 法院主事補 李相俊(イ サンジュン)

第17回日韓パートナーシップ共同研究(韓国セッション)日程表

【 指導教官:大西教官 事務担当:遠藤専門官 】

月	曜	9:30		14:00				/± *
日		12:00					17:00	備考
				13:00~13:50		14:00~17:00		
10				オリエンテーション		実務研究(事前	〕 準備)	
/ 17	月							
17				(赤れんが棟ミーティ)	ングルーム)	(赤れんが棟ミー	ティングルーム)	
				オリ	Jエンテーシ <u>:</u>	ョン		
10	火	東京(羽田空港)発 → ソウル(金浦空港)着						
18			(日本側研究員入	寮)				
		教育院長表敬 実務研究(1)	院長主催昼食会	実務研究(2)		講義		
10	-ال-	写真撮影				講義「在外国民 事務所の現況。	家族関係登録	
/ 19	水					イ・チャンウ所	長(在外国民家	
						族関係登録所)	
		実務研究(3)		見学				
10	+			中央盆唐電算情報	ママンター しょうしょう			
20	木							
		実務研究(4)		講義		課外活動		
10	<u>م</u>			講義「韓国の住民登チョ・アリ行政事務」				
/ 21	金			治部住民課)	日(川政日			
10	±							
22	_							
10								
/	日							
23								
		見学		見学				
10		大法院		ソウル中央地方法	院(広域登詣	見局含む。)		
/	月			7 777 70,075,727	190 (12-94 12 11	3,5000		
24								
		総合発表準備		総合発表			修了式	
10								
25	火							
25								
10	٠	(日本側研究員退寮)	ソウル(金浦空港)発 → 東京(羽田空	2港)着			
/ 26	水							
, -		10:00~12:00		14:00~15:30				
10	木	帰国報告会準備		帰国報告会				
27	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\							
		法務省102号会議室				法務省	102号会議室	

第1回日本・バングラデシュ共同研究

国際協力部教官 松尾宣宏

第1 本共同研究の経緯等

平成28年(2016年)10月11日から同月18日までの日程(移動日含む。詳細日程については別添日程表参照)で、バングラデシュ人民共和国アニスル・ホック法務・司法・議会担当大臣ら7名(別添研究員名簿参照1)が来日し、第1回日本・バングラデシュ共同研究(以下、「本共同研究」という。)を実施2した。

バングラデシュについては、平成25年(2013年)に改訂された政府の「法制度整備支援に関する基本方針」において、法制度整備支援の重点対象国に指定されたものの、バングラデシュには、我が国が以前から支援を行ってきたベトナムやカンボジアのように、法制度整備支援のプロジェクトがあるわけではなく、バングラデシュの法務・司法分野に関する情報も非常に限られていたことから、当部では、同年以降、調査委託や当部教官による現地調査を行うなどして、バングラデシュの司法制度に関する基礎調査を行ってきた。

そして、平成28年(2016年)3月、バングラデシュの実務者レベル(バングラデシュ法務・司法・議会担当省審議官ら4名)の者らを日本に招へいし、共同研究を行うとともに、バングラデシュ法務・司法・議会担当省側に更なる共同研究を持ちかけたところ、ホック大臣自ら訪日を希望されたほか、同省次官及びダッカ大学3法学部長等の高官が参加するとの回答に接した。

当方としても、高官自ら来日して日本の法務・司法関係機関を訪問して、関係者との意見交換を行い、日本の司法制度に対する理解を深めてもらうことは、両国の法務・司法関係機関相互の信頼

関係構築に大いに資すると考えた。

また、日本とバングラデシュは、平成26年(2014年)に「包括的パートナーシップ」を立ち上げており、その柱の一つとして、「文化・人的交流の促進」が掲げられているところ、このような共同研究の開催は、まさに、このような両国間の包括的パートナーシップの強化にも資するものであると考えられたことから、本共同研究が実施されるに至ったものである。

第2 本共同研究の内容等

1 前提 (バングラデシュにおける法務・司法 分野の課題等について)

これまでの調査や3月の共同研究の結果等により、バングラデシュの法務・司法分野の課題として、裁判所における事件の滞留が問題となっていることが判明しており、バングラデシュ側においても、司法関係者の事件管理や事件処理の改善に向けた、裁判官等司法関係者の能力強化等に関する支援を望んでいる。

今回の共同研究では、前記課題を正面から取り上げる機会は多くなかったものの、今後、かかる支援の方向性を検討するに当たり、まずは、法務・司法関係機関への訪問や意見交換を通じて、先方の我が国の司法制度への理解を深めてもらうとともに、相互の信頼関係構築を図るべく、各プログラムにおける訪問先や内容を検討した。

2 各訪問等プログラムにおける具体的内容等(1) 10月13日(広島)

本共同研究は,広島高等検察庁の酒井邦彦 検事長への表敬訪問で幕を開けた。

酒井検事長は、バングラデシュが重点対象 国に指定された際に法務総合研究所長を務め ておられたこともあり、バングラデシュに対

¹ 本共同研究の参加者は、いずれも今回が初めての訪日であった。

² 本共同研究は、法務総合研究所と公益財団法人国際民 商事法センター (ICCLC) との共催で行われた。

³ バングラデシュを代表する大学の一つである。



酒井検事長と本共同研究の参加メンバー (前列右から3番目がホック大臣,その左隣が酒井検事長)

する支援の必要性について、当時から非常に 関心をお持ちであったことから、ホック大臣 一行ら本共同研究の研究員(以下「研究員」 という。)との意見交換も非常に活発に行わ れた。

酒井検事長は、国の繁栄のためには「法の 支配」を確立させていくことが重要であると いうことを強調されており、ホック大臣から は、訪問受入れに対する謝意と、日本の司法 制度を知る機会を与えられたことへの喜びが 語られた。

日本とバングラデシュの今後の法務・司法 分野に関する協力の方向性を占う上で大切な 本共同研究の冒頭に、法制度整備支援に深い 造詣をお持ちで、暖かい眼差しをいただける 酒井検事長にお迎えいただいたことは、誠に 幸運であった。

研究員らは、午後から、松井一實広島市長 を表敬訪問し、その後、平和記念公園の資料 館を視察された。

松井市長への表敬訪問においては、松井市 長、ホック大臣のいずれからも、平和を構築 していくことの尊さについて述べられた。

法制度整備支援は,法の支配の浸透により, 究極的には平和を希求するものであるべきと



芳名録に記帳されるホック大臣(左は松 井市長)

ころ, 広島市への訪問⁴は, そのような意味で, 非常に象徴的なものとなったように感じられ た。

(2) 10月14日(大阪,京都)

研究員は、まず、午前中、大阪高等検察庁の寺脇一峰検事長及び大阪地方検察庁の上野 友慈検事正をそれぞれ表敬訪問した。

研究員は、特に、捜査をはじめとする日本 の刑事手続について強い関心を有しており、 検事として豊富な経験をお持ちの寺脇検事長 に対し、日本の刑事手続について、非常に熱

⁴ バングラデシュでは、原爆投下について学校の教科書で紹介されているとのことで、「広島」の認知度が高く、研究員らも、原爆投下後の焦土から復興した広島に対する強い関心を有していた。



寺脇検事長表敬訪問時の一場面 (前列中央がホック大臣, その左隣が寺脇検事長, 右隣が大阪高等検察庁北川次席検事)



講義を行うタスリマ教授

心に質問をしていたのが印象的であった。 午後からは、京都大学を訪問した。

法務・司法分野の問題点を解決していくに 当たっては、それを担う人材の育成も欠かせ ないところ、バングラデシュを代表する大学 の一つであるダッカ大学法学部長のタスリ マ・モンスール教授が研究員にいたことから、 法律を専攻する日本の学生や研究者と人的交 流を図ることで、法律関係者の人材育成等に ついても知見を共有するべく企図したもので ある。

研究員は、まず、京都大学法学部長の潮見 佳男教授等を訪問し、その後、法学部生達と 意見交換⁵を行ったところ、研究員からは、



講義を行うホック大臣

学生達が法学部で学ぶことを決めた理由や, 各自が目指している進路(法曹,民間企業等)を選択した理由等について,熱心に質問が寄せられ,最後に,ホック大臣から,「皆さんがまっすぐな気持ちで熱意を持って学んでいかれることを確信している。これからも頑張っていただきたい。」旨のエールが送られた。

この意見交換のセッションの後,引き続き, 国際法を専攻する学生達⁶との意見交換が行 われた。

冒頭、タスリマ教授から、バングラデシュの司法制度等について講義があり、引き続き、ホック大臣自ら、タスリマ教授の内容を補足する説明を行った上、事前に募集していた学生達からのほぼ全ての質問に回答してい

⁵ この意見交換は、留学経験等のない、大学1~4年生の学部生(各学年1名ずつ)及び法科大学院生1名の合計5名に臨んでもらい、先方に、日本の法学部生の「素」の姿を見てもらうことを企図したものであった。

⁶ 京都大学法学部の濱本教授(国際法)の門下生であり、 留学生を含む。英語が非常に堪能であった。

ただくなど、ホック大臣は、この意見交換の セッションにも、誠に真摯な姿勢で臨まれて いた⁷。

(3) 10月17日(東京)

研究員は、まず、最高裁判所を訪問し、大 法廷を施設見学した後、最高裁判所の山﨑敏 充判事を表敬訪問した。

研究員の大部分は,裁判官あるいは訴訟代理人としての実務経験を有するものであったところ,大法廷の様子に非常に感銘を受けた様子であった。

また、山崎判事への表敬訪問においては、ホック大臣から、バングラデシュの最高裁判所判事の選任方法等について述べられたほか、互いに、国の根底の基盤として司法があるということ、確固たる司法を築いていくことで法の支配に基づいた国作りが可能となることの共通認識を深めたようであった。

次に、研究員は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所⁸を訪れ、同事務所の施設見学や、同事務所の弁護士と、バングラデシュにおける投資環境整備について意見交換を行うなどした。

午後からは、法務総合研究所佐久間達哉所長を表敬訪問した。

佐久間所長から法務総合研究所の役割や業務について紹介があるとともに、既出の司法関係者の事件管理や事件処理の改善等の課題のほかに協力可能な分野の有無について、意見交換がなされた。

その後、研究員は、JICA本部に移動し、 北岡伸一理事長に対する表敬訪問を行った。

http://www.moj.go.jp/content/001144523.pdf を参照



佐久間所長への表敬訪問の一場面



ホック大臣と北岡理事長

平成28年(2016年)7月1日,バングラデシュの首都ダッカのレストランで,JICAプロジェクトのコンサルタント関係者らを含む20名以上が犠牲になった襲撃テロ事件は記憶に新しいところであるが,同事件後,バングラデシュの要人がJICA本部を訪問するのは初めてであったことから,表敬訪問における話題も同事件が中心となった。

ホック大臣は、同事件の犠牲者に対する深い哀悼の意を述べられ、引き続き、同事件の 捜査状況に関する説明を行った。

その後,ホック大臣と北岡理事長の間で, テロの再発防止に向けた固い決意と,そのための司法分野における協力の重要性が確認された。

本共同研究の最後は、金田勝年法務大臣に 対する表敬訪問であった。

金田大臣は,訪問への歓迎の意を述べられ るとともに,バングラデシュにおいて,法の

⁷ このセッションでは、他の研究員らが回答する機会もあったところ、回答者が英語を言いよどんでベンガル語 (バングラデシュの公用語) で話し始めたのを聞くや、ホック大臣自ら回答者の傍らに立ち、そのベンガル語を学生に向けて英語に通訳する場面も見られるなど、大臣の気さくな人柄と真摯な姿勢が際立ったセッションであった。 8 同事務所所属の琴浦諒弁護士は、法務総合研究所が行った平成26年度調査委託において、バングラデシュ法制度の調査研究を受託した弁護士である。調査報告書については当部ウェブサイト



金田大臣への記念品贈呈

支配の大切さを今一度認識していただけると 大変ありがたい,安全,安心な国を形作って いただきたい旨述べられた。

これに対し、ホック大臣からは、ダッカ襲撃テロ事件の犠牲者への深い哀悼の意が述べられるとともに、同事件の捜査等の進捗状況等が述べられた。

両大臣は、お互い、日本とバングラデシュ の友好関係が続くよう心から願っている旨の 思いを述べられ、本表敬訪問は幕を閉じた。

第3 おわりに

本共同研究は、首都東京だけではなく、日本の様々な地で、法務・司法関係者との意見交換を重ねることができ、少なくとも、研究員に、日本の司法制度に対する理解を深めていただき、また、信頼関係構築のための一歩を踏み出すという、当初予定していた成果は達成できたものと思われる。

本共同研究中,特に印象に残っているのは, ホック大臣をはじめとする,研究員の真摯な姿勢 であった。

法制度整備支援の対象国の方々に共通すること だと思われるが、彼らは、皆、自分の国をよくし たい、自分たちが「国づくり」を成し遂げていく のだ、という気概にあふれており、本共同研究に おける研究員も決して例外ではなかった。

今後,バングラデシュに対する法制度整備支援 は本格化していくこととなるが,本共同研究を通 して,我々としても,彼らに負けない気概・情熱 を持って支援活動に取り組んでいかねばならない との思いを新たにすることができた。

バングラデシュに対する法制度整備支援は,前例がないため,しばらくは,その具体的手法や内容等につき手探りの状態が続くものと思われるが,当部としては,本共同研究を通じて醸成された先方との信頼関係をベースとして,関係機関の協力を得ながら,このチャレンジングな課題に真摯に取り組んでいく所存である。

最後に、本共同研究に当たり、訪問を受け入れていただいた各機関の方々、本共同研究開始前から多大なサポートをいただいた在バングラデシュ日本大使館及び外務省南西アジア課の方々、本共同研究の全てのプログラムに帯同し、研究員と我々の橋渡しをしていただいた在京バングラデシュ大使館の政務担当参事官及び通訳のお二人、その他関係者各位に対し、深い感謝の意を捧げるとともに、バングラデシュの「国づくり」の新たなステージに向けた、今後の連携と協調をお願いすることとし、本稿を終えることとしたい。

第1回日本・バングラデシュ共同研究 研究員

	アニスル・ホック
1	H.E. Anisul Huq
	法務•司法•議会担当大臣
	モハンマド・シャヒドゥール・ホック
2	Mr. Mohammad Shahidul Haque
	法務・司法・議会担当省立法議会担当部次官
	アブ・サレ・シェイク・モハンマド・ザヒルール・ホック
3	Mr. Abu Saleh Sheikh Mohammad Zahirul Haque
	法務・司法・議会担当省法務・司法部次官
	タスリマ・モンスール
4	Dr. Taslima Monsoor
	ダッカ大学法学部長
	ビカシュ・クマール・シャハ
5	Mr. Bikash Kumar Saha
	法務・司法・議会担当省法務・司法部審議官
	モハンマド・カデムール・カイエス
6	Mr. Mohammad Khadem Ul Kayes
	法務・司法・議会担当省法務・司法部課長
	M YXY
7	Mr. M Masum
	法務•司法•議会担当大臣秘書官

第1回 日本・バングラデシュ共同研究 日程表 [教官:松尾教官,横山教官,伊藤(淳)教官 専門官:千同専門官,藤生統括専門官,下岡専門官]

月日	曜日	午前	午後	
10				
/	水		入国(羽田空港)	移動(羽田空港-広島空港)
12				
10		10:35 11:00	14:00	
/	木	ICDオリエンテーション 【表敬訪問』 広島高等検察庁	【表敬訪問/施設等見学】 広島市長	移動(広島-大阪)
13		広島高等検察所	広島市役所ほか	
10		11:00	14:30 16:45	
		【表敬訪問	【訪問/学生との意見交換】	部長主催意見交換会
/	金	大阪高検・大阪地植	京都大学	即及工作心儿人人人
14		大阪高等検察庁, 大阪地方検察庁	京都大学	
10				
/	±			
15				
10				
/	日	移動(大阪-東京)		
16				
10		10:00 11:30	14:45 16:00	17:30
/	月	【表敬訪問/施設等見学】 【訪問/施設等見学 最高裁判所 アンダーソン・毛利・友常法律事務所	【表敬訪問】 【表敬訪問】 法務総合研究所長 JICA理事長	【表敬訪問】 法務大臣
17		最高裁判所 アンダーソン・毛利・友常法律事務所	法務総合研究所赤れんが棟 JICA本部	法務本省
10				
/	火	帰国(成田空港)		
18				

【海外出張】

ワシントンDCへの海外出張

国際協力部教官 横山 栄作

第1 はじめに

ワシントンDCにある世界銀行の本部ビルにおいて、平成28年(2016年)12月5日から同月9日にかけて、"Law, Justice and Development Week 2016"が行われた。"Law, Justice and Development Week"(以下「LJD Week」と記す。)は、1年に1回、世界銀行グループ等の共催により、地球規模の様々な課題を、法・司法・開発といった観点から論じ合う場である。

法制度整備支援を行うに当たっては、他の開発 支援団体との間で、支援の重複や支援の方向性の 矛盾などといった、いわゆるドナー間コンフリク トを生じることがままある。こうしたドナー間コ ンフリクトを生じさせない、もしくは円満に解決 していくためにも、他の開発支援団体の考え方を 知り、また、実際に支援を実施している人たちと 議論を交わしていくことは非常に重要なことであ る。

その意味において、法制度整備支援に関する国際会議に参加することは極めて有意義なことであって、法務省法務総合研究所国際協力部では、3年前から LJD Week でのセッションに参加している。

今般、当部副部長の伊藤浩之及び小官の2名が、LJD Week 2016でのセッションに参加し、かつ、ワシントンD Cにおいて活動している国際機関等を訪問すべく、海外出張を行ったので、以下、LJD Week のセッションの状況等を含めワシントンD Cでの活動について紹介したい。なお、本稿において、意見にわたる部分は私見に過ぎない。

第2 LJD Week 2016 の状況について

今年は、気候変動 (Climate Change), 国際金融 機関 (International Financial Institutions), グロー バルフォーラム (Global Forum) という3つのメイントラックが設定されていた。以下、参加したセッション等の概要について紹介する。

- 1 気候変動,国際金融機関セッション
 - (1) Plenary Session において、世界銀行総裁の Mr. Jim Yong Kim が、「LJD Week で気候変動問題を取り上げ、気候学者だけでなく、法学者、法律家が一堂に会して議論する機会を設けることができたことが意義深い」という趣旨の開会挨拶を行ったのに続き、オックスフォード大学オックスフォードマーティン校校長の Mr. Achim Steiner による基調講演があり、メイントラックの一つである気候変動問題につき、各国、各都市の役割の重要性、気候変動問題に法律家が関わることの重要性などについて述べていた。
 - (2) LJD Week の初日及び2日目は、主に気 候変動問題について議論するセッションで あり、そのうち、「都市による取組のため の法的手段」、「気候変動と法の支配」とい う2つのセッションに参加したが、いずれ も、気候変動にかかるパリ協定の実施のた め、法律の制定など種々の法的整備が必要 になるという内容であった。

3日目の国際金融機関セッションでは, 経済協力開発機構(OECD)職員らがスピーカーとなるセッションに参加したが, 統一基準による法整備評価,経済的観点からの法整備評価に関する話であり,OEC Dといった経済分野の国際機関による支援が,経済的観点を中心に検討されていることがうかがえる内容であった。



基調講演風景

2 グローバルフォーラムセッション

(1) Global Forum Day (4日目)は、様々な 課題を討議するセッションがあり、「アジアにおける Access to justice のためのネットワークガバナンス」というセッションでは、東京大学大学院総合文化研究科の佐藤安信教授が、ネットワークガバナンスという概念について紹介し、ミャンマーのティラワ経済特区における住民の移転と住民への補償のケースや、土地問題に関するカンボジア、ベトナムでの例を挙げていたほか、元世界銀行職員で開発・紛争スペシャリストの黒田和秀氏、長島・大野・常松法律事務所の早川健弁護士がパネリストとしてコメントを行っていた。

また、「犯罪防止と刑事司法」のセッションでは、Penal Reform International (PRI)のMr. Nikhil Royがモデレーターとなって、Access to justice、人権監視、刑務所改革、効率的な市民参加などにより、犯罪防止、更生などを図っていくべきという、刑事司法改革に関するパネルディスカッションが行われた。

(2) Global Forum Day では、同日の最後の時間帯に、「法の支配に対する支援」をテーマとしたセッションも行われ、

LexisNexis¹,東京大学(前記佐藤安信教授),名古屋大学法政国際教育協力研究センター(CALE²)及びInternational Legal Foundation (ILF)³の4団体からのスピーカーによる発表及び質疑応答が行われた。

元々、CALE、独立行政法人国際協力機構(JICA)及び当部において一つのセッションを共同提案していたものであるが、Rule of Law に関連するテーマを集約・統合したセッションとして実施することになり、CALEのコン・テイリ准教授がスピーカーとなって、日本の法整備支援について、その歴史や手法、各種団体が協力して実施していることなどの紹介を行ったほか、支援国側と受入国側との間のバリアや受入国側と受入国側との間のバリアや受入国側とでがリアを克服するために、関係者間の協働・コミュニケーション等が重要であることを述べた。また、伊藤からも、補足としてラオスでの活動について紹介し、セッションのモデレーターを務めた

¹ 判例その他の情報のオンラインデータベースプロバイダーであり、Mr. Ian P. McDougall による発表では、Rule of Law の定義や基本要素に触れた上、自社が分析し公表している Rule of Law index の紹介等を行った。

² Center for Asian Legal Exchange

³ 主に、紛争後の国の公設弁護人に関する支援を行っているNGOであり、Ms. Betsy Walters による発表でも SDGs (持続可能な開発計画) のゴール 16.3 (Access to justice) と関連付けて、multilateral partnerships の重要性を述べていた。



各セッションにおける討議風景

世界銀行の Mr. Paul Scott Prettitore からも、 日本の法務省からの参加について歓迎の意 が示された。

第3 ワシントンDCにおける国際機関等への訪問

1 連邦司法センター (Federal Judicial Center)訪問

同センターで Director を務めている Ms. Mira Gur-Arie から、連邦司法センターの概要及び米国司法制度について説明を受けた。同センターは、主として連邦裁判官に対する研修を行っている施設であり、日本の司法研修所から派遣された、連邦司法センターでの研修制度等を調査するための研修生を受け入れたことがあるとのことであった。研修内容は、ケースマネジメント、裁判官倫理、IT関連(裁判所設備の使用方法を含む)、DNA技術など裁判に必要な科学技術の知識など多種にわたっており、研修教材も充実していた。

2 モーリーンアンドマイクマンスフィールド 財団 (The Maureen & Mike Mansfield Foundation) 訪問

財団において President 及び C E O を務める フランク・ジャヌージ氏 (Mr. Frank S. Jannuzi) から,近時,ベトナム支援に力を入れており, 特に立法関連の支援を実施していること,ミャ ンマーのビジネス関係の民間人を集めて,香港 国立大学での研修を実施したことなど,財団で 取り組んでいる支援活動についての説明があっ た。

ジャヌージ氏は、対象国のイニシアティブを 大事にするアプローチを取っているとのことで あり、同財団の活動が、法制度整備支援におけ る日本の基本理念に近い考え、方法により支援 を実施されていると把握できたことは大きな収 穫であった。

3 International Legal Assistance Consortium(I LAC)関係者との面談

ILACのワシントン駐在員である Ms. Quinn O'Keefe と面談した。 ILACは、紛争後の国や政情等不安定国に対する司法機能等回復・整備支援を行っているスウェーデン系の国際機関であり、現在、シリア、チュニジアなどにおいて、いかに司法機能等を早期に回復させるかという難しい支援を実施している団体であることなど、ILACの概要について説明を受けた。なお、日弁連もILACの原加盟団体となっており、現在、各国の弁護士会等50の団体がILACに加盟している。

4 米国法律家協会(American Bar Association: ABA)訪問

ABAにはアジア担当部があり、同部の Director を含む担当者 11 名と意見交換を行う 機会を得た。ABAの活動は、中央アジア、中国、フィリピン、パキスタン、スリランカなど多方面にわたっており、主に人材育成等を中心に支援しているとのことであった。当部からも、持参した当部のパンフレットを渡した上、支援対象国に長期専門家を派遣していること、できるだけ相手国の文化等にも配慮した支援を実施していることなどについて口頭でも説明した。こうした意見交換を通じ、アジア担当部のDirectorを含めた多数の担当者と知り合うことができた。これは、今後の法整備支援にとって有意義なことと思われる。

第4 所感

LJD Week 参加を通じて、全体的にアジアからの参加者が少ないという印象を受けた。今後、法制度整備支援プロジェクトを円滑に実施していくには、欧米を中心とした開発支援団体及びその担当者との間で、良好な関係を築いていく必要があると考える。そのためには、まず自らの活動を知ってもらうことが大事であるにも関わらず、アジアからの参加者が少なく、アジアを拠点として活動している開発支援団体の活動、考え方について、

十分な広報ができていなかったのではないかと感じた。当部としては、今後もLJD Week のような機会を積極的に活用し、当部の活動をしっかりと紹介し、その考え方を知らしめていくことが重要と感じた次第である。

また、ワシントンDCに拠点を置く種々の国際 機関等の関係者と面談することができ、その活動 内容、考え方などを聞くことができた。今回の出 張を通じて、法制度整備支援プロジェクトに資す る情報共有が可能な人脈を得たと感じている。

以上のとおり、今回の海外出張は、非常に有意 義なものであり、今後も同様の機会を逃さず、積 極的に参加するようにしていきたいと考えてい る。

最期に、LJD Week 2016 への参加に対して多大なる協力を頂き、このような素晴らしい機会を与えてくれた世界銀行の小川明子氏に心より感謝申し上げたい。また、ワシントンD Cを拠点とする国際機関等の訪問を手配していただいた J I C A の関係者の皆様、特に、同産業開発・公共政策部の入江克典国際協力専門員、神谷望企画役のお二人にもこの場を借りて感謝申し上げたい。

【人材育成研修】

平成 28 年度国際協力人材育成研修実施報告

国際協力部教官 石田正範

第1 はじめに

独立行政法人国際協力機構(JICA)が平成 8年に法制度整備支援分野における最初のプロジェクトをベトナムで開始して以降,法務省も支援対象各国におけるJICAのプロジェクトに全面的に協力するとともに,当省独自の支援を行うなどしてきたが,支援対象国が徐々に増加するとともに,支援内容が拡大,複雑化している。

そのため、当省において、将来においても法制 度整備支援を適切に推進していくためには、同支 援に携わる人材を幅広く集めていく必要がある。

そこで、当部においては、平成21年から、法制度整備支援に関心を持つ法務・検察職員を対象に、同支援への理解を深めさせるとともに、将来同支援業務に従事する場合に必要となる知識及び技術の一端を習得させることを目的として、毎年度1回「国際協力人材育成研修」を実施しており、今回が8回目となる。

第2 研修の概要

1 研修期間

平成28年11月7日ないし同月18日(移動日含む。)

- 2 研修場所
 - (1) 国内研修

当部(大阪市福島区福島1丁目1番60 号大阪中之島合同庁舎4階)

- (2) 国外研修ベトナム及びラオス
- 3 研修員
 - (1) 大谷智彦(法務省民事局付)
 - (2) 手塚久美子(法務省民事局民事第二課係長)
 - (3) 村田邦行(静岡地方検察庁沼津支部検事)

- (4) 氷室隼人(大阪地方検察庁検事)
- (5) 小南安生(福岡高等検察庁検察事務官)
- 4 研修内容(概要)
 - (1) 国内研修(平成28年11月8日,9日,17日及び18日)
 - ア 「法制度整備支援の概要」の講義
 - イ 「各国における法制度整備支援の概要」 の講義
 - ウ 本邦研修聴講
 - エ 国際協力部長による講義
 - オ 国際協力部副部長による講義
 - カ 国際協力専門官の業務に関する講義
 - キ 資料整理,研修レポート作成
 - ク 総括質疑応答
 - (2) 国外研修(平成28年11月10日ないし16日)
 - アベトナム
 - (ア) JICA長期派遣専門家との意見交換
 - (イ) バクニン省内裁判所法廷傍聴
 - (ウ) 最高人民検察院及び司法省訪問
 - (エ) 西村あさひ法律事務所ハノイ事務所 訪問

イ ラオス

- (ア) JICA長期派遣専門家との意見交換
- (イ) ワーキンググループ(WG)メンバー との意見交換会
- (ウ) 国立司法研修所, JICAラオス事務所及びラオス国立大学法政治学部訪問
- (エ) ビエンチャン首都裁判所法廷傍聴

第3 実施結果

- 1 国内研修前半
 - (1) 平成28年11月8日(火)
 - ア 講義「法制度整備支援の概要」(当職) 当職が、当省による法制度整備支援の 概要について、当部の関わり、他機関・ 他国による法制度整備支援との比較等を 中心に講義を実施した。
 - イ 講義「各国法制度整備支援の概要」(当職,伊藤淳,松尾宣宏,廣田桂及び野瀬 憲範各教官)

当職ら当部教官から、ベトナム、ラオス、カンボジア、インドネシア、ミャンマー及びネパールにおける法制度整備支援の経緯、状況、成果等について、講義を受けた。

ウ 本邦研修聴講

ラオス法律人材育成強化プロジェクト (フェーズ2)「刑事関連法」の本邦研修 が実施中であったため、同研修の一カリ キュラムである「捜査段階Q&A集の検 討」を聴講した。

(2) 平成28年11月9日(水)

ア 講義「法務省職員の国際業務と法整備 支援」(阪井光平部長)

当部阪井光平部長から、当省における 国際業務の在り方等について、講義を受 けるとともに、国外研修において考えて くるべき課題の提示を受けるなどした。

イ 講義「長期派遣専門家の仕事」(伊藤





当部伊藤浩之副部長から,自身の元ラ オス長期派遣専門家としての経験等を踏 まえつつ,長期派遣専門家の役割,心構 え等を中心に,法制度整備支援の在り方 について講義を受けた。

ウ 講義「国際協力専門官の業務」(伊地 知康弘統括国際協力専門官,若生耕介主 任国際協力専門官)

当部伊地知康弘統括国際協力専門官ら から、当部における国際協力専門官の業 務、役割等について講義を受けた。

エ 講義「各国法制度整備支援の概要」(大 西宏道教官)

当部大西宏道教官から,東ティモール 民主共和国及び大韓民国における法制度 整備支援の経緯,状況,成果等について 講義を受けた。

オ 国外研修オリエンテーション(稲本実 穂国際協力専門官)

当部稲本実穂国際協力専門官から、国 外研修での生活面での注意事項等の伝達 を受けた。

2 国外研修

- (1) 平成28年11月10日(木)

川西一長期派遣専門家・チーフアドバイザーから、ベトナムにおける法制度整備支援の実施状況、長期派遣専門家の役



国内研修での様子



川西専門家との質疑応答の様子

割,現地での苦労等について説明を受けるとともに,意見交換会を実施した。

(2) 平成28年11月11日(金)

ア バクニン省内裁判所法廷傍聴

バクニン省内の裁判所を訪問し、刑事 裁判(元軍人である被告人が人を殺害し た行為が、ベトナム刑法第95条の「精 神を強く刺激された状態における殺人」 の罪と同法第96条の「正当防衛の範囲 を超える殺人」のいずれに該当するかが 争点となっていた事件)を傍聴した。

イ 最高人民検察院及び司法省訪問

最高人民検察院を訪問し、レ・ティエン国際協力局長らと面談し、続いて、司法省を訪問し、ズン・ティフン国際協力局副局長らと面談した。

ウ 西村あさひ法律事務所ハノイ事務所訪 問

西村あさひ法律事務所ハノイ事務所を 訪問し、同事務所の廣澤太郎弁護士から、 ベトナムで活動する弁護士の視点から、 ベトナムの法制度の問題点、法制度整備 支援に求めるものなどについて講義を受 けた。

(3) 平成28年11月14日(月)

ア JICAプロジェクトオフィス意見交 換会

須田大長期派遣専門家・チーフアドバイザー,石岡修長期派遣専門家,棚橋玲子長期派遣専門家,天野麻依子長期派遣



廣澤弁護士との質疑応答の様子

専門家及び川村仁業務調整員から,ラオスにおける法制度整備支援の実施状況,長期派遣専門家の役割,現地での苦労等について説明を受けるとともに,意見交換を実施した。

イ WGメンバーとの意見交換会

ラオス法律人材育成強化プロジェクト (フェーズ2)「刑事関連法」のWGメン バーであるセンタヴィ・インタヴォンラ オス国立大学法政治学部刑事学科学科 長、トンワン・ケオビライ最高人民検察 院民事監査局商事・家族・少年事件監査 部部長、シンタヴォン・ピムチャンタポー ン司法省経済紛争解決センター部長及び ニワン・ソムセンシー弁護士会執行委員 と、ラオスにおける法制度整備支援の現 状、ラオス側の受け止め方、改善点等に ついて意見交換を実施した。

(4) 平成28年11月15日(火)

ア 国立司法研修所訪問

裁判官・検察官・弁護士等の養成機関である国立司法研修所を訪問し、施設見学をするとともに、研修員が同研修所の研修生に対し、「裁判官の職業倫理」「法務省職員の職業倫理」「職業倫理(検察庁職員・弁護士)」の各テーマで講義を実施した。

イ JICAラオス事務所訪問

JICAラオス事務所を訪問し, 牧本 小枝次長から, 同事務所の事業概要の説



長期派遣専門家等との質疑応答の様子

明を受けるとともに, ラオスにおける法 制度整備支援の実施状況, 将来の在り方 について意見交換を実施した。

- (5) 平成28年11月16日(水)
 - ア ビエンチャン首都裁判所訪問 ビエンチャン首都裁判所において,刑 事裁判(薬物事件,窃盗事件等)を傍聴 した。
 - イ ラオス国立大学法政治学部訪問 ラオス国立大学法政治学部において、 ヴィエンヴィライ・ティエンチャンサイ 学部長を表敬訪問し、同学部の現状、こ れまでの日本の法制度整備支援の成果等 について説明を受けた上、研修員が同学 部の学生らに対し、「日本における三権 分立と司法権の独立」「検察の役割、行 政権における検察の独立」の各テーマで 講義を実施した。



国立司法研修所での講義の様子

- 3 国内研修後半
 - (1) 平成28年11月17日(木) 資料整理,研修レポート作成
 - (2) 平成28年11月18日(金)
 - ア 総括質疑応答(阪井部長,伊藤副部長, 当職ら当部教官)

研修員が本研修の所感等を述べ、阪井 部長を始めとする当部職員と質疑応答を 実施した。

イ 閉講式

第4 所感

本研修は、前記研修目的に基づき、研修員5名 (裁判官出身1名、法務事務官1名、検事2名及 び検察事務官1名)に対して実施したものであり、 国外研修に先立つ国内研修前半において、法制度 整備支援の概要、ベトナム及びラオスを始めとす る各国における同支援の現状、課題等の講義を集



ラオス国立大学法政治学部にて





統括質疑応答の様子

中的に実施し、同支援の基礎知識を持ってもらった上で、ベトナム及びラオスにおいて国外研修を 実施し、同支援の現場を直接見聞してもらった。

過去の国際協力人材育成研修の国外研修は、第 1回ないし第4回はベトナムで、第5回ないし第 7回はカンボジアで実施したが、本研修では、初 めてベトナム及びラオスの2カ国で実施した。

ベトナム及びラオスは、政治体制は似ているものの、国民性、風土はもちろんのこと、法制度整備支援の状況も大きく異なることから、2か国で国外研修を実施したことにより、日程的にはややタイトとなったが、研修員に比較の視点を持ってもらい、同支援に対する理解を深めることができたと思料する。

研修員は、本研修の長期派遣専門家らが、決して押し付けはしないという日本の法制度整備支援の在り方を体現しつつ、忍耐強く、かつ熱意を持って慣れない海外の地で奮闘する姿を目の当たりにし、また、研修員を暖かく迎えてくれたベトナム、ラオスの関係者や、国家を発展させるために自己研鑽に努めている若い学生らと触れ合うこ

とで強い感銘を受け、さらに、国際分野で活躍されている廣澤太郎弁護士から講義を受けたことなどから、将来的に同支援関係の業務に携わることへの意欲を高めるとともに、ベトナム、ラオスという国にも強い興味を持った模様であった。

また、研修員は、各自がそれぞれ具体的な問題 意識を持ちつつ、種々の局面で積極的な質問をし たり、研修員同士で議論をしたり、研修時間外に も進んでベトナム、ラオスの社会や文化を理解し ようと努めるなど、本研修に積極的に取り組んで いた。

過去7回の国際人材育成研修の研修員がその後 当部に合計6名配属されるなど、同研修は着実に 成果を上げているものと思料されるが、本研修が 法制度整備支援の更なる発展の一助となれば幸い である。

第5 添付資料

- 1 日程表
 - 2 研修員名簿
 - 3 研修員による研修報告5通

平成28年度国際協力人材育成研修日程表

添付資料1

月	曜	午前	12:00 午	後		18:00	備考
11							
/	月				10	6:00 法務総合研究所大阪支所寮入寮	
7							大阪泊
11		9:45 10:00 講義「法務省による法制度整備支援の概要」	13:	00 講義 「各国	法制度整備支援の	概要」	
/		研修員 挨拶 国際協力部教官 (担当教官)					
8		部長室ほか 国際協力部4階セミ 9:45 講義「法務省職員の国際業	10.	15 講義 「国際	14:10 講義 「各国	国際協力部4階セミナー室	大阪泊
11		務と 11:00 講義「長期派遣専門家の法整備支援」	仕事」協力	力専門官の業務」	法整備支援の概 要」	15:00 海外研修オリエンテーション	
/	水	国際協力部長国際協力部副部長		際協力専門官 国際協力部	国際協力部教官 (担当教官) 国際協力部	国際協力専門官(担当専門官)	
9		国際協力部4階セミナー室 国際協力部4階セミ	ナー室	4階セミナー室	4階セミナー室	国際協力部4階セミナー室	大阪泊
11	木	関空空港発 ハノイ				16:30 意見交換 ベトナム長期専門家ほか	
10	*	日本(大阪)10:30発 ベトナム(ハノイ)13:30着((VN331)		ベトナムJICAプロジェクト事務所	
11		8:00	14:	00	15:00	16:00 17:00	ハノイ泊
,	소	法廷傍聴			司法省(MOJ)	西村あさひ法律事務所ハノイ事務所訪問	
ĺ.,	╨				表敬		
11		バクニン省	 東判所	最高人民検察院	司法省	西村あさひ法律事務所ハノイ事務所	ハノイ泊
11	±					エンチャン着	
12	_			ベトナム(ハ,	/イ)16:40発ラオス	(ビエンチャン)17:50着(VN2897)	
11							ビエンチャン泊
/	日						
13							ビエンチャン泊
11							
/	月	長期専門家との意見交換	wo	Gグループメンバ-	一との意見交換		
14		ラオスJICAプロジェクト	事務所			ラオスJICAプロジェクト事務所	ビエンチャン泊
11		8:00				16:00 17:00	
/	火	国立司法研修所訪問 講義·意見交換				JICAラオス事務所訪問	
15		0.00	1		国立司法研修所	JICAラオス事務所	ビエンチャン泊
11		8:30	13: ラa	30 ナス国立大学法』	16:30 政治学部訪問	ラオス(ビエンチャン)20:00発	
16	小	ビエンチャン首都裁判所訪問 ビエンチャン首都		義·意見交換	ラオス国立大学	ベトナム(ハノイ)21:00着(VN920)	ine a ca
11							機内泊
/	ホ ベトナム(ハノイ)00:40発 日本 資料整理・レポート作成						
17		(大阪)6:40着(VN330)					大阪泊
11		9:45 レポート発表・総括質疑応答	13:	15 閉講式			7 NIXA /LL
/	金					原庁へ	
18		国際協力部4階セミ	ナー室	国際協	3力部4階セミナー室		

平成28年度国際協力人材育成研修員名簿 List of Participants in the Training Seminar for International Cooperation Human Resource Department

	大 谷 智 彦
1	Mr. OTANI Tomohiko
	法務省民事局付
	Government Attorney, Civil Affairs Bureau
	手 塚 久 美 子
2	Ms. TETSUKA Kumiko
_	法務省民事局民事第二課係長(法規係担当)
	Civil Affairs Second Division Chief (in charge of Legislation Section), Civil Affairs Bureau
	村 田 邦 行
3	Mr. MURATA Kuniyuki
3	静岡地方検察庁沼津支部検事
	Prosecutor, Numazu Branch, Shizuoka District Public Prosecutors Office
	氷 室 隼 人
4	Mr. HIMURO Hayato
4	大阪地方検察庁検事
	Prosecutor, Osaka District Public Prosecutors Office
	小 南 安 生
5	Mr. KOMINAMI Yasuo
5	福岡高等検察庁検察事務官
	Public Prosecutor's Assistant Officer, Fukuoka High Public Prosecutors Office

【研修担当/Officials in charge】

教官/ Government Attorney 石田 正範(ISHIDA Masanori)

国際協力専門官/Administrative Staff 稲本 実穂(INAMOTO Miho)

平成 28 年度国際協力人材育成研修に参加して

法務省民事局付 大谷智彦

第1 はじめに

私は、平成28年11月7日から同月18日までの約10日間、法務省法務総合研究所国際協力部(ICD)により実施された国際協力人材育成研修(以下「本研修」という。)に参加し、ベトナム社会主義共和国及びラオス人民民主共和国における法制度整備支援の活動の現場を直接見聞する機会を得たので、これについて報告したい。

第2 我が国の実施する法制度整備支援(法務省 関与)の概要等

我が国における国家活動としての法制度整備支援は、独立行政法人国際協力機構(JICA)による政府開発援助(ODA)のうち、二国間の技術協力事業の一端として実施されており、同事業は、専門家派遣、研修員受入れ、機材供与の三つを主要な内容とするが、とりわけ、法務省が関与する法制度整備支援の場合には、検察官や裁判官を長期派遣専門家として支援対象国に派遣して現地で活動させるほか、現地の実施機関(カウンターパート)の職員等を本邦に受け入れてICDによる研修を実施するなどの複数の事業の組合せである「技術協力プロジェクト」の形で実施されることが一般である。本研修では、このうち長期派遣専門家の現地での活動につき理解を深めることが主な目的とされていた。

現地でどのような支援が具体的に行われているかは、それぞれの対象国での問題点やカウンターパートの要望によって区々であるところ、本研修においてベトナム及びラオスの2か国を訪れることができたのは、両国で行われている法制度整備支援の実態を比較検討することができ、その本質的な部分を掴むヒントとなった点で非常に恵まれていたと思う。

第3 ベトナム及びラオスについて

まず、本研修で訪れたベトナム及びラオスの2 か国について、その国政、プロジェクトの在り方、 問題点などに関する特徴や所感等を簡単に述べた い

1 ベトナムについて

ベトナム共産党の一党独裁制の政治体制が敷かれ、その統治機構は、国権の最高機関である 国会の下に政府、大統領(国家主席)、最高人 民裁判所及び最高人民検察院が位置し、政府の 下に各省庁が位置する構造となっており、我が 国の三権分立の構造とは大きく異なる。

ベトナムでのプロジェクトの実施態勢につい ては、カウンターパートとなる首相府、司法省、 最高人民裁判所,最高人民検察院及びベトナム 弁護士連合会がそれぞれでワークショップを行 い(後記のラオスのように機関同士の横のつな がりや連携は図られていない模様であった。), 各カウンターパートを担当する長期派遣専門家 が中心になってこれらのワークショップなどに 参加し,適宜必要な意見を述べていく,という のが基本的な活動内容であった。例えば、検察 官出身の長期派遣専門家が、最高人民検察院が 実施するワークショップを主に担当するといっ た形である(本研修当時、検察官出身者2名、 裁判官出身者1名及び弁護士出身者1名の長期 派遣専門家が派遣)。長期派遣専門家によれば、 ワークショップでの同専門家の関与は必要最小 限とし、カウンターパートの主体性を最大限尊 重することによって, 現地の実情や要望に沿っ た法制度となるよう促し、また、カウンターパー ト職員自体の能力を底上げさせるように意を 払っているとのことであった。このような取組 の仕方について, 現地のカウンターパートは, ベトナム側のニーズに合致するものであると高 く評価していた。

現在ベトナムで行われている支援は、「2020 年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」 であり、1996年(平成8年)に開始された J ICAによるプロジェクトとしては六つ目に当 たる。現行プロジェクトは、2015年(平成27 年) 4月から2020年(平成32年)3月までの 5年間をプロジェクト期間とし、同プロジェク トの目標としては、従前からの法令整備や法律 家の能力強化に加え,法令相互の不整合の抑制・ 是正、法令の適切な理解と統一的な運用・適用 の実現を図ることが掲げられている。我が国の 法制度整備支援の歴史は、ベトナムでの支援か ら始まっており、ベトナムではこれまでも法令 整備が相当程度進むなどの成果があがってきた ところである。しかし、まだ問題点も多いよう であり、例えば、2016年(平成28年)7月1 日に施行予定であった新刑法については、多数 の単純ミスが発見されたことによりその前日の 同年6月30日に急遽施行延期が発表され、現 在に至るまで施行の目処がたっていない状況に あるなど、法案の提出前に行われる司法省によ る事前審査では,時間制限の関係等から十分な 審査がなされているとはいえないようである。 これに対し、我が国では、内閣が提出する法律 案については, 所管省庁による起草後, 内閣の 補佐機関である内閣法制局による厳格な審査を 受け(ほかに国会議員や両議院の委員会が提出 する法律案があるが,これらについても議院法 制局による審査を受ける。),憲法や他の現行の 法制との関係,立法内容の法的妥当性に加え, 立案の意図が法文の上に正確に表現されている か、条文の表現及び配列等の構成は適当である か、用字・用語に誤りがないかなどに至るまで 精査を受けるほか, 更に与党による審査も通過 しない限り, 国会へ提出されない仕組みとなっ ており、国会審議の過程で大幅に法律案が修正 されることはほとんどない。もちろん制度であ る以上善し悪しがあるところだが, 上記のとお り法令相互の整合性を高めていくというプロ

ジェクトの目標の下では、我が国が採用するような強力な事前審査の仕組みがないことは不利な点であると感じ、同時に、私の所属する民事局における執務で最も頭を悩ませ時間を要する法制局対応(事前審査)が、日本での立法作用にとっていかに重要なものであるかを改めて認識したところであった。

ちなみに首都ハノイの町を歩いてみると,道路の幅一杯に2,3人乗りのバイクがひしめきあっており,逆走する者も散見され,道路ではクラクションが鳴り止まない状態で(もっとも,どちらかというと自分はここにいるので気を付けてほしいというアピールのためにクラクションを鳴らしているように感じた。),雑然としていたが,入り組んだ路地の中まで商店が立ち並んでいて,日本にはない活気に満ちていた。他方,傍聴をした刑事訴訟手続では,検察官が裁判官と同じ壇上にいる中で手続が進むなど職権主義的であり,裁判官が被告人の回答を遮り気味に質問をしていたことなどからは,幾分威圧的な印象を受けた。

2 ラオスについて

ベトナムと同様にラオス人民革命党の一党独 裁制であり,統治機構も,国会の下に国家主席, 最高人民裁判所及び最高人民検察院が位置し, 国家主席の下に首相及び政府(各省庁)が位置 するなど,ベトナムに似た構造となっている。

ラオスでのプロジェクトでは、四つに分けられたサブワーキンググループ(SWG)の活動が中心となるが、ベトナムと異なり、各SWGにカウンターパートとなる司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院及びラオス国立大学からそれぞれの担当者が参加し、機関同士が連携しながら作業が進められていた。これは、法制度の実務、理論及び教育を担当する機関同士がその距離を近付けることで、相互の理解を高め、よりよい制度構築を志向する発想のもとに行われているとのことである。長期派遣専門家(本研修当時、検察官出身者1名及び弁護士出身者3名)が、それぞれ担当するSWGの活動に参

加し,適宜必要な意見を述べていく点は,ベトナムと同様である。

現在、ラオスで行われている支援は、「法律 人材育成強化プロジェクト(フェーズ2)」で あり、JICAによるプロジェクトとしては三 つ目に当たる。プロジェクト期間は,2014年 (平成26年) 7月から2018年(平成30年) 7 月までの4年間で、同プロジェクトの目標とし ては、各カウンターパートの、法令の起草、法 令の運用・執行, 法学教育, 法曹養成研修, 継 続的実務研修、法令の普及・理解の促進の改善 に取り組む能力の向上が掲げられている。この ような目標設定は、ラオスにおける根本的な問 題点と密接に関係しているとのことであった。 すなわち, ラオスにおいては, そもそも法的思 考というものがあまり根付いておらず、またそ の教材も乏しい為、法的な議論をする際の土台 が十分でないことが重大な問題点とされている ようであった。これは、従前は紛争解決手段と して村長等の地域の長による調停が主流であっ たことや、確定した裁判所による判決について も国会の影響下でその判断が覆りうるなど、ラ オスではその歴史, 文化, 宗教観等を背景とし て訴訟についての信頼性に欠ける風潮がある点 が主な原因と考えられるようであった。その結 果, SWGでの作業においても, 各々が共通の 体系に則らずに思ったことをそのまま話すなど して議論がかみ合わないことがままあることに 加え,公務員に対する待遇が悪いこともあり(本 研修時も、公務員給与の一部が2か月間遅延し ていたということであった。), その職業意識が 全体的に低く、SWGへの参加に積極的でない 者もいたことから,長期派遣専門家は,支援開 始当初、そもそもどのようにしてSWGの活動 に参加させるかといったことで頭を悩ませてい たということであった。

なお、ラオスの首都ビエンチャンでは、ベトナムと同様バイクが非常に多かったが、道路でクラクションが鳴ることはほとんどない。現地のラオス人によれば、ラオス人はクラクション

を鳴らすなどして争いごとになることを好まないということであった。また、傍聴した刑事事件においても、ベトナム同様職権主義的な進行ではあったが、終始落ち着いた雰囲気で手続が進められ(閉廷後、警察官が被告人に手錠を渡し、被告人が自分で手錠をするなどの光景すら見られた。)、総じて穏やかな国民性であることが感じられたが、他面で、職業意識の低さは法廷での警察官や空港での職員の態度等にも見て取ることができた。

3 雑感

このように、両国は似ているようであって、 全く異なる国風であると言えるが、共通する点 としては、未だ一般市民の間に法の支配の考え 方が浸透しているとはいえず、法律を使うのは 限られた人々だけ(大学に行ける程度の富裕層 が中心ではないかと思われる。)という、どこ か他人事のような認識なのだろうと感じられた ことである。

しかし、ベトナムでもラオスでも、法律家や 法律家を志す人たちの中にも向上心の強い者は たくさんおり、短い滞在期間ではあったが、そ の熱意がよく伝わってきた。例えば、ラオスで 午前中に法廷傍聴と簡単な意見交換をさせても らった裁判体の裁判官が、その日の午後に行わ れた研修員によるラオス国立大学での講義に参 加し、鋭い質問を投げかけてくださったことが あった。同裁判官は同大学の修士課程に通って いるということであり、法律家になった後にも 積極的に自己研鑽を積んでいる姿勢について は、むしろこちらの方が見習わなくてはならな いと感じた。

第4 我が国の法制度整備支援についての印象

本研修を通じて,法制度整備支援とはどのようなものかを考えてみたとき,次の3点については従来の私の認識と大きく異なり,大変印象に残った。

一つ目は, 我が国の法制度整備支援の対象の広 さである。

平成25年5月に策定された法制度整備支援に 関する基本方針(改訂版)によれば、我が国の同 支援においては、 例えば民法の起草など基本法及 び経済法の関連分野において積極的な法制度整備 及び運用の支援を行うこととするとされている が, 法の起草・改正にとどまらず, 法制度が適切 に運用・執行されるための基盤整備、法曹の人材 育成や法学教育, 運用に係る実務面での能力強化 までを視野に入れ,対象国自身による法制度の運 用までを見込んだ支援を行うことが特長であると されている。例えば、前記のとおり、法令自体の 整備が相当程度進んでいるベトナムでは、法令相 互の不整合の抑制・是正, 法令の適切な理解と統 一的な運用・適用の実現を図るための法務・司法 関係機関の組織的な能力向上がプロジェクトの目 標に掲げられており、ラオスにおいても、刑事訴 訟法のハンドブックなどのプロジェクト成果物の 普及活動や平成27年1月から設置された国立司 法研修所で行われている法曹養成制度に関するカ リキュラムの作成、教授方法改善や教材開発等な どがプロジェクトの活動内容に掲げられている。 欧米諸国による法制度整備支援と比較しても、我 が国のように法令作成後の運用や法曹の人材育成 までに携わることは特徴的である。

しかし, 我が国の法制度整備支援の対象はこれ だけに留まらないのではないかと感じた。という のも, 本研修において, 私たちはカウンターパー ト職員に直接話を伺う機会を得たが、うまく議論 がかみ合わず、自分の聞きたいことを聞き出すこ とができないことがあった。これは私が現地の法 制度等を十分理解できていなかったことが一番の 原因であるものの、このことをラオスの長期派遣 専門家に話すと、そのようなことは何年も現地に 居住して法制度整備支援の実務に携わり、現地の 文化にも十分に触れ, ラオス側関係者との信頼関 係を作ってきた自分も今でも感じることであり, そのような部分が法制度整備支援の一番難しいと ころであるとのコメントを頂いた。すなわち、例 えば法令の運用等を議論する際に, カウンター パート職員としては, 現地の文化, 歴史, 宗教や 慣習を前提に、どのようにしていきたいのかとい う考え自体はあるものの, 前記のとおり, ラオス では、未だ法的思考が十分に根付いておらず、法 的な事項が普段の生活から距離のある概念である こともあって, 法的な能力以前の問題として, そ のような考えをうまく言葉として表現することが できないことがあり、非常に歯がゆく思っている ため, 長期派遣専門家としてはそこから何とか手 伝うことができないか模索しているということで あった。このように、長期派遣専門家は、法律の 起草や、運用面の改善などのアドバイスをする以 前に、カウンターパート職員が自分たちの言葉に 還元することのできない価値判断や道徳的な考え 方について, 自分たちで言葉にしていくところか ら寄り添って手助けをしていた。そうだとすると、 我が国の法制度整備支援とは、法律の起草や運営 面の改善だけを対象とするのではなく, そもそも どのように改善したいのかという非常に根本的な 部分まで、寄り添いながら一緒に考えるというよ うなことも含む、非常に対象範囲の広いものであ ると感じた。

二つ目は,我が国の法制度整備支援については, 成果に至るまでのプロセスを非常に重視している ということである。

前記基本方針によれば, 我が国の法制度整備支 援は、我が国の経験・知見を踏まえつつも、対象 国の文化や歴史,発展段階,オーナーシップを尊 重することが特長として挙げられ、対象国に寄り 添った形での支援をすることが求められている が、一方で、JICAによる支援も事業として行 われてる以上、成果が求められるのは当然のこと であるから,長期派遣専門家としてはある程度成 果を出すことを優先せざるを得ないのではないか とも思われるところである。しかし、いずれの国 の長期派遣専門家も,決して無理に成果を急ごう とはしていなかった。例えば、ベトナムであれ ば、前記のとおり統治機構の構造の関係で、カウ ンターパートの起草した法案が国会へ提出された 後, 国会審議の末に大幅に修正されることが珍し くないと言われており, 長期派遣専門家の関与の

下,整合性のある法案を提出したにもかかわらず, 結果として草案が保っていた整合性が失われるこ とになることもあるという。懸命にカウンター パートに寄り添った長期派遣専門家の努力が無駄 になってしまうのではないかとも感じたが、同専 門家は,成立した法案が少しでも他の法令との不 整合を解消することになれば、整合性を保つ目的 でのカウンターパートの起草能力の向上につなが るし、結果としても、整合的な法制度に一歩近づ いたことになると仰っていた。また、ラオスのS WGでの作業についても,長期派遣専門家は,議 論がかみ合わずに空転してしまうことが未だに多 いものの、たまに議論がかみ合った場合を尊重し て,一歩でも前に進めばそれが成果につながると いって前向きに捉えていた。このように、ベトナ ムとラオスで行われている支援の内容は全く異な るものの,対象国に寄り添い,その上でカウンター パートの行ったプロセスに注目して評価し、成果 につなげていく点ではむしろ共通しており、この 点も我が国の法制度整備支援の特長であると感じ た。

三つ目は, 我が国の法制度整備支援に携わるには, 法曹としての能力だけでは不十分であるということである。

本研修中,カウンターパート職員に対して長期派遣専門家への要望があるのか聞いたところ,作業の期限を守らなかった者に対しては,内心腹を立てているのだろうが,優しく接してくれているので,そのような場合にはもっと自分たちに厳しくてもよいとの発言があった。

これに対して、長期派遣専門家は、「そうは言うものの、仮に厳しくしてみて何か良くなるのか分からないし、逆に人間関係が壊れるのが怖い。むしろ、作業を期限までにやってこなかったことについて、こちらが腹を立てているのかもしれないというように現地のメンバーが推察してくれるようになったことが、人間関係を構築できてきた証拠だし、これも広い意味での成果の一つではないか。」ということを別の席で語ってくださった。本研修で出会った長期派遣専門家は、いずれも

明るく楽しそうに私たちに様々なことを説明して くださったが、このような話を聞くなどして法制 度整備支援の現地での実態を見聞すると,実際に は、JICAとの関係、予算の制限、現地で活動 するあらゆる面における通訳の問題, プロジェク ト事務所内の人間関係, カウンターパートとの人 間関係、ICDとの関係性など、非常に多種多様 な制約のもとで、様々な相手と交渉を続けながら、 粘り強く,カウンターパートの議論に寄り添い, それでもプロセスを大切にする視点を忘れず,成 果に向けて一歩ずつ前進していく大変な苦労をさ れているのだと実感した。日本で何不自由なく執 務に専念できる環境とは異なり、我が国の特徴的 な法制度整備支援に携わる上でこのような困難な 状況においてもパフォーマンスを発揮するために は、法的な素養があるだけでは不十分であり、厳 しい制約の下でも, 多方面にわたる人間関係等を 維持しながら,教育者のように相手の立場に立っ て粘り強く結果が出るのを待つことのできるよう な全人格的な能力が必要不可欠であると感じた。

第5 小括

以上に述べたように, 本研修を通じ, 私がそれ まで認識していた法制度整備支援の在り方と実際 の在り方というのはかなり乖離したものであるこ とが理解できたが、これは本当に最低限度の収穫 であり、本研修のカリキュラムの密度からすれば 事前の準備次第でより本質的なところに迫れたの ではないかと思うところがあった。振り返ると、 私は、ロースクールの講義でも法制度整備支援の 話を聴講し、司法修習の卒業旅行でマレーシアに 行った際も友人の紹介でJICAの支援活動を見 てきた。任官後も、ベトナムでの長期派遣専門家 の経験がある裁判官の隣の席で一緒に執務をし, 民事局でも法制度整備支援関係の仕事に関与する など、いくらでも同支援との接点があり、その時々 でもう少し積極的なアクションを起こしていれば 本研修による成果も違ったものになっていたので はないか。このような話を長期派遣専門家にした ところ, その気付きが大切なのであり, 本研修を

よいきっかけとして同支援への理解を深めていけばいいのではないかとのアドバイスを頂いた。こうして、私もこれから一歩ずつ法制度整備支援についての理解を深めていく決意をした次第である。

第6 終わりに

本研修を通じて、法制度整備支援についての理解が深まったこともさることながら、今まで訪れたことのない地の生活、文化や歴史などに触れ、本当に様々なことを経験することができ、これまでドメスティックな環境の下で仕事をしてきた私にとっては、今までにない視座を獲得することが

できたと感じている。ICDや現地の長期派遣専門家,通訳の皆さんからの細かい面まで配慮が行き届いた御協力や,バックグラウンドの異なる研修員同士でした忌憚のない意見交換がなければ,このような成果をあげることができなかったと思われる。とりわけ,本研修に同行してくださった石田正範教官及び稲本実穂専門官には,至る所でフォローをしていただいた。研修員全員が健康を維持しながら,無事に満足のいく成果を持ち帰ることができたのは,両名の気配り及び人間性のおかげといって過言ではないと思う。ここに皆様への心からの感謝の意を表して,私の報告を終わらせたい。

平成 28 年度国際協力人材育成研修に参加して

法務省民事局民事第二課係長 手 塚 久美子

第1 はじめに

平成28年11月7日から同月18日までの間, 法務総合研究所国際協力部が実施する「平成28 年度国際協力人材育成研修」(以下「本研修」と いう。) に参加する機会をいただいた。

本研修は、国際協力部における国内研修に加え、国外研修として法制度整備支援の相手国を訪問し、プロジェクトの実務等を直接見聞するところにその特徴があるといえるが、これまでの国外研修が1か国で行われていたのに対し、本研修では、ベトナム及びラオスの2か国を訪問することができた。

本報告では,国内研修及び国外研修の概要並び に私の所感を報告する。

第2 国内研修等

大阪の国際協力部において,実際に法制度整備 支援に携っている教官や専門官から,日本の同支 援の歴史や特徴,本研修の訪問先であるベトナム やラオスを含む各国における同支援の実績や現在 進行中のプロジェクト,国際協力部の業務内容等 について講義を受け,同支援に関する基本的な知 識を身につけた上で,国外研修に臨むことができ た。

また、副部長からは、御自身の経験を踏まえた 長期派遣専門家の業務等に関する講義をしていた だき、部長からは、法制度整備支援の在り方等に ついて講義をしていただいた。部長の講義におい ては、法制度整備支援を、「法制度」「整備」「支援」 の要素ごとに検討する視点を御教示いただき、そ の後の国外研修において見聞した様々な事柄を整 理・検討するに当たり大変参考になった。

第3 国外研修について

1 ベトナムへの訪問

国外研修として、まず、ベトナムを訪れ、JICAプロジェクト事務所において、川西一長期派遣専門家から、ベトナムにおける法制度整備支援プロジェクトの概要、進捗状況、ベトナム法の特徴等について説明を受けるとともに、意見交換を行った。

ベトナムにおける現プロジェクトでは、新たな目標の一つに、法令相互の不整合の抑制・是正、法令の適切な理解と統一的な運用・適用の実現を図るための法務・司法関係機関の組織的な能力向上を掲げ、これに向けた各種取組を行っていくとのことであった。しかし、一言で法令相互の不整合を抑制し、是正していくといっても、ベトナムには、下位法令も含めると10万以上もの法令が存在し、その上、日本のような法令検索システムも存在しないというような、日本ではほぼ生じ得ないことが、日本とは全く異なる環境下で生じるわけであり、このような点一つとっても、現地における法制度整備支援の困難性が見て取れた。

このほか,現プロジェクトの支援対象機関である最高人民検察院及び司法省に対する表敬訪問を行い,最高人民検察院においては関係部局の局長から,司法省においては関係部局の副局長から,日本がこれまでベトナムに対して行ってきた法制度整備支援に対する所感等について,直接話を聞くことができた。いずれの幹部からも,日本の法制度整備支援,特に,長期派遣専門家の柔軟かつきめ細やかな対応に対し,一様に強い感謝の意が示されていたのが印象的だった。また,今後の支援への強い期待も示されており,日本の法制度整備支援への期待や信頼の高さや,同支援が現地の関係機関との良好

な関係の下に進められていることをうかがい知 ることができた。

また、西村あさひ法律事務所ハノイ事務所を訪問し、ベトナムで活動されている廣澤太郎弁護士から、弁護士や日本企業から見たベトナム法分野の課題や法制度整備支援への要望等について話を伺った。法制度整備支援の直接の当事者ではなく、ベトナムの司法・行政制度の利用者という第三者的立場からの意見は、同支援の成果や課題を客観的に知る上で貴重なものであり、また、廣澤弁護士の指摘はいずれも現実にまだ根深く残る問題を的確に捉えたものであって、同支援についてより深く理解する上で非常に参考になるものであった。

上記のほか、ベトナムでは、バクニン省の裁判所において裁判を傍聴したが、日本の裁判との相違点(刑事事件と民事事件が同一の裁判で行われることなど。)や、ベトナムの歴史から派生する特殊性(被告がかつて軍人として国に寄与したことが、情状の一つとして斟酌され得ることなど。)がよく分かり、興味深かった。2 ラオスへの訪問

ラオスでも, JICAプロジェクト事務所を 訪問し, 須田大長期派遣専門家を始めとする長 期派遣専門家の方々と意見交換した。

ラオスの法制度整備支援の特徴の一つに、各 サブワーキンググループ(SWG)が、支援対 象機関である司法省、最高人民裁判所、最高人 民検察院及びラオス国立大学の各機関の職員が 混在する形で構成されていることが挙げられ る。これにより、様々な観点からの意見が反映 できたり、各論点に関する関係機関の共通理解 が図られるほか、通常業務においても、これま で以上に各機関の連携が強化されるという副次 的な効果も発生しているとのことであった。え てして行政機構は縦割りに陥りがちではある が、異なる機関が合同して進めていける体制は、 非常に望ましく、素晴しいことであると感じた。 実際、その後に行われたSWGメンバーとの意 見交換の場においても、上記の点はメンバーか ら利点として挙げられており、また、その際に 垣間見れるメンバー間の言動等からも、各機関 のメンバーの意思疎通が非常に円滑に行われて いるとの印象を受けた。

その意見交換の場においては, 今後日本によ る法制度整備支援に求めることとして, 法律に 加え、実務面への助言(例えば、捜査の段階な どにおいて, 法律に書いていないことが生じた 場合に、日本においてはどのように対応してい るかなど。)もぜひ実施してほしいという意見 や、日本の実務がどういったものになっている かもっと知りたいといった意見や、現在、プロ ジェクトが扱っている刑事訴訟法や民法等のほ かにもラオスには問題のある法律がまだまだあ り、それらの法律についてもSWGを作って検 討してほしいといった意見が挙がった。これら の意見から, ラオスにおいても, 日本の法制度 整備支援や長期派遣専門家への期待や信頼が非 常に大きいこと, また, 日本の法制度や実務そ のものに対し強い信頼があることが感じとれ た。

このほか、ラオスにおける研修で特筆すべき こととしては, 国立司法研修所及びラオス国立 大学において, 前者では修習生に対し, 「法務 省職員の職業倫理」というテーマで、後者では 学部生や院生等に対し,「日本における三権分 立と司法権の独立」というテーマで, 私たち研 修員による講義をそれぞれ実施した。講義はい ずれも、研修員が日本語で講義し、通訳者を介 してラオス語で相手方に伝える形であったが, よく言われるように、自分で理解するというこ とと、実際に人に教える(講義する)こととは 別次元のものであり、人に教える、伝えるとい うことの難しさを実感した。また,修習生や学 生からの質問には、各制度の趣旨や経緯等につ いて深く理解していなければ答えることが難し いものもあり、改めて自国の法や制度について 深く理解することの必要性、重要性について認 識する機会となった。

第4 所感

以下、本研修を通じての法制度整備支援全般に 関する所感を、要素ごとに整理して記載すること としたい。

1 「法制度」: 支援対象分野の拡大可能性

法制度整備支援には,支援が進むほどまた新 たな課題が生じるという一面があるといえる が、各国から支援を求められる法制度の領域や 規模についても、法制度整備支援の進展や相手 国の情勢等に応じて拡大したり変容していくこ とが考えられる。例えば、ベトナムにおいては、 支援開始当初は民法や民事訴訟法といった基本 法の起草支援が中心だったが、2015年(平成 27年) 11月24日に制定された新たな民法典を 踏まえ, 同国においては現在, 不動産, 動産, 担保その他に関する登記を広く対象とする財産 登録法の立案等に向けた検討が行われており, 同法の制定に向けた支援が求められている状況 にある。また、ラオスについてもみても、前述 のとおり、SWGのメンバーから、支援対象と なる法制度の範囲拡大を求める意見が挙がるな どしており、支援を求める法制度の範囲は、今 後拡大し得る可能性があるといえる。このよう な流れを踏まえると, 法制度整備支援の場にお いても、今後は、様々な法制度を所管する局部 課との連携や支援の過程における当該局部課の 関与,かつ,単発的ではなくある程度継続的な 連携, 関与といったものがこれまで以上に必要 になるとも思われるところであり、そのような 連携、関与の在り方も今後の検討課題の一つで はないかと思われる。

また、話は若干逸れるが、このことは、国際協力部という特定の部局の特定の職員だけでなく、局部課において個別の法制度に携る職員や、現場機関等において実務に携る職員にも何らかの形で法制度整備支援の主体となり得る可能性があることを意味するのであり、その意味において、主体的意識を持ち、支援の状況について関心を高めておくことが重要であると思われた。

2 「整備」: 法制度の統一的運用, 行政能力向 上の必要性

ベトナムにおける西村あさひ法律事務所ハノイ事務所での意見交換の際に、問題点の一つとして、法律と運用との齟齬、具体的には新しい法令の内容が行政窓口に共有されておらず、法令に沿った取扱いを受けられない、運用も地方ごと、担当者ごとに異なるという点が挙げられた。同様の趣旨の指摘は、ラオスにおける意見交換の場においても、今後改善すべき問題点として挙がっていた。

上記のような状況は、日本の行政活動においては「最も避けなければならない」状況の一つといえるものであり、そのような状況を生じさせないよう、様々な手段を講じて、全国的に統一した解釈、運用が行われる体制を築いているといえる。相手国においてそのような状況が生じてしまう原因は、複雑な要因が絡んでいるものと思われるが、主として、意識とスキルの欠如に問題があるようである。まず、意識については、法の支配の意義や重要性についていまだ十分に浸透しておらず、統一的運用が図られていないことについての問題意識が高くないとのことであった。また、意識の欠如ゆえにスキルについても不足しているとのことであった。

これまでの支援により、人材の育成や法の支配についての意識の醸成といったことについては一定程度進んできていると思われるところであり、育った人材が中心となって、自発的に統一のとれた運用が行われていくことが望ましい形であると思われるが、現実的にはなかなかそこまではいくのは難しいようである。育成された人材を中心にどのように司法、行政組織全体として統一的な運用ができる体制づくりをしていくかということも、更なる支援を必要とする重要な課題であると感じた。

なお,運用改善や行政能力の向上という点については,当省の法制度整備支援だけでなくその他の支援プログラムに共通する課題であると考えられるところであり,その点からすると,

運用改善や行政能力向上に向けた、省庁横断的なプログラムについて更に検討が必要なのではないかとも思われる。

3 「支援」

(1) 支援の評価困難性

法制度整備支援は、その性質上、定量的評価になじみにくい分野であるといわれるが、本研修を経る中でもその点を強く実感することとなった。例えば、ラオスにおいて支援の一環として作成されている刑事訴訟法関連の実務ハンドブック一つをとってみても、完成物としてできあがるのは「ハンドブック」という一資料であったとしても、その完成に至るまでには、本邦研修や現地SWGでの議論など、可視化しにくいものの、日本の法制度整備支援の目的である相手国の主体性の尊重や、人材育成といった点からは欠くことのできない、長きにわたるプロセスが存在している。

また,前述した法の支配についての意識の 醸成や,運用面の改善といったことも,重要 である一方,可視化や数値化が非常に難しい といえる。相手国にきめ細かく寄りそうほど, 評価の面において立場を窮することにもなり かねず,他方で,可視化や数値化を重視し過 ぎれば,相手国が本当に求めていることとの 乖離や,法制度の適正な運用,統一的な運用 の欠如といった事態にもなりかねない。対立 する要請の中で,どのように支援を進めてい くかということも法制度整備支援の最も難し い部分の一つであると思われる。

(2) 通訳者の育成・確保の必要性

この点も、本研修を通じて関心を持ったことの一つであるので触れておきたい。

法制度整備支援は、人が人に対して教え、 伝えることにより成り立つものであり、そこ では常に「言葉」が存在することになり、日 本語から現地語への変換というプロセスが必 要になる。この点、長期派遣専門家の方々も 自助努力の下に現地語を身につけられ、コ

ミュニケーションを取っているのは言うまで もないが、膨大な量の言葉が飛び交う会議等 の場においては、言葉の専門家である通訳者 が必要になってくる。そして, その通訳者に は、時に日本語としても難解な、様々な法律 用語,専門用語が飛び交う法制度整備支援の 場において, 瞬時に内容を理解し, 適切な言 葉に置き換え(日本語の言葉にぴったり当て はまるものが相手国の言葉にあるとは限らな い。)、伝えるという非常に高い能力が求めら れることになるのである。そのような人材を 確保することがいかに大変かということは想 像に難くないが、そういった人材に関与して もらうことができるかどうかが、支援の行く 末を大きく左右することになるのではないか と思われる。

私たち研修員も、例えば、ラオスにおける SWGメンバーとの意見交換、国立司法研修 所及びラオス国立大学での講義の場におい て、現地語と日本語との翻訳が必要となり、 その際にラオス人の男性通訳者についても らったが、意見交換や講義が円滑に進んだの は彼のおかげであるともいえる。日本の大学 で法律学を学び、法的素養をも備えていた彼 は、いきおい長くなりがちな私たち研修員の 日本語を的確に理解して伝え、また現地の 人々からの質問についても、質問そのものを 訳して伝えるだけでなく、時にはその趣旨や 背景までも説明してくれることで、不足する 理解を助けてくれた。

通訳者の存在というのは、法制度整備支援の場において非常に重要である一方、その育成や人材についての情報共有のツールといったものがまだ十分でないのではないかと思われる。層の厚い通訳者を育成・確保する方策や、そのような人材についての情報を全省的に共有できるツールといったものも、今後必要になってくるのではないかと考える。

第5 終わりに

以上,思いつくままに所感を書き連ねる報告となってしまったが,その内容の当否は別として,本研修が,それまで法制度整備支援にほとんど縁のなかった者に,多くのことを問いかけ,何らかのことを考えさせるに十分なものであったということについては,少なくとも示すことができたといえるかもしれない。本研修の期間中は自分にとって得がたい経験の連続であり,正に忘れることのできない2週間となった。

これからどのような形で法制度整備支援に関わっていけるか、どれほど寄与できるかは現時点では全く分からないが、仮に直接的に関与できないとしても、国内外で各国のために尽力されている多くの方がいらっしゃることに思いを馳せ、自分がこの研修で見聞したこと、考えたことを周囲に向け発信していくことによって、微力ながらも

貢献していきたいと思っている。ベトナムとラオスへの思いも強くなった。いつかまた必ず、それぞれの地を訪れたいと思っている。

最後になったが、効果的な研修となるようプログラムを組んでいただき講義等をしていただいた国際協力部の皆様、私たち研修員を温かく向かい入れてくださった長期派遣専門家を始めとするJICAプロジェクト事務所の皆様、本研修を引率してくださった石田教官、稲本専門官、そして、一緒に参加した研修員の皆さんに心から感謝申し上げたい。出会った全ての方に、多くの学ぶべき点があり、共に時間を過ごす中でたくさんの事を吸収させていただいた。

また,業務多忙の中,本研修に送り出してくれた民事第二課の皆様にも感謝申し上げ,本報告を終えることとしたい。

平成 28 年度国際協力人材育成研修に参加して

静岡地方検察庁沼津支部検事 村 田 邦 行

第1 はじめに

私は、法務総合研究所国際協力部並びにベトナム及びラオスで実施された平成28年度国際協力人材育成研修(以下「本研修」という。)に参加する機会を得た。

法制度整備支援活動に関心を持っていた私に とって、同活動の現場を直接見聞することができ たことは大変貴重で得難い経験となった。

第2 本研修を通じての所感等

ここでは、「法制度整備支援活動に関する知識の獲得」、「法制度整備支援活動の一端の現地での見聞」及び「複数国訪問による多角的理解」という3つの観点から、本研修で有意義とあると感じた点や印象に残った点等について述べることとする。

1 法制度整備支援活動に関する知識の獲得

率直に申し上げると,本研修に参加する以前 まで,法制度整備支援活動に関心こそあったも のの,同活動については「開発途上国の法律の 作成を手伝うもの」という,はなはだ漠然とし た理解しか有していなかった。

しかしながら,本研修を通じて,法制度整備 支援活動に関する知識を得ることができ,本研 修を終えた現在では,同活動に対するこれまで の概念が変わったとも考えている。

具体的には、国内及び国外における本研修を 通じて、法制度整備支援活動といってもその支 援活動の内容や支援活動の体制は、各支援対象 国によって様々であり、「開発途上国の法律の 作成を手伝うもの」といった言葉で片付けるこ とは到底できないものであるということを強く 感じた。

(1) 支援活動の内容

ア 例えば、法律起草支援といっても、当

該対象法律についていうと,ベトナムでは知的財産権法その他の経済法が中心であるのに対し,ラオスでは民法その他の基本法が中心であるといった違いがあった。

イ また、支援活動の内容として、法律起 草だけでなく、法曹の育成が含まれてい ることも印象的であった。

すなわち,支援活動においては,「法律を作る」ことの支援だけでなく,「具体的な事案において,作った法律を使って(当該事案の解決に必要な法律を選別し,当該法律の解釈及び当てはめを行って)問題を解決する力や,作った法律を経済状況その他の必要に応じて自ら改正する力を身につけた人材を育成する」ための支援も行われていた。

具体的には、例えば、現在、ラオスで 実施されている「法律人材育成強化プロ ジェクト (フェーズ2)」では、プロジェ クトの目標として、法務及び司法機関、 法学教育機関並びにその職員及び教員に 関する、①法令の起草、②法令の運用及 び執行、③法学教育、法曹養成研修及び 継続的実務研修、④法令の普及及び理解 の促進の改善に取り組む能力の向上が掲 げられている。

このように、ツールである法律の起草 という短期的又は局所的な、いわば「点」 としての支援にとどまらず、その法律を 使うリソースである人材の継続的育成と いう長期的又は継続的な、いわば「線」 としての支援も行われているのだという ことを実感した次第である。

(2) 支援活動の体制

本研修中に訪問したベトナム及びラオスでは、支援活動の体制について、関係機関の関 与の仕方等に違いがあった。

ア ベトナムでは、現在、「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」を実施しているところ、同プロジェクトでは、各支援分野ごとにカウンターパートとなる関係機関が決まっており、当該分野を担当する長期派遣専門家が当該関係機関の担当者とともに活動している。

具体的には、ベトナムにおいてカウンターパートとなる関係機関としては、首相府、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院及びベトナム弁護士連合会があるところ、例えば、刑事訴訟法の起草については、最高人民検察院がカウンターパートとなっており、検事出身の塚部貴子長期派遣専門家が同院の担当者とともに活動している。

このように、各支援分野が関係機関ごとにいわば「縦割り」となっているため、関係機関相互の連携は必ずしも十分ではないようであるが、この点は、チーフアドバイザーである川西一長期派遣専門家が各関係機関と横断的に接触を図ることなどによって対応しているとのことであった。

イ 他方, ラオスでは, 現在, 前記「法律 人材育成強化プロジェクト(フェーズ 2)」を実施しているところ,同プロジェ クトでは, ワーキンググループの中に各 支援分野ごとにサブ・ワーキング・グルー プ(SWG)があり, この各SWGに各 関係機関の担当者が参加し, 各SWGで はこれら各関係機関の担当者が共同で活 動を行っていた。

具体的には、ラオスにおいてカウン ターパートとなる関係機関としては、司 法省、最高人民裁判所、最高人民検察院 及びラオス国立大学があり、他方、SW Gとしては、民法典SWG、民事経済関連法SWG、刑事関連法SWG及び教育・研修改善SWGがあるところ、各SWGには、それぞれ、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院及びラオス国立大学の担当者等が参加している。

このように、各支援分野の活動が各関係機関を横断して行われているため、各関係機関相互の連携がうまくいっているとのことであった(後記のとおり、SW Gに参加する司法省、最高人民検察院及びラオス国立大学等の担当者と直接意見交換する機会があったが、各担当者の関係は良好なものと感じられた。)。

2 法制度整備支援活動の一端の現地での見聞 個人的には、本研修の最も有意義な点は、こ の点であると思われる。

すなわち,法制度整備支援活動の一端を現地 で直接見聞できるというのは,同活動に携わる ことを希望する職員にとって,大変貴重な経験 であり,私自身,本研修を通じてこのことを実 感した。

(1) ベトナム及びラオスにおける長期派遣専門家との意見交換等では、法制度整備支援活動のやりがいだけでなく、ご苦労されていることなども含め、率直なお話を直接うかがうことができた。

一例を挙げると、ベトナム及びラオスは、前者はベトナム共産党の、後者はラオス人 民革命党のいずれも一党支配体制であり、 政府等職員の業務は党に管理されているこ となどから、法制度整備支援活動に係るプロジェクトに関係する関係機関職員の中には、自国の法制度に関する問題に対して、 当事者意識を持って自分自身の問題として 考えることができない者もおり、プロジェクトを円滑に進められない場面があるとのことであった。

(2) また、JICAプロジェクト事務所のほか、現地の生活風景を直に見ることによっ

て,長期派遣専門家として派遣された場合 にどのような生活を送るのかについて,具 体的なイメージを持つこともできた。

- (3) さらに、本研修では、ラオスの前記「法律人材育成強化プロジェクト(フェーズ2)」においてSWGに参加する司法省、最高人民検察院及びラオス国立大学等の各担当者との意見交換や、ラオスの国立司法研修所及び国立大学での日本の法曹倫理や三権分立等に関する講義等といった大変貴重な経験をさせていただく機会も得た。
 - ア SWGに参加する関係機関の担当者との意見交換では、各担当者から、これまでの日本の支援に対する感謝の言葉とともに、他国の支援に比して日本の支援が素晴らしい点は「支援の継続性、一貫性」である旨の発言があったほか、須田大長期派遣専門家をはじめとするJICAプロジェクト事務所職員との間で良好な信頼関係が築かれていることがうかがわれた。

日本の法制度整備支援活動に対して肯定的な評価をいただいたことは,我が事のように嬉しく感じ,また,良好な信頼関係が築かれていることは,現在の長期派遣専門家は勿論のこと,歴代の長期派遣専門家も含めた多数の方々のたゆまぬ努力の賜物なのだということを感じた。

その他、意見交換に参加した各担当者がそれぞれ所属機関を異にするにもかかわらずお互い打ち解けた雰囲気であったことが印象的であり、これは、ラオスにおける支援活動の体制が、前記のとおり、各支援分野ごとのSWG活動に各関係機関の担当者が参加しており、関係機関相互の連携がうまくいっているためなのだろうと感じた。

イ 国立司法研修所及び国立大学での講義 は、法制度や政治体制の異なる外国の方 に日本の法律や法制度を伝えることの難 しさを実感するとともに,自分自身の日本の法律や法制度に対する知識や理解が不十分であることを痛感させられるものであった。

私は、国立大学での大学生や大学院生等に対する講義において、「三権分立と検察の独立」というテーマを担当し、日本で検察の独立の必要性や重要性を説明したが、それらの背景には議院内閣制や複数政党制(そして、これら制度に起因する検察権に対する不当な政治的影響の可能性)等といった日本の政治体制が存在するところ、前記のとおり、ラオスの政治体制は一党支配体制であり、また、検察や裁判所は国民議会の下に置かれているというように、日本の政治体制と大きく異なっている。

講義では、このような差異を踏まえ、 日本の政治体制等の説明も可能な限り 行ったが、どこまで理解してもらうこと ができたかははなはだ心許ないところで ある(それでも、参加者は皆、真剣に話 を聞き、熱心に質問もしてくれており、 その向学心は私も見習わなければならな いと感じた。)。

また、三権分立との関係では、参加者 から、日本の裁判官に対する弾劾裁判所 に関して質問(常設か否か、同裁判所の 判断に上訴できるかなど)がなされたが、 同裁判所の存在やおおよその内容こそ理 解していたものの、前記質問に対して即 答できるだけの知識を有しておらず、自 身の知識不足を実感した。

(4) その他、ベトナムでは、西村あさひ法務 事務所ハノイ事務所を訪問し、同事務所の 廣澤太郎弁護士と意見交換を行う機会を得 たが、廣澤弁護士からは「ベトナムの法分 野における課題は、『法令の整備及び整合 性の確保、これらによる予見可能性の確 保』『法の支配の確立』である。これら課 題の解決に向け、法整備支援には期待している。」旨の発言がなされた。

現地で日本企業等をクライアントとして 活動されており、また、法制度整備支援活動に係るプロジェクトの当事者ではない廣 澤弁護士の立場から見たベトナムの法制度 の現状やその課題等について、直接お話を うかがうことができたのは貴重な経験で あった。

3 複数国訪問による多角的理解

(1) 本研修では、ベトナム及びラオスという 複数国を訪問させていただいたが、これま での国際協力人材育成研修での訪問国は1 か国であり、複数国訪問は本研修が初めて であるとのことであった。

この点,本研修で複数国を訪問することができたのは,法制度整備支援活動をより 多角的に理解するという観点から,非常に 有意義なものであったと考えている。

(2) すなわち、ベトナムとラオスは、いずれも政治体制等が近く(例えば、前記のとおり、両国とも一党支配体制であり、裁判所及び検察はいずれも国会の下にある。)、両国間の関係も緊密であるが、他方、その国民性、経済状況等の両国の置かれた状況、同状況を踏まえて両国から要請される支援の内容は異なっており、ひいてはこれらの違いが両国における法制度整備支援活動の差異となって現れていた。

そして,このような差異に関する具体的な認識は、ベトナム及びラオスの両国を訪問し、現地で長期派遣専門家や関係機関の担当者との意見交換を行ったり、生活風景を直に見たりしたからこそ、得られたものであるといえる。

(3) 複数国訪問は、法制度整備支援活動をより具体的に理解させるという、国際協力人材育成研修の趣旨にも沿うものであり、今後、同研修に参加する研修員にとっても有益であると思われる。

4 小括

本研修は、支援対象国の訪問その他の国外研修を通じた貴重な経験ができるだけでなく、本稿では触れていない国内研修を通じて全支援対象国に関する支援の概要その他法制度整備支援活動全般に関する知識を得ることもできる研修であり、まさに「法制度整備支援活動の現在」を体感できる、大変有意義なものである。

法制度整備支援活動に携わることを強く希望 している職員や同活動に興味や関心がある職員 の皆様には、是非、国際協力人材育成研修に参 加し、同活動への理解を深めてもらいたい。

第3 終わりに

1 最後に、本研修での経験を今後の業務にど のように活かしていくかについて、若干述べ ておきたい。

私は、本研修における、国際協力部教官からの講義や長期派遣専門家との意見交換等を通じて法制度整備支援活動に関する理解を深めることができたが、この経験を通じて、外国(支援対象国だけでなく、欧米も含む。)の法律や法制度に対する感度をこれからもっと高めていきたいと考えている。

それと同時に、ラオスで私たちが行った講義等を通じて、日本の法律や法制度に対する 知識や理解が不十分であったことも痛感する とともに、それらに対する感度も高める必要 があると感じている。

そのため、今後は、日本の法律や法制度に 対する知識や理解を深めるだけでなく、外国 の法律や法制度に対する感度を高めてその知 識や理解も深め、より多角的かつ多面的な視 点から、日々の業務での法的問題等に取り組 んでいきたいと考えている。

これからの日々の業務を行う際の新たな意 識付けの契機を得られたという点でも,本研 修は大変有意義なものであったと考えてい る。

2 末筆ながら、本研修を実施された国際協力

部の皆様、私たち研修員を迎え入れていただ 私を快くいたベトナム及びラオスのJICAプロジェ の皆様にクト事務所の皆様、2週間もの長期にわたり、 げたい。

私を快く本研修に送り出していただいた原庁 の皆様に,この場を借りて厚くお礼を申し上 げたい。

平成 28 年度国際協力人材育成研修に参加して

第1 はじめに

私は、この度、平成28年度国際協力人材育成研修に参加し、約2週間にわたり、国内及び国外(ベトナム及びラオス)において、法務総合研究所国際協力部(ICD)が専ら発展途上国を対象に実施している法制度整備支援(以下、単に「法整備支援」という。)の業務について学ぶ機会を得た。

詳細な知識までは持っていなかったものの、私は、発展途上国に対する技術協力の一環として、ICDや独立行政法人国際協力機構(JICA)が法整備支援を行っており、検事の諸先輩方もICDの教官やJICAの長期派遣専門家として、幅広くご活躍されているということは以前から知っていた。また、これまで、ICDのウェブサイトやICD主催の公開シンポジウムなどを通じて、法整備支援に関する基本的な情報に触れる機会もあった。

もっとも、自分の理解不足もあり、実際にこの 業務に携わっておられる方々がいかなる業務を 日々行っているのかについては、漠然としたイ メージしか抱くことができておらず、また、長期 派遣専門家がいかなる苦労と闘いながら日々の業 務を行っておられるのかについて想像が及ばない ところが多々あった。そこで、この度の研修では、 現地のプロジェクトの活動現場を直接見聞させて いただくことで、上記の点に関する具体的イメー ジを抱くことができれば幸いと思い、研修に臨む こととした。

第2 国内研修について

国内研修では、各国の法整備支援の概要、長期派遣専門家や国際協力専門官の業務等について、 ICDの阪井光平部長や伊藤浩之副部長をはじめ、各教官や国際協力専門官からそれぞれ充実し た内容の講義があった。最後に行われた阪井部長による講義では、「この度の研修を通して、①『法』とは何か、②『支援』とは何かを考えるように、そして、今後それぞれの研修員が仕事をしていく上で自らのキャリアパスに『国際』をいかに加味するのかについても考えるように。」といったお話があった。

私は、この阪井部長のお言葉をしっかりと胸に しまい、決してこの研修を無駄にすることのない ようにとの心構えの下、翌日からの国外研修に臨 むこととした。

第3 国外研修の内容及び所感

1 ベトナムについて

短時間の滞在ではあったが、ベトナムでは非常に多くのことを吸収することができた。以下、 紙面の都合上、特に印象に残った点についての み触れることとする。

まず、1点目は、カウンターパートの生の声 に触れたことで、日本の法整備支援がベトナム 側から極めて高く評価されている実情を肌で感 じることができたことである。例えば、最高人 民検察院の国際協力局長は、日本によるこれま での法整備支援について,「日本の法務省は, ベトナム側のニーズにきちんと合わせて活動し てくれており、非常に感謝している。専門家は 極めてフレキシブルで有能な方々ばかりであ り、最近では、中央のみならず地方レベルの実 務家のニーズをできる限り取り入れてくれるよ うになった。ベトナム側としても,決して受け 身になることなく、日本側への提案を行うこと も可能になってきている。」などと極めて高く 評価されており、日本のベトナムに対する法整 備支援が月日を重ねる毎に深化している現状の 一端に触れることができた。そして、これはひ とえに、これまで法整備支援業務に携わってこられた方々、若しくは現に携わっておられる方々のご尽力の賜物であると感じた。

2点目として、バクニン省の裁判所における 法廷傍聴(退役軍人である被告人が、自らが居 住する傷病兵士ホームセンター内において,被 害者から暴行を受けたことを機に憤慨し、ナイ フで同人を刺して死亡させた事案であり,「強 く衝撃された精神状態で殺人を行った罪」で起 訴されていた。)において、日本の法廷との違 いを体感することができ、考えさせられること が多々あった。例えば、1人の裁判官と2人の 参審員で合議体を構成していること, 職権主義 を採用しているため事前に裁判官が証拠に目を 通した上で裁判に臨んでいること、検察官が法 壇の上 (傍聴席から見て左端) に着席している こと, 民事と刑事の審理を同一の手続で行って いることなど、細かい点を挙げればきりがない ほど日本の刑事司法とは様相を異にしていた。 上記のとおり職権主義を採用していることも あって、ベトナムの公判は、日本のそれとは異 なり、裁判所が新たに真実を発見するための場 というより、公判を開くまでの間に発見された 真実を確認するための場であるという印象を受 けた。そして、最も驚かされたのは、ベトナム では被告人(被告人本人のみならずその父親を 含む。) が過去に軍人として国に貢献したこと が刑の減軽事由となっている点であった。被告 人質問では、裁判官がこの点を被告人に確認し ている場面があり、まさにベトナムという国の 歴史や特徴を端的に表している裁判であると感 じ, 非常に興味深い内容であった。

2 ラオスについて

2020年(平成32年)3月をもってプロジェクトが一応終了する見込みとなっているベトナムとは異なり、ラオスに対する法整備支援は、まさに現在進行型でプロジェクトが進んでいる最中であり(現在実施中の「法律人材育成強化プロジェクト(フェーズ2)」は、2018年(平成30年)7月をもって終了することとなって

いるが、期間が延長される可能性が高いとのことである。)、プロジェクトの目標や活動内容、 実施体制 (構成メンバーや研修の実施方法等) 等についても、ベトナムのそれとは様々な点において異なっており、同じ法整備支援といっても対象国それぞれで個性があるということが分かった。その意味で、この度の研修で2カ国を訪問できたことは非常に恵まれていたと思う。

ラオスでは、プロジェクトオフィスにおい て,長期派遣専門家との意見交換に続き,ワー キンググループのメンバー (最高人民検察院, 司法省, ラオス国立大学及び弁護士会) との意 見交換の場を設けていただいたが、これらを通 じて感じたことは、未だ課題は山積していると はいえ, プロジェクトの各当事者が明確な目標 を持ち、現状と課題についての認識をしっかり と共有できているため, 非常に良好な信頼関係 が構築されているということである。ラオスで は,司法省,最高人民裁判所,最高人民検察院, ラオス国立大学及びその他関連機関を含めた混 成グループでワーキンググループを構成し,研 修等を実施している。この点に関し、ラオス側 メンバーの方々からは、「混成グループで研修 を行う場合, 基本的な考え方が異なるため議論 に時間を要するといったデメリットもあるが, 他方で、各自の視野が広まる、各機関で共通の 理解が構築されることで互いの信頼関係が高ま るなどメリットがあり、非常に有意義な研修と なっている。以前から実施している合宿形式に よる研修も非常に効果的である。」といったお 話があり、プロジェクトが総じて上手く進んで いるとの印象を抱いた。

次に、特にラオスに滞在中、自分の中での「法整備支援」の概念がより広い内容のものへと変わっていった。例えば、以前は自分の勉強不足もあって、法整備支援というと、法律の起草支援や教材作成の支援などといった、目に見える成果物を作ることへの支援を中心にイメージを膨らませていた部分が少なからずあった。しかし、この度の研修を通じ、法整備支援を行う上

で最も中心に添えるべき要素は「人材育成」で あると実感した。たとえ法律や法制度ができた としても, それを使いこなせる能力, 自力で法 律改正作業ができる能力を持った人材が育たな いと無意味であるし, たとえ教材ができたとし ても, それを使って後継者に教える能力を持っ た人材が育たないと無意味である。その意味に おいて、法「整備」支援とは、法「教育」支援 という言葉に置き換えることができる要素が少 なからずあるのではないかと感じた。相手国の オーナーシップを尊重し、相手国の実情やニー ズに見合った形での人材育成に取り組むという 点が日本の支援の特徴であるとされているが、 そのような支援方法だと非常に時間がかかる 上,成果がなかなか見えにくい。したがって, 法整備支援という仕事は数々の苦労を要する仕 事であるように思われたが、ラオスに派遣中の 長期派遣専門家の方々は皆、苦労を抱えておら れるような素振りは見せず, むしろ明るく楽し そうに仕事をされている印象を抱いた(なお, ベトナムについても全く同様であった。)。

第4 その他研修の成果

1 法整備支援という仕事のスケールの大き さ、醍醐味

この度の研修全般を通して感じたのは、法整 備支援という仕事が、研修前にイメージしてい たよりも遙かに壮大でスケールの大きな仕事で あるということである。この度、法曹経験が 20年に満たない方々が、相手国の副大臣に助 言を与えたり、関係省庁の局長級の方々と顔を 付き合わせて議論を交わすなどして日々奮闘さ れている現状の一端を垣間見ることができた。 この仕事が、一つの「国造り」に直接携わるこ とができる、極めてダイナミックな仕事である ということを実感でき、何とも言えない興奮を 覚えた次第である。また、この度の研修におい て、法整備支援の仕事のもう一つの醍醐味は、 良い意味で「正解がない」点であると感じた。 一定のゴールは設定されているものの、これに 到達するまでの過程においては、常に自らの頭で悩み、考え、切り開いていかなければならない。前例踏襲が通用しない厳しい世界ではあるが、大いにやりがいを感じることができる仕事なのではないかと感じた。

2 法整備支援に取り組む上での心構え,「支援」の意味

法整備支援の仕事の魅力については多少のイ メージができたものの、私は、それでも、長期 派遣専門家が長期間にわたり支援対象国に赴任 する生活には相当な困難を伴うのではないかと の思いが消えなかった。前述したとおり, 人材 育成には非常に時間がかかるため、思うように 人材が育ってくれないもどかしさを感じること も多々あるのではないか、そのような場合にい かにしてモチベーションを保っておられるのか などといった点に関心があったことから, その 点に関し,長期派遣専門家の方々に質問を投げ かけてみた。とりわけ印象的だったのは、ラオ スの須田大長期派遣専門家による,「長期派遣 専門家として必要な能力は、例えて言うならば 実が熟するまで待つことができる能力である。 相手国があることなので上手く回らないときが あるのは当然である。その際, 自分達の事ばか り考えるのではなく、相手に対する思いやりや 想像力を忘れずに仕事を続けていれば、思わぬ ところで突破口が開けてくることもある。検事 が行う取調べなどもこれと通じる面があるので はないか。」といった趣旨のお話であった(須 田専門家は、同じ文脈の中で「愛情」という言 葉も用いておられた。)。このお話をお聞きする 前は、正直なところ、どこか愚痴めいた話もこ ぼれてくるかもしれないと思っていたが、その ようなお話は全くされず、逆に、「愛情」など といった言葉がごく自然とこぼれてきたこと, また、意外にも取調べと重ねられたことで自ず と自身の仕事ぶりを顧みる結果となったことな どから,何とも言えない気恥ずかしさを覚えた。 この度の研修において、法整備支援という仕事 は、まさに「人間力」が要求される仕事であっ

て, そのことは検事の仕事にも通じるところが 多々あるのだということを教わった気がした。

なお、「支援」という言葉の意味について、 以前の私は、力を持つ者が持たない者に対して サポートしてあげる、協力してあげるといった ような、どこか上から目線のイメージで捉えて いた部分があった。しかし、この度の研修中お 会いした長期派遣専門家の方々は皆、そのよう な姿勢ではなく、短期的な見返りを求めず同じ アジアのパートナーとしてただ相手国のことを 思い、相手国に寄り添うといった姿勢で仕事に 励んでおられるといった印象を受け、自分とし ても、真の意味での「支援」とは何かにつき考 えさせられるところが多々あった。

3 自身を振り返って

この度の研修は、自分にとって、検事として の普段の仕事ぶりを振り返る良い動機付けと なった。私は現在、捜査担当の検事として、外 国人犯罪や国際的な犯罪を扱う部署に所属して いる。日々、要通訳事件の取調べを行っている ほか、時には国境を越えた犯罪の捜査のため外 国捜査機関と連携を図る機会もある。その度に 感じることは, 前提理解が根本的に異なる外国 人と議論を交わすこと, そして彼らに日本の法 制度を正確に伝えることの難しさである。この ことは、この度の研修中においても、例えばラ オス国立大学や国立司法研究所で私たちが実施 した講義等を通じ, 再認識させられた。法律家 として国際的な仕事に携わる上で、比較法の視 点を持つことの重要性については頭で理解して いたつもりである。そして,ここで言う「比較」 とは、単に日本ではこういう法制度になってい るのに対してこの国ではこういう法制度になっ ているといった表面的な理解にとどまることな く、それ以前になぜそのような制度になってい るのかといった歴史的経緯や背景を踏まえて理 解しておくことが欠かせないということも,頭 では理解していたつもりである。しかし、この 度の研修中, 自分はまだまだそれが不十分で あると反省させられた。「法」とは、それぞれ の社会において、そこに暮らす人々の間のルールを定めたもので、その社会の根本的な基盤をなすものである。当然ながら、それぞれの社会毎に、その成り立ちや歴史、政治事情や経済事情、文化、宗教、道徳、価値観は異なっており、比較法と呼ばれるところの「法」には自ずとこれらの視点が含まれることとなる。私は、この度の研修を通じて、それらを含む意味での比較法の視点を持つことの重要性を再認識した。そして、海外に目を向ける以前に、日本法が成立した歴史的背景について今一度学び直すとともに、日本の国それ自体についてより本質的な理解を深めたいという気持ちを抱いた。

また, 前述した「人材育成」という観点から も,この度の研修は、自身のこれまでの仕事ぶ りを振り返る良い契機となった。例えば、ラオ スなどでは法理論面と実務面が未だ整理されて いないため、それを整理して統一的なものとす べく、日々教材作成の支援を行ったり、カウン ターパートの研修を実施しているとのことであ る。私自身も普段,司法修習生の指導に携わっ たり, 若手検事に対して助言を与えることもあ るが、果たして、自分がどれだけ法理論を正確 に理解しているだろうか, どれだけ法理論面と 実務面とを整理して指導助言を行っているか、 捜査手法など実務面ばかりに目が行ってしま い、法の原理原則をおろそかにしてはいないだ ろうか、須田専門家が仰るような想像力や思い やり、愛情を持って指導や助言を行えているだ ろうかなどと、様々な観点から自分自身を振り 返ることができ、自分にとって非常に良い刺激 となった。

第5 終わりに

ここで1点,非常に印象に残ったエピソードについて触れることとしたい。私は,ラオス国立司法研修所での講義を終えた後,学生に対し,「皆さんは,世の中に色々な職業がある中で,なぜ法律家を目指そうと思ったのですか。社会的地位の高さ,給料,やりがい,あるいはそれ以外の理由

ですか。」という質問をしてみた。意外なことに、 指すべき道は万国共通 次々と学生らが自発的に手を挙げ、「この国が大 えない爽快な気分にな 好きで、社会を良くしたいから。」、「社会正義を 最後に、今回、大変 実現したいから。」、「高校生の頃、隣家で飼って ために貴重なお時間を いたヤギが自分の家の敷地内に侵入してきたこと 方面で調整等を行ったがあり、その際、自分の家で飼っていた犬がその 方々、長期派遣専門家 ヤギに噛みついた。そのヤギが勝手に侵入してき トオフィスの方々、野たのに、最終的には自分達が全額を賠償させられ た関係各機関の方々に た。この経験がきっかけで法律に興味を持った。」 し上げるとともに、多などと、目を輝かせながら答えてくれた。この様 出して下さった大阪地子を見て、私は、たとえ国は違えど法曹として目 感謝を申し上げたい。

指すべき道は万国共通なのだと実感し、何とも言 えない爽快な気分になった。

最後に、今回、大変ご多忙の中、我々研修員の ために貴重なお時間を割いていただくとともに多 方面で調整等を行っていただいた I C D 職員の 方々、長期派遣専門家をはじめとするプロジェク トオフィスの方々、現地で暖かく接していただい た関係各機関の方々に対し、改めて厚く感謝を申 し上げるとともに、多忙の中、本研修に快く送り 出して下さった大阪地方検察庁の皆様にも心より 感謝を申し上げたい。

平成 28 年度国際協力人材育成研修に参加して

福岡高等検察庁検察事務官
 小 南 安 生

第1 はじめに

私は、平成28年11月7日から同月18日までの間、法務総合研究所国際協力部(ICD)、ベトナム社会主義共和国及びラオス人民民主共和国において実施された国際協力人材育成研修(以下、「本研修」という。)に、研修員として参加させていただいた。

私は検察事務官として仕事をする中で、法制度 整備支援という言葉を見聞きすることはほとんど なく、ICD職員がどのような仕事をしているの かすらほとんど知らなかった。

私が初めて法制度整備支援という存在を知ったのは、ちょうど4年前、一緒に仕事をしていた検事が当時の国際協力人材育成研修に参加され、帰国後、是非長期派遣専門家として発展途上国で勤務したいと仰っていたことを聞いたときであった。当時の私の法制度整備支援に対する認識は、発展途上国の法律、特に民法や刑法、それらに付随する法律を「日本と同じような法律」に改正する、又は法律のない国に対しては、新しく「日本と同じような法律」を作るものだと勝手に思っていた。

しかし、本研修において、国内研修ではICDの部長、副部長及び教官らから講義を受けたり、 国外研修ではベトナム及びラオスを訪問し、法制度整備支援の現場を実際に見聞きしたりしたことで、日本の中で悠々と生活してきた私の認識がいかに単純で、上から目線でしか考えていなかったことを痛感させられた。

以下、本研修を通じて私が学んだことや感じた ことについて報告させていただく。

第2 国内研修

本研修では、国内研修として、ICDの教官から、「法務省による法制度整備支援の概要」「イン

ドネシア,カンボジア,ラオス,ベトナム,中国,ネパール,ミャンマー等の各国における法制度整備支援の概要」についての講義があった。私は,先ほども述べたとおり,法制度整備支援に対する認識がほとんどなかったので,国内研修での講義は,国外研修に行くに当たって,日本が実施している同支援の基本的な知識を理解する上で大変有意義なものであった。

また、ICDの事務手続等を担っている国際協 力専門官から、同専門官の業務についての講義が あった。検察事務官の私にとっては、将来ICD で勤務することとなれば、国際協力専門官として 働くこととなるので、これらの講義内容はとても 興味深いものであった。一番印象に残ったのは, 法務総合研究所というのはオール法務省と裁判官 の組織であり、検事や裁判官等の教官と国際協力 専門官との間には垣根がなく、イコールパート ナーとして仕事をしているということだった。国 際協力専門官の仕事は,研修・出張のための準備, 研修の補助,長期派遣専門家との連絡調整業務等 多岐に渡るものであり、教官とはイコールパート ナーとして仕事をするということは、それだけ教 官から信頼を得ないと出来ない仕事であり、検察 事務官とはまた違った責任感を伴う大変魅力的な 仕事だと思った。

さらに、ICDの阪井部長からは、「法務省職員の国際業務と法整備支援」についての講義があり、その中で、法務省の国際業務にはどのようなものがあるかという質問を受けた。私がこれまで検察事務官として仕事をしてきた中で、国際的な仕事がどれほどあったかを考えてみたが、正直、被疑者が外国人の場合、通訳人を手配することくらいしか思いつかず、ましてや法務省については、どれほど国際業務があるのか分かっておらず、国際業務というものに対する意識の低さを感じざる

を得なかった。

加えて、阪井部長からは、国外研修において、 法制度整備支援を「法(制度)」「整備」「支援」 の3つに分け、「法(制度)」とは何か、「整備」 とは何か、「支援」とは何かをよく見てくるよう にとの宿題をいただいた。

第3 国外研修

1 ベトナムでの国外研修

ベトナムのノイバイ国際空港に到着してまず 始めに感じたことは、空港が日本と同じような 作りであることに驚いた。現地ガイドの話では、 その空港は日本の政府開発援助(ODA)によ り、日本企業によって作られたものであり、ま た、市街地に向かう際に通った巨大な橋も日本 のODAによって作られたものであった。私は、 空港から市街地までの道中、このような立派な 空港や巨大な橋が日本の支援で作られ、ベトナ ムの発展に大きく貢献していることに、日本の 技術の素晴らしさを感じると同時に、法制度整 備支援がどのような形でベトナムの発展に貢献 しているのかを今から実際に見聞きできること に期待が膨らんだ。

ベトナムJICAプロジェクト事務所では、 検事出身の川西一長期派遣専門家から、ベトナムにおける法制度整備支援の概要等についての説明があった。JICAによるベトナムでの法制度整備支援は1996年(平成8年)頃から開始し、民法、民事訴訟法等の重要法令の起草支援、人材育成支援等を行っており、現在は、主として法規範文書の整合性確保等を目標に、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、ベトナム弁護士連合会及び首相府の5機関に対する各種活動を実施している状況であることなどを学んだ。

西村あさひ法律事務所ハノイ事務所では、ベトナムの法制度の問題点として、法律の未整備や不整合、運用との齟齬、司法権への信頼性の低さなどがあること、また法制度整備支援には、法の支配の意義や重要性についての意識改革、

司法権の事態解決能力の養成などが期待されていることを学んだ。

このように、ベトナムにおいても、まだまだ やるべきことが山積していることを知ることが できたが、他方、1条でも法律の未整備が減れ ば成功だという話も聞き、長期派遣専門家の苦 労は計り知れないものだと感じた。

2 ラオスでの国外研修

ラオスJICAプロジェクト事務所では、検 事出身の須田大長期派遣専門家から、プロジェクトの概要等について説明があった。ラオスでは、1998年(平成10年)頃から法制度整備支援を開始し、民法等の教科書、判決書マニュアルの作成支援、人材育成支援等を行っており、現在は、主として、法令起草能力や法令運用・執行能力の向上等を目標として、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院及びラオス国立大学の4機関に対する各種活動を行っていることを学んだ。

その後, 国立司法研修所やラオス国立大学を 訪問し, 我々研修員から「裁判官や法務省職員 の職業倫理」「日本における三権分立、司法権 の独立、行政権における検察の独立」等につい て講義をするという貴重な経験をさせていただ いた。私は、日本の検察官及び検察事務官の仕 事内容や職業倫理について, 国立司法研修所で 講義する部分を担当したが、日本のことを外国 の方へ伝える難しさを知った。 なぜなら、 日本 の検察官及び検察事務官の仕事内容等を日本人 に伝える場合, 相手が前提となる日本の統治機 構や歴史等の知識を持っているため、ある程度 説明を省いても理解してもらえるが、統治機構 等が全く異なる国の人達は, そのような前提知 識を持たないからである。この点、講義の際 は、優秀な通訳人が私の不十分な説明を補って くれ、かなり助けてもらった。

また、国立司法研修所の意見交換会では、「なぜ法曹になりたいのか。」というこちらからの質問に対して、一人の研修生から、「一人の人間として社会正義のために法曹になりたい。」

という回答があった。このような法曹になると いう強い意気込みを持っている研修生がいるこ とに、ラオスの将来の発展を見た気がした。

第4 本研修の成果

法制度整備支援を「法(制度)」「整備」「支援」 の3つに分けて見るようにとの、前記の阪井部長 からの宿題を私なりに回答したいと思う。

私は、ラオスでラオス側関係者から、「国民だけでなく公務員も法律に対する意識が低いことから、紛争が起きたときに、慣習などで解決してしまうので、貧しい人又は教育を受けていない人などは不平等な扱いを受ける。」という話を聞いたとき、「法(制度)」とは何か、「整備」とは何か、「支援」とは何か、という問いに対する答えがぼんやりと見えてきた。

まず、法制度整備支援の「法(制度)」というのは、 基本法である民法や刑法、それに付随する法律だけでなく、その国の社会、文化、慣習及び道徳など、その国の国民感覚を含んだものが「法(制度)」ではないかと思った。なぜなら、良い悪いは別として、ラオスのように慣習で紛争を解決することがあるという現実があるのであれば、その国の法律を作る上では、その慣習を踏まえて法律を作ることがその国民に馴染みやすい法律になると考えるからである。

また、ベトナムにおいて、殺人事件の裁判を傍聴した際、裁判官から被告人に対して、「あなたの親族で国のために貢献したり、表彰されたりした人がいるか。」という質問があった。私はこの質問を聞いて、そのような人が被告人の親族でいれば、被告人の刑事裁判において、そのことが量刑上考慮されるように感じた。そのような事情も刑事裁判で考慮するという考えも、ベトナム国民が普通に思っている感覚だとすれば、法律を作る上では、このような国民感覚も取り入れることも必要なのではないかと感じた。

さらに、法制度整備支援の「整備」というのは、 法律の起草支援や人材育成など運用できる体制を 作ることも大切であるが、国民の司法に対する信 頼を得ることも「整備」に含まれると思った。というのも、国民の法律に対する意識が低い原因には、前記の西村あさひ法律事務所ハノイ事務所での話にもあったように、国民の司法に対する信頼が低いことがあるのではないかと思ったからである。法律があることで、紛争が平等で平和的に解決できること、不意に不利益を被る可能性が少なくなるということなどの利点があることを国民全員に浸透させるためには、やはり国民の司法に対する信頼を高める必要があると考える。

最後に、法制度整備支援の「支援」というのは、 長期派遣専門家という人という支援、ODAなど のお金の支援等があるが、日本独自の支援が本当 の「支援」だと感じた。ベトナムの最高人民検察 院の局長の話の中で、日本以外のドナーともプロ ジェクトをやっているが、その中でも日本の法制 度整備支援を高く評価しており、その証拠に、重 要な法律の改正には、必ず日本の専門家が参加し ているというお話があった。そして、その理由を 聞くと、日本の法制度整備支援はベトナムの実情 やニーズに合わせてもらえるからだという。

また、ラオスのワーキンググループの方々との 意見交換した際には、日本の専門家が長期間、継 続的にラオスに在駐しているおかげで、法改正に 対する知識が高まったり、刑事訴訟法のハンド ブックや手続の流れのチャート図が作成できたこ とで、法律の統一的な知識の共有ができるように なったなどの感謝の言葉をいただいた。

このように、日本の法制度整備支援はベトナムやラオスの方々から高い評価をしていただいているということを、ベトナム及びラオスの現地の方々からの言葉を実際に聞いて実感したからこそ、日本の法制度整備支援の特徴でもある、相手国の歴史、文化、法制度を理解した上で、相手国との対話を重視しながら、相手国に寄り添い、相手国のニーズや実情に合った法律や制度を共に考える支援こそが、法制度整備支援の「支援」だと思った。

本研修では2か国の法制度整備支援の現場を見 させていただいたことで、社会、文化、風習、国 民性が国によって違うことを学ぶことができ、またそれに伴って国によって、支援の方法等が変わってくることを学べたのは、私にとって大きな財産となった。本研修で見聞きしたことは法制度整備支援のごく一部でしかないが、ベトナム及びラオスの社会、文化、歴史、人柄などを知ることができ、私はベトナムとラオスという国が本当に大好きになった。

私は、本研修の成果として、まず私が経験して 感じた法制度整備支援について、可能な限り広報 をしていくとともに、国際業務がより身近になっ たことから、自分自身の職務が国際業務とどのよ うなつながりがあるのかを常に考えながら、日々 の職務に従事しようと思った。

第5 おわりに

私は、本研修を通じて、法制度整備支援の方法 というものは一つではなく、そのためのマニュア ルは存在せず、支援することの難しさや大変さが あること、他方で日本による法制度整備支援が本 当に高い評価を得ていることを学んだ。

ベトナムの空港や巨大な橋のようなものは、完成すれば目に見えて成果を残すことができるが、法制度整備支援の成果というものはなかなか目に見えないものである。そのような中で、ベトナムにおける法制度整備支援は1996年(平成8年)から、ラオスにおける同支援は1998年(平成10年)から現在まで続いており、JICAの活動の中でも評価の高い活動であるという。法制度整備支援は国の根幹を整備する手助けをするものであり、

ベトナム及びラオスの経済が今後発展することを 考えると、その成果は、空港や巨大な橋の完成と 同等以上に、各国の国民に大きな影響を及ぼすこ とは間違いないはずである。

そして、相手国のニーズや実情に合わせた日本の法制度整備支援というのは、今後も発展途上国からの要請がますます増えるはずであり、新たな相手国によってますます変化に富んだ法制度整備支援に進化していくはずである。そのため、法制度整備支援に携わる人材というのは、一つの仕事ができるだけではなく、忍耐力、精神力はもちろんのこと、自由な発想力、交渉力、調整力などが必要だと感じた。

前記のとおり、ベトナム及びラオスの訪問先の 方々からは、笑顔で歓迎された上、日本の法制度 整備支援を高く評価していただき、多くの感謝の 言葉をいただいた。それは、長期派遣専門家の方々 が、長年にわたる努力によって、各国の関係者と の人間関係を作り、信頼を積み重ねてきた結果で あり、本当に頭が下がる思いであった。

本研修では、ベトナムの川西長期派遣専門家、 塚部貴子長期派遣専門家、ラオスの須田長期派遣 専門家を始めとするJICAプロジェクト事務所 の方々には本当にお世話になった。また、引率し ていただいた石田教官及び稲本専門官には本研修 を充実したものにしていただき、心より厚く感謝 申し上げたい。

最後に、私を快く本研修に送り出してくださった家族及び職場の皆様にも心から感謝を申し上げ、私の報告を終えたい。

【部内研修】

法制度整備支援活動の対象国に係る政治、社会、文化等の情勢及び 言語に係る研究会(インドネシア、ミャンマー及びベトナム)について

国際協力部教官 大西宏道

第1 はじめに

法務省法務総合研究所国際協力部が行う法制度整備支援活動に当たっては、対象国の政治、社会、文化等の情勢を踏まえて、現地の政府関係者及び司法関係者と直接連絡調整する必要がある上、法制度整備支援活動が進展し、法案等が作成され、最終的に正式な文書となった場合は、対象国の現地の言語が使用される。このように、法制度整備支援活動においては、法的知識はもとより、対象国の政治、社会、文化等の情勢に係る知識に加え、対象国の現地の言語に係る知識について、一定程度備えていることが有用である。

そこで、当部では、我が国の法制度整備支援活動を担う者の能力の向上を図るとともに、効果的な法制度整備支援活動の実現を図るため、当部で法制度整備支援活動に当たる法務教官等が、対象国の政治、社会、文化等の情勢と共に現地の言語に係る研究会を実施している。

研究会の開催に当たっては、大阪大学大学院言語文化研究科の協力を得て、東南アジア 地域の各国の政治、社会、文化等の情勢及び言語を専門とする同科言語社会専攻の教員に より、同内容の基本的な事項について講義を実施してもらっている。

第2 インドネシア研究会について

平成28年11月7日(月)及び同年12月12日(月),大阪大学大学院言語文化研究科言語社会専攻の菅原由美准教授から、インドネシアの政治、社会、文化等の情勢及び言語について、インドネシアの慣習、教育制度等を踏まえながら、インドネシア語の動詞、数詞、時間の表現、疑問詞等の講義がなされた。

第3 ミャンマー研究会について

平成28年12月13日(火),大阪大学大学院言語文化研究科言語社会専攻の加藤昌彦教授から、ミャンマーの政治、社会、文化等の情勢及び言語について、ミャンマーの人々の物事に対する考え方等を踏まえながら、ビルマ語の基本的な文法等を題材として、講義がなされた。

第4 ベトナム研究会について

平成28年12月15日(木),大阪大学大学院言語文化研究科言語社会専攻の清水政明准教授から,ベトナムの政治,社会,文化等の情勢及び言語について,ベトナムの漢字文化

の歴史,現代ベトナム漢語の諸相,日本漢語との差異等の観点から,ベトナム語における 漢越語,漢字音等の講義がなされた。

第5 おわりに

今後も、引き続き、インドネシア、ミャンマー及びベトナムについて、複数回の研究会 を実施する予定である。

【来 訪】

京都大学法学部生らによる国際協力部訪問

国際協力部教官 松尾宣宏

2016 (平成 28) 年 11 月 1 日午後,京都大学大学院法学研究科・曽我部真裕教授の引率の下,同教授のゼミ生である京都大学法学部生ら 10 名が国際協力部を訪問しました。

曽我部教授は憲法を御専門としているところ、同教授のゼミでは、知見を深めるため、 積極的に外部の機関を訪問しているとのことで、当部の活動に関心を持たれたことから、 本訪問が実現しました。

当部の活動において、憲法が直接関係する場面はそう多くないことから、憲法のゼミに 所属する学生たちが法制度整備支援について耳にする機会は少ないものと思われますが、 既に関心のある層だけでなく、法制度整備支援に馴染みのない方々にも新たに関心を持っ てもらい、法制度整備支援への理解を深めてもらうことは大変重要ですので、今回の訪問 は、そのような意味で、大変いい機会でした。

学生たちは、当日、大阪地方検察庁(当部と同じ庁舎です。)を訪問し、同庁における 講義及び施設見学を終えた後、当部を訪問しました。

当日は、折しも当部国際会議室でラオスの本邦研修¹が行われていたことから、当部の活動の具体的イメージを持ってもらうべく、まずは、その研修の様子を見学してもらい、その後、そのラオスにJICA長期専門家として派遣されていた当部の伊藤浩之副部長が、法整備支援プロジェクトとは何か、ラオスにおける長期派遣専門家としての活動等について、自身の体験を踏まえて講義を行い、最後に、当職が、法制度整備支援や当部の活動について総論的な説明を行いました。

本訪問後,懇親会の場で学生の方々とお話しする機会を持ちましたが,ふだん馴染みのない当部の業務について,相当程度関心を深めていただいたことが感じられました。

当部では、引き続き、皆様の御訪問をお待ちしております。御関心のある方は御遠慮な く御相談ください。

206

¹ 第9回ラオス法律人材育成強化プロジェクト(フェーズ2)「刑事関連法」本邦研修における,法務省刑事局吉田雅之参事官との意見交換のセッション(詳細は,本号に掲載する「活動報告【国際研修・共同研究】(第9回ラオス本邦研修)」を御参照ください。)。

【講義・講演】

2016年11月から2017年1月の期間中,法務総合研究所国際協力部の教官等が行った講義・講演は以下のとおりである。

記

- 1 慶應義塾大学法科大学院生に対する講義
 - 日 時 2016年11月24日
 - 場 所 慶應義塾大学
 - 対 象 慶應義塾大学法科大学院生
 - テーマ 法務省のインドネシアに対する法整備支援
 - 担 当 国際協力部教官 石田正範
- 2 大阪大学大学院国際公共政策研究科大学院生及び大阪大学学部生に対する講義
 - 日 時 2016年12月2日
 - 場 所 大阪大学
 - 対 象 大阪大学大学院国際公共政策研究科大学院生及び大阪大学学部生
 - テーマ 法務省による法整備支援の現状
 - 担 当 国際協力部教官 東尾和幸,国際協力部教官 湯川亮
- 3 関西大学政策創造学部生に対する講義
 - 日 時 2016年12月5日
 - 場 所 関西大学
 - 対 象 関西大学政策創造学部生
 - テーマ 日本からの国際協力としての法整備支援
 - 担 当 国際協力部長 阪井光平, 国際協力部教官 松尾宣宏
- 4 信州大学経法学部生に対する講義
 - 日 時 2016年12月19日
 - 場 所 信州大学
 - 対 象 信州大学経法学部生
 - テーマ 国際協力部と法制度整備支援
 - 担 当 国際協力部教官 伊藤淳
- 5 一橋大学法科大学院生に対する講義
 - 日 時 2016年12月20日及び同月21日

場 所 一橋大学

対 象 一橋大学法科大学院生

テーマ 法整備支援と法曹の役割~裁判官出身者の視点から~

担 当 国際協力部教官 湯川亮

- 6 名古屋大学法科大学院生及び名古屋大学「キャンパスアセアン」プログラム短期海外 派遣の学部生に対する講義
 - (1) 日 時 2016年12月21日

場 所 名古屋大学

対 象 名古屋大学法科大学院生

テーマ 法務省の法制度整備支援

担 当 国際協力部教官 松尾宣宏

(2) 日 時 2016年12月21日

場 所 名古屋大学

対 象 名古屋大学「キャンパスアセアン」プログラム短期海外派遣の学部生

テーマ ベトナム法制度へのいざない

担 当 国際協力部教官 松尾宣宏

- 7 大阪大学大学院国際公共政策研究科大学院生及び大阪大学学部生に対する講義
 - 日 時 2017年1月6日
 - 場 所 大阪大学
 - 対 象 大阪大学大学院国際公共政策研究科大学院生及び大阪大学学部生

テーマ 法務省による法整備支援の現状~ラオスを例に~

担 当 国際協力部教官 伊藤淳

- 8 司法修習生に対する講義
 - 日 時 2017年1月27日

場所法務総合研究所国際協力部国際会議室

対 象 2016年12月採用大阪配属司法修習生(第70期)

テーマ 法制度整備支援の概要

担 当 国際協力部教官 廣田桂

【活動予定】

2017年4月から同年6月の間における、当部が行う予定の研修等は以下のとおりである。

なお, 聴講等希望される方は, 事前に当部まで御連絡ください。また, 研修内容や研修 場所のスペースの関係で御希望に添えない場合があるので御了承ください。

記

- 1 研修(いずれもJICAプロジェクト)
 - (1) 第56回SPC (最高人民裁判所) ベトナム本邦研修

日 時 2017年5月中旬~下旬(2週間程度)(予定)

場 所 大阪中之島合同庁舎(予定)

担 当 国際協力部教官 東尾和幸

(2) 第10回ミャンマー本邦研修

日 時 2017年6月中旬~下旬(2週間程度)(予定)

場 所 大阪中之島合同庁舎(予定)

担 当 国際協力部教官 横山栄作

2 共同研究

第18回日韓パートナーシップ共同研究

日 時 2017年6月19日(月)から同月29日(木)まで

場所大韓民国大法院法院公務員教育院等

テーマ 不動産登記制度,商業登記制度,供託制度及び民事執行制度をめぐる制度 上及び実務上の諸問題

担 当 国際協力部教官 大西宏道

- 3 シンポジウム
 - (1) 国際民商事法金沢セミナー

日 時 2017年6月10日(土)(予定)

場所・北國新聞交流ホール(予定)

(石川県金沢市南町2番1号 北國新聞赤羽ホール1階)

担 当 国際協力部教官 大西宏道

(2) 法整備支援へのいざない

日 時 2017年6月17日(土)(予定)

場 所 大阪中之島合同庁舎

担 当 国際協力部教官 廣田桂

専門官の眼

主任国際協力専門官 下 岡 純 一

1 はじめに

平成27年4月に国際協力部に配属され、早くも1年9か月が経ちました。昨年度は庶務担当、今年度は企画担当と、研修を直接担当する機会は多くありませんでしたが、法務局出身者ということもあり、2年とも日韓パートナーシップ共同研究を担当させていただきましたので、ここで得た経験を振り返りたいと思います。

2 日韓パートナーシップ共同研究

日韓パートナーシップ共同研究は、日本と韓国の研究員が両国の不動産登記制度、商業登記制度、戸籍制度、供託制度及び民事執行制度の制度上・実務上の問題点等について比較研究を共同で行い、相互の知識を深め、各制度の発展及び実務の改善に役立てるとともに、両国間のパートナーシップを醸成することを目的として平成11年から実施されており、今年度で17回目となります。この共同研究は民事関係業務を担当する行政職員が相互の国を訪問し、同じ立場で研究を行うものであり、国際協力部が実施する開発途上国に対する法制度整備支援のための本邦研修や共同研究とは様態が異なる唯一の研修といえます。

共同研究の詳細は本号活動報告 (P.156) や国際協力部HPに掲載しているので、御参照いただければ幸いです。

また、共同研究中の10日間は、教官、専門官、研究員及び通訳が研究カリキュラム中だけでなく、移動はもちろん3度の食事、休日の観光等、就寝時以外はいつも行動を共にして生活しますので、言葉は片言の英語、日本語、韓国語が飛び交いながらも参加者全員が直ぐに打ち解けることができるのも特徴の一つです。過去の参加者からは、共同研究が終了した後も参加者同士で連絡を取り合い、友好関係が長く続いていると聞いています。今年度で17回になりますが、多くの日本と韓国の参加者が個人的に友好関係を築くことができており、この点からも大変有意義な研修であると感じています。

最近は皆がLINEの通訳機能を利用することにより言葉の壁も相当低くなり、同時にグループトークを利用するなど楽にコミュニケーションを取れるようになっています。

3 一生ものの出会い

昨年度は主担当としてこのような濃密な共同研究に関わらせていただき、私も参加者と は事あるごとに連絡を取り合っており良い関係が続いているので、御紹介したいと思いま す。

共同研修実施を担当している日本の専門官に当たるイサンジュンさんは大変明るい方

で、カウンターパートということもあって、共同研究中には全体での宴席が終わった後もよくお酒を酌み交わして懇意になることができました。昨年のゴールデンウィークには夫人、小学生の息子さん、1歳の娘さん、韓国セッションでお世話になったイサンジュンさんの部下に当たるジンユンソンさん夫妻を連れて大阪に遊びに来てくれました。私は感激して空港まで車で迎えに行き、たまたま大阪旅行中であった昨年度の研究員も交えて自宅でたこ焼きパーティーをしたり、奈良に私の家族(妻、4歳の娘、0歳の息子)と小旅行し、レンタル着物を着て町を散策してお寿司屋さんに行ったり、車で京都を観光したりと大変楽しい時を過ごすことができました。

また、昨年度研究員であったジャンヨンギュさんも昨年4月に夫人とともに大阪旅行に 来られ、同僚の専門官と一緒に大阪城公園で花見(花よりお酒が主役)をして楽しんだこ とも良い思い出となっています。

私も,イサンジュンさん達からの絶対韓国に遊びに来いとの強い声を妻への説得材料として,今年は家族で韓国に遊びに行く計画を練っているところです。

4 終わりに

私は彼らとの出会いを大切にし、一生付き合っていきたいと思っています。

そして、このような出会いを与えてくれる国際協力部での仕事は大変素晴らしく、時に 猫の手も借りたい時もありますが、苦労した分以上の充実感は必ず味わえる職場であると つくづく思います。

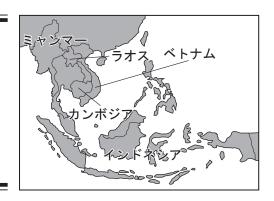
この駄文を書いている今も法整備支援連絡会が間近に迫っており、準備で日々忙しくしていますが、国際協力部の前向きなメンバーと共に努力を惜しまず頑張っていきたいと思います。



奈良小旅行



各国プロジェクトオフィスから





2016年及び2017年の年末年始は初めてミャンマーを訪問し、小松健太専門家のご厚意に甘え、チン州のビクトリア山でのトレッキングやバガンの仏教遺跡めぐり、ネピドーでのゴルフなど、楽しい時間を過ごさせていただきました。また、ネピドーのプロジェクト事務所を訪問させていただき、初出勤の野瀬憲範チーフアドバイザーとも仕事をさせていただき、本当に充実した休暇となりました。同じ法整備支援プロジェクトと言っても、所変わればプロジェクトも変わる、ようであり、プロジェクト活動はもちろん、カウンターパートとの関係や予

算執行の手続などの細かい点に至るまで、当プロジェクトとは様々な違いがあることを知り大変勉強になりました。ミャンマーには1週間ほど滞在したのですが、このように密度の濃い時間を過ごして疲れがたまってしまったようで、年始の出勤直後に風邪をこじらせてしまい、さらにお休みをいただくこととなり日頃の不養生を深く反省した次第です。その後の週末も自宅でおとなしく養生していたのですが、そのころ、ミャンマーで1週間一緒に過ごした小松専門家は、2017年ヤンゴンマラソンに出場し、3時間を切る好タイムで3位入賞したことを知り、所変われば専門家も大違い、だと思い知らされました。

マラソンは到底かなうことはありませんが、プロジェクトの勢いだけは負けないように、体調を整えて年度末まで駆け抜けたいと思っております。

(ベトナム長期派遣専門家 川西 一)



カンボジアの日本人在住者の数は年々増えており、現在、在留登録をしている人が約2,500人で、実際にはその数倍はいると言われています。プノンペンの飲食店で日本人を見かけることも珍しくなく、お互いが日本人だと分かっても、知り合いでなければ特に挨拶や会釈をすることはありません。そういう意味では、バンコクやホーチミンのようなアジアの大都市に近づきつつあるのかもしれません。

一方で、牧歌的な雰囲気もまだ残っています。カンボジアでは、「プ ノン」「ニョニュム」という日本人在住者向けの無料雑誌が発行され

ており、多くの人がそれらを読んでいて、そこに掲載された情報が在住者同士の共通の話題になります。たとえば以前、日本の落語家がプノンペンに来て寄席をやってくれたのですが、そのお知らせが雑誌プノンに掲載されたときには、日本人の知り合いに会うたびに、「今度、落語家が来るらしいですね。」などと話題にのぼりました。新しい飲食店がオープンしたときも同じで、「もう行った?どんな感じだった?」などと噂が飛び交います。日本でも、昭和の時代には、ツタンカーメン展の開催、ビートルズの来日、なめ猫ブームなど、日本中が一つの話題で持ちきりという状況があったと思いますが、最近は娯楽の多様化でサバサバしてきていますので、こういう一体感のある牧歌的な雰囲気を味わえるのは、途上国勤務の魅力の一つだと思います。

話題持ちきりと言えば、先日、サッカーの本田圭介選手がプノンペンに来て、子供たちを相手にサッカー教室を開いてくれました。保護者も付き添いとして本田選手に会えるとのことで、本田選手に会いたい日本人のママさんたちが一斉に応募したため、抽選になりました。私の同僚の日本人女性の方も、お子さんの名前で申し込んで、見事当選されました。サッカー教室では、本田選手がTシャツにサインをしてくれ

たそうで、たいそうご機嫌だったのですが、Tシャツのサインを見て汚れていると勘違いしたカンボジア 人の家政婦さんが、わざわざ手洗いでゴシゴシ洗ってくれたそうで、ほとんど消えてしまったそうです。

(カンボジア長期派遣専門家 辻 保彦)



この度 2016 年 11 月末に任期を終え、日本に帰国しました。約2年 1 ヶ月の在任中は、皆様にいろいろとお世話になりましたこと、心より御礼申し上げます。

初めての長期海外赴任、かつ「専門家」という肩書きが持つ重さに、 最初は緊張もしたのですが、ラオスの豊かな自然や、親しみやすく飾らない人柄のラオスの皆さんに囲まれ、私自身も自然体で気負うことなく業務に取り組むことができました。振り返るとよく笑い、驚き、時に悩んだ、(そして、よく食べた) 2年間でした。

ラオスで好きな所はたくさんありましたが、1番は、平日の夕方、太陽が沈みかける頃に、メコン川の川辺に人々が集まってきて、ぶらぶら歩いたり、写真を撮ったり、エクササイズをしたりと、友人や家族と一緒に思い思いの時間を過ごしている光景です。何も特別なことはないのですが、そののんびりした穏やかな空気の中にいるとなぜか幸せな気持ちになりましたし、使い回された表現ではありますが、本当の豊かさとは何なのだろう、と思ったりしました。

今後は、所属していた名古屋の法律事務所に戻り、一弁護士として再び働く予定です。法整備支援については、これからも何らかの形で関わっていきたいと思っておりますので、今後ともどうぞご指導ご鞭撻賜りますようよろしくお願い申し上げます。またプロジェクト自体は、2018年7月まで続きますので、引き続きのご支援とご協力を何卒よろしくお願い申し上げます。

(ラオス長期派遣専門家 (現丸の内綜合法律事務所 弁護士) 棚橋 玲子)



ミャンマーは、4月の水祭りが正月にあたるため、年末年始もカレンダー通り、官庁も通常どおり業務を行っています。私は12月29日が祝日だったこともあり、30日お休みをいただいて、チン州にあるビクトリア山にトレッキングに行って参りました。ビクトリア山頂までの2時間の山歩きの途中、山々が折重なった風景や道々に咲く色とりどりの花々で心を癒されました。ただ、山頂間近までバイクで登ることができ、多くの人が砂煙りを上げながらバイクで登っていくを見ていると、秘境感が薄れていくようで残念でした。

(ミャンマー長期派遣専門家 小松 健太)



2016年12月中旬に、出張でスラウェシ島を訪れる機会がありました。これまで出張で地方を訪れたのは、ジョグジャカルタとスラバヤのみでしたので、ジャワ島以外の島を出張で訪れるのは、今回が初めてのことになります。

スラウェシ島は、赤道直下、北半球と南半球にまたがり、アルファベットの「K」に似た、なんとも独特な形をしている島ですが、今回の 出張中に最初に訪れたマナド市は、Kの字の「I」の部分の北側の端 が東に折れて伸びている、まさにその先端に位置しています。

このマナド市は、住民の大半がキリスト教徒であり、同じく住民の大半がヒンズー教徒であるバリなどと同じように、国民のおよそ9割がムスリムであるインドネシアでは、珍しくムスリムが少数派となっている地域でもあります。

そのため、市内を歩いて散策すると、モスクよりもキリスト教の教会が多く目に付き、クリスマスが近かったためか、どの教会からも楽しそうな歌声が聴こえてきて、そこがインドネシアであることを一瞬忘れてしまいそうになりました。もっとも、ジャワ島よりもフィリピンのミンダナオ島の方が近いという、マ

ナドの置かれた地理的な関係を考えると、そうした街の光景にも納得がいくような気もします。

その一方で、路地を歩くと、子供たちが集まって何やら遊んでいたり、道路脇の家から夕食の準備をする 匂いが漂ってきたりして、今度は、一昔前の日本ならどこでも見ることができたような光景に出くわすこ とができました。

こうした街の顔は、やはり車窓からではうかがい知れず、その街を五感を使いながら歩いてみて初めて分かることだと思いますが、地方でこうした経験をする機会に恵まれるにつけ、治安、交通、大気汚染等の問題から街中を歩くことがなかなか容易ではないジャカルタが、残念な気がしてなりません。

ジャカルタを歩ける街にするよう、ジャカルタの街並みの美化に関する政策を進めているバスキ・チャハヤ・プルナマ(通称アホック)ジャカルタ特別州知事は、現在、ムスリムを侮辱したとして起訴され、来年2月の州知事選での再選が危うくなっているとの話も耳にするところですが、よりよいジャカルタの街づくりを目指す政策については、誰が知事になったとしても進めてもらえることを期待したいと思います。

(インドネシア長期派遣専門家 横幕 孝介)

平成28年4月に国際協力部に着任して、早くも1年が経とうとしています。

国際協力部を知ったのは、京都地方検察庁検察事務官として勤務していた頃、上司に教えていただいたのがきっかけでした。それから、当時の国際協力部副部長柴田紀子氏(現国連薬物・犯罪事務所/犯罪防止・刑事司法担当官)に当部の概要を聞いたり、法整備支援連絡会に参加するなどして、自分なりに事前知識を得ていたつもりでしたが、「聞く」「見る」と、実際に「する」とでは大きく異なることを、この1年で痛感しました。

①シンポジウムの企画・実施で経験した、関係機関等との調整、草の根的な広報、綿密な打ち合わせ、②研修業務で経験した、他国の統治機構・文化・考え方への理解、コミュニケーションツールとしての英語や現地語の勉強及び庶務・経理事務、③ ICD NEWS の編集作業、挙げれば切りがないほど、当職にとって、この1年は、初めての経験ばかりでした。そして、それら経験やたくさんの出会いを通じて、多くを学び、開かれた1年でした。

さて、本号の「巻頭言」では、大阪高等検察庁の寺脇一峰検事長から「法整備支援への 思い」と題して執筆していただきました。当部創設に至るまでの寺脇検事長を始め、様々 な関係者の方々の御苦労や御活躍を、また、今後の当部への期待を記載していただいてお ります。現在では既存のものと思われる当部の存在や研修等ですが、記事の中にある、現 在に至るまでの経緯に思いを馳せながら、今後、当部に対する期待を「エール」と受け止 めて、常に法整備支援に前進する姿勢を心掛けなければならないと実感した次第です。

「寄稿」では、関西大学政策創造学部の浅野宜之教授から「バングラデシュ憲法における『国家政策の基本原則』規定」と題して御執筆いただきました。

「国家政策の基本原則」に焦点を当てられた寄稿では、おおむね各国で共通する基本的人権と異なり、バングラデシュ特有の、またその時代時代を反映した、政治状況や国家政策を如実に見ることができます。記事において、バングラデシュの憲法と隣国のインドの憲法が比較されているように、憲法の「国家政策の基本原則」を通じて、バングラデシュの国の政治状況や社会状況を知ることができる、大変興味深い記事となっております。

また、元在カンボジア日本大使篠原勝弘氏からは、「カンボジアの過去・現在・未来」 と題して御執筆いただきました。

カンボジアの歴史を概説していただいた上で、政治、経済、社会及び教育の観点から、現在のカンボジアを巡る環境やニーズの変遷、それに伴い生じる新たな問題、そして展望を丁寧に説明していただいております。ASEAN(東南アジア諸国連合)加盟国であるカンボジアに対する、日本の物理的支援、制度的支援及び人的支援の必要性を説いていただき、今後のカンボジアと日本の関係の更なる発展に期待が寄せられます。

本号では、「弁護士による法整備支援」という特集を組ませていただきました。法整備

支援活動は、相手国のニーズを知り、長期的な戦略を立て、ニーズに応じた専門的なバックアップをするなど、国内外を含む関係機関同士の連携と協調を必要とします。このように、法整備支援活動には、「連携と協調」が必須であることから、今回は、「弁護士」という立場にスポットを当てて、各執筆者に、様々な角度から、弁護士の立場として取り組んでおられる法整備支援について、御執筆いただきました。前号の、日本弁護士連合会国際交流委員会前委員長の矢吹公敏氏による「巻頭言」と併せてお読みいただけましたら、法整備支援の課題とともに、弁護士、さらには、それ以外の立場からの法整備支援における「連携と協調」の可能性を見出すことができます。

「外国法制・実務」では、「ベトナム 2014 年企業法」、「カンボジア民法の紹介~意思表示の瑕疵の規定~」、「民事・経済関連法サブワーキンググループの活動を振り返って」、「ミャンマーにおける基本的な労働者の権利と労働慣行の促進のためのイニシアティブ(ミャンマー労働イニシアティブ)をめぐる動き」、「インドネシアにおける法令の種類、序列および整合性に関する法的枠組み(一)」、「新たな民法の制定に向けて~ネパール法整備支援の現場から(3)~」、「中国行政訴訟法の改正条文等について(3)」を掲載しました。

各国における専門家及び有識者からの法改正等の最新の情報を知ることができます。

「活動報告」の「国際研修・共同研究」では、東尾教官による「第55回ベトナム本邦研修」、内山教官による「第9回カンボジア本邦研修」、伊藤教官による「第9回ラオス本邦研修」、横山教官及び東尾教官による「第8回ミャンマー本邦研修」、湯川教官による「第2回インドネシア本邦研修」、石田教官による「第3回インドネシア本邦研修」、大西教官による「第17回日韓パートナーシップ共同研究」、松尾教官による「第1回日本・バングラデシュ共同研究」を掲載しました。

カンボジア本邦研修は、当職が国際協力部で担当した初めての研修でした。この研修は、記事にもあるように、4機関合同で行ったのですが、研修員は、機関の垣根を越えて、事例に対する考察や議論等を行いました。カンボジアと日本の相違点を踏まえつつ、日本が進んでいると思われるところ(判例による交通事故に関する損害賠償の算定基準の確立、判決の公開等)を積極的に吸収しようとする研修員のその姿勢には、公平で統一的な判断をしたい、自国を良くしたい、という熱い思いを感じることができました。初めての研修で不慣れなことも多く、研修員の方にも御不便をかけることもあったと思いますが、研修員を始め、教官や関係者の笑顔や人柄に救っていただきました。当職は、この研修を通して、カンボジアの方が大好きになりましたし、また、いつかお会いできる日を楽しみに、より良い研修等ができるよう、業務に邁進したいと考えております。

そして、「海外出張」では、横山教官による「ワシントンDCへの海外出張」を、「人材育成研修」では、石田教官による「平成28年度国際協力人材育成研修実施報告」を掲載しました。

当職が担当した2回目の研修となる本研修は、本邦研修とは異なり、直接現地に行って、 法整備支援とは何ぞや、を研修員に体感してもらうものです。今年度は、過年度とは異なり、ベトナム及びラオスの2か国を訪れましたが、関係機関訪問や研修員による講義、質疑応答等を通じて、各国の統治機構、国民性、先進性に応じたニーズを知るなど、学ぶところがありました。さらに、本研修において、現地専門家の地道な活動、通訳の質・人材育成及び確保の重要性、それぞれ異なる組織を背景に持つ研修員の法整備支援への関わり等、法整備支援が息の長い、かつ、多方面からの協力が必要な、地道なものであることを改めて感じることができました。研修期間中に得た経験や気付きをしっかり心に留めながら、今後、当部の仕事等を通して、「法整備支援」に貢献できたらと思います。

また,「部内研修」では,大西教官による「法制度整備支援活動の対象国に係る政治, 社会,文化等の情勢及び言語に係る研究会(インドネシア,ミャンマー及びベトナム)に ついて」を,「来訪」では,松尾教官による「京都大学法学部生らによる国際協力部訪問」 を掲載しました。当部では,外部からの訪問を随時受け付けております。

さらに、「講義・講演」では、当部教官の外部講義を、「活動予定」では、2017年4月から6月までの当部の活動予定を掲載しています。

いずれも、当部の法制度整備支援活動の最新状況を簡潔かつ的確にお伝えする内容となっております。

下岡主任国際協力専門官による「専門官の眼」では、御自身が携わられた共同研究を紹介していただくとともに、共同研究で御一緒された研究員との、その後の付き合い等について記載されております。当部では、様々な研修や共同研究等を実施しておりますが、一過性のものではなく、その後に続く関係性が、「相手の立場・国を知る」という国際交流の出発点になるのではないかと考えます。

「各国プロジェクトオフィスから」では、現地の長期派遣専門家の方から定期的にいただく報告書に添付されているメールを引用させていただいております。報告書には記載されない現地での気付きや日々の暮らしの様子を書いてくださっており、気軽に読むことができると思いますので、ちょっとした一休みにお読みいただければと思います。

最後になりましたが、御多忙の中、御寄稿くださいました皆様に厚く御礼申し上げます。 関係者の皆様におかれましては、今後とも更なる御協力を賜りますよう、何卒よろしくお 願い申し上げます。

国際協力専門官 稲本 実穂